井上清著

日本の歴史

上

岩波新書

D 80

井上 清著

日本の歴史

日本の歴史 上（全三冊）　岩波新書（青版）500

1963年9月25日　第1刷発行 ©
1985年6月10日　第39刷発行

定価430円

著　者　井上　清

発行者　緑川　亨

〒101 東京都千代田区一ツ橋2-5-5
発行所　株式会社 岩波書店
電話 03-265-4111
振替 東京 6-26240

印刷・精興社　製本・永井製本

まえがき

人はだれでも、歴史によってつくられ、歴史の中に生きており、そして何らかのしかたで歴史をつくっている。しかし、すべての人がこのことを自覚しているとはかぎらない。じぶんをつくり、じぶんがその中に生きている歴史を、自覚するとき、われわれは、自覚して、合目的に、歴史創造に参加することができる。

現代日本では、歴史についての国民の関心が、ひじょうに高いが、それは、世界史的な大変革期に生きている国民が、歴史創造に自覚的に参加しようとする姿勢の、あらわれであろう。歴史家は、国民のこの関心に、こたえなければならない。かくて、叙述のしかたも歴史の見方もさまざまの、日本史の本が世上にあふれているのも、当然である。その上なお私が、あえてこの本を世に送るのは、私なりの野心とねらいがあるからである。

第一に、原始の野蛮から現代の文明にいたる、日本歴史を創造発展させてきた原動力を明らかにし、また日本歴史に作用した諸条件——周辺の世界との関係、地理的および自然的条件、偶然の諸事情など——を具体的に追究すること。

第二に、日本歴史のそれぞれの発展段階を確認し、それぞれの時代像と、後の時代が前の時

代をうけて発展してゆく、全体としての歴史の大きな流れとを、一望のうちにおさめること。

第三に、日本歴史がほかのあらゆる民族の歴史と共通する、人類史的な一般性と、まさに日本歴史としての特殊具体性とを、統一的にとらえること。

第四に、右のことを明らかにすることによって、われわれの歴史の、経済、政治、文化そのほかすべての側面を綜合統一して説明し、歴史的現代を正確に理解するとともに、われわれの未来について、科学的な根拠のあるヴィジョンを、つくりあげるのに役立てること。

これを本書で実現したいというのが、私の学問的野心である。

第二次大戦後の政治的社会的思想的激動をへた、いまも表面の天下太平ムードの底は激動している日本では、国民の間に、日本の歴史像について、大きなくいちがい、さらには対立がある。古い世代と新しい世代、支配階級と自覚した民衆との、歴史像はちがっている。私は、もとより新しい世代と自覚した民衆のもつ新しい歴史像のがわに立っている。

ところが、さいきんの日本帝国主義の復興につれて、旧大日本帝国時代の歴史像が、いくらかの修正と新しいよそおいをして、急速に復活させられつつある。文部省の歴史教科書の検定は、その急先鋒で、たとえば近代日本の帝国主義的ぼうちょうを、「国際的地位の向上」としてのみ教えさせようとする。このさい私たちは、古い歴史像の破壊的批判や、「そんなものは相手にしない」、ということだけでは、科学的で民衆的な新しい歴史像を、発展させることは

できない。古い帝国主義的歴史像は、民衆のなかにも残っているので、その歴史像をつくっているさまざまの事件や人物についても、それを新しい歴史像の中に科学的に正しく位置づけて、「なるほど、あれはこういうことだったのか」となっとくさせたとき、はじめて、古い歴史像は内部から克服され、新しいそれが、国民の歴史として定着するであろう。

そのような国民の歴史に、本書は一歩でも近づきたいとねがっている。

「それが君などの手におえるものか」ともいわれようが、私も歴史家のはしくれ、あえてこの目標に全力をそそぐのも、また愉快ではないか。

参考にした本や論文は、無数というほかなく、すべて諸家の研究から学んで、私はただそこに明らかにされている事実を、私の大局観によって解釈し構成した。

これを書き上げるまでには、岩波書店の「新書」編集部のみなさんに、なみなみならぬおせわになった。ことに堀江鈴子さん、田村義也さんには、お礼の申しようもないほどである。とくに記して感謝の微意をあらわしたい。

一九六三年八月一五日

井上　清

出
羽
陸
奥
佐渡
能登
越後
越中
加賀
若
狭
越前
飛驒
信濃
上野
下野
常陸
美濃
近江
尾張
甲斐
武蔵
下
総
三河
伊
賀
駿
河
相模
上総
遠江
伊勢
伊豆
志摩
安房
（17世紀初頭）

与論島
蝦　夷　地
渡島
日本人居住地域
隠岐
対馬
壱岐
出雲
伯耆
因播
但馬
丹後
石見
美作
丹波
長門
安芸
備後
備中
備前
播磨
山城
周防
摂津
筑前
豊前
肥前
讃岐
淡路
和泉
河内
筑後
伊予
土佐
阿波
大和
豊後
肥後
紀伊
日向
薩摩
大隅
日　本　国　図

日本史の時代区分一覧

BC300年以前および1900年以後は年数表記の間隔が，前者は短く後者は長い．本文「はじめに」を参照．

年代	社会経済構成体による区分		三分法を基礎とする区分	政権の所在地を基礎とする区分	外国 朝鮮	外国 中国	外国 その他
15~25万年前	原始社会	旧石器時代	先史時代				BC5000~4000，メソポタミヤ文明
BC 7千~8千?		縄文土器時代(新石器時代)					BC3400頃エジプト第一王朝
					? 古朝鮮	殷朝 (BC13世紀頃)	
						周朝 (BC9世紀頃)	BC6~5世紀，インドとギリシャ古代文明の絶頂
BC 300						秦朝	
200		弥生式土器時代(金石器併用時代)				漢朝 前漢	
100							
0					(?)	(新)→	ローマ帝国
AD 100			古代		三韓	後漢	
200						三国	
300	奴隷制社会	(氏族的擬制奴隷制)		大和時代	三国時代	晋朝 西晋 / 東晋	
400							東ローマ帝国(ビザンチン) / 西ローマ帝国
500						南北朝	西欧封建制成立期
600				飛鳥時代		隋朝	
					新羅朝	唐朝	

年								
700	奴隷制社会	(国家的奴隷制)	古代	奈良時代	新羅朝	唐朝	東ローマ帝国(ビザンチン)	
800				平安時代				西欧封建制の発展期
900		(家父長制奴隷制)		(摂関政治時代)		五代		
1000					高麗朝	宋		
1100				(院政時代)		(南宋朝) / 金		
1200	封建制社会	成立期	中世	鎌倉時代				
1300				南北朝時代		元朝		イタリアルネサンス期
1400		発展期		室町時代	李朝(朝鮮)	明朝		
1500				戦国時代			西欧封建制解体期	
1600		完成期	近世	安土桃山時代 / 江戸時代				西欧資本主義形成期
1700						清朝		
1800		解体期					欧米産業資本主義段階	
1900	資本制社会	独占資本主義	近代	(明治時代) / (大正時代) / (昭和時代)	日本の植民地	中華民国	資本主義世界の帝国主義段階	ソ連社会主義
1945			現代	(被占領時代) / (現代)	大韓民国 / 朝鮮民主主義人民共和国	中華人民共和国	社会主義世界の形成	

本書記述の体裁

一　人名は、同一人で度々変ったり、雅号そのほかいろいろあっても、たいていは、もっともよく知られている名なり号なり通称なり、一つを用いた。

二　地名の文字は、現在用いられている文字を、一貫して使った(例、大坂を大阪で統一するように)。

三　人名・地名・事件名その他のルビは、一般読者には必ずしも明白でないと著者が思ったものにだけ、初出にかぎり、つけた。

四　年代は、世界的に通用している紀元年数であらわし、年号はとくに必要のあるばあい、たとえば、事件の歴史的名辞とそのときの年号がむすびついているばあいなどにかぎって、紀年の下に(　)で註した。

五　史料の引用文は、かなを漢字にしたり、漢字をかなにしたり、漢文を読み下しにしたり、かなを現代かなづかいにしたりで、原文の通りではない。要は、原意をそこなわないで、読者にその意味がすぐわかることを期した。

目次

はじめに——日本歴史の進み方と時代区分……1
1 原始の日本……人類的共通性と日本的独自性……13
2 大王国家と部民……奴隷制と国家形成の特徴……29
3 大化の改新……氏族的擬制から「法式備定の国」へ……49
4 古代天皇制……唐の模倣と現御神(あきつみかみ)……65
5 荘園と農民……律令体制の崩壊と武士の成立……87
6 貴族政治とその文化……国家(みかど)主義から貴族主義へ……103
7 武家の「天下草創」……六波羅政権と鎌倉幕府……123

8 初期封建社会の特徴……農奴制の進展、民族的文化の形成……139
9 鎌倉幕府の滅亡……在地武士と農民の進出、モンゴルの来襲……157
10 古代遺制の清算……「惣」の発展と室町幕府の矛盾……171
11 下剋上と戦国争乱……土一揆・国一揆と戦国大名……189
12 自由都市の萌芽……産業・商業・貿易の発展と都市……203
13 国民的活力と文化……文化の民衆化、西洋文明との交渉……219
14 秩序と権威の再編成……信長と秀吉の全国統一……235
15 士・農・工・商・えた・非人……周密な封建支配の網……255
16 鎖国と封建制……国民的活力の密封……271
年表……287

上部カット・唐招提寺 梵天像の台座に描かれた落書

はじめに

――日本歴史の進み方と時代区分――

われわれ日本人は、その歴史をさかのぼることのできる最古のときから、現在にいたるまで、同一の種族が、同一の地域、いまの日本列島の地で、生活してきた。その間に、いくらかの他種族との混血はあったが、征服・被征服による種族の交代も、大規模の融合もなく、日本人は、原始の野蛮から現代文明の一流の水準にまで、社会と文明を断絶することなく発展させてきた。これは日本歴史の大きな特徴の一つである。

日本人の社会は、紀元前三世紀ごろまでは、列島の地にほとんど完全に孤立していた。そのころから朝鮮、ついで中国の文明と接触し、その圧倒的な影響のもとに、紀元五世紀ごろに、未開の段階をおわって文明の段階に入った。それは、メソポタミヤ、エジプト、インド、中国における人類文明の発祥期からみるならば、二千年から四千年以上もおくれている。ギリシャ・ローマの古典古代の文明期とくらべても、千年前後もおくれている。

一たん文明に到達してからの、日本社会の発展のテンポは、ときには急進しときには停滞し

ながらも、全体としては、たいしてのろくはなかった。その何よりのしょうこに、日本は現在、世界の一流の文明国である。この発展の原動力は、人民のたゆみない勤労生産と、よりよい社会をもとめるたたかいとにあったことは、本書の全体を通じて明らかにされるが、そのさい、日本人が、朝鮮、中国、インドそして後にはヨーロッパの先進文明を、どんらんなまでに学びとることによって、日本歴史の発展は、いちじるしく早められ、また独特の特徴をあたえられた。

日本人は現在までのところ、世界文明をリードするような、大いなる、体系的な、独創をなしとげたことがなく、つねに先進文明を模倣してきた。このことが何か卑下すべきことのような調子をこめて語られる。しかし、最近のようにコンミュニケイション手段が発達する以前の時代には、日本はつねに文明世界の辺境に孤立していた。この状態で、はるかにおくれて未開の段階をぬけだした日本人が、つねに先進文明を吸収するほかなかったのも、当然のことであったし、それを吸収したことこそ、日本人の活力を証明するものである。

しかし先進文明の輸入は、階級社会の成立から近代以前までは、まず第一に支配階級のためのものであり、とりいれられた文明は、上から下に浸透させられるものであった。支配階級が外国の文明をとりいれて、彼らの道具とした。日本では、人民が直接に恒常的に外国と往来することが、いちじるしくさまたげられた。また外国人が多く日本に来て、ひろく日本人民と交

渉をもつこともさまたげられた。これは、島国という日本の地理的条件が、強力な中央政府があるばあいには、その政府をして、人民の海外往来を禁圧することを容易ならしめたからである。

一二世紀から一七世紀の初頭まで、封建支配階級がまだ名実ともに全国を支配する強固な権力をうちたてることができないでいた間だけ、一部の人民は、あるいはいわゆる倭寇として、または平和な植民者・商人として、朝鮮、中国、東南アジアの各地と往来し、一六世紀には、あるていどは来日のヨーロッパ人ともまじわって、そこに日本文明の新しい展開の萌芽をうみだしたが、周密な封建支配の確立とともに、たちまち鎖国されてしまった。このようにして外国文明は、民衆が生活の全体をもって、頭ばかりでなく手と足とをもっても、学ぶのではなく、知識人が、書物を通じて学ぶのが、その摂取の、主要な、近年まではほとんど唯一の、方法であった。

近代の自由民権運動にいたってはじめて、現存する支配体制に対立し、下から、人民の方から、社会を変革するための思想や理論が、欧米の民主主義革命から学ばれた。けれどもそのときすでに欧米では、その民主革命をおこなった階級、ブルジョアジーは、保守的な支配階級になっており、日本の民主革命の援助者ではなく、反対に、急速に資本主義化をすすめつつある日本の支配者と同一の立場に立つものであった。そして日本の為政者や官吏や資本家や彼らに

つかえる技術家・知識人が、欧米の支配者から、まるで手をとり足をとるようにたすけられて、近代的な支配の技術と、生産の方法とを学んだのであった。その後の労働者階級の革命運動にいたって、はじめて日本人民の外国文明摂取も、書物を通じてのみではなく、外国の労働者階級との直接のむすびつきの糸口が、できた。しかも現代でもなお、人民が労働階級の世界文明と交流することは、容易ではない。

先進文明のとりいれ方が、このようにほとんど完全な支配階級の独占であったことが、日本社会にいつも新しいものと古いものとを混在並存させ、文化の重層性を生ぜしめ、日本社会の変革が、一挙に下から革命的にゆかず、なしくずしに上からの改良のつみかさねになるという、日本歴史の進み方の特徴をつくりだす、重要な要素となった。

一般に後進社会が、先進文明をとりいれたときには、その社会には、先進文明をとりいれて大いに進んだものと、旧来のおくれたものとが、ある期間併存することはさけがたい。紀元前三世紀のすえごろ、まだ本格的な農耕を知らなかった新石器時代の日本社会に、水田農業と鉄器をもった文明がはいってきた、そのときからして、古いものと新しいものとの並存、文化の重層性がはじまった。先進社会では、石器時代と金属器時代は、かなりはっきり区別され、金属器も、青銅器から鉄器へと段階的にとおっている。しかし日本では、石器がもっとも主要な生産要具である社会へ、にわかに鉄器と青銅器が同時に入ってきた。その後も数世紀間はひき

つづき、石器は依然として主要な生産要具であった。そして紀元四世紀ごろになると、このときはすでに階級社会であったが、鉄器はもっとも重要な富として、その生産技術者もろともに、王や貴族らに独占され、その独占が、彼らが人民を一種の奴隷(部民)として支配するための、重要な手段となっている。しかも生産人民の常用する主要な道具は、あいかわらず石のくわ・石のかま、木のくわ・木のうすときねなどである。この段階は石器時代か鉄器時代か、一義的にきめるのはむつかしい。

階級社会になってからは、右の鉄器の例にみるように、支配階級が人民に先んじて先進文明でみずからを武装した。たんに物質文明のみではない、文字とか、仏教・儒教とか、法律制度とかも、同様である。そして支配者はつねに、人民を物質的にも精神的にもおくれた状態におしとどめておこうとした。古代や中世のみでなく、明治維新のときもそうであった。明治政府は、じぶんでは最先進のあらゆる統治の技術と生産の方法を西洋から学んだが、人民が、自由や民権という、近代文明の基礎になるものを、西洋からとりいれることは、徹底的に弾圧した。このような文明のとりいれ方が日本文明の初発のときからあった重層性を、永続させ拡大させる根本条件になる。しかし、生産民衆をおくれた状態にとじこめておけば、支配階級だけが、いくらハイカラぶっても、彼らも本質的に新しくなることはできない。彼らは民衆を有効に支配するために、彼ら自身が、おくれた思想・信仰や、血縁関係の擬制のようなおくれた関係を、

まもり維持せねばならない。現代の科学文明の最先端をゆく原子力研究所の起工式に、原始のアニミズムからいくらもはなれていない、神社信仰の「はらい」がおこなわれる。天皇をアラヒトガミ(現人神)とみずから信じ、人民にも信じさせた古代以来の伝統がやぶられ、天皇が、じぶんは神ではないという、こっけいにして悲惨な宣言をしたのは、つい十数年前のことであった。

文化の重層性についてのべたことは、社会経済構成にも、あてはまる。いくら支配階級が先進文明で武装していても、生産力のにない手は民衆である。そして生産力の発展が、けっきょくは、古い生産関係を破壊して新しい生産関係をつくり、歴史を進める。けれども、それは自然的必然性ではなく、生産力のにない手である勤労民衆と、古い生産関係によって権力と富をもつ支配階級との、さまざまの形態の闘争を通じてのみ、生産関係の変革は実現される。そしてわが国の歴史では、他民族の歴史と同様に、この変革の原動力は民衆(民衆の具体的内容は、歴史時代によってちがう。たとえば地主も古代には民衆であり、資本家も封建社会では民衆であった)にあったが、下から一挙に変革することができなかった。下からの民衆の動きに対応して、上層階級の一部あるいは中間階級による改良が、リードした。(このことは、後の各章で具体的に分析される。)これと、先述の日本文化のあり方とは、きりはなせない関連がある。

こうして、日本社会では、原始共同体から階級社会への移行においても、共同体の完全な解

体がなく、共同体的形式が階級支配の機構として利用された。

古代天皇制――奴隷制社会――が解体してゆくときも、ヨーロッパでゲルマン人がローマ帝国の奴隷制社会をほろぼして、封建制社会をつくりだしていったように、他民族が侵入して来て日本奴隷制社会をほろぼすのではなく、もっぱら日本人内部で、古い支配階級あるいは中間的階級が、奴隷的な労働人民の自立のための闘争(その根底に生産力の上昇がある)に対応して、農奴主へとじょじょに移行した。したがって、奴隷制と農奴制は、数世紀にわたって区分しがたく混在し並存し結合している。

封建社会から資本制社会への移行のさいにも、条件は前とはちがうが、同様に一挙に革命的に、その変革はおこなわれなかった。明治維新の性格について、論争がたえないのは、そのためである。また日本で社会経済構成体として産業資本主義が確立したのは何年ごろか、ということについても、いろいろの説がある。それほど、ある部分では資本主義化が進んでいながら、他の部分では、封建的な経済制度やマニュファクチュアーがひろく存在している。

日本歴史のこのような進み方のために、日本歴史の科学的な時代区分は、きわめて困難である。

近代の歴史書で、もっともふつうに用いられている時代区分法は、政権の所在地または権力者の家の名をとって、それにより、それぞれの年間をよぶことである。これは日本歴史の世界

史的な共通性を拒否し、日本歴史の個別特殊性を強調する、「国体の精華」をほこる歴史観にもとづいている。これによれば、古代天皇政権が、まだ一定の都をもたず歴代ごとに大和平野を転々としていた時代を、大和時代という。これを最初として、奈良時代、平安時代、鎌倉時代、室町時代、安土桃山時代、江戸時代と区分する。

この方法でいけば、江戸時代のつぎは、東京時代というほかなかろうが、そうはいわないで、年号によって明治時代、大正時代、昭和時代という。また、江戸時代は徳川氏が政権をとっていたから、徳川時代、同様に室町時代は足利時代ともいう。それなら鎌倉時代は、源時代と北条時代に分けるかというと、そうでもない。また、室町時代の末期を戦国時代ともいい、安土桃山時代は織田と豊臣の姓をとって織豊時代といったりもする。原理原則があるわけではなく、支配者中心に、何々時代とよんでいるだけのことである。天皇の都が、奈良から京都にうつったからとて、社会状態や政治構造や文化に、時代を区別せねばならぬような変化がおこったわけではない。そのような変化は、むしろ平安京にうつってから一世紀以上もたった一〇世紀はじめ、いわゆる平安中期のはじめにおこっている。

ただこの区分には、多少の便利なてんもある。鎌倉、室町、江戸の三つの幕府は、それぞれ封建制の独自な構造をもっているので、これらのそれぞれを一つの時代とみることができる。そして、この武士階級の支配した時代の以前という意味で、平安朝にも、一定のイメージがう

かぶ。ただし、これは偶然の便宜でしかない。ただ、日本の歴史に関する記述には、この時代称呼が、きわめてひろく用いられているので、本書の「時代区分一覧」にも、この区分をのせておいた。

日本歴史の時代を、外国の歴史の時代区分とも共通の方法で区分しようとするには、現在を出発点とし、過去にさかのぼって近代、中世、古代とする、三分法も用いられる。そのさいにも、近代はいつからはじまるか、中世はいつからいつまでか、ということは、学者の恣意——よくいえば勘(かん)にまかされた。なぜなら、歴史をたんに時間の連続としてだけとらえるなら、どこがいまよりひじょうに遠いのか、中くらいに遠いのか、一義的に決定はできないから。そして、この三分法的発想を基礎にして、たとえば「古代」でも、「上古」「中古」「近古」とわけ、「中世」と「近代」の間に「近世」をおく、また近代を「最近世」ともよぶ、というようなことも、学者によってはおこなわれている。もちろん科学的根拠はなく、著者の便宜によるものである。三分法で、古代、中世、近代としたばあいにも、それが外国史のそれぞれと対応するというものではない。

三分法が、科学的に意味をもちうるのは、社会構成体の変化を基礎として、時代区分がおこなわれ、それぞれの社会構成体の存在の時期の、現在からのへだたりをみて、古代とか中世とかを名づけることである。そのばあい、原始共同体の時代は、原始時代あるいは先史時代(文献

によっては知られない時代)といい、奴隷制時代を古代、封建制時代を中世、そして資本主義時代を近代といい、世界史的には、社会主義体制が地球上にあらわれた一九一七年以後を現代、とするのが通例である。ただし、日本では、封建制の時代のうち、その後期の、中央集権的な封建権力が成立した時(一六世紀の後期)から以後、幕府政治のおわりまでを、近世というのが通例である。これは中世後期というのと同じことである。私が本書で、古代、中世、近世、近代というとき、それはすべて上記の社会経済構成に対応させて用いている。なお、現代と本書でいうのは、世界史的にはロシア革命以後、日本については一九四五年八月以降である。「現代」についても諸説があるが、厳密に科学的にいえば、第二次大戦後の日本とそれ以前の日本とを、一つの「時代」にくることは、この前後の政治構造と世界史的条件のちがいを無視するあやまりである、と私は考えている。

時代区分を、たんなる便宜的なものとせず、一つの時代が、独自の構造と特徴とをもつ特殊の時代として、他の時代と区別されねばならない学問的必然性をそなえたものとするのは、社会経済構成体を基礎とする区分のみである。この区分は、それぞれの時代の基本の内容を正確にあらわすとともに、一つの時代からつぎの時代への歴史の発展の流れをも表現し、日本歴史と他の諸民族の歴史との、人類史的共通性をもあらわすものである。

そこでじっさいに日本歴史の時代をこの方法で区分するとなると、前にのべたような日本史

の進み方の特徴のゆえに、かなりむつかしく、いくつもの説がたがいに論争して、なかなか帰一しない。いまその論争の一斑をしょうかいし説明することもできないが、私はつぎのような方法論をとる。

時代区分にあたっては、第一には、一つの社会に古いもの・おくれたものがどんなに残っているか、ということよりも、新しいもの・進んだものが、もはや後へもどすことのできない力を以てあらわれているかどうか、ここに注目すべきであると考える。第二に、社会経済構成体を基礎として時代を区分するということは、経済制度のみをみるべしということではなく、政治、つまりいわゆる上部構造の下部構造への反作用もみなければならない。そして一般に経済構造は、何年に変ったと年まできめられるものではなく、数年はおろか、ばあいによっては数十年のはばをおかねばならない。そういうものの変化の時期を定めるには、ほろびゆく古い経済構造の上に立つ権力が倒れ、新しく発展しつつある――まだ幼くはあるが、もはや不可逆的な力をもっている――経済制度を推進する階級の権力の成立した年をもって、時代の劃期とすべきであると、私は考える。

この方法にしたがって、私は、紀元四世紀はじめ、大和地方を中心とする階級社会と国家の成立したころをもって、日本歴史の原始共同体の時代はおわり、奴隷制社会がはじまるとする。これが奴隷制社会であるかどうか、諸説の争いがあるが、それについては、いまはふれない。

私見は本文第二章にゆずる。奴隷制時代は、武士階級の独自の国家の成立した一二世紀のすえにおわり、それから、封建制時代がはじまるとする。そして、一八六八年の徳川幕府の廃止、近代天皇制の成立をもって、封建制と資本制の時代の分岐とする。

資本主義の時代も、過去のすべての社会構成体と同じように、いつかはおわるであろう。世界史的には、すでに資本主義は半世紀前までのように世界をおおう体制ではなくなって、その割れ目は、年ごとにといってもよいほど、急速に大きくなってゆく一方である。この中で、日本の歴史は、近代にいたるまでそうであったように、またも支配者や中間層の上からの改良のつみかさねで、しだいに変っていく、というようなことが、今後も可能であろうか。これについて、ここで議論するのは早すぎる。それは、本書の上中下三巻を通じて、原始の時代から現代まで、日本歴史の歩みを、とくと見定めてからにしよう。

1　原始の日本

――人類的共通性と日本的独自性――

銅鐸の模様の一部．上はかせをもつ女、下は脱穀の場面

いまの日本列島の地に、人間が生活するようになったのは、いつのころからであろうか。それは、あるいは、アジアの人類の歴史とともに古くからのことかもしれない。

人類史の一環としての日本史

現在確認されている地球上の最古の人類は、東アフリカのタンガニイカ地方で、一九五九年にその頭骨が発見され、学名をジンジャントロプス・ボイセイとつけられているもので、彼らが生活していた年代は、一七五万年前にまでさかのぼる可能性があると、推定されている。しかし、アジアで現在までに発見されている最古の人類は、その遺骨が北京の近くの周口店で発見された北京人類(シナントロプス・ペキネンシス)とジャワ島の東部で発見された直立猿人(ピテカントロプス・エレクトゥス)であって、いずれも、地質学上の洪積世の初期、いまから四〇万～五〇万年前に生活していた。

いまはアジア大陸の東のはての海中に、東北から西南にかけて、細長く弓なりにつらなった島々から成る、わが日本の地は、洪積世には、一部で大陸とつらなり、いまの日本海を、内海のようにいだいていた。そして、北京人類や直立猿人が活動していたころの、それらの人類の住んでいた地方の動物が、いまの日本列島の地にもいたことが、知られている。してみると、北京人類あるいは直立猿人のなかまもまた、この地に来ていたのかもしれないが、いまのとこ

ろ、それについては、たしかなことは何もいえない。それから二〇万年以上もたって、いまからおよそ二四万年ないし一五万年前にまたがる、地質学上の第三氷期の地層からは、日本列島の地でも、石器が発見されている。それを製作し使用したもの、つまり、人間の生活があったにちがいない。

ジンジャントロプスはもとより、北京人類も、その後にあらわれたものも、初期の人類は、骨格がいまの人類とは、いちじるしくちがっていた。いまの人類の直接の祖先、ホモ・サピエンスがあらわれて、地球の各地に生活するようになったのは、洪積世の末期、いまから三万～五万年前のことである。日本列島の地でも、洪積世末期の地層からは、北海道から九州にいたる各地で、多くの打製石器(旧石器)が発見されている。そのころすでに、北海道と本州は、いまの津軽海峡でへだてられていたが、本州と四国、本州と九州は、まだ陸つづきであり、それがさらに、いまの朝鮮海峡か南シナ海のどこかで、陸橋を通じて、大陸につながっていたと考えられる。そこを通って大陸から、現生人類が、いまの日本の地に進出してきたのであろう。

日本に旧石器時代のあったことが確認されたのは、つい最近一九四九年に、群馬県の岩宿(いわじゅく)で、打製石器が発見せられてから以後のことであるが、その文化は、ヨーロッパ・アジア大陸の各地の同じ地質年代のそれと、おどろくほど類似している。それはまことに、人類文化は本来一体であったということを、示すもののようである。しかしこの原始人類文化の世界的な共通

性・相似性は、人類が、自然状態から、わずかに半歩あるいは一歩をふみだしたばかりという、生産力のまったくの未発達の状態に規定せられたものであった。こういう状態から何万年もたって、現在、人類は、宇宙空間をも征服するほどの生産力の非常に高度の発達を基礎として、地球の各地の諸民族が、それぞれの民族文化を最高度に発展させながら、同時にそれを一体の人類文化に綜合する展望をもつにいたった。われわれの日本歴史も、そのような人類史の一環にほかならない。

旧石器時代の日本の地の人々は、まだ定住生活に入らず、食糧をもとめて転々としていた。弓矢をもったというしょうこも、まだ発見されていない。土器も全然知らなかった。

やがて地球の歴史が、洪積世から沖積世に入ったころ、いまから一万年ほども前に、地球上の大部分で、旧石器時代はおわり、石器の表面を磨いた一段と進歩した道具＝新石器の文化があらわれ、それとともに、土器の製作がはじまる。土器は、いうまでもなく、粘土を焼いてつくる。人間はいまや、自然物に化学変化をおこさせ、自然には全然存在しない物質をつくりだした。人間の自然に働きかける力の一大進歩である。土器は、これに水や食物をいれて貯えることも、これで湯をわかし、物を煮ることも、あるいは祭りの器具や美しい形をつくることもできる。この発明によって、原始の人々の生活は、以前にくらべて一段と豊かになった。

日本列島の形成と縄文文化

日本列島の地においても、地球の他地方と同じように、沖積世の初期に、新石器と土器の製作・使用がはじまった。それと同時に、新石器文化には、日本的な特色があらわれる。このころの日本の地は、すでに大陸とのつながりはきれて、四方を海にかこまれた列島になっていた。この海を渡って大陸と往来することは、当時の列島とその周辺の社会の生産力では、まったく不可能ではないまでも、きわめて困難であった。かくて日本列島の社会は、一万年ほども、周辺の社会からほとんど孤立した形で、独自の道を歩まねばならなかった。そして八千年ほど前に、四国と九州が本州からきれた島となり、その後も、太平洋がわの海岸線が後退し、五千～六千年前から、日本列島は、地形も気候も動植物相も、現在と基本的には同じになっていた。

いままでに知られている、列島社会にあらわれた新石器時代の最初の文化は、その土器に、縄目あるいはそれに似た文様(もんよう)があることから、縄文式土器の文化とよばれる。本書では、これをかんたんに縄文文化とよび、その時代を縄文時代ということとする。縄文文化は、紀元前三～二世紀ごろまでの数千年間もつづき、その遺跡・遺物は、北海道から沖縄本島にいたる、日本の各地にひろがっている。この長い年月を通じて、人々は、漁猟採集経済をぬけ出すことができず、金属器の発明もなかったが、その間にも、人々のたゆみない社会的労働により、一歩一歩、生産力と文化が向上した。

縄文時代は、土器の形や文様の変化と、その出土状況を手がかりとして、早期・前期・中期・後期および晩期の五期に、大きく分けられる。

早期の人たちは弓矢を持っていたから、旧石器時代よりも一段と発達した狩猟をおこなっていたことがわかる。前期のおわりには、丸木船に乗り、沖合に出て魚をとることも知っていた。その住居は、地面を六〜七平方メートルの方形あるいは円型に掘り下げ、その中に柱をたて、四方から草木の屋根をふいた竪穴である。早期の住居集団は、規模も小さく、同一の場所におちついた期間もみじかかったが、前期に入ると、竪穴の住居が、海に近い台地にたくさんならんで、小集落をつくっており、ながく使った炉のあとが見られるなど、一所に居住する期間がながくなったことが察せられる。

中期には、集落は、海岸からかなり奥地に入ったところにも発達している。たとえば長野県の八ヶ岳のふもとにも、多数の中期の住居址がある。このころには、相当広い地域にわたる物資の交換がおこなわれていた。その有名な例証として、長野県和田峠の近くに産出する黒耀石を材料とした石鏃の分布がある。この石鏃は、関東・信越地方の各地はもとより、東は福島県、西は愛知県・福井県におよび、海をこえて佐渡島にもひろまっている。

後期から晩期にかけて、人々は台地から平野の近くへ進出した。集落の規模はますます大きくなり、住居址や貝塚から出る、土器・石器・骨角器などの労働要具の種類は多様になり、そ

の分量もふえている。このことは、労働生産が発達し多様化していったことを示している。それとともに、東日本と西日本で、文化の様相に明白な差異があらわれはじめる。

もともと縄文文化には、土器の形や文様に、東日本と西日本の相違がはじめからいくらかみとめられるが、それにしても後期までは、質的な差はなく、どの地方も同じ方向に進んでいた。ところが晩期には、東日本では、それまでの方向がひきつづき発展し、釣具などの骨角器がひじょうに精巧になり、土器の装飾は、青森県の亀ヶ岡から出た亀ヶ岡式土器を典型とするように、極端に複雑になる。これに反して西日本では、縄文文化の遺跡からの出土品は変化にとぼしく、土器は以前よりも簡素になる。その一方では、土掘りに使ったと思われる、大型の打製石斧など、新しい性質の強力な労働要具があらわれる。これから察すると、西日本では、人々は新しい生産方法、農業への道をさぐっていたらしい。

原始共同体と母系氏族制

縄文文化は、ここまで進んだけれども、ついに農耕と牧畜をはじめるにはいたらなかった。縄文時代の人々が養った唯一の家畜は、犬であった。犬は世界のどこでも、人類の最初の友となり助手となった動物である。縄文文化の中期以後の遺跡のあるものからは、穀物をすりつぶすことの可能な石皿や、前記の大型打製石斧などが出ることから、当時すでに、ヒエあるいはサトイモなどを栽培する、原始的農業がはじまっていた、と推定する説もあるが、まだきめ手がない。かりにそのような農業がはじまっていた

としても、それはまだ、生産の主要な方法ではなく、人々は依然として、決定的に漁猟採集経済に依存していた。

このような生産力の段階では、人々は、働けるものはみな働いて、ようやく社会を維持してゆくのがせいいっぱいであった。そこには、みずからは労働しないで他人の労働を搾取する富者と、彼に搾取される貧者との別が生ずる条件はなかった。縄文時代のどの期の住居址を見ても、みな一様にそまつなもので、その間に大小優劣の差がない。人々は死ぬると共同の墓地に葬られた。他のものよりもりっぱな個人の墓とか、他の死者とはちがう特別の副葬品をそえたものもない。このことは、この社会に貴賤や貧富の別がなかったことを意味している。そしてこの社会では、狩でも、漁でも、住居をつくることでも、主要な生産はすべて、個々人の単独では不可能なので、社会の全員の共同労働でおこなわれたであろう。そして弓矢や舟や網など主要な労働要具は、全社会の共有であったにちがいない。なぜなら、もしそれが個人の私有であったとすれば、労働要具を所有する富者と、それを所有しないで労働するだけの貧者との、差が生ずるはずであるのに、貧富の差を示すどんなしょうこもないから。

生産労働を共同でおこない、労働要具を共有している、いいかえれば原始共産制のこの集団は、おそらく母方の血縁でむすばれた人々の、母系制氏族共同体であったろう。そのことを直接に証明する遺物はないが、当時の生産力と集団の規模および後世の母系制の事実からさかのの

ぼって、そのように推定される。また中期・後期の縄文土器には、人間をあらわす土人形=土偶があるが、その多くは女性をかたどっている。土偶はたぶん、万物に精霊があり、それが人間の運命を左右すると信ずる精霊崇拝と関係のあるもので、それが女性をかたどるのは、女性は子を産むもの、すなわち生命の本源として、そこに霊妙な力を感じていたとも解せられるし、あるいは母祖崇拝を意味するかもしれない。

日本人種と日本語の原型の形成

縄文時代は、つぎの二点でまさに日本歴史のはじまりといえる。すなわち第一に、この時代に日本人種の原型が成立したと考えられる。縄文文化にひきつづいて、朝鮮方面から全く新しい高い文化、後にのべる弥生式土器の文化が入ってきて、それがたちまち支配的になり、そのさい新しい人種も多少は渡来したが、その人種が縄文時代人をほろぼし、あるいはこれと混血してその人種的特徴を消失させたのではなく、反対に、新来人種が縄文時代人に吸収されたというのが、人類学者の通説である。そうだとすれば、縄文時代の人々が、現在にまでいたる日本人種の基幹となったといわねばならない。

それでは、縄文時代人は旧石器時代人と、人種的に連続しているのであろうか。それとも、旧石器時代人は、何かの事情でほろび去って、そのあとに縄文文化をもった人種が来て、日本列島の主人になったのであろうか。あるいは、旧石器時代人と新来人とが共存し混血して、新しい人種になったのであろうか。考古学者も人類学者も、まだ何の結論も出してはいない。し

かし旧新両石器文化の連続を思わせるような、考古学的資料の発見が、しだいに多くなりつつある。文化の連続はただちに人種の連続を意味するとはかぎらないが、もし両文化の連続が確認されるなら、その連続発展した文化を創造した人種も、同一であったという可能性は大きい。

旧石器時代人と縄文時代人とが、基本的には同一人種であったとしても、あるいは別々の人種であったとしても、いずれにしても縄文時代人は、日本列島が大陸からきりはなされてから数千年ほども、この列島でほとんど孤立して生活せねばならなかったのだから、その間に彼らは、日本列島の自然の諸条件に適応し、独自の人種的および文化的特徴をうみだした。彼らの遠い祖先が、大陸方面か東南アジアか、そのいずれに住んでいたかは断定はできないが、数千年から一万年も、ちがった自然的および文化的条件のもとで生活しているうちに、縄文時代人は、その遠い祖先のなかまとは、ちがった人種になり、現代日本人の原型となった、と考えられる。

第二に、日本語の核心が、縄文時代に成立していたと考えられる。言語年代学によれば、いまの日本の本州等の言語と沖縄の言語とは、共通の祖語から、紀元前後に分かれて、それぞれ独自の発達をしたものと推定されているが、そうだとすれば、両語に共通の核心部をもった日本祖語は、縄文時代に存在していたとせねばならない。その日本祖語が、いかなる言語の系統にぞくするかについては、種々の仮説があるが、まだ定説はできていない。日本周辺の諸民族

語で、日本語と親族関係を見出すことのできる可能性が多いのは、朝鮮語のみである。そこで、もし日・朝両語が親族であると仮定して、両語がその共通の祖語から分かれた時期を、言語年代学で推定すれば、それは、いまから少なくとも三千五百年ないし五千年以上も前、すなわち縄文時代の中期以前であるという。

こうして縄文時代には、現在の日本人の固有の生活領域である日本列島が形成されており、そこにまわりの諸種族とはちがった独自の一人種とその言語、すなわち日本人と日本語の原型が成長し、その人々が、未開をつきぬけ、文明への道をきりひらいていった。まさに日本人の歴史がはじまったのである。

弥生式文化・農耕と金属器生産の伝来

孤立した日本列島社会の進歩は、当然のことながら、きわめてゆっくりしていた。その間に、世界の先進地域では、農耕・牧畜と金属器生産の段階に入り、文字の発明もなされていた。一社会における文字の使用の開始は、その社会が「未開」の段階から完全にぬけ出して、「文明」の段階に進んだことの、決定的な指標とされる。

農業は、西南アジアで、地質学上の沖積世の初期に、一種の小麦と大麦が栽培せられたのが、世界史上の最初とされる。つづいてエジプトのナイル河の下流・中流域にも、農業がはじまった。これらの地方で、人類最初の青銅器と文字の発明もおこなわれた。紀元前三千年ないし二

千年ごろには、インドのインダス河、中国の黄河の流域でも、農業と家畜の飼養がはじまっていた。紀元前一五世紀ごろおこった中国の殷王朝の時代には、青銅器がひじょうに発達し、文字も創造されていた。そしてつぎの周王朝の末期、紀元前六〜五世紀には、鉄器の生産がはじまった。そのころ南ヨーロッパでは、エーゲ海周辺に古代文明の花がひらいていた。中国で孔子が、インドで釈迦が、活動したのも同じころである。

紀元前四世紀から三世紀にかけて、中国社会の生産力と文化は、ますます急速に発展し、まわりの諸地域に強く影響した。紀元前三世紀のすえ、漢帝国がおこると、農耕と鉄器をもつ中国文明は、朝鮮半島につたわり、そこからさらに、海をこえて日本にもおよんだ。数千年にわたって日本列島社会を大陸文明から孤立させてきた、こえ難い深淵であった朝鮮海峡は、いまや正反対に、両者を結びつける文明の通路となった。

紀元前三〜二世紀ごろ、南朝鮮から、北九州の海岸地帯に、縄文土器とは系統のちがう、それよりも高い技術でつくられた土器をもち、水田農業と金属器をともなう文化が、つたわってきた。この文化を、その土器が最初に発見せられた場所(東京都文京区弥生町)の名によって、弥生式土器の文化という。(本書では弥生文化と略称する。)弥生文化は、一世紀ほどの間に、山陰・山陽を通って近畿地方にひろまり、そこから伊勢湾沿岸にのび、紀元後一世紀の後半には、関東地方にまで普及し、紀元後三世紀に、いっそう高い文化の段階、考古学上の古墳時代前期に

移行する。弥生文化は、縄文文化がひきつづき発展したものではなく、外来文化であることは、うたがいないが、前記のように、この文化をもつ新しい種族が大挙して渡来し、縄文文化の人々にとって代ったのではない。

弥生文化は、はじめから水田農業をもっていた。その前期の農業では、日当りのよい湿地を、木や石のくわで耕し、種籾をまいてそのまま成長させ、収穫には、石のかまで稲の穂首をかりとり、木のうすときねで脱穀した。中期すなわち紀元前後には、北九州の一部と近畿の大和盆地では、農業は早くも支配的な生産となった。そこではすでに灌漑がおこなわれている。

中期のすえまたは後期のはじめのものである静岡県の登呂の遺跡では、耕地を四百坪ないし六百坪ごとに規則正しく区切り、あぜをめぐらし、すべての田に灌漑できるよう、用水路が幹線と支線に分かれて縦横に通じ、草を肥料としたらしい形跡もある。灌漑がおこなわれだすと、天水田の耕作とは比較にならぬほど、耕作可能の土地がふえ、収穫は多くなり、その安定度がたかまる。人々の生活は飛躍的に向上し、人口は増加し、集落が発達する。たとえば奈良県の唐古遺跡では百三十戸ほど、東京の久ケ原遺跡では二百戸ほどが、密集した集落を形成している。住居はまだ竪穴であるが、穀物を貯蔵しておくための、床の高い地上の倉庫もある。

農耕の道具は、石のくわ・かま、木のくわ・うす・きねなど、石器と木器であるが、木器を製作する利器として、鉄製の刃物・斧・やりかんなども、弥生文化の初期からあったらしい。

そしてそれは、中期にはかなり多くなっている。しかし鉄製農具は、まだきわめてまれであったらしい。これらの鉄器がすべて日本列島で生産されたとは思えないが、おそくとも弥生文化の後期には、その製作もはじまっていたであろう。

文化の重層性と不均等な発展

弥生文化は、鉄器とならんで青銅器をもっていた。一般に先進社会では、金属器は、銅器から青銅器へ、それから鉄器へと段階的に発達し、鉄器使用の段階には、石器はもはや主要な道具ではなくなるものである。しかし日本では、青銅器と鉄器が同時に用いられ、しかも石器がなお重要な地位をしめた。古いものと新しいものとが、段階的に経過せず、同時に共存するという日本文化の重層性の特色が、この時期にすでに生じている。後進社会が、先進社会でできあがったものを輸入するばあいには、このような事態が生ずるのは、当然であろう。

最初の青銅器は、すべて輸入の剣や戟(ほこ)である。これは、武器として用いられたのではなく、祭祀または儀式の用具であったらしい。中期になると、人々は輸入青銅器をつぶして、別の青銅器を鋳造するにいたった。そのいわば国産の再製青銅器の種類別の分布状況から、いまの広島・岡山県あたりを境として、それより西の北九州文化圏と、東の大和を中心とする近畿文化圏との、はっきりした差異がみられる。前者は輸入の剣や戟をつぶして、もっと大型なそれにつくりかえており、後者は、同様に輸入の剣や戟をつぶして、銅鐸(どうたく)とよばれる、後世の寺院の

梵鐘を平におしつぶしたような形の器をつくっている。この文化は関東地方にまで及んでいる。これも祭器らしい。鋳造技術は、銅鐸の方がはるかに高い。また銅鐸の表面には、狩猟・農業・糸まきその他の生産労働の場面が、幼稚な線できざまれているものもある。たんに青銅器技術のみでなく、農耕も、このころすでに近畿は北九州よりも進んでいたとみられる。

列島社会の歩みは、ようやく早くなった。縄文文化は、千年を単位としてその進歩がはかられたが、弥生時代は百年を単位としてはかるのも不当なくらい、進歩が早くなった。以前には、木の実が土器に貯蔵されていたが、いまでは、人間の住居よりも広くてりっぱな倉庫に、籾がつめられている。石器は、じょじょに鉄器あるいは鉄器を用いて製作された木器に、とって代られだした。土器は依然として重要な生活用具であったが、これもその用途に応じて、かめ・はち・わん・皿・たかつき・こしき、あるいは貯蔵用の大がめなど、多種多様のものが、大量につくられるようになった。しかも、その製作には、手で形をつくるのではなく、ロクロを用いるようになり、氏族共同体の中で、土器生産を専門とするものができた。鉄器や木器も、同様に専門化された。こうして氏族内の分業が発達し、それがまた生産力をたかめた。

階級分化のめばえ

生産力の発達とともに、社会には、貧富の階級・貴賤の身分が分かれはじめた。原始の氏族共同体に族長が生じ、人が人を支配し搾取することがはじまり、支配・搾取階級と被支配・被

搾取階級からなる、政治的社会=国家がめばえる。それが、どのようにして進行するかは、つぎの章でのべるが、紀元一世紀の後半に書かれた中国の歴史書『漢書』には、「楽浪(北朝鮮)の海中に倭人あり、分かれて百余国となる。歳時を以て来り献見すという」とある。これが、日本列島社会のことが文献にあらわれた最初である。この「百余国」とは、北九州の族長たちの支配する社会集団のことであろう。彼らは使者を朝鮮の楽浪郡におかれた漢王朝の役所にまで送って、新文化の輸入につとめた。楽浪どころか、中国の北西部にある首都の洛陽にまでも、紀元五七年には、倭の「奴国」の使者が送られている(後述)。この大旅行の困難は、想像に絶するものがあったろう。このようにして日本社会は、朝鮮および中国の先進文明を、赤ん坊が母の乳をもとめるようにむさぼり、未開からやがて文明の段階に進入する。

婁竝爲建武將軍太宗泰始七年又遣使貢獻
倭國在高驪東南大海中世修貢職高祖永初
二年詔曰倭讃萬里修貢遠誠宜甄可賜除授
太祖元嘉二年讃又遣司馬曹達奉表獻方物
讃死弟珍立遣使貢獻自稱使持節都督倭百
濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事安東大將

『宋書』倭国伝の一部。倭王讃と珍の名が見える

農業が社会の支配的な生産形態になると、土地は、人々の定住の場所としても、農耕生産の手段としても、漁猟採集経済の段階とは、まったくちがった意義をもつ「財産」となった。もとより、はじめは土地もまた氏族共同体の共有であった。なぜなら、人々はまだ私有ということを全然知らなかったし、水田農業にとって決定的に重要な灌漑排水事業は、一氏族の全員あるいは親族関係のあるいくつかの氏族の連合体——部族——の共同労働によってのみ、成功できたから、耕地を各人が分割して所有し経営することは、思いもよらなかった。収穫した稲も、氏族共有の倉庫にたくわえられていた。

個別労働の発達と氏族制の変質

しかし、あぜで区切られた一枚一枚の田の耕作は、氏族の全員ではなく、もっと少ない人数でおこなうことができるし、その方が能率もよい。生産の状況がこうなってきたとき、一方では、氏族の中で家族集団が成立しはじめていた。この集団は、後世の家族のように、一組の夫婦とその子たちを基本とする単婚家族ではなく、家長の統率のもとに、家長の妻子と家長の兄弟(最初の段階では姉妹)や伯父・伯母およびそれらの子たちをふくんだ、複合大家族である。氏族の共有地は、てきとうに分割して、この家族集団ごとに割り当てて耕作せられるようになった。そして、家族集団ごとの分割耕作は、家族の結合と氏族内におけるその自立の傾向を強める。また特定の家族は、主として土器・木器・鉄器の手工業生産に従事した。

生産のますます急速な発展とともに、氏族全体の生産計画をたて、農工その他の諸業務を氏族の各人に適正に配分し、労働生産を組織し、生産物を管理・分配するなど、公共の事務が年ごとに多くなり複雑になった。ここでも、しだいに専門の管理職ができ、筋肉労働と頭脳労働の、氏族内の分業がはじまる。氏族の対外関係も複雑になる。以前には、氏族間の戦争はめったになかったが、いまや諸氏族間には、農業に適した土地をもとめて、たえずはげしい戦争がおこるようになった。それは部族間の戦争に拡大せざるをえない。当然のことながら、その戦争の指揮者たちの権威がたかまる。また、農業のためにも、戦争のためにも、つねに神を祭り、神の加護を祈ることは、氏族・部族共同体にとって、もっとも重要な神聖なことであったので、その司祭者の権威もたかまった。これらの業務管理者・軍事指揮者・司祭者は、はじめは共同体の習慣にしたがって選挙されたが、やがて、ほとんど終身その地位につくようになった。このようにして、共同体の指導者は、半ば族長＝支配者的な性質をおびはじめた。司祭者には、氏族の中心である母あるいはその直系の娘がなるのが通例であったと思われるが、生産と分配の管理者や軍事指揮者には、通例は男が選ばれたらしい。なぜなら、戦闘はもとより農耕灌漑の生産事業においても、いまや男性が主役を演ずるようになったから。

このような共同体の首長の発生は、弥生文化中期にぞくし、『漢書』にいう奴国の中心地の跡と推定される、福岡県の須玖遺跡によって、推定できる。ここは共同墓地の跡で、死者は大

きな甕(かめ)にいれて葬られているが、その中に、甕を埋めた上を大石でおおい、また遺体には、青銅の鏡・剣、ガラス製の勾玉など、中国から渡来してきた、当時最高貴の宝器を副葬した、特別の墓がある。これを、石のおおいも副葬の宝器もない一般の墓とくらべると、ここに葬られているものは、生前にも、共同体の中で特別の尊貴な地位をしめていたものにちがいない。ただし、彼が――この遺体は男性――共同墓地に葬られていることは、彼がまだ、共同体から分離した支配者にはなっていないことを、示している。

　氏族の内部に、分業・家族の分立・地位の不平等が進行するのとならんで、土地をもとめる諸氏族間のひんぱんな戦争のけっか、氏族間の不平等が発展し、強大氏族・部族による弱小のそれの征服、支配と搾取がはじまった。たいていのばあい、征服者は被征服者を、その以前からの住所にもと通りの氏族的集団として生活させ、これから一定の貢納をとりたてたが、ときには、強壮な働き手や美しい女を奴隷として、じぶんの氏族につれてきた。それらの奴隷も、原則として氏族の共有財産であるが、その一部は軍功のあった指揮官などにあたえられることがあった。その奴隷は、あたえられたものの私有財産となる。こうして人が人を搾取し支配することと、財産私有が発生した。農業があるていど発達する以前、人々が、働けるものはみな働いて、ようやく氏族を維持・再生産するのがせいいっぱいの生産力しかなかった段階では、戦争で勝った氏族は、負けた方を殺してしまうか、どこか遠くへ立ち去らせるほかなく、これ

から貢納をとるとか、これを奴隷にするとかして、搾取しようにも、搾取すべき余剰生産物も余剰労働力もなかった。しかし今や農業の発展とともに、余剰の生産物・労働力ができ、それとともに、それを搾取することがはじまったのである。

氏族相互間の支配・被支配の関係の発展は、氏族内部の不平等を、決定的にすすめた。氏族の首長は、私有の奴隷をもち、氏族を支配する族長になった。その他の公共の事務担当者たちや軍事指揮官たちも、族長の下で、支配階級の一員となり、一般の氏族員と奴隷は、被支配階級となった。しかもなお、この集団は、家族に分解しきらないで、依然として氏族的外形を持続し、族長は、「氏の上（うじのかみ）」であり、その支配下の人々は、「氏人（うじびと）」であると観念せられた。そしてこの族長に支配される集団が、他の氏族的集団を征服し、搾取した。

邪馬台国と日本の国家形成の特徴

族長の氏人にたいする権力・権威の増大と、諸氏族・部族的集団の間の支配・従属関係の発展とは、相互に作用しあい、支配し搾取する少数者と支配され搾取される多数者という、階級の分化と対立が深まりひろまった。そして族長たちが、氏人および被征服集団を支配するための権力機構から、国家が成立しはじめる。北九州では、すでに紀元一世紀の中ごろに、先にあげた『漢書』に倭の百余国とあるような、多くの部族国家が形成された。その中でも強力な「奴」の「国王」は、はるばる後漢王朝の首都洛陽にまで使者をおくるだけの力をもち、後漢の皇帝から、「漢委奴国王（かんのわのなのこくおう）」の印文のあ

る金印をもらった。（この金印は江戸時代に、いまの福岡県の志賀島で発見された。）彼は強大な中国皇帝に臣従することによって、皇帝から自己の権力を保証してもらい、それをいっそう強めようと望んだのであろう。これらの諸「国王」たちは、じぶんの支配領域をひろめようとのはげしい要求にかられて、たがいに戦争をくりかえした。二世紀には、中国の史書に「倭国大に乱る」と書かれるような事態に発展した。この戦乱をへて、三世紀の前半に、中国の史書『魏志』で有名な、「邪馬台国」が発展した。

『魏志』の『倭人伝』によれば、邪馬台国は倭の二八ヵ国を服属させている大国で、もとは男王が支配していたが、数年の戦乱のあげく、支配者たちは協定して、卑弥呼という女を王とした。女王は独身で人前に姿を見せず、よく「鬼道」につかえ人心をひきつける。政務は男である弟がとっている。女王の死後また男王が立とうとして、国内は大乱におちいった。そこで支配者たちはまた協議して、卑弥呼のあととりで、一三歳の娘壱与を立てて王とし、ようやく平和になったという。これでみると、邪馬台国は、諸部族長の連合政権であり、まだ男子の王権世襲は確立しておらず、王位は、しばしば部族長の協議で決定される。しかも諸族長たちがはげしく争うときには、政治的軍事的実力よりも、卑弥呼のような宗教的権威が、「国」の統一者として有効である。卑弥呼と壱与は、おそらくこの国家を構成する諸部族の本家である氏族の、祭祀長の家系であろう。彼女は祭祀長の権威と同時に、母系氏族制時代の母祖の権威の遺

風も、あわせもっているのであろう。

しかし、もはや母系氏族制社会のように、母祖・祭祀長の権威だけでは、この社会は安定しない。なぜなら、この社会は、以前のような民主・平等の社会ではなく、王および「大人」(貴族)とよばれる人々が、「下戸」(平民)および奴隷を搾取し支配する階級社会であったので、その搾取と支配をおこなうためには、王権を守る軍隊や、反抗する人民にたいする刑罰機関や、それらの非生産的機関を維持するための徴税機構や市場の監督官など、国家権力機関を備え、これをたくみに運用しなければならなかったから。そのために卑弥呼には弟がいて、彼が権力機関をにぎり、いわば摂政にならねばならなかった。

女王卑弥呼も、紀元二三九年には、当時、朝鮮を勢力下においていた中国の王朝、魏の首都洛陽に使者を送り、皇帝に奴隷と班布(まだらの模様のある麻布)を献上し、皇帝から「親魏倭王」の称号と金印および各種の絹織物・金・大刀・鏡その他の物を賜わった。また邪馬台国が狗奴国(いまの何処か不明)と戦争したときには、邪馬台国は魏の政治的援助をうけた。中国の大帝国から王権を保証されることによって、まわりの諸族長にたいする王の権威と勢力を強めようとする思想は、この後の倭王にもみられる。それは、日本における国家形成の過程の重要な特徴の一つであった。

邪馬台国は、日本のどこにあっただろうか。北九州か近畿の大和か、古くから論争はつきな

い。たとえ邪馬台国が北九州にあったとしても、三世紀の中ごろには、大和地方にも、邪馬台国のような部族連合国家が成立していたであろう。その政権は、四世紀中に、東は関東地方の西南部、西は九州の北部まで、勢力をのばしたらしい。ただし、まだそこに強固な支配権をうちたてたようすはない。八世紀はじめの文献である『古事記』と『日本書紀』には、倭健命（やまとたけるのみこと）(日本武尊)が、西は九州の熊襲（くまそ）を征し、東は関東の蝦夷（えぞ）を平げたという説話があるが、それは、大和政権の長期にわたる発展過程を、一人の英雄の事業として説明したものであろう。四世紀には、大和地方に、小高い丘を利用した、大きな古墳があらわれる。それはこの地方の族長たちの勢力の発展を示している。

大和政権は、各地の氏族・部族を征服したさい、その成員の一部を奴隷として大和へつれてくることもあったが、通例は、被征服集団を破壊することなく、旧来の氏族的構造をそのままにして、その族長と征服者が、血縁で結ばれたという擬制をつくりあげて、これを隷属させ、これから貢納をとりたて、またその氏人を、必要に応じて労役に使い、あるいは兵士とした。

倭の五王と大王国家

『日本書紀』によれば、大和政権は、四世紀の中ごろから、南朝鮮の洛東江流域、加羅(加耶)地方に「任那（みまな）」という支配地をもち、朝鮮西南部の百済（くだら）国と和親し、東南部の新羅（しらぎ）国および北部の高句麗（こうくり）国と抗争したという。朝鮮の史書にも、そのころ「倭の兵」や「倭人」が新羅や高句麗と戦ったことがみえる。しかし、その兵が大和政権

の兵であるとは断定できない。あるいは北九州の政権かもしれない。また北九州人と南朝鮮人は相互に海の向うに移住するものもあったので、前記の倭の人や兵が、すべて日本種族であるともかぎらない。それどころか、最近は、大和の倭王も加羅出身とみる説もある。

五世紀には、「倭国王」が五代にわたって、中国南朝の宋の皇帝から、宋の軍政官として南朝鮮のいくつかの国の軍事権をもつという意味の称号をあたえられたことが、『宋書』にみえる。まず紀元四二一年、倭王「讃」は、宋に朝貢し、ある種の称号(不明)をたまわった。ついで四三八年、倭王「珍」は、みずから「使持節都督、倭・百済・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大将軍、倭国王」*と名のり、この称号を宋帝が認証することを願った。しかし宋帝はたんに、「安東将軍倭国王」の称号をゆるしただけで、百済以下の五国の軍事を都督する意味をもつ称号はゆるさず、「大将軍」の号もみとめなかった。つぎの王「済」とそのつぎの王「興」も、珍と同様の称号(都督する国名に多分の異同あり)を望んだが、得られなかった。そのつぎの王「武」にいたって、紀元四七九年、はじめて宋帝から「使持節都督、倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大将軍、倭王」の号をゆるされた。宋は新羅と対立していたので、新羅の名を倭王の都督国中にふくめることはみとめたが、百済をふくめることは、倭王のだれにもゆるさなかった。百済王は、早くから宋に朝貢し、倭王よりも高い称号をうけていた。

＊「使持節」は、宋朝の辺境を守る軍政官の名。この長い称号は、倭王は宋朝の使持節として、倭以下六国の軍事権をにぎり、宋朝の東部を安定させる任務をもつ大将軍であるという意味。

この五代の倭国王は、通説では、仁徳（または履中）・反正・允恭・安康・雄略の五天皇に比定されているが、その根拠は弱い。また、この倭国も九州にあったのではないか、との説もある。私は、ほぼ通説にしたがって、これは大和政権の成長したものである、と考える。ただし、これらの倭国王が、南朝鮮諸国の軍事権を、現実ににぎっていたというのではない。彼らの称号は、現実ではなくて彼らの願望を表現している。

この時期に、倭国と親交のあった百済国から、多くの有力者が、一族や従属者をひきつれて、大和・河内その他の地方に移住してきた。その中には、大和で東漢氏と称した大豪族のように、先祖は漢族に出ると称するものもある。新羅そのほかからの渡来者もあったろう。彼らは、倭国人が知らない生産技術と新知識をもたらし、倭国の生産力を飛躍的に発展させた。彼らのおかげで、鉄器の生産と使用がひろまりはじめ、大規模の水利・土木工事がおこなわれ、農耕の技術と道具が躍進し、新しい陶器（須恵器など）、家畜の飼養、養蚕、絹織物その他の生産が、急速に発達した。技術ときりはなせない算数の知識も伝来したであろう。また渡来人の中から、倭国と朝鮮諸国や中国との外交文書を起草し解読するものも出た。倭国人は、彼らからはじめて漢字・漢文を学び、それを使用しはじめた。こうして日本列島社会は、朝鮮渡来人にみちび

かれて、五世紀にようやく、古代中国文化圏の東のはてで、未開から文明の段階に到達した。
この社会の上に立つ国家は、かつての大和地方の族長たちの連合政権が、列島各地の征服戦争と、朝鮮・中国の文明の摂取とを通じて成長発展したもので、いまや、九州北部から関東地方にいたる日本列島の主要部分を、不十分ながらもいちおう支配している。そしてこの国の最高支配者は、かつての邪馬台国の女王などとはちがって、倭国の五王にみられる通り、王権の男子世襲制が確立されており、王はもはや、卑弥呼のような宗教的最高権威であるだけでなく、政治・軍事・祭祀のいっさいの権をにぎる最高の権力者であり権威である。彼は、各地域の支配者＝王たちの上に立つ王であり、六世紀には大王と称していたことが明らかである。その称号を、五世紀の倭国王にさかのぼらせてもよかろう。

大王とそのまわりの諸王＝大族長たちの権勢のさかんなさまは、五世紀にもっとも発達した、巨大な前方後円墳（前の部分が矩形で後の部分が円形の古墳）に、まざまざとみられる。それ以前の古墳は、自然の丘を利用してその頂上に棺を埋めていたが、いまや平野に土を盛り上げて、小山を人工でつくり、王たちの墳墓とした。いまの堺市の近くにある応神あるいは仁徳天皇の墓とつたえられる古墳は、長さ四七五メートル、高さ二七メートル、前方部の幅三〇〇メートルもあり、三重の濠をめぐらしており、はるかに海上からも望見される。前方後円墳は、近畿地方のみではなく、九州から奥羽地方の南部にいたる各地にみられる。その墳のまわりにならべ

られた「埴輪(はにわ)」(輪状にめぐらした土器)には、武人や農民のさまざまの姿の男女、動物、家、船、生活諸道具をかたどった、素朴な芸術品もある。また古墳の副葬品には、多数の鉄製の農具・工具のほか、しばしば、青銅の鏡・硬玉の勾玉・鉄の剣、すなわち後世に天皇の位のしるしとされた、いわゆる「三種の神器」と同種のものがある。これは中国からの輸入品で、その見返りの輸出は、「生口(せいこう)」すなわち奴隷とされた人民であった。つまり「三種の神器」なるものは、日本人民を奴隷として外国の皇帝に売った代償品である。このうち鏡には、大王から地方の王=豪族に分与され、支配・服属の関係のしるしとされた、とみられるものもある。

大王政権の構造と氏姓制度

大王(後の天皇)は、まぎれもない世襲の専制君主であるが、その地位と権力は、彼の軍事力・経済力が、大和の他の族長たちを圧倒して、これを臣服させたことによって、かちとったものではない。彼は、先に邪馬台国王についてのべたのと同様に、特定の家系——大和国家を構成する諸族長の宗家で、諸部族の祭祀長であったと思われる——にぞくするがゆえに、大王になったのである。大王となる家系は一定不動であって、他のどんな有力族長も、これに代ることはできなかった。このことは、国家の形成・拡大が、氏族・部族的結合の拡大になぞらえておこなわれてきた社会においては、必然のことであろう。しかし、大王家の一族の中で、誰を大王に立てるかについては、族長たちの発言権は強かった。彼らはみな、自家に有利な大王をたてようとした。したがって、『日本書紀』は、皇位

継承のすさまじい闘争の物語にみちみちている。そのもっとも凄惨な一例は、五世紀中ごろの允恭天皇(倭王済か)の死後の争い*である。

* このとき穴穂皇子は、皇太子軽皇子をおしのけて皇位についた(安康天皇、倭王興か)。安康天皇はまもなく叔父の大草香皇子を殺し、その妻中帯姫を奪ってじぶんの妻とした。ときに大草香の子眉輪王は、わずかに七歳であったが、三年後には、安康天皇が中帯姫のひざ枕で眠っているのを、刺し殺した。少年の背後には、天皇家とともに古くから強大であった豪族、葛城円がいた。安康の弟雄泊瀬皇子は、ただちに眉輪王と円およびその味方の皇族を殺し、さらに、この事件には何の関係もない市辺押磐皇子を、狩にさそうとだまして殺し、また御馬皇子が葛城氏と同じほど勢力のあった三輪君と仲がよいので、これも殺した。こうして皇族の男子は一人残らず殺してしまって、じぶんが皇位についた。雄略天皇(倭王武か)である。

大王の政府=朝廷は、最初は葛城・平群・三輪など、大王家に匹敵する有力諸氏の族長が、側近の最高の執政者となり、その下で、有力な族長が、その氏人・隷属民(奴隷および後述の部民)をひきいて、政務を分任し、かつ、その朝廷における地位・任務を世襲した。たとえば大伴氏と物部氏は軍事を、中臣氏と忌部氏は祭祀を、蘇我氏は財政を分任し、その職務を世襲した。これらの職務は、国事が複雑多事になるにつれて、その重要性をましてゆく。そのけっか五世紀中ごろには、軍事や祭祀や財政を世襲分任する諸氏は、そのような特定の世襲分野をもたない、葛城氏らのような古い大豪族よりも、有力になった。彼らほどの勢力のない小さな族長も、その氏人と隷属民をひきいて、朝廷に必要な各種の物資の生産・管理その他の業務を分任し、

世襲した。

このようにして、大王国家に組織された中央・地方の大小の族長たちは、大王から、臣・連・公・別・首・直などの、栄誉をあらわす称号――姓――をさずけられ、大王に臣従する貴族として、位置づけられた。五世紀後期には、その上に「大臣」「大連」の姓がつくられた。また地方の族長の中には、国造・県主・稲置など、その地域を支配する者の意を示す称号をもつものがあったが、彼らが大王国家の支配下にくみいれられるとともに、それらの称号も、姓とにたような性質のものとなった。これらの中央・地方の貴族たちは、姓のほかに「氏」の名をもつので、本書では、彼らを氏姓貴族とよび、彼らのひきいる氏族制の形態をもった集団を、氏姓集団ということとする。

屯田・田荘と部民制

大王国家の経済的基礎は、屯田・屯倉とよばれる大王の直轄領地と、部民制にあった。

前述のように、朝鮮渡来人のみちびきで、社会の生産力が飛躍的にたかまった。平野に突出する壮大な前方後円墳は、当時の土木技術が、以前とは比較にならないほど高くなったことを示している。朝廷は、その独占している渡来人の高い技術と、「氏人」の労働力を駆使して、摂津・河内・和泉で、大規模な開拓や水利工事をおこなったが、それは、屯田・屯倉の造成にほかならなかった。屯田・屯倉は、大王個人や王家の私財ではなく、大王の地位に

ぞくする土地である。現代風に考えれば、これは皇室財産というよりも国有財産に近いものであるが、国家とその首長＝大王とが分離して考えられず、国家は王権としてのみ存在し、意識されるところに、当時の国家の一特徴がある。

屯田の耕作には、ふつうはその土地の住民——氏族的集団——を田部というものに編成し、朝廷から農具・農料を支給して働かせた。また遠方の人民をつれてきて、田部とすることもあり、氏姓集団の氏人——平民——が、じぶんの農具をもって、屯田耕作にかりだされることもあった。

部の制度は、屯田の耕作のみでなく、朝廷や氏姓貴族に必要な手工業生産のすべての分野でも、つくられた。すなわち朝廷は、朝鮮渡来人や一般日本人の技術者を、その専門別の集団に編成し、これに土地をあたえて定住させ、彼らが、食糧を自給しながら、専門の手工業生産に世襲的に従事するようにし、その製品はすべて朝廷にとりあげた。この集団を、彼らの専門業務にしたがって、たとえば土器をつくるものは土師部、鉄器をつくるものは鍛冶部、弓をつくる者は弓削部、錦を織るものは錦織部、というように名づけた。この部民の中には、土師部のように、その原材料の産地の関係から、各地に散在するものもある。このほか、朝廷の必要とするあらゆる生産業務に、部民制が編成された。料理人の膳部、山番の山部、豚を飼う猪飼部などは、その例である。

これらの業務名を冠した部の統率者を、「伴造」という。渡来人の部では、その集団の最長老を伴造の地位にあてることが多いが、それ以外の部民では、下級の氏姓貴族が任ぜられ、その地位も世襲せられた。伴造と部民の間にも、同一の部の部民相互の間にも、何ら血縁関係はなくても、あたかも、彼らは共通の祖先から出た血縁集団であるかのようにみなされ、伴造を「氏の上」、部民を「氏人」とした。

氏姓貴族たちも、「田荘」とよばれる領地をもち、その耕作者集団を、部民として隷属させた。この部民は、たとえば大伴氏の部民は大伴部、蘇我氏の部民は蘇我部というふうに、主家の氏の名を冠してよばれた。また大王やその一族が、地方（とくに東国）の氏族的集団を、自家の部民として、じぶんの名を冠したものを、とくに名代・子代とよぶ。名代は、大王またはその一族の名を後世につたえ、子代は、子のない大王の名をつたえる、という名目でもうけられたが、要するに大王や王族が、屯田・屯倉のほかに自家の私有地と部民をつくったのである。

部民制の階級的性質

部民制の階級的性質は複雑であるが、本質において一種の奴隷制であると、私は考える。

第一に、田部の中でも、原住地の氏族的集団からひきはなされて、屯田の小屋にいれられ、食糧も農具も官給で働かされたものは、明白な奴隷である。

第二に専門業務名を冠する部民は、朝廷の所有する原材料と道具で生産し、その生産物はす

べて朝廷にとりあげられる。すなわち彼らは、労働力そのもの・身がらそのものを主人たる朝廷に所有されているてんで、奴隷と同じである。ただ彼らは一方では、朝廷から割り当てられた土地を耕作して家族生活をいとなんでいるてんで、典型的な奴隷とちがっている。けれども彼らにあてがわれる土地は、牛馬にあたえられる飼料のようなもので、彼らが食糧を自給し、その手工業生産を、子孫にいたるまでつづけさせるためのものにすぎない。彼らの手工業労働は、土地を支給されることに対する代償＝労働地代ではない。したがって、この部民も本質は奴隷である。

第三種の部民、すなわち子代・名代のように、氏族的集団がその居住地で、集団のままに部民とせられ、全余剰労働を搾取されるばあい――これが部民人口の中の最多数をしめ、屯田の田部も、大部分はこの種の部民であったと思われる――彼らは、昔からのじぶんたちの耕地・農具で生産し、家族生活をしている。彼らを個々にとりだして、それと主人＝朝廷ないし大王や氏姓貴族との関係を見れば、農奴と主人との関係にそっくりである。しかし彼らは、つぎの二点で決定的に農奴とちがう。第一に、彼らは氏族的集団から十分に独立しておらず、その全存在は、集団に規制されている。これに反して農奴は、個別に独立した家族をなしている。そして第二に、その氏族的集団が全体として、主人に所有されている。彼らは、奴婢のように個人別に所有されていないだけである。彼らの集団も、主人の土地をあたえられる地代として、

余剰労働を収奪されるのではなく、身がらそのものを集団的に所有されたので、元来は彼らの所有であった土地も、主人の所有にされ、彼らはそのたんなる占有者・耕作者にすぎないものとされている。したがってこれも、集団として奴隷化されたものである。

以上、部民のどの場合をとっても、これを農奴とすることはできず、部民制は一種の奴隷制であると私は思う。そして、五〜六世紀には、このような部民が、生産者人口の三割ほどをしめ、主として家内奴隷として使役された奴(やっこ、男の奴隷)・婢(めやっこ、女の奴隷)が、生産人口の一割ほどであった、と推定されている。残りの六割が、部民でも奴婢でもない、氏姓集団や氏族的集団の氏人である。これを「自由民」と書いた本が多いが、彼らは、どこから見ても自由民ではない。彼らは「氏の上」である氏姓貴族の支配と搾取をうけ、あるいは国造などを通じて朝廷に支配・搾取されている。彼らには政治的権利は全然ない。しかも国造などに支配されている集団は、朝廷の欲するままに、子代・名代あるいは屯田の田部などにせられるので、彼らは、いわば部民の予備軍あるいは潜在的部民という性格をもっていた。

その上、部民制のもとでは、農業と手工業との分業は、それぞれの生産が、朝廷のそれぞれの部民集団に割りあてておこなわれるというだけのことになり、その余剰生産物はことごとく朝廷にとりあげられるので、生産民衆の間の自由な社会的分業と、生産物の自由な交換は、さまたげられた。そのため、部民集団はもとより、部民でない氏族的集団も、朝廷への隷属をた

ちきることができず、またその集団の個々の家族への完全な分解も、大いにさまたげられた。

このように、部民でも奴婢でもない人口が、生産民衆の六割をしめていても、彼らをふくめてすべての民衆の社会的あり方を規定するものは、集団が奴隷化された部民と個別の奴隷である奴婢であった。それゆえこの社会体制は、氏族的擬制をもつ集団的奴隷制であり、これを経済的基礎とする大王国家は、本質において一種の奴隷主の国家というべきである。すくなくともこれは農奴制の国家ではない。奴隷制すらも十分に展開できないような生産力の段階で、奴隷制よりも進んだ社会形態である農奴制に、原始共同体から飛躍するということは、ありえない。

註

中扉の図版は、『宋書』巻九七、「夷蛮伝」の倭国の条の一部分。

『宋書』は、南朝の「斉」の武帝の永明六年(四八八年)、沈約が勅命により編集した「宋」の正史。図版の二行目以後をかなまじり文にすると次の通り。

「倭国は高驪[1]の東南大海の中に在り、世々貢職を修む。高祖の永初二年(四二一年)、詔して曰く、『倭讃[2]、万里貢を修む。遠誠宜しく甄(あらわ)すべく、除授を賜う可し』と。太祖の元嘉二年(四二五年)、讃、又司馬曹達を遣わして表を奉り方物を献ず。讃死して弟珍[3]立つ。使を遣わして貢献し、自ら使持節都督倭・

百済・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大将軍・倭国王と称し、表して除正せられんことを求む。詔して安東将軍・倭国王に除す。（下略）」

（１）高句麗のこと。

（２）讃はまた賛につくる。『日本書紀』の履中天皇のいみなイザホワケのザを写したものとする説、仁徳天皇のいみなオホサザキのサを写したとする説、応神天皇のいみなホムダのホムの意味の漢訳とする説と、三説がある。

（３）珍は、梁書には弥とある。反正天皇のいみな瑞歯別ミヅハワケの瑞が珍に転化したとする説と、仁徳天皇のいみなオホサザギの大の意味の漢訳とする説とがある。

（読み方および註は、和田清・石原道博編訳『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』による）

3 大化の改新

――氏族的擬制から「法式備定の国」へ――

法隆寺金堂内陣の柱のエンタシス(焼失前)

巨大な前方後円墳の中から、その死後もなお人々を威圧した大王の国家は、五世紀の後半、それが確立されると同時に、はやくも国の内外で深刻な難局に直面しはじめた。

朝鮮遠征の失敗と磐井の乱

五世紀の後期から、朝鮮三国の勢力争いが激化し、四七六年には、高句麗が百済を攻めてその首都をも奪った。新羅もまた高句麗の南下に脅威を受けた。百済と新羅は、高句麗を防ぐためには共同しながら、それぞれ南下して任那地方の蚕食をはかった。この情勢にたいして、任那を自己の勢力範囲とみなしていた倭国の朝廷には、あくまで百済・新羅と抗争しようとするものと、妥協派との対立が生じた。

五一二年、百済が任那の四県を領有しようとしたとき、朝廷は、大伴大連金村（かなむら）の主張により、百済に全面的に譲歩した。つづいて新羅の任那進出がはげしくなった。これにたいし朝廷は、物部大連麁鹿火（あらかび）の強硬論により、五二七年、近江臣毛野（おうみのおみけぬ）を将とし、六万の大軍を送って新羅と戦うことにした。この兵数は大きな誇張であろう。

このような侵略戦争は、大王や中央貴族のみの利害にかかわることで、民衆と地方豪族は、兵士にとられ、または兵糧そのほか軍需の負担に苦しむだけである。彼らはそれに、いつまでも忍従していない。『日本書紀』によれば、雄略天皇が死んだとき（四七九年）、ちょうど一隊の

新羅遠征軍が吉備(岡山県西部)を通っていたが、その中の蝦夷人*の兵士五百人は、天皇の死を聞き、中央権力の動揺しているこの機を逸すべからずと、叛乱をおこした。彼らは鎮圧軍と戦いながら、東へ逃げて、丹波国浦掛港(京都府与謝郡の地か)にいたり、ついに全滅した。彼らは、遠征をのろう民衆や地方族長に支持されていたればこそ、こんなに頑強にたたかうことができたのであろう。

* 蝦夷人はアイヌ人種とする説と、日本人種であるが、東国の辺境にいて社会発展が一段おくれているために、異種族のように、大和の人にはみえたものとする説がある。後説が有力で、私もこれにしたがう。

兵士の叛乱事件からおよそ半世紀後に、前記の五二七年の大遠征がくわだてられたが、かねて中央に不満をもっていた筑紫の国造磐井は、北九州の諸豪族と民衆に支持されて叛乱し、遠征軍をさえぎった。その勢力はきわめて強く、物部麁鹿火みずからが、その討伐のために出陣せねばならなかった。磐井らは一年三ヵ月も抗戦したが、ついに敗れた。

磐井の乱が平いた後、五二九年、近江臣は任那に渡ったが、何らの成果もなく帰った。この後新羅の任那侵入はますますはげしくなった。新羅と百済は、高句麗との抗争では連合したが、五五一年に新羅・百済連合が高句麗に大勝した後、連合は激しい対立に転じ、新羅の百済圧迫が年々強化された。この過程で、任那の全土は新羅の支配に帰した(五六二年)。

磐井の乱の平定は、朝廷の地方豪族にたいする支配力を強めた。この後、九州・山陽・近畿・東海の各地に、大量の屯田が設定された。それにしげきされて、王族をはじめ中央の大貴族の田荘、部民の設定競争は、いちだんと猛烈になった。

蘇我氏の進出と人民支配方式の変化

朝廷の直轄領が拡大するにつれて、財政機構をにぎる蘇我氏の勢力がのびた。蘇我氏自身も渡来人系らしく、渡来人で占めている行政事務者と産業技術者の間に絶大な勢力があり、彼らにたすけられて、氏族的擬制ではなく、新しい官僚制的な人民支配の方向に歩もうとした。それは、保守派の大伴氏や物部氏との対立を、ひきおこした。

五世紀のすえから、近畿地方の進んだ地域では、氏族的集団の中で、複合大家族すなわち家父長制世帯共同体が、集団から分立する傾向がしだいに強くなった。したがって朝廷や貴族にとっては、「氏族」的擬制を通じて人民を支配する、古い体制をつづけることが困難になり、個々の大家族を直接に権力の下にとらえる、何らかの新しい支配方式に移行せざるをえない。

そのような移行は、共同体から分立しはじめた人民の反抗と闘争によって、いよいよ必至となる。たとえば五五五年に、吉備（きび）の白猪（しらい）（いまの地名不明）に屯倉がおかれたが、その田部に課役をまぬがれるものが多いので、五六九年、朝廷は渡来人の胆津（いつ）という者をつかわし、田部を調べて各人の戸籍をつくり、胆津を「田令（たのつかさ）」＝農場長官とした。田部の課役をまぬがれるものが多いというのは、彼らの自立性が強くなり、氏族的擬制では、彼らを統制することができなく

なった、ということである。この新しい人民の動きに対応して、人民を集団として伴造を通して支配するのではなく、直接に個々人として掌握しようとする、まったく新しい支配の方式の萌芽が、ここにみられる。これは、たんに屯倉の経営方式が変るというだけのことではなく、これが発展すれば、氏族的関係になぞらえた社会結合と支配の方式の、これまでの全体系に影響するであろう。蘇我氏は積極的にこの方向をとった。これに反して、物部氏は保守派を代表した。

両派の対立が爆発したのが、六世紀中ごろの、仏教を朝廷で公認し、信仰するか否かをめぐる、蘇我稲目(いなめ)と物部尾輿(おこし)らとの対立である。仏教を受けいれることは、氏姓制度の神々を超越した神をうけいれることである。それをうけいれたからとて、ただちに固有の神を否定するわけではないが、古い信仰とイデオロギーだけを至上とする尾輿らは、これに猛烈に反対した。彼らは、当時疫病の流行やききんその他の社会不安がたかまっていることをあげ、蛮神(外国の神)を拝むから、こんなわざわいがおこったと主張した。蘇我氏は、新しい神を拝めば、その威力で社会不安はなくなると主張した。つまり、これは宗教問題を契機とした、人民支配の新旧の方式の対立であった。

蘇我氏が、最後の、そして決定的な勝利者になった。五八五年、稲目の外孫が皇位につき(用明(ようめい)天皇)、仏教の興隆をはかった。用明天皇の死後、皇位をめぐって、蘇我馬子(うまこ)と物部守屋(もりや)

が対立した。それはついに戦闘となり、馬子は用明の子厩戸皇子(のちの聖徳太子)とともに、守屋とその一族をほろぼし、じぶんの甥を立てて天皇とした(崇峻天皇)。

もはや宮廷には、馬子にはむかうものは一人もいなくなった。崇峻天皇が馬子の横暴をにくむと、馬子はおこって、部下の役人に天皇を殺させた。そのあとには、一族の皇女を天皇に立て(推古天皇)、聖徳太子(五七四―六二二年)をその摂政とした(五九三年)。これより馬子と聖徳太子の独裁政治がおこなわれる。

聖徳太子と馬子の施政

蘇我馬子と聖徳太子の施政は、三〇年にわたった。その間に彼らは、東国その他に朝廷の屯田をいっそう拡張し、また自家の田荘も、わすれずにふやした。その経営では、前に白猪の屯田でみたような方式が、いっそう発展させられたであろう。それとともに、近畿の国造などは、地方行政官的な性質をおびはじめた。また朝廷の組織でも、財政機関を中心として、古い伴造部民制を、官庁の長官とそこの労務者群という形に改編する方向が、あらわれた。

馬子と太子は、このように権力の物質的基礎を再編強化し、官僚制的機構をはじめるとともに、仏教のしょうれい、官位一二階の制定、憲法一七条の訓示、天皇記*・国記等の歴史の編纂など、天皇を頂点とする中央集権国家の理念の創造に着手した。

* 大王を、このころ「天皇」というようになったことは、すぐあとでのべる。

仏教のしょうれいは、「氏」をこえた新しい信仰で貴族の思想的統一をはかるとともに、中央地方の氏姓貴族および民衆に、朝廷の威力を強烈に印象づけることに、その政治的意義があった。太子と馬子の朝廷は、莫大な国費を投じて、四天王寺、法興寺、法隆寺など、当時の日本の建築文化の水準とは、天と地ほどもかけはなれた、複雑な構造の壮大華麗きわまる大寺院をたて、朝鮮から、多数の僧侶、仏画・仏像・寺院建築の専門家をまねいた。彼らの教えをうけて、渡来人系の仏教美術家も生れた。法隆寺に現存する釈迦三尊（しゃかさんそん）の銅の像の作者は、鞍作鳥（くらつくりのとり）という、中国系の渡来人の孫である。こうして日本にはじめて、高度の造形芸術がつくられ、また学問らしい学問が生れた。太子みずから高麗の僧について仏典を学び、後には太子が天皇に講義したほどである。

仏教しょうれいといっても、天皇や氏姓貴族の祖先とされる神々の信仰を否定するものではなく、朝廷はその信仰をも強調した。またこの仏教は、民衆の信仰にかかわることではなかった。朝廷のたてた寺——官寺——は、天皇と朝廷の貴族だけがまいるのであり、民衆がここにまいり、仏の教えをきき、仏像を拝むことはゆるされていない。皇居さえも、板ぶき・かやぶきのそまつな建物であり、民衆は、床（ゆか）さえもない掘立小屋にうずくまっていた時代に、じぶんたちの想像を絶した大建築を望見し、あるいはその建築労働につかわれた民衆は、これをつくる支配者の権勢と、そこに祭られているという、新しい「神」に恐れおののくのみであった。

冠位は、これまでの姓（かばね）が氏（うじ）と結びついているのとはちがい、個々人にあたえられるてんで、血縁的擬制をもたない、官僚的な貴族の秩序づけの努力であった。しかしこれも姓にとって代るものではなく、それとならびおこなわれた。有名な一七条の憲法が、第一条に「和を以て貴しと為す」というのは、王族や諸氏の勢力争いをいましめるもので、それは現実には、現在の執政者である太子や蘇我氏の地位の承認にほかならない。第三条の「詔を承れば必ず謹め」や、第一二条の「国に二君非ず民に両主無し、率土の兆民、王を以て主と為す」という条項の、めざすところは明白であろう。

また天皇記・国記、「臣・連・伴造・国造・百八十部ならびに公民の本記」という歴史の編纂は、おそらく、天皇家と諸氏の系譜およびかんたんな年代記であろう。六世紀には、天皇および諸氏の系譜や、天皇家の祖先神としての天照大神を中心として、それに仕える諸氏の祖先神が活動する説話も、つくられはじめていたらしいので、それらを、太子と馬子は、諸氏の中ではとくに蘇我氏につごうのよいように編修し、それによって、現実の天皇および諸氏の勢力関係を、歴史的・宗教的に聖化しようとしたのであろう。

この時代に、はじめて中国との対等の国交の努力がなされた。朝廷は六〇〇年に、任那の貢物を出させるために新羅征討の大軍を送ったが、一時成功するかにみえて失敗した。この軍事力の不足をおぎなうものは、中国の王朝と対等の国交をひらき、新羅をして日本を尊敬させる

ことであると考えられた。かくて六〇七年、小野妹子が中国の隋王朝に送られた。そのもたらした国書は、中国の『隋書』によれば、「日出ヅル処ノ天子、書ヲ日没スル処ノ天子ニ致ス、恙ナキヤ」とあったという。翌年、隋は、答礼使を日本へ送って来た。妹子はそれとともに帰国し、その使節が帰国のさい、ふたたび妹子も同行した。そのときの国書は、「東天皇*、敬テ西皇帝ニ白ス」という句ではじまっていた。大王を天皇と称したことが、文献に見えるのは、このときが最初であるらしい。この二回の遣隋使にしたがって、多くの僧侶・学生が留学した。彼らはみな渡来人系であり、その中には、高向漢人玄理・南淵漢人請安のように、後の大化改新に重要な役割を演ずるものもいた。

* 「天皇」は中国の道教で、「天を支配する皇帝」を意味する語。太子は中国の「皇帝」に対抗して、日本の大王にこの語を用いたのであろう。ただし国語では、これを「すめらみこと」と読んだ。

隋との使者の往来は、日本で意図したように対等の国交を実現したのではなく、隋の対日国書には、日本を朝貢服属国あつかいにしていた。したがって、この国交で新羅に対して日本の権威を高めようとのねらいは、はずれたが、同じようなねらいで倭の五王が宋に対したのとくらべれば、この国交は、日本朝廷の自主独立の意識を示していた。

社会不安の激化と大化のクウデター

聖徳太子と馬子の施政には、このように新しい国家形態をめざすものがあったとはいえ、彼らは、大寺院の造営と無益な戦争に人民を駆使し、国力

をかたむけたので、かの六世紀末の崇仏か排仏かの政争の背景となった社会不安、生産の荒廃、人民の困苦と反抗は、いよいよはげしくなった。聖徳太子自身、路ばたに飢え死にする人民を見ているが、彼はそこで仏教的な悲哀を感ずるだけであった。そして太子は晩年には政治に興味を失い、ますます仏教にうちこんだ。彼は「世間——現実世界——は虚仮である。ただ仏のみが真である」と、妃にもらしたという。そして六二二年に死んだ。四年後には馬子も死んだ。

馬子の死んだ六二六年の春から秋にかけて、なが雨がつづき、大凶作・大ききんがおこった。老人は草の根をくわえて路ばたにたおれ、赤ん坊は母の乳房をふくんで母子もろとも死に、強盗・窃盗がいたるところに横行した。社会はほとんど生産を回復する力を失ったかのようであった。六四四年、東国の富士川のほとりで、「常世虫(とこよの)」という虫を祭ると、富と長寿が得られると、人民をまどわす者があらわれた。人民はそれを信じて、われ先にと財を寄進して虫を祭り、酒に酔い、歌い、舞うの大さわぎがおこった。(註) 社会の矛盾がうっせきし、人民が方向を失うと、こんなことがよくおこる。部民の逃亡その他の形の反抗も、さかんになった。

この生産の荒廃と社会不安の根本原因は、五世紀以来の屯倉・田荘・部民制という、天皇や貴族の人民支配の体制そのものにあった。天皇や皇族・貴族が、この体制で、たがいにその領地と部民の拡張を争い、しかもそうして収奪した富を、外征や造寺などにつぎこみ、再生産をはからないで、ただ収奪を強めるのみでは、こうなるほかなかった。そして社会不安と人民の

怨嗟の激化は、支配勢力内の対立を激化させざるをえない。しかも、馬子の後をついだ蘇我蝦夷(えみし)とその子入鹿(いるか)は、なおその領地の拡張をはかり、天皇や貴族たちの部民をも徴発し、みずから天皇を気取った。蘇我氏反対の諸勢力は、中大兄皇子(なかのおおえ)(六一四―七一年)と中臣鎌子(かまこ)(後の藤原鎌足(かまたり) 六一四―六六九年)を中心に結集し、蘇我氏の打倒をはかった。

この対立は、これまでのような宮廷の勢力争いでおわるわけにはいかなかった。なぜならこの根底には、全社会体制の危機があったから。蘇我氏打倒のあかつきには、これまでの天皇・皇族・貴族らの部民所有そのものを廃止しなければ、もはや人民を掌握することは困難になり、部民所有者たちの争いは絶えず、全支配階級の共倒れになるであろう。では、それを廃止してどのような体制をつくるか。その構想をたてるのに、高向玄理や南淵請安は、大いに役立った。彼らは、中国で、唐が隋をほろぼし、律令を制定し、法と官僚制によって大帝国を統治し、また新羅も、唐にならって朝鮮統一にのりだしているのを、実地に見聞してきたので、「法式備定の大唐国」こそ、新国家の模範であるとした。しかも官僚制も、人民を戸に編して地域的に支配するという新しい体制の芽も、すでに日本でも部分的にあらわれている。

六四五年六月、クウデターは決行された。中大兄皇子らは、入鹿を大極殿(だいごくでん)(朝廷の政庁)に殺した。蝦夷はその邸に火をつけ、天皇記・国記等をも焼き、みずからも焼け死んだ。中大兄らは、ただちに、蘇我氏が立てていた皇極天皇を退位させ――天皇廃位のはじまり――孝徳天皇

をたて、中大兄はその皇太子（後の天智天皇）となり、中臣鎌子が、左大臣・右大臣とともに新設された内臣となって、二人で全権をにぎった。ついで、中国の専制君主制にならい、はじめて年号を定めて大化元年とした。年号は正しくは元号といい、年号を定めることを建元という。「元」は元始の元で、「はじめ」を意味し、新しい君主の治世のはじまるとともに、その治世の名号を建てて、君主の権威をあらわすのである。人が元号を使用することは、とりもなおさずその元号を制定した君主に服従することの表明とされる。日本でこのときはじめて年号を公式に定めたのは、建元者である天皇が、日本全土の唯一最高の支配者であるとの意を示したものである。

大化の改新と壬申の乱

これより「大化の改新」は、着々と進行した。そのもっとも根本的なことは、第一に皇族および中央地方の貴族・豪族らのすべての領地・部民を廃止して、全国土・全人民をあげて天皇の公地・公民としたことである。（朝廷の手工業部民は廃止されない。）第二に、この土地人民を支配するために、中央集権の行政機構をもうけ、全国土を、首都とその周辺の地域および国・郡・里の行政区劃に分けた。第三に全国画一の税制すなわち定額の租・庸・調・雑徭等をとることを定め、人民にそれらを負担できる力をもたせるために班田収授の法を定め、これを実施するために戸籍・計帳をつくる。以上が改新の三大綱領ともいうべきものであった。（この内容は、後にくわしく説明する。）

大化の改新は、これまで領地・部民を所有していた皇族や氏姓貴族らの、階級としての政治的・経済的特権を廃絶するものではなく、それを編成し直すものであったが、彼らの個々人にしてみれば、以前の伴造・氏の上の安定した地位をくずされ、自由に無制限に駆使できる隷属民をとりあげられるのだから、彼らの中から改新反対派があらわれ、あるいは原則として改新に賛成しても、その進め方について対立が生ずるのは必然である。六四九年には、改新のクウデターのときは有力な闘士であり、新政権の最初の右大臣になった蘇我倉山田石川麿（そがのくらやまだいしかわまろ）が、叛乱の疑いで一族とともにほろぼされた。大きな社会的・政治的変革においては、変革初期の功労者の中から、数年のうちに反動派があらわれるのは、古今東西同じである。

このころ朝鮮では、新羅がますます強大になり、中国全土を統一したばかりの唐王朝に朝貢し、その絶大な援助をうけ、百済圧迫を強化した。百済は天皇政権に救援をもとめたが、朝廷は何もできなかった。そのうちに六六〇年、唐・新羅の大軍は、一挙に百済を攻めほろぼした。百済を救うための何事もしなかった朝廷は、朝鮮におけるわずかの威信もすっかり失ったのみでなく、国内の反対派からも軽んぜられた。

朝廷は、失われた威信を回復し、内外の困難を一挙に解決するために、国力をあげて新羅を討つこととし、六六一年、ときの天皇斉明がはるばる筑紫に行き、遠征軍を総指揮した。斉明はまもなく筑紫で病死するが、中大兄皇子が事実上の天皇となって、遠征をつづけた。しかし

六六三年、日本軍は、白村江(はくすきのえ)の海戦で、新羅・唐軍にせんめつされた。それが決定的な打撃となり、日本軍は敗北して、百済の遺民多数をつれて急ぎ本国へにげ帰った。

新羅はさらに六六八年、唐軍とともに高句麗を攻めほろぼし、朝鮮史上最初の全朝鮮を統一した王朝を建設していく。それとともに、日本との国交を回復する一方、唐の勢力の一掃につとめ、六七六年までに、国内から唐の官吏と軍隊を一人残らず追い出した。

白村江の敗戦後は、中大兄皇子の朝廷は、朝鮮侵入をすっかりあきらめ、国内の支配体制を固めることに専念し、六六七年、近江の大津に都をうつし、ついで中大兄は正式に天皇(天智)になった。近江朝廷は、百済から亡命してきた旧官人・貴族を優遇し、彼らの知識・文化を、新しい国家体制つくりにも、大いに利用した。それによって、近江朝廷には文化の花が咲きはこったが、底流には、外征や新しい都つくりの負担に苦しむ民衆の不満がうずまき、それを利用した、皇室および貴族の中の反天智派が勢いをまし、政局の不安がつのった。

六七一年のくれ、天智天皇が死んで、大友皇子が後をついだ(弘文天皇)。天智の弟大海人(おおあま)皇子はこれに不満で、六ヵ月後に叛乱をおこし、大和から伊賀・伊勢・美濃・尾張・近江の数ヵ国にまたがる大内乱となった。大海人がわには、近江朝廷にはびこる百済亡命者に対立する新羅系の渡来人がついていた。弘文天皇は敗れ、首をくくって自殺した。この乱は壬申の年におこったので、壬申の乱という。大海人皇子は、即位して天武天皇となる。

天武天皇は、一四年間の治世に一人の大臣も置かず、万事を独裁し、天皇の権力と神的権威を確立した。対外的には、天武朝は新羅との友好につとめ、二年か三年に一度は新羅に使節を送り、新羅からは、ほとんど毎年のように使節をむかえた。その反面では、新羅が敬遠する唐との通交はやめた（七〇一年文武天皇のとき再開）。天武朝はこうして、新羅の統一国家つくりのしかたを熱心に学んだ。この治世に、飛鳥浄御原（あすかきよみがはら）朝廷の律令とよばれる成文法が発布されたが、その条文は後世につたわっていない。しかしこれが土台となって、天武から二代後の文武天皇の大宝元年（七〇一年）、いわゆる大宝律令が完成実施された。「律」は、おおむねいまの刑法に相当し、「令」は、国家組織と行政の諸法および、いまの民法・訴訟法に相当する。大宝律令は後に（七一八年・養老二年）その一部分が修正され、養老律令となるが、主要な点での変更はないので、この律令の制定実施をもって、新羅に学び、大唐国を模範とした「法式備定」の古代天皇制国家は、名実ともに達成せられた。

註

『日本書紀』巻二二、推古天皇

「三十四年春正月、桃李華（はな）さけり。三月に寒くして霜降れり。夏五月戊子朔丁未、大臣（蘇我馬子）薨（みまか）る。（中略）六月に雪ふれり。是の歳、三月より七月に至り、霖雨（ながめ）ふる。天下大に飢う、老者は草の根を

啾ひ、道の垂に死ぬ、幼者は乳を含みて、母子共に死ぬ。又強盗窃盗並びに大に起りて止むべからず。
（中略）

三十六年夏四月辛午朔辛卯、雹零る、大さ桃子の如し。壬辰、雹零る、大さ李子の如し。春より夏に至るまで旱す。」

『日本書紀』巻二四、皇極天皇三年

「秋七月、東国の不尽河の辺の人大生部多、虫を祭ることを、村里の人に勧めて曰く、此は常世の神なり、此の神を祭る者は富と寿とを致さむ。巫覡等遂に詐きて、神語に託けて曰く、常世の神を祭る者は、貧しき人は富を致し、老人は還て少ゆ。是に由りて、加勧めて民家の財宝、陳酒、陳菜、六畜を路の側に捨てしめ、呼ばしめて曰く、新しき富入来れり。都鄙の人、常世の虫を取りて清座に置く、歌ひ儛ひて、福を求り、珍財を棄捨つ、都て益る所無し、損費極めて甚し。是に葛野秦造河勝民の惑はさるるを悪みて、大生部多を打つ。其の巫覡等恐れて、其の勧め祭ることを休めつ。時の人便ち歌を作りて曰く、ウヅマサハ、カミトモカミト、キコエクル、トコヨノカミヲ、ウチキタマスモ。此の虫は、常に橘の樹に生る、或は曼椒に生る。其の長さ四寸余、其の大きさ頭指許りの如し。其の色緑にして有黒点なり。其の貌全ら養蚕に似たり。」

（黒板勝美編『訓読日本書紀』による）

4 古代天皇制

——唐の模倣と現御神——

唐招提寺で戒律を伝えた唐僧鑑真の乾漆像

古代天皇制の確立

大化改新とその後の法制の整備によって、ここにはじめて、日本社会にも、氏族的擬制による支配ではなく、全住民を地域にしたがって行政的に組織し支配するという、完成した国家形態がつくられた。この国家において、天皇は、国土創造の神の子孫であり、アキツミカミ(明御神・現御神)すなわち「人間として現われている神」といわれる神的な権威であり、同時に全国土も人民も天皇の所有とする、最高の専制権力者であった。律令の条文は、天皇の権限について何ら定めていないが、天皇は法を超越するものであった。「国家」と書いてミカドと読む。天皇は国家そのものとみなされたのである。

そして現実の人民支配は、天皇から任命された官僚によって、法と機構を通じて実現される。このてんからいえば、律令国家は、前代の氏姓貴族が、各個にその氏人・部民を支配することをやめ、天皇を中枢としてみずからを統合し、一体となって全人民を支配する権力機構である。

中央政府は、天皇の祖先神その他の神々を祭り、神社を管理する神祇官と、一般国政をおこなう太政官の二官に分かれ、太政官には、太政大臣(臨時必要のときに置く)、左大臣、右大臣があって、政務を総轄し、その下で行政は八省に分けておこなわれた。べつに官吏を監察する弾正台その他の機関がある。

行政区劃は、首都(京)をのぞいて全国を六十余の「国」に分け、国には守(長官)以下四等の国司(地方官)が、中央から四年の任期をもって派遣され、管内の行政・裁判・軍事・警察の全権をにぎった。諸国のうち首都周辺の五ヵ国は、「畿内」として特別あつかいをされた。

国はさらに「郡」に分けられ、その長以下の役人(郡司)は、以前の国造級の豪族の中から任命せられた。郡内の住民は、五〇戸ごとに「里」(後に郷という)に編成され、その中の有力戸主を里長とした。里は自然村落でもなければ、以前の氏族的擬制集団でもなく、行政上の最低の単位として設けられたもので、里長は、国家権力の最末端の爪牙となり、徴税、警察、戸籍作製等に当った。

国家権力の中核である軍事機構には、中央の衛門府、左右衛士府、左右兵衛府と、国ごとに置かれた軍団および筑前におかれた大宰府の防人があった。二一歳より六〇歳までの公民男子(正丁)は、兵役の義務を負わされ、諸国の正丁は三分の一(後四分の一)ずつ交代で兵役につき、軍団の兵士とされ、または首都の衛士にとられ、とくに東国の兵士から大宰府の防人が編成された。ただし兵衛は、郡司の子弟のみからとり、兵衛府と公民の兵士よりなる衛士府とをたがいに均衡させた。中央の五衛府は政府が直轄し、地方の軍団は国司が指揮し、軍団の長以下の将校は、郡司などと同じ階級の者から選任せられた。

これらの軍事力の主要な任務は、天皇制にたいする叛乱を鎮圧することにあった。本来は対

外防衛のために設けられた大宰府の防人も、同府が対外交渉の第一線機関であるにとどまらず、いわば天皇政府の九州総督府であったことに対応して、じっさいは九州地方制圧の武力としての役割が、対外防衛よりも大きかった。防人に九州や中国の兵士をあてず、わざわざ九州からもっとも遠くはなれた東国の兵士をあてたのも、これが人民鎮圧を主要な任務とするので、現地人民とは方言も通じない、その上、伝統的に皇室が信頼できた、東国の兵士でなければならなかったのであろう。

　神的権威と絶対権力である天皇の権威と権力を分けあたえられ、人民を支配する太政大臣以下の中央の官吏および国司は、大化改新前の中央貴族が、郡司は同じく前代の地方豪族が独占した。彼らは、その官職に応じて位階をさずけられ、官・位・功労に応じて、田地、封戸および禄の品物——絹布や鉄製農具など——をあたえられた。そして官位は蔭位制その他で事実上は世襲できるしくみになっていたので、それに応じてあたえられる田地および封戸も、事実上は世襲された。かくて中央貴族・地方豪族の個々人には、栄枯盛衰はあっても、階級全体としてみれば、彼らは支配階級・身分としての地位と財産を、形を変えて保持しつづけた。

　律令制は、唐の体制を全面的にまねながら、唐制のように、試験によって全国民の中から官吏を登用する道を、全然開かず、前代の支配階級・身分に官吏を独占させているてんに、唐制との重大なちがいがある。これは、大化改新が、唐のように前王朝を実力で打倒して新王朝を

開いたものでなく、旧国家の君主と支配階級が、彼らの国家形態を一新したにすぎないことの、必然のなりゆきであった。

* 官吏は、位階功労等に応じて、一定数の戸が政府に納めるべき租の半額と調庸の全額および仕丁を支給される。これを食封(じきふ)といい、食封を出す戸が封戸である。

** 蔭位とは、五位以上の者の子は、親の位階功労により一定の位をさずけられる制。彼らは昇進も早い。かくて位は事実上世襲せられる。中央官吏養成機関に大学があり、郡司養成機関に国学があるが、前者は五位以上の者の子弟および特定の家系の者にかぎり、後者は郡司の子弟にかぎり、入学できるので、だれでも入れるわけではない。また大学・国学を卒業しても、それだけでは、下級の事務官になるだけで、昇進には一定の限度があった。

帝都・日本の領域・国号

官僚機構がととのうとともに、その中心地として首都の必要が生じた。そのころまでは、天皇の宮殿のある所が都(宮所)で、それは天皇の代ごとに変ったが、恒久的な中心地がなければ、中央集権官僚制の全国支配は困難である。そこで唐の首都長安にならった首都を建設しようとするくわだては、大化改新の直後からあり、六九四年には、飛鳥に長安をまねた藤原京がつくられた。しかし天皇たちは、なぜかわからぬが、わずか一四年でこの都が気にいらず、またまた莫大な物資と人民の労力を投じて、奈良の地に平城京をつくり、七一〇年(和銅三)、元明天皇以下百官貴族がここにうつった。これより桓武天皇の初年まで、七四年間、平城京は七代の天皇の首都となった。(もっとも、この間にもしばしば都を他所にうつしては、またここに帰った。)

平城京は、面積で長安の四分の一、東西三二町、南北三六町の矩形の域内に、東西も南北もひとしく四町間隔に大路が通り、整然としたごばんの目の街区を形成し、その北のはしのほぼ中央に、南面して、敷地八町四方の大内裏（だいだいり）――平城宮（へいじょうきゅう）――がある。それは天皇の住む宮殿でも政庁でもある。四方を緑の丘にかこまれた都には、赤い柱、白い壁、そして瓦屋根の唐風の役所や貴族の邸が立ちならび、飛鳥地方の大寺院も、ぞくぞく新都へうつされた。

ここに確立せられた古代天皇制の支配した領域は、大化改新のころは、西南は、九州南部、壱岐・対馬におよび、東北の東がわは、いまの福島県中部、西がわは新潟県中部あたりまでであったが、その後も、東北の「蝦夷」の征服が進められ、平城京のできたころには、東がわでは仙台付近、西がわでは秋田あたりまでを支配下にいれていた。ひきつづき東北の領有は不断に前進する。西南地方では、九州南方の種子島（たねがしま）・屋久島（やくしま）・奄美（あまみ）大島などの諸島も、八世紀はじめに天皇の版図に入った。さらにその南の沖縄諸島には、日本人の一分枝の種族がいたが、まだ天皇国家との交渉はなかった。

これだけ発展した天皇国家の国号を、「日本」と書くようになったのは、律令制定のころらしい。その号が文献にはじめてみえるのは、七二〇年（養老四）に完成した歴史書『日本書紀』においてである。本来のわが国号は、最初の大王国家の根拠地であるヤマトの名を全国におよぼしたもので、それに「倭」「大倭」「大和」などの漢字をあてていた。大王が天皇になり、天皇

国家はもはや大和政権ではなく、ヤマト全土の唯一の国家になると、その国号と大和地方の名とを明白に書き分ける必要が生じた。他方、対外的にも、かつて中国に朝貢していた倭王は、いまや、中国の皇帝とならび立とうとする天皇となると、国号にも、中国人が日本をさして用いた「倭」の字は好ましくない。そこで推古天皇の隋への国書には、ヤマトは中国の東方、すなわち日の出る所にあたるので、「東天皇」または「日出処天子」と称したが、この「日出処」という発想から、「日本」という漢字を国号のヤマトにあてて、大和地方の「大和」と区別するようになったのであろう。そして、いったん「日本」という漢字があてられると、やがてこの字を「ニッポン」*とも「ニホン」とも読み、後世には、ニッポンまたはニホンが通常の国号になった。

* 「日本」をニッポンと読むかニホンと読むか、いずれが正しいかという議論は、歴史学的には無意味である。本来の読み方はヤマトである。しかし、本来の読み方がどうあれ、千年以上の慣習で、ニッポンともニホンとも読んできたので、そのいずれをとるかは、日本国の主権者である現代日本国民の総意によって、改めて決定されるべきことである。

市民のいない都市

律令すでに備わり、帝都もまた成り、版図は北に南にひろがり、栄えゆく天皇制に感激して、ある役人は、「御民われ生けるしるしあり天地の栄ゆるときにあへらく思へば」と歌った。それでは民衆は、どのような生活をしていたのであろうか。

何もかも長安をまねた、その縮刷版ともいえるような平城京ではあるが、ただ一つ長安とは重大な相違があった。というのは、平城京には長安のような城壁がなかったことである。後の平安京にも城壁はない。中世・近世の諸都市にもない。中世都市のうちもっとも市民の自治が発達した堺市が、城壁ではないが、それとにた機能をもつ水濠をめぐらしていたのが、唯一の例外である。城壁は外敵に対する市の防衛設備であるとともに、都市をそのまわりの農村とははっきり区別して、市民生活の場を確立させる機能をもっており、中国の都市にも、西洋の古代・中世の都市にも、城壁はあった。しかるに平城京ないし一般に日本の都市には、それがなかったのは、なぜだろうか。

その理由は、それぞれの時代の都市について、それぞれに考えなければならないが、平城京についていえば、第一に、城壁をめぐらして外敵を防衛せねばならぬということがなかった。日本に異種族はいないから、その侵入の心配はないし、諸豪族はすべて天皇制機構にくみこまれているので、かりに叛乱者が出るとしても、それは内部の叛乱者であって、外部からの侵入者ではないから、これにたいしては城壁は意味をなさない。第二に、平城京は(後の平安京も)、貴族と役人の政治都市で、市民生活のない都であったから、城壁のようなものをもうけて、まわりの農村とはっきり区別する意味がなかった。むしろ都の中に、貴族・役人に食糧を供給するための、農地と農民をとりこんでいなければならなかったほどである。

平城京は、その最盛時には二十万の人口をもったと推定されるが、その住民は、皇族、貴族、官吏、僧侶らと、彼らが駆使する多数の奴婢、手工業者、農民、地方からかりだてられてきた仕丁(後述)・衛士そのほかの徭役民であって、自由な市民は一人もいなかった。都には、東西の市があり、そこで、各種の衣料、鉄製その他の農具、土器、紙、墨、筆、さては箒・はきものにいたるまで、当時のたいていの物資はもとより、奴婢さえも売買されたが、市は官営であり、そこで売られる物資は、独立の商人が手工業者や農民から自由に買い集めてきたものではなく、国家が物納税として人民からとりあげたものや、朝廷・寺院がその隷属手工業者の生産物を消費した残りであった。それらの物資を買うものもまた、貴族や役人、僧侶らであった。

諸国の特産物は、農具でさえも、たいてい「調」としてとりあげられた。金、銀、銅などの鉱産も、七世紀中ごろから各地で開発されたが、それもすべて官にとりあげられた。したがって、これら手工業品や鉱産の生産人民に、その生産物を他の必要品と交換に出す余地はなく、社会的分業の発達、それにもとづく各地の人民相互の自由な物資交換、その仲介をする商業の発達は、きわめて困難であった。政府は、例により中国をまねて、「和同開珎」その他の銅貨・銀貨を鋳造し、その流通をはかったが、人民が自由に交換できる物資をもたない社会で、貨幣が流通するはずもなかった。

都の繁栄は、ただちに地方の人民のおとろえを意味した。人民には、良と賤の二級の身分がつくられていた。大化改新のとき、はじめて法律上に良賤の別がつくられ、律令にもその差別が定められた。公私の奴婢、私人の家人、および朝廷の諸官庁に配属して手工業生産に従事する「雑戸」などが、賤民あるいはそれに準ずる身分とされた。奴婢は明白な奴隷であり、家人も奴隷的な隷属者であるが、奴婢とちがって、じぶんの家族生活をいとなむことができた。雑戸は以前の朝廷の手工業部民である。これらの奴隷的人口は、奈良時代の全国の人口およそ五百万～六百万人中の、一割ほどであろうと推定されている。

身分・家族と班田制

良民は、以前の一般の氏人や朝廷・皇族・貴族に所有された部民が、国家の「公民」とされたものである。律令制では、以前の氏族共同体的な外形をもった集団は、全くみとめず、その集団を構成していた個々の世帯共同体を、「戸」として、直接に国家権力の支配下においた。戸には戸主があって、全家族員を統制し、国家にたいして全家族を代表した。戸は、戸主とその妻子ら直系血族の家族グループ、戸主の兄弟姉妹、伯叔父母など傍系血族とその妻子らの家族グループの複合体であり、その全体を歴史学では「郷戸」といい、郷戸内の各家族グループを房戸という。有力な郷戸は、奴婢・家人などの奴隷をもっていた。

政府は、六年ごとに全人民の戸籍をつくり、六歳以上の男子一人につき二反（いまの二反四畝）、

女子一人につき男子の三分の二の田を、「口分田」として各郷戸に割当てて耕作させる(班田制)。奴婢・家人にも、公民の三分の一の田が割当てられたが、それは国家が公民の奴婢所有を保証するために、奴婢の最低の生存費用の源泉として、戸主にあたえるもので、奴婢がうけとるのではない。口分田は、受田者が死亡すれば、国家にとりあげられるが、宅地とそのまわりの畑は、戸の永代占有がみとめられた。

口分田はこれを拒否することをゆるされず、その耕作を放棄することも、村をすてて逃亡することも、きびしく禁止された。つまり口分田耕作は公民の権利というよりも義務であり、彼らは強大な国家権力により、一片の耕地にしばりつけられ、租・庸・調および種々の徭役労働を搾取せられた。租はすべての口分田に課せられ、反当り稲二束二把(のち一束五把に軽減、一束は米で今のやく二升)である。当時の田の収穫は、平均して反当り八斗前後と推定されるから、租率は収穫の三%前後になる。庸は元来は、一年に一〇日間首都に上って、朝廷の労役に服する徭役であるが、畿外諸国の人民は、徭役の代りに定額の布を納める。調は絹そのほか土地の特産の手工業製品を納める。庸・調ともに男子にかかる人頭税で、正丁(二一歳~六〇歳)、次丁(六一歳~六五歳)、中男(一七歳~二〇歳)という年齢区分ごとに、一人につきいくらと定められている。

人民の九割前後は等外戸

庸調を米に換算して租米と合わせると、三税の合計は、平均的な一戸の口分田の総収穫の二割ほどと推定される。この率は、たとえば徳川時代の農民の年貢率が収穫の四割から六割に達したのとくらべれば、ずいぶん軽いように見えるが、当時の生産力では、口分田の収穫は一家の食糧をようやく満たすほどしかなかったから、その二割に相当する税だけでも、かなりの重税である。その上になお、公民は過重きわまる徭役労働を課せられた。

徭役の第一は兵役である。その年限は四〇年間にもわたり、三年あるいは四年に一度ずつ、食糧も兵器も自弁で、軍団の兵士として六〇日間勤務せねばならない。(その年には、ほかの徭役はすべて免除せられる。) あるいは防人として三年間も九州に送られ、または衛士として一年間都に勤務させられる。兵士にとられるのは、民衆がもっとも苦痛としたことで、「一人が兵にとられて一家がほろびる」とまでいわれた。

徭役の第二は雑徭である。国司・郡司は、正丁は一年に六〇日、次丁は三〇日、中男は一五日を限って、これを使役することができた。しかも、この日数の制限が守られるという保証は、どこにもない。

このほか、五〇戸につき二人の割合で、「仕丁」を都にさし出し、三年間も朝廷の労役につかせねばならなかった。また租として納める稲は郡の倉庫に納め、畿内・近国ではその一部分を

米にして都に運び、さらに調庸の品はすべて都に運ばねばならなかったが、その運送のための、往復道中の食糧も、荷物をのせる牛馬の費用も、公民の自弁であった。それは苦痛きわまる徭役の一種であり、運送に当る者は、往路はどうにか果せても、帰路には食糧が絶え、あるいは過労や病気でのたれ死するものが出るありさまであった。

無償の徭役ではないが、人民を都の造営や官田の耕作にかり出し、食糧およびわずかの賃料をあたえる、雇役(こえき)というものもあった。これも強制労働であって、人民はこれを拒否することはできない。

租庸調および各種の強制労働を合わせれば、人民の負担がどんなに過重であったか、想像に余りある。人民の生活程度を上々戸から下々戸および等外戸の一〇級に分けた、七三〇年の越前(えちぜん)の記録では、九割以上が等外戸であり、七五〇年の安房(あわ)の記録では、八割近くが等外戸で、下々戸が一割五分以上もあった。等外戸とは、いますぐにも救済を要するものである。有名な山上憶良(おくら)(六六〇?―七三三?年)の「貧窮問答歌」の光景は、*たまたま詩人の心を動かした例外とはいえなかった。

＊　その一節。「伏せ庵(いほ)の　曲げ庵のうちに　直土(ひたつち)に　わら解き敷きて　父母は　枕の方に　妻子どもは　足の方に　囲みゐて　憂ひさまよひ　かまどには　煙吹きたてず　こしきには　くもの巣かきて　飯かしぐ　ことも忘れて　ぬえ鳥の　呻吟(のどよ)びをるに　いとのきて　短き物を　端(はし)切ると　言へるがごとく　楚(しもと)とる　五十戸長(さとをさ)が声は　寝屋処(ねやど)まで

来立ち呼ばひぬ　かくばかり　術なきものか　世間(よのなか)の道」

これほどの貧窮では、人民は、春にはもう種籾まで食いつくすことも珍しくない。そこで政府は人民に稲を貸しつけて、秋の収穫の後に利をつけて返済させた。これを公出挙(すいこ)という。その利率は五割もとる。民間の私出挙は、じつに一〇割の利をとった。公出挙は、公民の生活と再生産の維持のためであるかのようで、実は、国家が一大高利貸として人民を収奪するものであり、また国司が私腹を肥やす手段でもあった。やがて借りたくない者にまで強制的に貸しつけて利を取り、朝廷の財源とするための、一種の税制ともなった。

公民の階級的性格と律令制の史的意義

口分田にしばりつけられ、国家のあくなき収奪にさらされる公民が、どんな意味でも「自由民」でないことは明らかである。これを国家の農奴とみるか、国家の奴隷とみるか、学説は分かれている。私は多数説のように、公民は本質的には国家の一種の奴隷であり、したがって律令制の社会は、一種の奴隷制社会であったとみる。

公民の負担の根幹は、種々の徭役すなわち国家による生身の労働力の使役で、それは、戸の口分田の多少にかかわらず、戸内の一定年齢の男子には一律にかけられる。公民は農奴のように、領主(国家)の土地を占有し耕作するから、その地代として徭役や物納年貢をとられるのではない。公民は、人間そのものが、土地を媒介とすることなく、直接に国家に隷属させられて

いる。このような公民と国家との関係は、本質的には奴隷と主人の関係である。大化改新前の部民は、その部民集団内においては、いかに農奴らしくみえようとも、彼らは集団として奴隷化されていたが、律令制下の公民と国家の関係は、以前の部民集団とその所有者との関係を、国家的規模に編成し直したものにほかならない。また後にのべるように、八世紀のすえから、公地公民制に代って成長した私的土地所有＝荘園の経営においては、明白な奴隷制があらわれるが、もし公地公民制が国家的農奴制であったならば、その崩壊のあとに、農奴制より奴隷制へという歴史の段階の逆転が生じたことになる。しかし、そのような逆転は、当時の日本でありうることではなかった。

それでは、大化改新と律令制は、それ以前の社会にくらべて、何らの大きな進歩も意味しなかったかというと、決してそうではない。

第一に、社会組織の血縁的擬制が破られた。世帯共同体＝郷戸の氏族的擬制集団からの自立は、大化改新前に進行していたが、改新と律令制はそれを決定的にした。そのことは、人民を事実上の国家の奴隷とすることにほかならず、以前の共同体の束縛は、反面では保護でもあったのに、いまや人民はその保護もなく、国家権力に直接に抑圧・収奪されることになったが、それにもかかわらず、半原始的な血縁的擬制のわくが破られたことによって、人民がやがて階級として結合する歴史的大前提がつくられた。この意味で、エンゲルスが古典古代の奴隷制成

立についていったことばをまねると、律令制なくして近代のプロレタリア運動もない、ということができる。

第二に、右のことを経済上からいえば、土地の共同体的占有が破られ、私的占有がつくられた。口分田は受田者の一生を通じて占有され、宅地と畑は永代占有——事実上の所有——がみとめられ、山林原野については、人民の自由な用益権が保証された。そしてこの私的占有には、事実上の私的土地所有を発生させる契機がひそんでいた。

さらに、人民の負担の限度が法定せられたことは、たとえその限度がしばしば支配者によって無視されようとも、何らの法的制限もなかった部民制にくらべて、重要な進歩であった。負担額が一定されているので、富裕な、あるいは恵まれた条件の公民は、生産力を上昇させるとともに、国家への諸負担を果した余りを蓄積し、さらに合法・非合法さまざまの手段で、その富をいっそう増し、私有地(占有地)を拡大できた。そのけっか、公民の階級分化を促進し、公地公民制すなわち国家的奴隷制を崩壊させ、私的大土地所有者の奴隷制経営を発展させると同時に、農奴制をも芽ばえさせる、経済的前提条件がつくられる。

第三に大化改新と律令制は、氏姓制の遺制をしつようにに残しながらも、進んだ国家形態を完成し、中央集権の統一権力をうちたてた。ここに日本古代文化の花を咲かせる条件ができた。

律令体制の成立そのものが、古代文化の開花の集中的な表現であった。それは、中央貴族が、従来の血縁擬制の社会・政治組織とは、原理的にちがった体制を構想し運営する能力を、中国から学びとったことを意味するとともに、地方の上層階級に、戸籍・計帳をつくり、班田・徴税をおこなうことのできる、文字や計算の知識が、あるていどひろまっていたことを示している。

古代文化の花ひらく

古代貴族の日本文化にたいする大きな貢献の一つは、五世紀にはじまっていた漢字の音や意味を活用して、日本語を書きあらわす方法を発達させたことである。この表記法が駆使されてできたのが『万葉集』である。それゆえ、これは「万葉がな」とよばれる。これが後の純然たる日本語の標音文字――かな――の発明の母胎となる。

『万葉集』は、八世紀前後の歌を中心に、大化以前のもふくめた、古代日本の詩歌やく四千五百首の一大集成である。その編者も成立年代も明らかでないが、大伴家持（七一八―八五年）が、この編集にもっとも功労ある一人であることは、たしかである。集中の作者は、天皇、皇族、貴族、官吏が大部分であるが、農民、兵士、娼婦などもあり、各階層の男女がある。その出身地も京・畿内にかぎらず、全国におよぶ。歌の題材は、恋愛と自然の風景が多いが、人事の各方面にわたり、徭役や農耕の労働もうたわれ、人生観・社会観を主題にしたのもある。農民や兵士の歌は彼らの作歌そのままではなく、採録者や編集者が手を加えたらしい。柿本人麿（?―七〇九?年）・

山部赤人（やまべのあかひと）・額田女王（ぬかたのおおきみ）などが、万葉の代表的歌人として、後世の歌人から尊重されている。

『万葉集』のように、国民のすべての階層から、その感情や生活や思想を生き生きとうたった歌が集成せられたことは、この前にはもとより、後にもふたたびない。それは支配者と人民の隔離と対立はすでに深まりひろまりながらも、歴史上はじめて全国民を同一の法と機構のもとに統一した、古代統一国家の確立期なればこそ、可能であったろう。

八世紀の前期に、天皇政府は、はじめてみずからの国家の歴史を完成した。大化改新の後、天武朝で歴史の編修がくわだてられ、その事業は歴代の朝廷にうけつがれ、七一二年（和銅五）に『古事記』が完成された。それは国文脈を基調として漢文をまじえ、歌謡や固有名詞は、万葉がなで書かれている。現存するわが国の最古の歴史書であり、また最古の国文の文学書である。ついで七二〇年（養老四）には、中国の正史の体裁にならった『日本書紀』が完成した。これは正規の漢文で書かれているが、読み方は日本語として読まれた。記紀はともに、現在の天皇制国家を、歴史的思想的に基礎づけるために編修されたもので、神話伝説と歴史事実とは何ら区別されず、またその神話伝説も、古来の伝承をそのまま記録したのではなく、編修の政治的目的にかなうように選択し、改変し、創作もまじえて、系統立ててある。

記紀と前後して、諸国の地誌である『風土記（ふどき）』がつくられた。これも政府の定めた編修基準によって書かれた、記紀と同様の古代天皇制の自己認識のための書であり、地方の民衆の生活

と文化についての、なまの記述はないが、部分的には、記紀にはみられない古代社会の姿が、あらわれている。常陸・播磨・出雲・豊後・肥前の風土記の、全部または一部が現存する。

奈良文化の世界性と日本性

古代貴族はこうして、大きな満足をもって、自己を確認するとともに、熱心に中国文化をとりいれた。七〇二年（大宝二）から七七七年（宝亀八）までの間に六回も、唐への使節（遣唐使）が派遣された。その船隊はたいてい四隻で、毎回多くの留学生が随行し、大使以下留学生・水夫を合せて四、五百人にたっした。航海はまったくの生命がけで、毎回往復のいずれかで漂着や沈没の難にあわないことはなかった。留学生でついに帰国できず、一生を唐国で終ったものは、有名な阿倍仲麿（七〇一—七〇〇年）をはじめ、すくなくなかった。

この困難をものともせず、奈良の貴族は、学問、技術、文芸、音楽、そして仏教とその建築・彫刻・絵画、そのほか服装、器物、生活様式にいたるまで、唐のそれを学んだ。唐の文化は、印度、サラセン、それを介して西ヨーロッパの文化とも交流した世界文化であったので、唐を学ぶことは、間接に世界文化を学ぶことでもあった。日本にも唐招提寺で戒律を教えた鑑真（六八八—七六三年）その他の唐の僧侶が来た。インド人やペルシャ人の来日するものもあった。

しかし当時の貴族らは、儒学・漢文学を、学問・文学として深く理解できたのではない。当時の最高の漢文学者の詩を集めた『懐風藻』（七五一年）も、作者たちがよく漢字を知っており、

漢詩のまねがうまくできている、というていどのものである。

仏教は、聖徳太子の後も歴代の朝廷から、ますますあつく保護された。国費で大寺院がぞくぞくたてられ、それらには広大な土地と数百人の奴婢があたえられた。朝廷の仏教興隆政策は、聖武（しょうむ）天皇の代に頂点にたっした。天皇は七四一年（天平一三）、国ごとに「金光明四天王護国寺」（国分寺）と「法華滅罪寺」（国分尼寺）をたてることを命じ、ついで都に、東大寺をたて、その本尊として五丈三尺もある金銅の盧舎那（るしゃな）仏を鋳造した（七四三年起工、七五二年完成）。このために天皇は国費をかたむけ、また人民に出挙を強制した。東大寺とその大仏は、美術的価値のみでなく、古代日本人が、これだけのものをつくる建築および金属鋳造の技術をもったことを示すてんでも、歴史的意義は大きい。この前後が古代日本の仏教文化の最盛期で、これを文化史上に天平時代という。

これほど朝廷から保護された仏教は、もっぱら「国家鎮護」すなわち天皇制の安泰をいのることを使命とするもので、個人が戒律をまもり正しい道をおさめて、悟りをひらき魂の救いを得るという、仏教の根本精神からは、まったくはなれたものであった。またこの仏教は民衆の信仰とも関係がなく、僧侶が民衆の間に仏教を説くことや、民衆が寺に参るのはゆるされないことも、以前と同じであった。

飛鳥・奈良の大寺院の壮大な建築、そこに安置する多種多様の仏像彫刻、その壁や天井の仏

画、あるいはその使用する各種工芸品、これらは、いずれもすぐれた芸術品であり、無名のこれらの製作者が、みごとに中国の技術を消化した能力はおどろくばかりである。しかしこれは、時代とともに変る中国の様式を、つぎつぎに、ほとんどそのまましきうつしにした、あまりにも異国的なものであった。この仏教芸術の世界と、『万葉集』の世界とが、同じ時代の同じ社会のものとは、とうていい思えないほどである。これは、日本文化の一部というよりも、中国仏教芸術の一支流であった。

また当時の奈良には、後世から「南都六宗」とよばれる六つの「宗」があったが、それは信仰による宗派教団ではなく、仏教哲学の学派であって、学僧たちが、中国でおこった学説をかたっぱしから輸入して、僧院の書斎で、まるで中国人の僧侶と同じ気分で、研究していたのであった。当時輸入され書写された仏教経典の量は、唐代中国のそれに匹敵するといわれる。

このように中国風であればあるほど、古代貴族たちによろこばれた。そのよろこばれるというてんで、逆説的にいえば、中国的であることが、まさに古代日本の貴族文化であった。彼らの頭からは、「大唐国」は寸時もはなれなかった。彼らはそれに心酔して、唐のものなら何でもいちはやく輸入すると同時に、それによって、日本も唐におとらぬ文明国であるとみせようとした。仏教芸術・哲学の輸入も、その努力のあらわれであった。

仏教芸術品はすばらしいのに、仏教信仰は低級な国家鎮護の呪術にすぎなかったのは、造型

美術の様式や教義の経典は輸入できるが、真の信仰内容までは輸入できないから、それは不可避的に伝統的な「日本的」であるほかなかったのである。この「日本的」とは、律令体制が、天皇の神格化されていることや、官吏の試験任用制のないてんで、唐令とちがうのが、「日本的」であるのと同様のことである。これを「日本精神」あるいは「国体の本義」の発揚などとじまんすることは、日本社会の進歩面ではなく、停滞面をじまんするものである。むしろ唐の先進文明に心酔し、生命がけの航海をあえてして、それを学んだ積極進取の気宇こそ、奈良朝の貴族のほこるべきことであった。

5 荘園と農民
―律令体制の崩壊と武士の成立―

福岡観世音寺の大黒天像，農民をあらわしたものであろう

人民の九割以上を、すぐにも救済を要するような生活状態に追いこむ社会体制は、その上に立つ貴族たちがどんなに繁栄をうたおうとも、やがてはくずれざるをえない。班田制下の収奪にたえかねた公民や奴婢は、しばしば口分田をすてて逃亡した。都の仕丁や衛士にとられて、そこから逃げ出す者も続出した。逃げてどうして生活するか。他国他郷の豪族・富農の下で働くほかはない。

民衆の闘争と公地公民制・徴兵制の崩壊

郡司や里(郷)長などになるものは、身分は公民であったが、血縁家族も多く、奴婢・家人などの隷属者をもち、したがって口分田のわりあても多かった。それのみでなく、彼らは以前の族長の権威をもち、班田制を現地で実施する実権者でもあったから、良田を自家に取り、未開地を開墾するなど、種々の方法で土地と富をふやしていた。それゆえ彼らは、いくらでも働き手を必要とし、逃亡者をかかえこむことができた。大宝律令が発布されてわずか八年後の七〇九年(和銅二)、政府は、畿内および近江国の「百姓」(豪族・富農)が、法律にそむいて、浮浪および逃亡の仕丁をかくし、勝手に駆使するのを禁止している。これをみても、逃亡が当時すでに盛んであったこと、また逃亡者と豪族・富農の関係が知られる。

もちろんこの禁令は守られなかった。国司は逃亡者をどこまでも追求し、元の住所につれもどす定めであったが、逃亡がさかんになると、いちいちつれもどせないので、政府は七一五年

に、京から畿外に逃亡するものは、これをその寄住先の戸に入れて、調・庸・徭役を課すことにした。逃亡者を受け入れた戸は、できるだけ、それをかくしたのも当然である。逃亡者は受けいれ主の事実上の奴隷となる。逃亡するまでにいたらない貧農も、近くの有力者に、高利の稲を借り、債務奴隷として隷属させられた。

貴族・高官・大寺社も、争って林野を占有し開墾した。鍬・鎌そのほか鉄製農具が、政府と貴族・大寺社・地方豪族に集中的に所有されていたことも、彼らが、もとから所有の奴婢や、逃亡農民あるいは現地の貧農の労働力を利用して、開墾地をひろげることのできた、重要な条件の一つであった。

墾田は本来は国家に収公されるのが、法の定めであったが、自費で開墾した土地を、そっくり国家にさし出すものはない。国家が収公をきびしくすれば、既墾地も荒れた。政府もしかたなく、七二三年には、開墾地の条件により、開墾者の一代または三代までの私有をみとめ(三世一身法)、七四三年(天平一五)、ついに位階に応じて一定限度の墾田の永世私有をみとめた(永世私財法)。律令国家の最盛期といわれるこの時期に、すべての土地を国有とする律令の大原則の一つが破れた。貴族、寺社、地方豪族、富農らの開墾熱はいよいよたかまり、権勢ある者は、広大な未開の林野をかこい込み、一般農民によるその利用を困難にした。この貴族らの大私有地を荘園という。

富める者はますます富み、貧しき者はいよいよおちぶれた。このはげしい階級分化とともに、八世紀後半から、郷戸はしだいに小家族の房戸に分解していった。有力な家族(房戸)は、おちぶれた家族の者を、さまざまの経過で、奴隷的に隷属させ、それによっていっそう有力になった。

貧窮の人民があふれると、社会の不安がたかまる。その世情を背景にして、各地に、禁令をおかして、民衆の間に仏教を説く僧侶があらわれ、困苦する民衆の信望をえた。中でも、和泉国から出た行基(ぎょうき)(六六八—七四九年)は、仏教の因果応報を説くだけでなく、彼にしたがう民衆とともに、道路や用水路を修理し、橋をかけ、病者を治し、救世主のように信仰せられた。七一七年、政府は、「小僧行基、みだりに罪福を説いて百姓をまどわす」と、行基を迫害したが、彼は民衆にまもられて布教をつづけた。七三〇年(天平二)秋には、平城京の若草山で、毎日数千人から一万人の民衆が、行基を中心として集会するという事態が生じた。この翌年(七三一)、政府は、民心をなだめるためか、行基の布教を公認した。このころから行基は、しだいに政府に懐柔されてゆくが、民衆の困苦と社会不安は解消されない。

その年政府は、諸国の防人を停止した。七三九年(天平一一)には、奥羽と九州および長門国をのぞく諸国の兵士をとることも停止した。数年後にはまた徴兵が復活したようであるが、天皇制権力の軍事機構の根幹が、兵士民衆の逃亡をもふくむ抵抗によって、ゆらぎはじめた。た

えず逃亡の機会をうかがうような、窮民の兵士が、役に立たないことは、七七四年からおこなわれた蝦夷征討で、はっきりした。七八〇年には、兵士は「弓馬に堪える者」からとることにし、義務兵役制は事実上廃止された。ついで七九二年には、陸奥、出羽、佐渡および九州をのぞく諸国の軍団も廃止し、八二六年には、大宰府管内の軍団も廃止した。公民徴兵に代って、郡司・有位者・富農の子弟から「健児（こんでい）」そのほかの名称の軍隊がつくられた。こうして律令国家の軍事力の基礎が、公民徴兵から豪族・富農に転換をよぎなくされた。

奈良政府の不安動揺と平安遷都

公地制を破る荘園制のひろがりといい、兵士軍団制の崩壊といい、律令体制は、それが成文の法制化されて半世紀とたたないうちに変質しはじめた。それを不可避にした社会階級分化の進行と、民衆の動揺・反抗は、朝廷の権力者たちの間の、たえまない暗闘、陰謀、公然たる叛乱の条件ともなった。後世からは、いかにも天下太平で、けんらんたる古代文化の黄金時代のようにいわれる天平期（七二九～四九年）は、左大臣長屋王が藤原氏の陰謀によってほろぼされる、という事件からはじまった。

藤原氏は、大化改新の功労者中臣鎌足が藤原姓をもらったのにはじまる。鎌足の子不比等（ふひと）は、大宝律令起草の責任者、官は右大臣にのぼり、律令制官僚貴族勢力の代表となった。不比等の娘光明子（こうみょうし）（七〇一～六〇年）は聖武天皇の夫人であったが、不比等の死後、その子武智麿（むちまろ）らは、光明子を皇后の位にのぼせようとした。これに対して長屋王は、皇族以外の女は皇后とはしないという

皇室古来の不文律を守ろうとしたので、武智麿は、王がむほんをたくらんでいるとでっちあげて、彼をほろぼしたのである。そのすぐあとで、光明子は皇后になった。

* 天皇の妻妾には、后(一人)、妃(二人、中宮ともいう)、夫人(三人、女御ともいう)、嬪(四人、更衣ともいう)の四級の身分があり、臣下の女は、后・妃になれないのが、従来の不文律であった。光明子が夫人から皇后になったのは、現代において、旧華族でもない富豪の娘が、皇太子妃になったよりも、当時としてははるかにショッキングな事件であった。このことは、皇室が藤原氏ら律令官僚制によって有力になった新貴族の頭にのっかることを意味した。

この一二年後の七四〇年(天平一二)には、大宰府の高官藤原広嗣が叛乱をおこした。当時は橘諸兄が政権をにぎっていたが、広嗣は、天災地変で人民が苦しむのは、諸兄らの責任であるとして、これを除くのを口実に叛乱した。朝廷は二ヵ月でようやくこれをしずめたが、政局の不安はまし、都も転々とした。大仏造営は、この社会不安と政局の動揺を、仏の威力でしずめようというのであった。しかしそのききめはなかった。

七五六年には、女帝孝謙天皇にちょう愛せられた藤原仲麿が、橘諸兄を失脚させ、翌年、皇太子も自家の親類の王にとりかえた。これにたいして諸兄の子奈良麿は、大仏造営に苦しむ人民の不満が社会をおおうているのを好機として、仲麿一派を倒し、天皇もとり代えようと、大規模な叛乱を準備したが、未然に逮捕されて死刑にされた。朝廷はこのさい、民心を得る必要を痛感し、畿内諸国の郡司・里長を集め、奈良麿の陰謀をつげ、彼らの忠誠をもとめた。朝廷

が郡司・里長までも集めたのは、空前のことである。さらに雑徭は三〇日以内に半減し、本年の調庸は免除し、これまでの公私の出挙の利息も全免した。つまり、人民の抵抗は、権力者たちの勢力争いを通じて、負担の大はばな軽減をかちとったわけである。

やがて女帝の愛は、仲麿から、身元もよくわからない河内国出身の僧の道鏡にうつった。落ち目になった仲麿は、七六四年に叛乱をおこしたが、たちまち鎮定せられた。先に仲麿の希望により孝謙から位をゆずられていた淳仁天皇(仲麿の親類)も、廃位されて淡路島に流され、孝謙がふたたび皇位についた(称徳天皇)。その下で道鏡は太政大臣になり、「法王」になり、さらに宇佐神宮の神託をうけたと称して、女帝から皇位を譲りうけようとした。皇族外に皇位がうつることは、天皇を軸としてつくられている貴族の秩序の根本がゆらぐことであるので、さすがの貴族たちも、結束してこれに反対し、和気清麿を正式の使者として宇佐につかわし、皇位は皇族以外の者に譲ってはならないとの神託であったとして、道鏡を失脚させた(七七〇年)。

ついで称徳天皇が死ぬと、藤原百川が政権をとり、自派につごうのよい天皇(光仁天皇)を立て、道鏡を下野国に流すとともに、道鏡の専制期に禁止されていた開墾をふたたび自由にし、貴族や地方豪族の要求をみたし、また前記のように公民徴兵をやめて募兵制にした。この後も、貴族の勢力争い、それとむすびついた、皇位をめぐる皇族たちの血で血を洗う闘争がくり返され、そのうちに藤原氏の勢力が決定的に強くなる。

藤原氏は、大伴氏ら古来の名門貴族や寺院の勢力を弱めようとして、七八四年(桓武天皇の延暦三年)、都を奈良から山城国の長岡(いまの京都市西郊)にうつし、ついでいまの京都の地に、平城京と同じ形の、それよりも大規模な新都を計画して、平安京と名づけ、造営が完成しないうちに、七九四年(延暦一三)、そこにうつった。これよりおよそ四百年ほど、平安京が貴族の政治・文化の中心地であったので、その時期を平安時代とよぶが、都が変ったからとて、社会経済や政治の体制が一変したのではない。いわゆる奈良時代、八世紀の後期から、いわゆる平安時代の前期、一〇世紀の中ごろまでの一八〇年ほどは、律令の公地公民制が解体し、その政治構造が変容する、過渡的な一時期である。

班田制の崩壊・荘園制の発展

中央の貴族・寺院の荘園や地方の豪族・有力者の私有地は、九世紀以後、いっそう急速にふえていった。それは開墾田ばかりでなく、まわりの公民の口分田をも、さまざまの方法でとりこんでいった。天皇は、天皇の地位においては、独自の私有地をもたなかったが——なぜなら、天皇は、全国土全人民を所有するものと観念されており、それはいわば、いっさいの所有者階級の統合の象徴であり、国の「全体」であるから、「部分」の所有者になれない——しかし、皇后・皇族が、その領地をもったのみでなく、天皇も位を去って上皇(太上天皇)になると、じぶんの領地をもった。

＊ 天皇が、病気や老年などで政務にたえないという理由もなしに、位を去って太上天皇と称し、現職天皇の後見者の

ような形で、政治に関与することは、持統天皇が退位して上皇となり、文武天皇の後見をしたときから、はじまった。このような君主制は、中国やヨーロッパの歴史にもない、日本独特のことである。

——

これらの皇室領地として、天皇の命令によって設定せられた田を「勅旨田(ちょくしでん)」という。勅旨田は、九世紀はじめからさかんにつくられ、公民の徭役労働で耕作され、田租を政府におさめない、不輸租地とされた。やがて九世紀のすえには、貴族・寺院らの荘園領主も、勅旨田にならって、不輸租の特権をかくとくした。貴族は政府を構成しているのだから、その有力者が、じぶんたちの荘園を不輸租地とするのは、その気になれば、何でもない。

初期の荘園の開墾と経営には、現地の郡司や豪族の協力が必要であった。荘園の働き手は、領主が中央から奴婢をつれてゆくだけではたりないので、郡司や豪族の力で、近くの農民を動員し、あるいは逃亡農民を集めた。これらの郡司や豪族は、しばしば荘園の「荘長」になり、経営に当った。荘園に寄住した逃亡農民が、政府の課役を免れることができたのは、逃亡者を追求すべき郡司らが、荘長となっていたからである。

荘園の一部は領主の直営地で、「佃(つくだ)」とよばれ、前から領主が所有していた奴婢や寄住者——これも奴隷化される——を使って耕作した。他の部分は、付近の農民に小作に出された。

公地公民の原則がくずれ、私有荘園が生ずると、高官の位田・職田・功田なども、やがて彼らの私有地同然となり、封戸はその私民のようになった。また彼らは、位田・職田・功田等に

は良田をとり、良田を荒れ地と称して勅旨田にしたりした。そのために口分田として公民に割当てられるのは、悪い土地が多くなった。公民はその耕作をおこたり、あるいは放棄した。したがって口分田の荒廃もひろく生じた。また公民は、庸調の品を滞納し、あるいは粗悪品のみを納めた。このような抵抗を、郡司などは必ずしもとりしまらなかった。なぜなら、彼らも公民を自分のために駆使し、私領を開くことを望んだから。

こうして班田制をおこなう土地が不足してくるし、また庸調を課することも無意味になる。そこで政府は九世紀中ごろから、一部で荘園の佃にならった直営田をはじめ、公民を強制的に徴用し、食糧とわずかの労賃をあたえ、庸調を免除して、直営田を耕作させた(公民はじぶんの口分田も耕作し、その租を納めねばならない)。また八六四年には、全国の雑徭を一年二〇日にへらし、その代りに田租の率をたかめた。これらのことは、政府が公民収奪の重点を、庸調徭役から、租へうつし、土地占有の多少とは無関係に、生身の労働力そのものを収奪する方式から、土地耕作を介して搾取する方式に、うつりはじめたことを意味する。

班田制はこのようにしてしだいに実行困難になり、九世紀には、班田はまれにしかおこなわれず、一〇世紀の初頭九〇二年(延喜二)に、政府は全力をあげて全国の班田をおこなおうとしたが成功せず、これを最後に班田制はたえた。

公領・荘園と名主

国家は、もはや以前のように、公民の戸籍をつくり、人ごとに収奪をするのではなく、土地台帳をつくり、その土地の課役負担者の名を記し、その者から、租そのほかの物納税と徭役をとるようになる。これを公民のがわからいえば、彼の名を付した土地に対する占有権が強くなる。その権利を「名(みょう)」といい、名の持主が「名主(みょうしゅ)」、その土地が「名田(みょうでん)」である。これは、もちろん法令によって一挙におこなわれたのではなく、国により、地域により、時期もやり方もさまざまのちがいをもちながら、一〇世紀から一一世紀に、じょじょにこの方向に移ってゆくのである。名田を課税の基礎にしたことが、史料に出てくるのは、一〇世紀中ごろからである。

公領の名主と国家の関係は、もはや公地公民制下の国家と公民の関係のような、国家的奴隷ではなく、封建領主と農奴的農民の関係に近い。しかし名主には墾田や没落公民の土地を兼併したりして、数町あるいは十数町以上の耕地をもち、その経営に「下人(げにん)」とよばれる隷属者を駆使する奴隷主、ほとんど夫婦親子の小さな血縁家族だけで、わずかの土地を耕やしている自営農民、その中間の者など、さまざまの階層があり、これを一様に領主である国家の農奴ともいえない。

班田制が消滅するころには、荘園の構造も大きく変化しはじめていた。というのは、領主の奴隷制的な直営地＝佃が、初期には全面積の二割も占めたが、一〇世紀以後は、それは急速に

へってゆき、ほとんど全部が小作地になっていた。その小作者が「たと」(田堵・田刀などと書く)であり、「たと」の耕作権は強く、ここにも「名」、「名主」、「名田」が成立した。この新しい生産様式に適応できない、古い荘園はほろびた。その代表的な例は、東大寺の荘園である。東大寺は、九世紀はじめには、全国各地に三四六〇町歩の荘園をもっていたが、一〇世紀には、わずかに二一二町しかなくなっていた。荘園の名主にも、公領の名主と同様に、広い名田と下人=奴隷をもつ大名主もあれば、一町にたりない耕地の自営小名主もある。

公領・荘園を通じて、名主層の広汎な成立は、一〇〜一一世紀の生産力の躍進と、たがいに原因となり結果となりあっていた。種籾をまく前に水につけておくこと、田植、稲の穂をつむことからその根を刈ることへの移行、稲架をつくり、それに刈り稲をかけて乾燥させること、このような稲作過程の各段階での技術の改善がなされた。鍬、まくわ、鎌、すきなど鉄製農具が、一一世紀にはようやく一ぱん農民——大小の名主層にまで普及し、牛馬耕もひろまった。作物の種類がふえ、なす・うりなどの園芸作物も多くなった。田植のときの「ゆい」そのほかの労働組織も発達し、田植労働を鼓舞し、その調子をととのえる音楽、「田楽(でんがく)」が成立したのも、そのころらしい。

農奴制の芽ばえ 進歩した生産技術を活用するには、農民が、その仕事にいっそう注意深く熱心になり、また、たとえば田植のように、労働の集約度を強めなければならない。それは、

徭役でかり出した労働にはもとめられないことである。耕作者の自立性がたかまるとき、はじめて彼らは鉄製農具の獲得や技術の改良に努力し、生産力をたかめるのである。逆にまた、こうした集約労働は、土地と耕作者との不可分な結びつきを強め、奴婢でも、その土地と一体化することにより、主人にたいする多少の独立性をもち、家族生活もいとなむようになる。ここに、奴隷制から農奴制への方向が芽ばえる。

中央大貴族の荘園が不輸の特権をかくとくし、名主ができはじめるのとならんで、九世紀のすえから、地方の豪族たちが、その所領を中央貴族の荘園として名目的に寄進し（寄進地系荘園）、不輸租の権利をかくとくし、じぶんはその現地の管理者――下司（げし）・公文（くもん）・地頭（じとう）そのほかの名称をもつ荘官――になることが、さかんになった。この寄進をうける者を「領家（りょうけ）」といい、領家だけでは不輸を確保する力が不足のさいは、さらに上級の権勢家の所領とし、これを「本所（ほんじょ）」とした。本所・領家は、国司にたいして、荘園の現地の領主をまもり、その代償として年貢米や荘民の徭役労働を徴集した。かくて一所の土地に、名主、荘官、領家、本所と何重もの権利ができる。名主には前記のように、自営小農もあれば、下人をもって広い土地を経営する奴隷主もあれば、またその土地の一部を他の自営小農の名主に小作させているものもある。

一〇世紀後半以後の、このような発展方向をもった荘園経済を、何というべきであろうか。本所・領家あるいは荘官（在地領主）と名主の関係は、農奴制のようにみえるが、名主の有力者

は前記のように、奴隷主であり、彼らが荘官になるものも多いので、このばあいには、直接生産者である下人とその直接の搾取者である名主との関係は、奴隷制である。けれども自営の名主もあれば、下人ではない小作者もあり、荘園ごとにちがうといえるほど、奴隷制の要素と農奴制の要素とが、さまざまのていどに、さまざまのしかたで結合し混合している。その中で、農奴制が確実に成長してゆく。

武士階級の成立

荘園が不輸の特権をもっても、その荘民は、あいかわらず朝廷の被支配身分であるから、法律上は国司から徭役にとられるのをのがれるわけにはいかない。また一方、荘園領主は、公領をいろいろな形で蚕食する。そこで国司は、荘園の土地と荘民を調べて、本来公領であった土地をとりもどそうとするばかりでなく、いろいろの理由をつけて荘地を公領にとりこみ、また荘民に課役をかけようとする。それにたいして、荘官である在地の領主や荘民が抗争する。こうして両者の対立が、一〇世紀の中ごろから激烈になる。このさい郡司——在地の領主層の代表——が「百姓」＝名主を指導し、これをひきいて国司の役所や館を襲撃することが、しばしばあった。この抗争でもっとも有名なのは、九八七年から三年間にわたる、尾張の郡司・百姓が、国守藤原元命(もとなが)の圧制と搾取を数えたてて、朝廷にうったえ、ついに勝った事件である。

国司と在地の領主・名主らの闘争を通じて、一一世紀からしだいに、在地領主は、国守をも

任免する中央の領家あるいは本所に頼り、荘園に国司の権力が立ち入らない、すなわち国司が荘民に課役をかけたりしないという、「不入」の特権をかくとくしてゆく。そうなるとこの荘園は、政治的にも中央政府の支配から半ば独立した形になる。しかもその分離独立は、中央政府の高官の保証に依存しているという矛盾がある。そしてこの矛盾は、荘園におけるじっさいの生産の組織・管理者であり、農民のじっさいの支配者である荘官・名主層の自立性が発展し、貴族階級がおとろえてゆくという方向でのみ、解決される。

荘官や名主の強大な者は、国衙(国司の役所)と抗争し、また彼ら相互の勢力・領地争いをするために、みずから武装して、武士となり、一族の結合を強め、支配下の農民(自営名主や下人)をも武装させ、「郎党」(郎等とも書く)とよばれる部下に組織した。彼らは、はじめは一地域の、やがては一地方の領主に成長する。

武士は荘園からだけでなく、公領(国衙領)からもおこった。民間の荘園が不輸不入の地として政府の支配外に独立するとともに、残された公領は、いわば中央政府を本所とし、国衙を現地の徴税役所として、領内の名主を収奪する一種の荘園と化した。国司はもはやその国全体の行政官ではなく、国衙領という名の事実上の荘園の現地荘官である。しかも国守らの高官は、「遙任」といって、現地に赴任せず、都にいてその任国からの収益をむさぼるだけの者となり、国衙の実務は、現地の豪族出身の役人や、都の貴族でも、家がらがひくくて栄達の望みがない

ので、中・下級の国司になり、任地に土着した役人が、おこなった。彼らの経済的社会的役割は、民間の荘官と本質は同じものとなり、荘官が領主化し武士化したと同様の道を、彼らもたどった。しかも彼らは、民間の荘官領主よりも領地が広く、国司としての権威をもったので、武士団の最有力者は、彼らの中から成長した。平氏も源氏もそれである。

平氏は、桓武天皇の子孫の高望王（たかもち）が、八八九年に平姓をあたえられ（桓武平氏）、上総介（介は国司の二等官）となり、任地に土着してから、その子孫一族が、はじめは、関東地方で武士として勢力をはった。源の姓は、数人の天皇の子孫にあたえられているが、清和（せいわ）天皇の子孫から出た源満仲（みつなか）が、一〇世紀の後期に摂津守になってから、その子孫一族が、近畿で、武士団として有力になった。さらに一一世紀の前期には、源氏は関東に進出して、平氏をもしたがえるが、そのころ一方では、伊勢を根拠とした平氏（伊勢平氏）が、近畿とその以西で有力になる（後述）。

6 貴族政治とその文化

——国家主義から貴族主義へ——

平安貴族の恋愛の場面(『源氏物語絵巻』「宿木」の巻)

公地公民制の解体、荘園制の発展とともに、古代天皇制の政治構造も変化した。平安遷都のころ、すでに朝廷の軍事力は失われはじめていたが、九世紀中ごろには、朝廷は地方豪族を統制する力をほとんど失った。地方には群盗が横行し、一〇世紀中ごろには、西海に藤原純友の乱が、東国に平将門の乱がおこった。

将門・純友の乱

純友は伊予国の掾(三等官)であったが、土着して付近の土豪の首領となり、九三六年(承平六)千余艘の船をもって叛乱をおこし、国衙などをおそうて官物・私財をうばいとり、一時は大宰府までをも侵したが、九四一年(天慶四)、朝廷の追捕使にとらえられて殺された。

将門は桓武平氏の一族で、所領のことその他で、一族や他の豪族と久しく武力で争っていたが、その争いに中央政府が介入したことから、九三九年(天慶二)一一月、公然たる叛乱をおこした。一時は常陸の国府を占領し、下総に根拠地をもうけて、新皇と名のり、近隣に勢いをふるったが、三ヵ月で宿敵平貞盛や藤原秀郷の軍にほろぼされた。

純友も将門も、後進地帯のおくれた社会を基盤にしたもので、新興の名主層を組織したものではなく、そこに彼らの弱さがあったが、東西同時に大規模な叛乱がおこり、それを中央政府がよういに鎮定できず、ことに将門の乱は、朝廷の力ではなく、将門と同じような地方豪族の武力で鎮定されたところに、古代天皇制の衰退がまざまざと示された。

この間にも都の貴族たちの勢力争いはたえなかったが、彼らは奈良朝の貴族のように、叛乱をくわだてる独自の武力や、地方の豪族とのつながりはなく、もっぱら宮廷内の陰謀をくりかえした。その中で、藤原氏一門の四家系のうちの

藤原氏の独裁と政治の喪失

北家（ほっけ）が、着実に勢力をのばした。藤原良房（よしふさ）は、八五八年（天安二）その外孫清和天皇が九歳で皇位につくと、その摂政となった。皇族以外のもので摂政になったのは、これがはじめてである。ついで良房の養嗣子基経（もとつね）は、陽成（ようぜい）天皇の摂政となり、天皇が成人すると、事実上の摂政と同じ権力をもつ「関白」という地位を新設して、みずからそれになった。

しかし、まだ藤原氏北家の独裁は、不動のものではなかった。基経の死後、宇多（うだ）天皇は関白を置かず、菅原道真（すがわらのみちざね）（八四五―九〇三年）を重く用いて藤原氏に対抗させた。つぎの醍醐（だいご）天皇も同様に関白をおかず、律令による政治の復興につとめた。そのまたつぎの朱雀・村上の二代の天皇も、同様に律令制復興の努力をつづけた。それゆえ宮廷歴史家は、醍醐帝のときの年号「延喜（えんぎ）」（九〇一―九二三年）と村上帝のときの年号「天暦（てんりゃく）」（九四七―九五六年）をとって、その間の政治を「延喜天暦の治」と讃美するが、かの純友・将門の乱が、ほかならぬこの間におこったことが、何よりもよく、古代天皇制の再興はできないことを示していた。また八九四年（寛平六）、菅原道真の意見により、すでにたえだえになっていた遣唐使が、航海のぎせいの多いことと唐国のみだれを理由として、永久にやめられたが、このことは、藤原氏とか反藤原氏とかにかかわりなく、すべての貴族たち

が、八世紀の彼らの父祖のような、たくましい冒険と探究の活力を、もはや失ったことを示していた。

藤原氏北家は、一時は摂関の地位にこそつけなかったとはいえ、依然として朝廷の最高官位をしめた。醍醐帝の左大臣藤原時平（ときひら）は、右大臣菅原道真を大宰府に流す陰謀に成功したし、この後も藤原氏はつぎつぎに競争者を倒し、九六九年（安和二）、冷泉（れいぜい）天皇の摂政藤原実頼（さねより）が、左大臣源高明（たかあき）を失脚させたのを最後に、藤原氏北家の独裁は不動のものとなった。この後やく一世紀にわたり、藤原氏一族の長者は、たいていその娘を天皇の后妃とし、天皇幼少のうちは摂政に、成人すれば関白になり、国政の全権をにぎった。藤原氏の家政機関にすぎない政所（まんどころ）が、国家の事実上の政府になり、朝廷はたんなる儀礼の場所となった。こうして摂関家は、朝廷の最高官職の独占にともなう莫大な収入があり、そのうえ全国の地方領主から広大な荘園の寄進をうけ、栄華をきわめた。一一世紀の道長（みちなが）（九六六―一〇二七年）とその子頼通（よりみち）（九九二―一〇七四年）の時代が、藤原氏の栄華の絶頂であった。

しかしこの摂関「政治」は、宮廷の季節ごとの儀礼（年中行事）を、先例にすこしもたがわずにおこなうことと、宮廷内における不断の陰謀や暗闘だけであった。彼らが勢力を争うのは、要するに荘園の寄進をいっそう多く受け、また公領からの収益をいっそう多く分け取り、じぶんたちが栄華をつくしたいためのみであって、国事ないし公共の事業にたいする関心は、天皇

にも摂関家にもその他の貴族にも、絶無であった。たとえば道長のとき一〇一九年（寛仁三）、シベリア沿海州地方の女真族の一派刀伊人が、北九州に来襲したが、これを撃退したのは同地方の武士たちであって、道長らは何の強い関心と責任感をもつこともなかった。

　中央政府が完全に政治を喪失していたのと同様に、地方にも貴族の政治はなかった。国司遙任のことは前にのべたが、摂関政治の時代には、「知行国」といって、皇族や上級貴族に、一定の年限をかぎり特定の国からの収入をあたえる制度ができた。知行国を得たものは、じぶんの腹心の部下をその国の国司に任じて、管内の人民を収奪した。ときには「和歌浦波」だの「敷島大和」だのと、ふざけた架空の人物を、国司に任命したことにする例さえあった。こうして国司は、もはやその本来の任務を示す官職名でよばれるのではなく、たんに「受領」すなわち国の収入を受領するものとよばれるようになった。

　摂関家をはじめ貴族たちは、完全な社会の寄生者となり、その吸い上げた富で、豪奢な邸宅や、別荘を兼ねた壮麗な寺院を造営し、日夜の遊宴・行楽にふけった。しかし彼らは新しい生産関係をみずからきりひらくのでもなく、新しい統治の機構と武力を創造したのでもなかったから、その栄華の基礎は不安定であった。地方で農奴制的生産関係を組織し、現実に民衆を支配している、領主・名主階級が、まだ独自の階級として広く強く結合せず、一地区一地域に孤立分散していることによってのみ、天皇と貴族たちの富と権勢は保たれていた。

しかし歴史は進んでやまない。藤原氏全盛の一一世紀の前半に、尾張、近江、丹波、但馬、河内などの「百姓」＝名主たちが、以前のように郡司にひきいられるのではなく、じぶんたちだけで団結して、国司と闘争したり、中央政府に強訴したり、荘園領主の年貢増徴に反抗したりした、いくつかの事例が記録されている。それは、彼らが実力を自覚しはじめたことを意味した。このような百姓たちを、武士団に組織して勢力をのばし、「武家の棟梁」となったのが、源氏と平氏の首領たちである。

源氏と平氏の進出・僧兵

東国では、平将門の乱以後平氏の力は弱まり、源氏が進出した。とくに一〇五一年から六二年にかけて、奥羽の豪族安倍氏の叛乱を、源頼義が鎮定し(前九年の役)、ついで一〇八三〜八七年に、頼義の子の義家(八幡太郎)が、同じく奥羽の清原氏をほろぼしたが(後三年の役)、彼らの兵力は、その所領その他の彼らを頼る名主出身の武士から成っていた。そしてこの両度の戦役の後、東国における源氏の権威がたかまり、諸国の名主・領主で、義家に土地を寄進してその保護をうけるものが多くなった。一方伊賀・伊勢地方を根拠とした平氏の一派は、近畿から西国地方の武士を、しだいに勢力下にくみいれていった。

諸階級また個人の実力が物をいいはじめた。腕ずくの傾向が、社会の最下部からおこって、じょじょに上層におよびはじめた。奈良(南都)の興福寺や京都を見下す比叡山(北嶺)の延暦寺をはじめ、南都北嶺の大寺院も、その荘園の百姓たちの反抗をおさえ、あるいは国衙に対抗す

るため、一〇世紀の後半から、独自の武力、「僧兵」を組織しはじめた。都の貴族たちも、その家がらや官職の権威にのみ安住してはいられなくなりだした。彼らの間でも、地方の領主・名主階級の反抗をうける受領層は、荘園の本所におさまって、無為無能のくせにじぶんたちの上前をはね、栄華にふける摂関家にたいして、柔順ではなくなった。

院政と保元・平治の乱

しかも摂関家に不運なことには、その娘をせっかく后妃にしても、男子が産まれないことがつづいた。そのため一〇六八年、藤原氏とは外戚関係の全然ない皇子が、天皇に立つことになった(後三条天皇)。この機会に受領層を中心とする反摂関家の勢力が、天皇の下に結集し、摂関家の経済的基礎である荘園の整理をくわだてた。しかし天皇の地位において事をなすには、関白や大臣――すなわち摂関家――の議をへなければならないので、思うようにはいかない。そこでつぎの白河天皇(一〇五三―一一二九年)は、在位一三年余で、譲位して上皇となり(一〇八六年)、その宮殿(院)に「院庁(いんのちょう)」(院の役所)をもうけ、腹心の貴族――主として受領層から出る――を役人にして、いわゆる院政を開始した。その期間は四四年にわたる。

白河院政は、摂関家をおさえはしたが、その「政治」の実態は、摂関「政治」と何らちがう所はなかった。彼らは書類の不備な荘園を整理するということで、自派以外のものの荘園を奪い、知行国をむやみにつくり、それらの収入を院とその近臣が独占して、豪奢な離宮をつくり、

ぜいたく三昧にふけっただけである。ことに白河院は仏教の迷信におぼれ、壮麗な寺院をつぎつぎにたて、大仏をつくり、しばしば紀州の高野山(金剛峯寺)・熊野神宮に参詣したのはまだしも、すべての生物を殺すことを禁止し、犯す者はようしゃなく死刑にした。そのため漁夫や猟師は、生活の道をうばわれ、人々は魚を食うこともできず、国中になげきの声がみちあふれた。

　白河院の後、院政は鳥羽・崇徳・後白河の三代の上皇にわたって慣例となるが、その間に、皇室、摂関家、貴族、そして南都北嶺の大寺院の間の、ふくざつな勢力争いが、年ごとに深刻になった。摂関家は、その全盛時代から、源氏の武士団を「侍」(そばにつかえる者の意)として利用していたが、白河院政は、平氏の武士団を院の御所の北むきの所につめさせて、これをじぶんの武力とした(北面の武士)。大寺社の「僧兵」も、院政期にもっとも強力になった。彼らはしばしば、国司がじぶんたちの荘園を侵すのを止めよと要求して、院に強訴した。このように武力が物をいいはじめると、源氏や平氏の武士団は、はじめは摂関家や院に利用されるのに甘んじていたが、やがて、みずからの実力相応の地位をねらうようになる。

　一一五六年(保元一)、鳥羽上皇およびその次男の後白河天皇の一派と、崇徳上皇(鳥羽の長男)との対立が、関白藤原忠通とその弟左大臣頼長の対立とむすびつき、鳥羽上皇の死を機会に、崇徳上皇・頼長派が、源為義・為朝父子と平忠正らの兵力をもって、天皇・関白方をおそった。

天皇方は、源義朝（為義の子）と平清盛（忠正の甥 一一一八—一一八一年）の軍勢を動員した。戦闘はわずか一日で、天皇方の勝利となり、崇徳上皇は讃岐に流され、頼長は討死にし、為義と忠正は、それぞれの子と甥によって斬られた（保元の乱）。

皇室も摂関家も武将もみな、たがいに父子兄弟が殺しあう権勢争いで、天皇方が勝ったとはいうものの、それは天皇や関白の勝利というよりも、武士階級の皇族貴族階級に対する勝利の第一段階であった。この後平清盛は、後白河院に重んぜられて、急にその勢力をのばした。これにたいして、源義朝は不満にたえず、一一五九年（平治一）、清盛が熊野に参詣したるすをねらって兵をあげ、二条天皇と後白河院を幽閉し、クウデターに成功したかにみえたが、急を聞いた清盛が帰京するにおよんで、たちまち形勢逆転、義朝方は徹底的にうち破られた（平治の乱）。義朝自身も、東国に逃れる途中、尾張国で謀殺せられ、その子頼朝（一三歳）も同時に危く殺されるところを、清盛の継母のとりなしで、一命を助けられ、伊豆に流された。また頼朝の異母弟牛若（後の義経）も、母の常盤とともに京都でとらえられたが、まだ一歳に満たない乳児であったために、生命はたすけられて鞍馬寺に入れられた。

源氏の勢力はここに一大頓挫を生じ、平氏の全盛期をむかえた。この乱からわずか八年後の一一六七年、清盛は太政大臣となり、一族もみな高官となり、平氏が藤原氏に代って京都朝廷の全権をにぎった。古代天皇制の没落は、もはや決定的となった。

古代天皇制がおとろえ、中国文化の輸入もたえ、地方には武士・地主階級がおこってくる四世紀の間に、文化の様相も大きく変った。

平安文化の特徴(一) 国家主義から貴族主義へ

その特徴の第一は、天皇主義ないし国家主義から貴族主義へとでもいうべき変化である。第二は、唐風舶来文化から、いわゆる「国風」文化への推移であり、第三は地方の武士・地主文化の芽ばえである。

第一の天皇主義から貴族主義への変化がもっともわかりやすいのは、仏教である。仏教では平安朝の初期、九世紀のはじめに唐に留学した最澄(伝教大師 七六七—八二二年)と空海(弘法大師 七七四—八三五年)によって、天台宗と真言宗の二派がはじめられた。両宗ともに朝廷のあつい保護をうけ、鎮護国家をその最大の使命としたことは、奈良仏教と同じであるが、しかし奈良仏教のように、直接に政治に関係することはなかった。このことは、奈良朝までの寺院が、すべて宮廷か国府のまわりにたてられたのに、最澄のたてた比叡山延暦寺、空海のたてた高野山金剛峯寺をはじめ、両宗派の大寺院が、たいていは人里はなれた深山にたてられていることにも、あらわれている。

真言宗は、はじめから独特の呪術・祈禱をおこなうのを特徴とした「密教」であり、天台宗は、はじめは法華経信仰の宗派であったが、やがてこれも密教の性質をもった。その呪術・祈禱は、鎮護国家のためにもおこなわれたが、それよりも、貴族の個々人の病気を治し災厄を除くためのことが多く、貴族たちの信仰をうけた。ここに、以前の国家仏教から貴族仏教への推

移がみられる。そして、この二宗においてはじめて、教団としての宗派が成立し、それぞれの宗派にぞくする寺を、全国各地にもちはじめた。すなわち、仏教文化の地方へのひろまりである。

律令の公地公民制がくずれ、地方の豪族・民衆が国司らに公然と反抗しはじめた一〇世紀の中ごろには、このけがれた現世を厭い(厭離穢土)、一心に念仏をとなえることによって、阿弥陀如来に救われ、死後は極楽浄土にゆくことをもとめよ(欣求浄土)と説く、浄土信仰がおこった。これは沙弥や聖などとよばれた、国家とは無関係な民間の布教者からおこったもので、彼らの活動が、国家の仏教統制・管理が弱まるとともに、さかんになった。空也(九〇三―九七二年)は、京都の辻々でこの信仰を説いて、多くの人をひきつけた。延暦寺の恵心(九四二―一〇一七年)の著作『往生要集』(九八五年)には、その教義が系統的にのべられている。ここにはじめて階級や身分を超越し、国家とは何の関係もなく、個人の信仰による救済を説く仏教が、日本社会に生れた。

厭離穢土、欣求浄土の思想は、没落しつつある中・下級の貴族にむかえられた。摂関政治から院政の時代にかけて、この信仰は最上流貴族にもひろまったが、彼らは、これを、現世にあって極楽浄土にあるような気分にひたる手段にしてしまった。たとえば、藤原道長の法成寺や頼通の平等院(鳳凰堂)のように、彼らは、華麗な阿弥陀堂をたて、そこを別荘ともし、中には金色まばゆい阿弥陀如来像を安置し、まわりの壁や扉には、極楽の光景をあらわし、そこで香

をたき、美貌美声の僧たちをならべて、鉦や木魚の伴奏で、経文をうたうように合唱させた。それは、信仰の法会(ほうえ)というよりも、はなやかに楽しいショウであった。しかしこのはなやかさの背後には、上流・下流のべつなく、全貴族階級の没落の運命が、しのびよりつつあった。それを感じた貴族らの間には、仏の死後、一定の年数をへると、「末法(まっぽう)」の世(末世)になり、世は乱れ人心は悪くなり、世界の終末がおとずれるという、末法思想がひろまった。

浄土信仰は中国仏教の輸入ではなく、日本の社会から生れたもので、唐風船来文化から国風文化への推移を示すものであるが、そのような推移は、本地垂迹説(ほんじすいじゃく)(神仏習合)にも見られる。日本の神々は、本地すなわち絶対者であり本質である仏が、その迹(あと)を日本に垂れた(かりに姿を現わした)現象であるという。

平安文化の特徴(二)
唐風から国風へ

奈良時代にも、神は仏の功徳をうけて威力を得るという思想ないし信仰があり、これが平安初期には、神は仏法によって悟をひらき、菩薩(仏になる直前の段階)となるという説にうつり、八幡神を八幡大菩薩とよぶことなども生じた。さらに平安中期には、神は仏の化現であり、神仏は本元においては同体であるとするにいたった。この面でも、外来の仏教は、日本固有の神の信仰をつつみこみ、仏教そのものとしては卑小化されながら、日本化した。

唐風文化から国風文化への移行は、文学にもっとも明白にあらわれた。九世紀中ごろまでには、漢詩・漢文が前代にひきつづいてさかんにつくられ、その後も、貴族社会では、漢文学の

知識の豊かさが、彼らの教養をはかる尺度とされていた。しかしたんに文学史上のみならず日本歴史の全体にたいして、平安貴族社会(僧侶もふくめて)がなした最大の寄与は、万葉がなをさらに飛躍的に発展させて、漢字の草書体を簡略した「ひらがな」と、楷書体の漢字の字劃をとった「カタカナ」とを、創造したことである。九世紀の中ごろにはカタカナが完成していたことは明らかであり、そのころ、ひらがなもできていたであろうが、これには、元の漢字によってちがう、いくつもの字体があった。

かつては中国文明を日本につたえる先生であった朝鮮人が、その民族の標音文字「諺文(おんもん)」を創造したのが一五世紀、古代日本と同じく唐帝国の影響を強くうけ、やがて唐のおとろえに乗じて強大な遼(りょう)王朝を建設するにいたる、満州の契丹(きったん)族が、その文字を創造したのは一〇世紀の前期である。日本のかな文字の創造は、このどれよりも早い。中国周辺の諸民族の中では、西北境のウイグル族が、もっとも早く民族文字をもったが(おそくとも八世紀)、その文化は古代中国文化圏にぞくするものではなかったので、古代中国文化圏では、日本人が、まっさきにみずからの文字を創造したといえる。これは日本社会が、当時の歴史的条件のもとでは、他民族に侵略されることのない地理的条件をもち、文化の連続・つみ上げができたために、可能であった。

かな文字は、平安朝では、教養ある貴族の使用すべきものとはされなかった。彼らは公文書

はもとより、私の日記も、漢文あるいは漢文脈を基にして、漢字のみで綴った。しかし、日本人にとっては、日本語をそのまま書きあらわせる文字が、重宝この上ないのは自明のことである。ことに日本の詩歌を書きあらわし、それを他人にも読んでもらうには、かな文字にまさるものはない。しかも歌のやりとりが、貴族の恋愛にはなくてはならないものとされていた当時のこととて、かな文字はしだいに有力になり、和歌がひろまり、日本文が発達した。九世紀後半から一〇世紀にかけて、和歌は漢詩文にまさる貴族社会の人気をえた。そのけっか、九〇五年には、醍醐天皇の命令にもとづき、紀貫之(?—九四六年)らによって、『古今和歌集』がえらばれた。

散文でも、このころから、日本文が文学界の主流をしめた。在原業平(八二五—八〇年)の歌を中心に、その歌がよまれた前後の事件や状況の物語を系統だてた『伊勢物語』、民衆の間の説話に源流をもつ伝奇文学『竹取物語』が、『古今集』と前後するころに、名もない作者によってつくられた。これが「物語」という文学ジャンルのはじまりである。また紀貫之は、国守として在任していた土佐国から都にかえるとき、作者を女によそおって、かな文字・日本文で『土佐日記』を書いた(九三五年)。それは日本文の美しさと表現力の豊かさとを、十分に示している。

こうして発達した貴族文学の全盛が、一一世紀中ごろ、藤原道長・頼通時代の、紫式部(九七八?—一〇一六?年)の『源氏物語』を頂点とする、女性文学者たちの作品であった。『源氏物語』は、五四帖(巻)の大長編に、貴族の各層男女の恋愛を中心とした、生活と心理のさまざまの相を、余情豊

かな独特の優美な文章でえがいており、部分的には、人間にたいするするどい観察もある。式部と同時代の清少納言(生没年不詳)の随筆『枕草子』は、文学的・思想的高さでは、『源氏物語』とくらべものにはならないが、宮廷内外の生活と自然に関する才走った観察を簡潔に表現したものので、日本文学における随筆のはじめである。

和歌では、『古今集』がつくられたのちも、勅撰歌集はつぎつぎにつくられるが、すでに古今集にはっきりあらわれていた傾向、すなわち知的な技巧や言いまわしの工夫にふける歌がますます多くなり、詩的感興はとぼしい。この中で、紫式部や清少納言とほぼ同時代の女官和泉式部の、奔放な愛欲遍歴の告白である歌集と日記が、異彩を放っている。

また紫式部の日記には、宮廷女官の個性をあざやかにえがいたところがあり、藤原兼家の妻の『蜻蛉日記』(九七四年ごろ成立)は、一夫多妻の貴族社会の女の苦しみをみつめている。このような個性や個人の内面の文学的追究は、この時期にはじめてあらわれる。

「国風」文化と「国民」文化

全盛期の貴族文学は、その舞台も人物も、みな都とその周辺の貴族である。『源氏物語』には、主人公の須磨のわび住居の場があるが、そこの自然があ りありと描かれるのでもなければ、その地の民衆が、ほんの端役としてでも登場するわけではない。地域的にも社会的にも、せまい世界にとじこもっていた彼らの文学は、『源氏物語』五四帖の長編をも、変化にとぼしい、かなりたいくつなものにしている。『古今

集』以下の歌の作者は、皇族・貴族にかぎられ、歌は型にはまって分類されるようなものでしかなかった。そしてこれらの文学では、天皇はもはや現人神でも絶対の権力者でもなく、貴族の中の第一人者にすぎない。これは律令の神権的天皇制が、摂関政治となり、しかもその「政治」は、前記のように、じつは政治の完全な喪失を意味し、都における享楽が貴族の最大の関心であり、唯一の生活であったことの、文学的反映である。

この文学の絶頂が女性たちによってつくられたのも、右のような貴族社会においては、優美な生活のための教育ばかりあたえられてきた女性の方が、男性よりもよく時代の文学的要求にこたえる条件をもっていたからである。紫式部らは、豊かな才能をめぐまれていたが、女なるがゆえに地位の栄進は望みなく、しかも中級・下級の家がらの女のこととて、后・妃の座も問題にならない。彼女らは一夫多妻制のぎせい者であり、貴族社会の矛盾を集中的にうけている。そこに彼女らの社会と人間にたいする目がひらけ、その才能と情熱は、文学に集中されていったのであろう。このさい、かな文字は男のつかうべき文字でないとされていたのに、女たちには、そのような虚勢をはる必要はなかったので、かな文字で思うこと感ずることを、自由自在に書けたということも、女性が貴族文学の頂上に達しえた、重要な条件である。

神権的天皇制から摂関政治・院政への変化に対応して、『日本書紀』以来の朝廷のいわゆる正史の編纂も、一〇世紀初頭の『三代実録』を最後に廃絶し、歴史の著作は個人の関心による仕

事となった。そして摂関家の全盛期が終ろうとする一一世紀の中ごろ、女官と推定される著者によって、はじめてかな文字・国文の歴史『栄華物語』(えいがものがたり)が書かれた。『三代実録』がおわった次代の宇多天皇から堀川天皇にいたる一五代およそ二百年の歴史を、編年体に書いてあるが、主要な部分は、藤原道長・頼通の栄華の讃美にあてられている。これにつづいて、院政期に『大鏡』(おおかがみ)が出た。道長の一代を書こうとして、藤原氏がさかえはじめる文徳(もんとく)天皇の代から筆をおこし、道長全盛期で終る。四人の人物の対話で叙述を進めるという、独特のすぐれた形式を創造し、それによって人物や事件を、さまざまの角度から全面的にみようとしており、したがって道長に対する讃美ばかりでなく、多少の批判ものべられ、歴史としても文学としても、『栄華物語』よりは、かくだんにすぐれている。ただし、これも平安宮廷とその貴族の世界以外には、全然目をむけていない。地方の騒乱も、勃興して来る武士のことも、一行も書かれてはいない。平安貴族の文化が、舶来でないというかぎりでは、まさしく「国風」文化ではあるが、その国風は、使われている文字以外には、国民大衆とは全くかけはなれた、貴族世界の文化であって、国民文化ではない。

平安文化の特徴(三)
民衆文化の芽ばえ

しかし地方の領主や名主・武士階級が、しだいにその力を自覚し結集してくると、その生活は、貴族の文化的作品にも反映された。一〇世紀中ごろの将門の乱の直後に、そのしまつを日本風の漢文で書いた『将門記』

がつくられている。著者は東国の無名の僧らしい。ところがそれから一世紀あまり後の「前九年の役」については、都にいた受領層の役人らしいものが、『将門記』のていさいにならった『陸奥話記』を、国衙からの報告や「衆口の話」によって書いている。これよりややおくれて院政の初期に書かれたらしい『今昔物語集』には、地方の領主、自営農民、下人の男女らの、末法思想などとはまるで反対の、活気にみちた生活を、いきいきと描いた説話が、たくさん集められている。摂関家も院も、武士階級の実力に頼らざるをえない時代になったので、都にいる貴族も、いやおうなしにこのような説話に関心をもつようになったのであろう。

美術も、仏教や文学と同様に、この時代の文化の三大特徴を示している。平安初期の美術は、前代にひきつづき、もっぱら仏教美術であり、仏教の国風化を反映して、密教の不動像その他の絵や彫刻に、唐風模写とはちがった独創の要素があらわれた。中期以後には、貴族の浄土信仰による極楽の絵や阿弥陀像がさかんにつくられる。それを安置する寺院は、貴族の邸宅の様式をとりいれ、荘厳や威力よりも、やわらかな美しさをもとめた。平等院の阿弥陀像をつくった定朝（じょうちょう）（?—一〇五七年）が、当時の代表的彫刻家である。

一〇世紀の後半から、貴族の邸宅として、母屋の寝殿（しんでん）と東西の対屋（たいのや）・釣殿（つりどの）とを廊下でむすび、それらの建物の中庭に池をこしらえた、これも唐風から完全に脱却した「寝殿造り」が発達した。その建物の内部には仕切りがなく、必要に応じて、ふすま（障子（しょうじ））やついたて（几帳（きちょう））でしきっ

た。冬などはさぞ寒かったであろう。このふすまやついたてを美しくしたいという要求から、貴族が日常に見る風物を画材にして、簡素な筆法で、しかし色どり美しく描く装飾画が生れた。中国風の画材と筆法の唐絵に対して、これを大和絵という。またこの画法で、巻紙に書かれた物語の一こまごとに、その場面の絵を描いたものを、「絵巻物」という。

現存する絵巻物の最高傑作に、『信貴山縁起絵巻』がある（一二世紀中ごろの作？）。その物語の大すじは、信濃の国出身の貧しい聖、命蓮が、偉大な法力で強欲な「長者」（大名主）をこらし、また帝の病を治すが、帝のあたえようとする高い位も大荘園もことわり、故郷からたずねてきた姉の尼とともに、相変らず、着替えもない貧乏な聖として修業をつづける、という話である。そして、大名主、ふつうの百姓、貴族そのほか社会各層の人物と生活、また生産の場が、躍動する画面に展開される。この民衆的モチーフと力にあふれた画法は、貴族の時代から新興地主階級の時代へ移行しはじめた社会を反映している。

そのような移行は、音楽・演芸には、いっそうはっきりあらわれた。平安貴族の音楽は、中国伝来の楽器・楽曲による管弦楽を、彼らの好みに合うように修正したもの（いまの宮廷の雅楽）を主としていたが、一一世紀には、民間の歌謡である催馬楽がさかんになり、やがて「今様」という、白拍子（遊女）などが客席でうたっていた歌がひろまり、また、農村の田楽が、京都で大流行をし、最上流の貴族も、田楽用の笠をかぶって市中をねり歩くことさえあった。

こうした現象は、自由な商業が、部分的にではあるが成立しはじめたことと、関係がある。公地公民制による租庸調の制がくずれ、地方民衆の手工業生産物の大部分が朝廷にとりあげられるということがなくなり、――むろん、一部分は国衙や荘園の本所・領家にとりあげられてゆくが――ここにようやく自由な社会的分業が成長する一条件ができた。そして一一～一二世紀と、年がたつにつれて、豊かな名主層のもとでは、農業・手工業の余剰生産物の商品とされる部分が、すこしずつふえた。その売買を専門とする行商人が、都と地方をむすびつける。ここに、都の支配者と地方の被支配者という関係とはちがった、新しい性質の、都市と農村の交渉が生ずる。それが双方の文化の交流の道ともなったであろう。ただし一二世紀には、これはまだほんの芽ばえにすぎない。

また天台・真言両宗の末寺は、地方の物質的富を中央にとりあげるものであったが、文化の普及にも役立ったであろう。それよりも、浄土信仰の沙弥や聖の、地方文化にたいする貢献は、いっそう大きかった。なお、地方でも、一二世紀に陸奥の藤原氏がたてた「中尊寺」のように、都のものにおとらない、華麗壮大な寺院が、つくられることもあった。

7　武家の「天下草創」

―六波羅政権と鎌倉幕府―

読経する平清盛像。
（京都六波羅蜜寺）

平清盛は、太政大臣となり政権をとって三ヵ月後には、妻の妹が後白河院との間に産んだ子を天皇につけ（高倉天皇）、ついでじぶんの娘をその中宮にした。彼もまた摂関家と同じように、やがては天皇の外祖父になれることを、あてにしたのである。清盛の経済的基礎も、おもに近畿・西国にある五百余の荘園と、朝廷の高官となることによってえた三十余国の知行国にあった。清盛の邸が京都の六波羅にあったので、彼の政権を六波羅政権というが、それは権力の形からいっても、経済的基礎からいっても、摂関家や院の政権と、根本的にちがうところはなかった。

平氏政権の古さと新しさ

しかし、つい半世紀ほど前までは、貴族からは、卑賤な田舎者として人間なみにもみられなかった武士の首領が、朝廷を乗っ取ったこと自体が、新しい時代の到来を示していた。平氏政権は、古代天皇制国家から中世封建国家＝幕府制にいたる、過渡期の政権であった。そして、清盛の支配のしかたには、在地の豪族を知行国の国司に任命するとか、一部の貴族の荘園にも、平氏に従う武士を「地頭」に任命して、これを管理させるとか、武士階級を政権の支柱として組織する方向が芽ばえていた。またとくに平氏は、もとから中国の宋との貿易を九州でおこなっていたが、清盛はそれを積極的にすすめた。そのために彼は、音戸の瀬戸（いまの呉市と対岸音戸町の間の海峡）をきりひらき、摂津の福原の輪田泊（いま神戸港の付近）を修築して、そこまで

宋の船を導き入れようとした。宮廷の陰謀に明け暮れした王朝政治とは、質のちがった新しい政治が、ここにはあった。

とはいえ、平氏政権の新しさ積極さは、これ以上には出なかった。一門は、「平氏に非ざるものは人に非ず」と豪語して、全盛期の摂関家と同じような奢侈逸楽にふけった。清盛はすでに腐朽しきっていた古い朝廷の機構をにぎって、自らも腐敗し、新しい国家機構を創造できなかったために、その没落も、その勃興と同様に急速であった。平氏に権勢をうばわれた後白河院をはじめ皇族・貴族たちは、興福寺・延暦寺などの大寺院とともに、平氏にたいする反感をたかめた。一一七七年には、院の近臣藤原成親らが、僧俊寛の京都郊外鹿ヶ谷（いま市中）の山荘で、平氏打倒の密謀をして捕えられ、七九年には、後白河院が清盛に反抗して、かえって幽閉された。清盛は、三百人の少年を密偵として京都市中に放ち、平氏に不満をいだく者をさぐらせた。このようなことは、かえって反平氏諸勢力を結集させた。

源平の戦乱　一一八〇年（治承四）四月、源頼政は、後白河院の皇子以仁王をたて、王から平家追討の命令を諸国の源氏につたえさせ、みずからも南都北嶺の寺院とむすんで兵をあげた。清盛は、これをかんたんに破ったが、不安を感じて、六月、外孫であるわずか三歳の安徳天皇とともに、福原にうつった。これを見て、平治の乱で伊豆に流されていた、源氏の首領の嫡流源頼朝（一一四七—一一九九年）は、妻の政子の父北条時政にたすけられて、八月、伊豆で平氏打倒の

兵をあげた。
頼朝は、いったんは相模の石橋山で、平氏の大庭景親の軍に敗れたが、やがて関東地方の大小の武士団が、ぞくぞくと頼朝のもとにはせ参じ、一〇月には、富士川の戦で平維盛の大軍を敗走させた。このときすでに頼朝は、「鎌倉殿」とよばれ、鎌倉に政庁をもうけ、関東一帯の大小の領主・武士を「御家人」とする地方政権を形成し、一一月、御家人統制のために「侍所」をもうけた。

御家人とは、頼朝(およびそれ以後の鎌倉幕府)と主従関係をむすんだ武士のことで、彼自身が一族および「家の子」・「郎党」・「所従」などとよばれる部下の武士をもっている。そのもっとも有力な者は、頼朝をいちはやく支持した、下総の千葉氏や相模の三浦氏のように、古来の土豪出身で、広大な領地と多数の部下をもつ豪族であり、小さいものは、数町歩の名主であった。彼らは、御家人となって鎌倉殿に「奉公」し、軍役にしたがう義務を負う。その代りに鎌倉殿から、「御恩」として、その領地の領有権を保証され、また功績によって領地あるいは荘官としての収益権をあたえられた。

富士川の敗戦を知った清盛は、勢いをもりかえそうと京都にかえり、まず興福寺・東大寺を焼き討ちして、武威を示した。このときすでに、頼朝のいとこにあたる信濃の源義仲(木曽義仲)は、北陸道にうって出、伯父になる尾張の源行家もまた、兵をあげて、京都をめざしていた。

源氏とは関係のなかった各地の武士も、思い思いに蜂起して、戦乱は全国的にひろがっていた。それは源氏と平氏の勢力争いというだけのものではなかった。諸国の武士は、このときとばかりに、公領・荘園を侵し、平氏政権に代表される古代的権力にたいする、新興武士領主たちの革命的戦争の様相をおびはじめた。この翌一一八一年二月、清盛が病死したことは、平氏には致命的な打撃となった。

一一八三年(寿永二)、木曾義仲がまっさきに京都に入り、平氏は安徳天皇を擁して西国におちのびた。京都では後鳥羽天皇が即位し、東西に二人の天皇ができた。入京した義仲は、朝廷からあてにしていた恩賞がえられないので不平をいだいた。そのうえ、戦乱と凶作で都には食糧も十分になかったので、義仲の軍は、掠奪暴行をほしいままにし、貴族にも民衆にもうらまれた。後白河院は、義仲と頼朝を争わせて漁夫の利を占めようとはかり、頼朝の征西をうながした。頼朝は弟の範頼と義経を将として西上させながら、じぶんは鎌倉にいて、政権の地固めに専心した。一一八四年には、所領・年貢関係その他の文書を管理し、財政と庶務をつかさどる公文所(後の政所)、御家人の所領に関する訴訟をさばく問注所が、もうけられた。

一方、義経らの軍は、八四年正月、義仲を近江の粟津でうちほろぼした。義経は時をうつさず、後白河院に平氏追討の院宣(院の命令)を出させ、摂津の一の谷、讃岐の屋島の合戦をへて、一一八五年(文治一)三月、長門の壇の浦(下関海峡)の海戦で、平氏の軍を全滅させた。数え年八

歳の安徳天皇も、皇位の象徴とされていた「三種の神器」のうちの玉と、「神器」の剣を模造して皇位のしるしとした宝剣をたずさえて、海底に没した。*

* 剣は永久に失われた。玉をいれた箱はのちに発見されたことになっているが、真偽はたしかでない。

頼朝の幕府創設、朝廷との関係

木曾義仲と平氏が滅亡すると、後白河院は、こんどは頼朝と義経を争わせようとした。すなわち、義経がかってに朝廷の官位を受けたことをきっかけとして、彼と頼朝との間に不和がきざしたので、後白河院はこれを最大限に利用し、平家滅亡六ヵ月後に早くも、義経に、頼朝追討の院宣を下した。後白河院は、後に頼朝から「日本一の大天狗」と評されたほどの権謀家であったが、この院宣は大失敗であった。義経に味方する武士はなく、彼はたちまち武蔵坊弁慶ら少数の従者をつれて、奥州の大豪族藤原氏のもとをめざして、潜行せねばならなくなった。頼朝は、ただちに北条時政を京都につかわし、院を責め、逆に義経追捕の院宣を出させた。のみならず、このとき頼朝は、義経ら謀反人をとらえるためという口実で、諸国に総追捕使(ついぶし)(後の守護)と地頭を置く権限を、院にみとめさせた。有力な武家を抗争させて、その間にじぶんの勢力を維持しようとする院の謀略は、逆に、頼朝の権勢を飛躍的に発展させ、公家(くげ)——武家にたいして天皇や貴族を総称する——の勢力の一大後退をまねいた。

守護は国ごとに置かれ、謀反・殺害人の鎮圧にあたり、また御家人を指揮してその京都警固

の大番役の義務を果させる、権限と任務をもった。頼朝の信頼する有力武将が、これに任ぜられた。地頭は、元来は荘官の一種であるが、このときの地頭は国ごとに置かれたもので、諸国の公領・荘園の別なく、反別五升を兵粮米として徴集する権限をもった。戦乱がおわり、兵粮米の徴集がやまっても、地頭は管内の警察権・徴税権・および土地管理権をもち、その給与として それ相当の土地をあたえられた。

守護・地頭の設置は、法制上には、国司や荘園の本所・領家の権利を排除するものではないが、軍事・警察・徴税および土地管理という、権力のもっともだいじな機能を、鎌倉殿の任命する御家人がにぎることは、鎌倉殿が実質的に全国を支配することにほかならない。

ひきつづいて頼朝は、親鎌倉派の公卿(大臣など三位以上の高官貴族の通称)九条兼実を摂政に推し、朝廷を改革した。このとき彼は兼実に、「このたびは天下の草創である」とのべているが、まさに武士階級の国家がここに創建された。まだその基礎はかなり不安定で、国ごとの地頭は、翌年には早くも、平家から没収した所領および謀反人の出た荘園にかぎって置くことに、後退せねばならなかった。これまでの天皇制国家の勢力は、なお相当あり、権力は公武両者に分有されてはいるが、清盛が旧来の天皇制機構を乗っ取ったにすぎないのとは、明らかに質のちがう、武家の独自の政権が草創された。この政権が鎌倉幕府*である。

* 幕府とは、出征中の将軍の幕営を意味する漢語に由来し、日本では、もとは近衛大将の居館またはその人をさした。

のちに頼朝が右近衛大将に任ぜられ(ついで征夷大将軍に任ぜられる)、鎌倉のその居館が幕府とよばれた。それより転じて、武将の資格でつくられた政権および政庁を、幕府というようになった。しかし頼朝政権は、実質上は本文上記の守護・地頭設置のときに成立したので、鎌倉幕府はこのとき成立したとみなされる。

幕府の全国支配は、ちゃくちゃくと進んだ。平氏打倒の年のすえ、頼朝は、その残党追捕の名目で、九州諸国総追捕使(後の鎮西奉行)を置き、一一八九年には、奥羽の藤原泰衡をして、かくまっていた義経を殺させ、さらに泰衡そのものをも討ちほろぼした。一〇年にわたる戦乱はここにおわった。一一九二年、後白河院が死ぬと、頼朝は、待望の征夷大将軍にもなれた。

しかし、鎌倉幕府の基礎はなお弱かった。経済的には、平家から没収した荘園そのほかの「関東御領」と、「関東御分国」といわれる、頼朝のかくとくした知行国および「関東御口入地」という、幕府が地頭を任命できる荘園のみが、幕府の基礎であった。このてんでは、頼朝の幕府も、平氏政権やそれ以前の貴族政権と、本質的にはちがわない。頼朝その人も、祖先は天皇から出た源家の嫡流という「貴種」であるがゆえに、武家の首領となりえたので、彼じしんが領地の経営者ではなかったというてんでも、平清盛とちがわない。

このような弱点のために、後白河上皇個人については、大天狗とののしってはばからない頼朝でさえも、天皇(上皇)の地位そのものの権威は、これを無視できなかった。彼は、木曾義仲、平氏、義経の追討にも、院宣を請い、守護・地頭の設置も、朝廷に願い出てその許可を受ける

ということに、天皇制の権威で、じぶんの行動を権威づけ正当化した。このような頼朝であったから、皇室・貴族・大社寺の荘園支配を、根底からくつがえすこともできず、彼らの政権の物質的基礎を残した。

北条氏、源氏にとって代る

頼朝政権が、平氏政権などとちがう強みは、現実に生産を組織し人民を支配し軍事力をもつ、領主・名主階級を、御家人に組織していることにあった。そして頼朝の非凡な統率力と政治的手腕は、一〇年にわたる戦乱の火の中で、この組織をきたえあげた。頼朝は、平氏追討に大功のあった肉親の弟——といってもみな腹ちがいだが——義経と範頼を、つぎつぎに口実をもうけてはほろぼしたが、それは、一つには、じぶんの競争者となる可能性のあるものを倒すためであったが、また一つには、鎌倉殿にたいする御家人の忠誠の道徳を確立するためには、大功のある肉親といえども、頼朝の意にそむく者はようしゃしない、ということを示すためでもあった。

御家人たちは、頼朝の統制には服した。しかし彼が死ぬと(一一九九年)、諸豪族は功に誇り、たがいに権勢と領地を争った。そして北条時政とその子義時らは、二代将軍頼家の母政子(頼朝の妻、時政の娘)を正面に立て、頼家をおさえて、時政ら一三人の合議で、御家人の訴訟を裁決することにした。頼家はこれに反撃し、諸豪族の領地をけずって、これを近臣にあたえようとした。

ここから将軍家内部の争い、北条氏と他の武将たちとの流血の闘争が、うずまいた。この争いのうちに、頼朝の挙兵以来の功臣名将の諸豪族、梶原景時、比企能員、畠山重忠、和田義盛らの一族は、つぎつぎにほろぼされ、将軍頼家の長子一幡も頼家じしんも殺され、一二〇三年、頼家の弟実朝が三代将軍となった。彼は北条氏をおさえようとして、京都朝廷に接近し、また公家文化にあこがれた。そのことは、彼をおしたてた政子らの不満を買った。義時が和田氏をほろぼして政所別当(後の執権)と侍所別当を兼ねて幕府の全権をにぎると、頼家の遺子公暁をそそのかし、実朝を、鶴ヶ岡八幡宮で、父の仇として殺させた。そうしておいて義時は、その公暁を、将軍を殺した罪で殺した(一二一九年)。頼朝の子孫はここに絶え、尼将軍と畏敬された政子とその生家の北条氏が、幕府を乗っ取った。

承久の乱　頼朝の死後二〇年間にもおよぶ、幕府内部の不断の抗争は、しばしば地方の武士の大小の叛乱を誘発したが、それらはよういに鎮定された。このとき公家方では、後鳥羽上皇が院政をおこなっており、幕府の内争、諸国の武士の叛乱をみて、幕府を倒す絶好の機会と考えた。院は、南都北嶺の僧兵を語らい、公領・荘園の非御家人の武士をあてにして、挙兵の準備をすすめた。そのころ実朝が死んだので、幕府は上皇の子を将軍にむかえたいと願ったが、上皇はこれを拒絶し、その上に、じぶんの愛妾亀菊の荘園に幕府の地頭を置くことをやめさせるよう、幕府に要求した。執権義時は、その要求をだんことしてはねつけ、将軍には、

頼朝の血をひく二歳の貴族の子をむかえた(一二一九年)。
　後鳥羽上皇は、愛妾の希望がかなえられなかったので、ますます幕府をにくみ、挙兵の準備をいっそう精力的に進め、ついに一二二一年(承久三)、北条義時追討の院宣を、諸国の武士に下した。院宣一たび下れば、諸国の武士は、風を望んではせ参じ、鎌倉にも、内応する有力者は必ず続出するであろう、と後鳥羽はかってにあてにしていた。だが、それは何ともあさはかな、天皇制の過去の権威の幻影にすぎなかった。
　この時期の幕府のうちつづく内争は、武家政権の弱体化ではなくて、それが真に領主・武士階級の政権として、純化される過程のあらわれであった。北条氏は、平清盛や源頼朝のような誇るべき名門の出ではなく、伊豆の一小領主にすぎなかった。ただその政治的洞察力と手腕によって、一介の流罪人頼朝の旗上げに、まっさきに参加し、現在の地位を自力できずきあげてきたのであり、彼と関東の大豪族との対立抗争は、封建領主の新しい型と古い型の闘争で、新しい型が勝利してゆくことの集中的な表現であった。それゆえ、後鳥羽院が義時追討の院宣を下したときも、彼らは自信と勇気にあふれていた。政子と義時は、決然として敵をその本拠で覆滅しようとした。御家人たちは、彼らのまわりにかたく団結した。一方、院があてにした南都北嶺の僧兵や御家人でない武士は、わずかしか動員されなかった。幕府軍は、義時の子泰時(やすとき)を大将にして、鎌倉を出てわずか二三日で、京都を占領した。合戦というほどのこともなかっ

た。これを「承久の乱」という。

乱後の処置はきびしかった。幕府は、後鳥羽上皇を隠岐島に流罪にし、挙兵には消極的であった順徳・土御門の二上皇も、それぞれ佐渡と土佐(のち阿波)に流した。わずかに数え年四歳で何も知らなかった仲恭天皇さえも、順徳上皇の子であったばかりに、皇位を廃され、九条殿に一生幽閉された。さらに幕府は六波羅探題を設け、皇室を監視させるとともに、三河以西の総督とし、泰時みずから初代の探題になった。その後も代々北条氏の一族がこの任についた。これより、皇位の継承も幕府の同意を要することになり、年号の制定すら、幕府の同意を得なければならなかった。幕府はまた、院やその味方の貴族・武士・僧侶らの所領を、全国にわたって三千余ヵ所没収し、御家人たちをその地頭とした。これを新補地頭といい、頼朝以来の地頭(本補地頭という)と区別し、荘園の土地一一町につき一町の割合の田をあたえ、その年貢その他の負担を全免した。この免田は、やがて地頭が荘園を蚕食する足場となる。

鎌倉幕府の独裁・貞永式目

承久の乱を好機として、それまで手がつけられなかった皇室・貴族の荘園にも幕府の支配はのびた。幕府は朝廷をおさえて、名実ともに武士階級の独裁を実現した。乱後の一二二四年、義時は死んで泰時が執権になった。その治世一八年の間に、執権の次位として「連署」の役を設け、北条氏一門ならびに三善・大江らの実務官僚からなる、一一人の評定衆を置き、執権・連署とともに重要な政務を合議決定した。かく

て鎌倉幕府は、執権を頭とし、北条氏一門を中心とする、封建領主の一種の寡頭制権力となった。将軍はあいかわらず京都からむかえたが、それは、以前にもまして、たんなるかざりになった。

ここに確立された武士階級の国家は、やがて独自の憲法をもった。一二三二年（貞永一）の御成敗式目（貞永式目）五一ヵ条がそれである。それは、武家の「道理」にしたがい、「武家の習ひ、民間の法」を成文化し、体系づけたもので、第一条に、神社を修理し、祭祀を専らにすべきことを定め、「神は人の敬により威を増し、人は神の徳により運を添う」という。神と人（武士）が、いわば相互利益の関係にあるというのは、これまでになかった思想で、一族の氏神を中心とした結合を重んじてきた、「武家の習い」であろう。第二条は、寺塔を修理し、仏を崇敬すべきことと、寺の財用をむさぼることの禁止であるが、「寺社は異なりと雖も崇敬これ同じ」という。第三条以下は、守護・地頭など御家人の身分・任務・権限・所領の相続・譲与・その他の処分等を中心とする、行政・民事・刑事・訴訟に関する規定である。

式目の中に、近年にいたり、守護・地頭が国司や本所・領家の権限を犯してそれに対抗し、また年貢等を抑留することを、強くいましめている条項がある。これは承久乱後に、守護・地頭の公領・荘園を蚕食することが多くなりつつある事実と、幕府が公家の利益を守ろうとする方針とを、示している。承久乱で、幕府はあれだけようしゃなく天皇たちを罰しても、なお公

家の存在そのものを否定できないのは、なぜだろうか。その理由は第一に、幕府自体が、なお経済的には公家と同じく荘園制に依拠しており、御家人が本所・領家の利益をおかすことは、幕府にとっても不利になるからである。第二に、独自の領地をもち割拠分散を本性とする領主階級を統合するためには、式目の第一条に神社崇敬をかかげていることにもみられるように、統合者の権力を強化する精神的権威を必要としたが、その権威として、武家も信仰している神々の中の大神、天照大神の子孫と信ぜられ、この国の有史以来最高の君主の地位を世襲してきた皇室の権威を利用せざるをえなかった。第三に北条氏の地位をかためるためには、上下の身分秩序を確立せねばならない。守護・地頭の、上級身分である本所・領家に対抗する精神は、やがて執権にたいしても反抗するものとなるであろう。これをゆるすことはできない。以上のことこそ、北条氏が、乱後になお、かざり物でも皇族(または摂関家)を将軍にむかえ、みずから将軍にならなかった所以でもある。

このほか式目は、女子が男子と同じく所領を相続または譲与されて、御家人となる権利、夫の死後の子にたいする母の親権など、律令法では全然みとめなかった権利をみとめているのも、特徴である。ただしこれは律令にくらべての話である。しかも武家政権成立以前の名主・武士の女性の権利は、もっと強かったので、式目では、女子の権利が制限されはじめている。(この後ますます制限され、一五世紀の武家社会では、女子はまったくの無権利となる。)

式目は、幕府の御家人を規制する法であったが、これが武家の生活と思想そのものから生れてきたものであったので、ひろく武家法の根本とみなされるようになった。また朝廷はまったく裁判能力がなかったので、荘園領主貴族も、幕府に訴えることが多く、式目はじっさい上はしだいに全国法になった。それこそ、鎌倉幕府権力の確立の、最大の指標であった。

封建国家の成立

ここに確立された鎌倉幕府は、一〇世紀以来、しだいに古代天皇制を無力化し解体させながら、成長してきた、大小の領主階級の、最初の国家である。この国家は、唯一最高の君主が、中央集権の官僚機構によって、全国民を支配した天皇制とはちがって、各地の大小さまざまの領主が、それぞれの領民を独自に支配搾取しており、そのしかたについては、幕府からもだれからも干渉されない。幕府には、御家人を統制する機関(侍所)と、彼らの争いを裁く機関(問注所)と、財政・庶務の機関(政所)があるだけで、太政官制のような行政各省はない。人民支配のことは、各領主がその領民についておこなうから、幕府に直接に人民にかんする行政各省をおく理由も必要もありえなかった。鎌倉幕府とは、このような独立の領主たちが、その中の最大最強者(源氏また北条氏)を首領として結集し、つくりあげた権力機構である。その権力の使命は、各領主の領民支配を、領内人民の反抗からまもり、他の領主の侵略からまもること、領主相互の争いを平和に解決することである。

領主たち相互の関係は、あるいは君臣主従であり、あるいは上級領主(本所・領家・知行国主な

ど）と下級領主（荘官・地頭など）であって、その両者の利害は一致したり対立したりする。そして、村で直接生産者と相対する地頭ら在地の領主たちは、たいていは多くの下人（げにん）・奴婢を使役する奴隷主ではあるが、当時の主要な生産者は、百姓名主といわれる農民であり、これを武力で土地にしばりつけ、物納の年貢とさまざまの労働力を収奪する、すなわち農民を農奴として搾取し支配する権力機構が武家政権＝幕府であった。このうつりかわりを土台として、一〇世紀以来進行していた農奴制は、一三世紀には、その発展はいよいよ急になった。新しい生産様式＝農奴制を組織し、社会的生産を管理してきた地主・領主階級が、生産に寄生するだけの貴族階級の支配をおしのけて、みずから武装し結集して、独自の国家をつくったのである。* いいかえれば鎌倉幕府の確立は、日本歴史が、古代から中世に、奴隷制の支配的な社会から農奴制（封建制）の支配的な社会に、発展しはじめたことの政治的表現であった。

* ただし、すべての農奴主的領主が、幕府に結集したのではない。幕府の御家人でない領主も多数あった。皇室と貴族は、承久の乱後もなお、かなりの国衙領と荘園をもっていた。その現地の領主は、朝廷の臣下では必ずしもなかったが、幕府の御家人でもなかった。大寺社も、朝廷と同様に幕府から独立しており、独自の武力＝僧兵ももった。

8 初期封建社会の特徴

——農奴制の進展、民族的文化の形成——

『信貴山縁起絵巻』の一部分

鎌倉幕府の政治的支配下で、民衆は、武家および公家の、荘園あるいは事実上荘園化した公領の民として、本所・領家・地頭・荘官と、二重三重におおいかぶさった領主から、収奪されていた。荘園の地域の形は、一様ではない。一村またはそれ以上の村落が、一人の領主の荘園として一地域にまとまっていることもあれば、同一の川すじの隣りあった村が、それぞれべつの荘園にぞくし、ひどいときには、一集落が幾人もの所領に分かれているばあいもある。そして領主がちがえば、何かと村民の利害の相違や対立もおこりやすい。

村の景観と諸階級

このような事情があるにもかかわらず、自然村落は、たんにそこにいくらかの人間がいる場所というだけのものではなく、一つの共同体としての「村」を構成していた。それは律令の郷里制以前からの自然村落の共同体的伝統とも関係がある。水田農業が発達するにつれて、水利灌漑のために、一村または数村の共同がますます重要になり、農繁期の「ゆい」その他の共同労働が必要不可欠となったが、人々のこのような生産と生活の必要そのものが、同一地域の人々の共同連帯を要求するのであった。また鎌倉時代には、まだ民衆の結婚は嫁入婚ではなく、夫婦は結婚後もしばらく(たいてい夫が家長になるまで)別居し、夫が妻の家に通うという、原始母系制の名残りがあり、したがって通婚範囲も、男が女のもとへ通える、わりあいに近いはん

いにかぎられざるをえず、集落の人々は、結婚を通じて血縁関係もひろがった。このことも、村人および近隣の村どうしを結びつける、大きな要素であった。

村には田畑のほか未開の山林原野が多く、川すじでない村には、用水の池・沼もある。林野からは、村人は薪炭材や家屋の用材をとり、栗・椎などの果実、茸、自然薯、食用の野草を採集した。そこはまた、領主の狩場でもある。

村の中を見渡せるような小高い所、あるいは中心部あたりには、幕府の御家人である地頭あるいはその代官、または公文とか下司とかの荘官の館がある。地頭・荘官の多くは、その土地の元来の領主——根本領主——であったものであり、幕府の地頭と領家の荘官を兼ねているばあいが多いが、またたとえば東国の御家人が、西国の地頭になっているようなばあいもある。典型的なのは、地頭・御家人・荘官が一体になっている根本領主である。彼らは一町から数町におよぶ広い屋敷をもち、その中には板葺の居館と、下人の小屋、牛馬小屋、農具置き場や倉庫、それに、機織、鍛冶そのほか手工業の作業場がある。それどころか田畑もある。屋敷のまわりは、堅固な土塀や垣、あるいは堀をめぐらしている。「土居」、「垣内」、「堀の内」などの地名は、この在地の領主の屋敷地から来ている。垣内の田畑を耕作するのは、下人であるが、領主はその外にも田畑をもち、一部は直営地として下人に耕作させ、大部分は支配下の村民に小作させている。根本領主でない地頭や荘官は、その職務にたいする給与の田畑を、いくらか

もつだけである。

村の戸数は、ふつう数十戸である。村民の上層身分は、一～二町あるいは数町の田畑と少数の下人をもつ名主——百姓名主——であり、つぎに間人（もうと）・脇在家（わきざいけ）などの貧農がいる。彼らは、領主の直営地で働き、地頭や大きな百姓名主の田畑を小作し、あるいはじぶんで開いたわずかの耕地を占有するにすぎない。彼らは、下人の独立したもの、没落した百姓名主、他地方からにげてきて住みついたもの、などである。村の最下層階級である下人は、主人の小屋に住む典型的な奴隷と、主家の近くにじぶんの小屋で家族生活をいとなむ准奴隷とがあった。彼らは、主家のあらゆる労働に、牛馬のようにこき使われ、売買もされた。

農民の生活と闘争と生産力の上昇

百姓名主が、村の耕地の大部分を占有しており、村の神祭、用水の管理・用益そのほか村の公共の事業に参加する権利を独占している。この層から、村の長老が出る。百姓名主は、家長の統率のもとに、家長の直系血族ばかりでなく、傍系の家族グループをもふくむ結合した、律令制の郷戸に近い大家族である。しかし傍系家族の独立性は、郷戸における房戸よりも、はるかに強くなっている。有力な百姓名主の中には、同族が結合して小武士団をつくっているものもある。また百姓名主には、商工業を兼ねるものもあった。百姓の家は草ぶきだが、床にむしろなどしいた室が、二、三ある。大きな家は、三〇坪ほどもあった。間人・脇在家などには、村の公民権がなく、四～五坪の掘立小屋

で、土間にわらをしいて住んでいた。

村には鎮守の神社があり、また小さな寺もあった。それらは村の公会堂でもあり、演芸の舞台にもなった。神主や僧侶は、地頭・荘官に准ずる地位をしめた。そして、祭礼のときなどには、琵琶を弾じて、合戦や悲恋の物語を語る、盲目の琵琶法師、人形をあやつる傀儡師（くぐつし）など、放浪の芸人がおとずれ、行商人や渡り職人もまわってきた。

これらの村の構成員の中で、地頭・荘官は、いうまでもなく現地の領主であり、支配・搾取階級を代表し、百姓名主以下が、支配され搾取される階級である。大名主の中には、地頭・荘官とならぶほどの搾取者もあるが、一般の百姓名主は、たとえ彼が二、三人の下人を隷属させていても、彼の生産と生活は、彼じしんと家族の労働を基幹としていとなまれ、下人は補助的なものであったので、百姓名主は領主に搾取される農民すなわち農奴階級にぞくした。当時、武士階級にたいして百姓名主は、「凡下（ぼんげ）」などといわれ、刑罰でも、武士よりは凡下が重く、ざんこくな刑がおこなわれた。

農民は領主の直営地の耕作をさせられ、「所当」・「年貢」として、田の収穫の三割ほどの米をとられ、「万雑公事（まんぞうくじ）」という、文字通り種々雑多な農業・手工業の生産物の税および徭役労働をしぼられた。さらに農民は、現地の地頭・荘官から、彼の必要とする農耕労働、年貢の運送、灌漑用水工事をはじめ、いろいろの徭役労働をとられた。地頭のかける物納年貢は多くなかっ

た。小作農民の小作料は、現物で収穫の五〜六割にたっし、そのうえ、地主(名主・地頭)の要求する労役をしなければならなかった。

それでも、農奴化の進行とともに、生産力はかなり上昇した。名主はたいてい牛馬をもち、牛馬耕がひろまった。それとともに厩肥も用いられたと思われる。そのけっか、一反(三六〇歩)の米の収穫高は、一二〜一三世紀には、近畿の上田で一石二斗〜一石三斗ほどになった。これは、八〜九世紀にくらべれば、三割から六割の増収である。また灌漑排水の技術が進歩したので、収穫後の田の水を落して乾田とし、裏作に麦をつくることが、近畿や瀬戸内海岸の先進地方では、おこなわれた。

畑作物の種類もふえた。うり、なす、里芋、大根、ねぎ、しょうが、これらは以前から栽培野菜の主要なものであったが、鎌倉時代には、にんじん、ごぼう、ちさなども、さかんにつくられた。漆・桑のような特用作物もひろまり、養蚕が各地でおこなわれた。茶は、九世紀初頭に最澄が唐からもたらしたのがはじめてといわれるが、その栽培はまだひろまらなかった。しかし一二世紀の後期には、僧栄西(えいさい)(一一四一―一二一五年)が宋からもたらした茶種がひろまり、山城・大和その他の各地に栽培されはじめた。

生産力の上昇とともに、名田に課せられる年貢・公事の量もふえた。一一世紀ごろの反当り年貢は、近畿地方の上田で、三斗前後がふつうであったが、一三世紀には、五斗から六斗にな

っている。地頭・荘官ら在地の領主は、しばしば、本所・領家に送る年貢・公事を横取りするだけでなく、あらゆる機会と口実をもうけて、じかに農民を収奪しようとした。農民の牛馬をうばいとったり、不当な課役をかけるのは、よくある例であった。農民はこれを本所・領家に訴え出ても、らちがあかない。「泣く子と地頭には勝てない」といっても、どうにもたえられなくなれば、「逃散」＝逃亡するほかない。すると地頭はその家を毀し、妻子を抑留して下人同然にこきつかった。これを貞永式目では「逃毀」といい、厳禁しているが、裏からいえば、わずか五一ヵ条の法令の中にとりあげねばならぬほど、農民の逃散と地頭の逃毀はひんぱんであった。

一村申し合わせて集団で逃散することも、しばしばあった。一二七五年、高野山領である紀州有田郡阿弖河荘の百姓が、集団逃散したところ、地頭は逃げおくれた者をつれもどし、逃散者の跡地に麦をまかせ、「この麦まかぬものならば、妻子どもを追い込め、耳を斬り、鼻をそぎ、髪を切りて尼にし、縄・絆をうちて、虐なまん」と、責めたてた。このことを、百姓たちはたどたどしいかたかなで書き上げ、高野山にうったえている。地頭ら在地の領主階級は、こうして生産力上昇の成果をわが物とし、郎党を養い、実力をたくわえた。

市と町と座

地頭らのある者は、農民に納めさせた物資を、商品として売りに出した。有力な百姓名主も、富をたくわえ、商業に進出した。米、塩、酒、絹織物、絹綿、灯油、

農具、工作道具、鋳物、紙、家具、魚、そのほか地方によってさまざまの物が、売買された。そのため、寺社の門前や交通の要地に、市場ができた。やがてそれは、臨時の市場から、月三回ぐらいひらく定期市場に発達した。これらの市の売手・買手は、領主や百姓名主であるが、専業の商人もぼつぼつ生れた。地頭・荘官は、農民から徴集した現物年貢を、市場で売り、その代金の貨幣を、本所・領家に送ることもあった。それにつれて、年貢物の保管、販売、輸送を一手にあつかう問丸が、交通の要地に出現しはじめた。貨幣は、日本では鋳造されていなかったので、中国から輸入した銭が、さかんに流通した。

諸国荘園の本所・領家＝貴族とその従者の住む京都は、もはや古代のような政治都市ではなくなった。そこには、荘園からの年貢物資が集められ、売買され、専業の商人が成立した。商店街＝「町」もできた。手工業の専業者＝職人も多くなった。幕府のある鎌倉にも、商人や手工業者が集まった。一三世紀の中ごろには、鎌倉市内の七つの町が、商業区域に指定されている。その世紀のおわりには、鎌倉の人口はおよそ三万戸とも二〇万人ともいわれるが、たしかなことはわからない。京都の人口も、鎌倉とほぼ同じくらいであったといわれる。大寺院が多い奈良も、商業の町として生れ変りはじめた。大津・坂本などの琵琶湖岸、鳥羽・山崎・木津・堺・尼崎・西宮・兵庫などの、京都と西国をつなぐ川すじや港あるいは街道、北陸と京都をつなぐ小浜・敦賀、紀州の紀伊湊・新宮などの港、また瀬戸内海航路の要地にも、市場や問丸が

さかえた。

商業の発達とともに、借上(かしあげ)・土倉(どくら)といわれる高利貸商人が、活動するようになった。

畿内の都市にまっさきにあらわれた、専業の商人と手工業者は、その系譜をたどれば、多かれ少なかれ古代の朝廷や大寺社・貴族に隷属した奴隷的な賤民身分につらなる。地方の港や交通の要地で、物資の輸送をあつかい、商工業に進出したものも、荘園領主に隷属する賤民身分で、その集住している場所が「散所(さんじょ)」である。寺社の門前が商工業町になっていった条件は、そこに参詣者が集まるとか、年貢物資が集まる、また寺社の需要が多いということばかりでなく、寺社の隷属民がいちはやく商人化できる、農耕にしばられていない賤民身分であったからでもある。したがって、彼らが富裕になっても、貴族・武士からは賤民視され、その社会的地位はひくかった。彼らは「座(ざ)」という同業組合をつくり、彼らの隷属していた寺社や貴族を本所として、これに一定の貢納を出し、あるいはその労役にも服する代りに、本所の勢力のおよぶかぎり、そのころ領主が各地につくりはじめていた関所を、無税で通過する権利、一定地域内の原料の仕入れと商品販売の独占権とを、保証してもらうようになった。興福寺・東大寺・石清水八幡宮・祇園社を本所とする商人・手工業者の座は、業種も多く、活動はんいもひろかった。

日宋貿易と倭寇

日本各地の商業ばかりでなく、中国(当時は宋朝)との民間貿易も、いっそう発達した。一三世紀には、毎年四十〜五十隻の日本船が、中国中部の浙江方面へ渡航した。輸出品は、金・砂金・硫黄・真珠・檜その他の木材・刀剣・蒔絵・扇などで、輸入品は、錦・綾・絹・茶碗・香料・薬種等のほか、銅銭が大量に入って来た。宋との交通はまた、前記の茶種の輸入や陶器技術の輸入のような、新しい産業をうみ出すきっかけとなった。製陶は、尾張の加藤藤四郎(一一六八?〜一二四九年)が、僧道元(どうげん)(一二〇〇〜一二五三年)にしたがって入宋して学び、帰国して瀬戸で陶器を焼いたのにはじまる、とつたえられている。そして藤四郎の子孫にも名匠が輩出し、後世には陶器のことを瀬戸物というようになる。

中国との通交は、平和な貿易のみではなかった。一三世紀はじめから、九州や瀬戸内海の沿岸の武士や名主の冒険心に富む者は、なかまをひきつれて中国や朝鮮(高麗)に行き、平和な貿易もする一方では、機会をみては、海賊になり、あるいは沿岸住民を掠奪した。先方では、これを倭寇(わこう)(日本人の侵入者)といって、大いに恐れた。倭寇は、北欧の古代のヴィキングや、イギリスの中世末の海賊兼貿易船と同じようなもので、一面からみれば倭寇は、封建日本の束縛の多い、せまい世界の矛盾のためにあふれ出した、日本人の活力の表現ともいえる。

衰退する公家と興隆する武家の文化の対照

戦乱が相つぎ、諸階級・個人の盛衰興亡がはげしい中で、経済が新たに発展し、都市と農村の人および物資の交流と交通も、活気をおびて

くるとともに、新しい文化が発展した。貴族、武士、そして農民を主とする民衆、それぞれの階級の生活から、それぞれの文化が生れた。とくに、ほろびゆく公家階級と、おこりくる武家階級とは、思想・文化のすべての方面で、いちじるしい対照をなしていた。

たとえば、九条兼実の弟で天台座主(天台宗の総管長)の慈円(慈鎮 一一五五―一二二五年)は、『愚管抄』を書いて、歴史を支配する「道理」をみつめたが、それは、公家階級没落の大勢を洞察しながら、それに対処する道を知らず、これを末法思想で説明したもので、彼の「道理」とは、宿命のことにほかならなかった。これに反して同時代の武家の棟梁源頼朝は、「天下草創」すなわち歴史をじぶんたちがつくるとの自覚をもっていた。京都の鴨神社の神官の子で、後鳥羽院に歌人として仕えたこともある鴨長明(一一五三―一二一六年)の随筆『方丈記』(一二一二年)は、人生は流れに浮ぶ水のあわにもひとしいという無常観から、世の推移をみつめ、長明じしんは山中に隠遁するが、同時代の執権北条泰時が、貞永式目の根底にすえた「道理」とは、「武家の習い」を理念化した、現実に生きて働く倫理であり、神も仏も、人間の信仰によって威をそえるというほど、人間にたいする自信にみちていた。鎌倉幕府の自己認識の書である『吾妻鏡』五二巻の前半は、一三世紀中ごろに書かれ、武家の「道理」による天下草創の歴史を、彼らの子孫のための鏡としているが、一三世紀前期に公家の手になると推定される史書『水鏡』が、前代の『大鏡』の形式をまねながら、昔も今もあさましいことのみ多かったと、うしろ向きのなげきの書であるのと、

対照的である。
和歌においても、後鳥羽院や藤原俊成(しゅんぜい 一一一四―一二〇四年)とその子定家(ていか 一一六二―一二四一年)のえらんだ『新古今集』(一二〇五年、初稿成立)は、和歌史における古今集時代の復興を志したらしいが、繊細な感傷に終始している。これにたいして源実朝は、公家文化にあこがれ、その影響を強くうけながらも、その『金槐和歌集』には、雄大な、あるいは、りりしい東国武士のあふれる力を、おのずから反映した作品もみられる。
公家階級の懐古的な精神は、卜部兼方の『日本書紀』の注釈書『釈日本紀』(一三世紀後期?)や、僧仙覚(一二〇三―?年)の『万葉集註釈』(一二六九年)、そのほかの古典の注釈書をうみだした。これらが後世の研究に寄与した学問的価値は高いが、その精神には、創造的なものはない。武家はみずから学問的著作をうみ出すにはいたらなかったが、泰時の次の執権北条時頼は、中国の政治書から、みずからの政治の方法を学びとろうとし、執権義時の孫実時(一二二四―七六年)は、武蔵の金沢の称名寺に金沢文庫をたて、和漢の書をあつめた。
古代末期の文化に姿を見せはじめた民衆は、一二~一三世紀以後の文化には、ますます多く登場するばかりでなく、文化の創造に、直接に積極的な役割をはたすようになる。
たとえば、平氏の全盛からその没落にいたる、全国的な戦乱の歴史をえがいた「軍記物」文学の最高峰である『平家物語』は、貴族、武士、民衆、あらゆる階層を登場させる。この原型

は、貴族の出である信濃前司行長(一三世紀初めの人か?)が書いて、生仏という東国出身の盲琵琶法師に語らせたものであるというが、現存の『平家物語』は、もとの物語が、武士や民衆(主として名主階級)の間に琵琶を弾じて語られているうちに、さまざまに改変せられたものである。この意味では、『平家物語』の成立には、民衆もまた積極的な役割を演じている。そしてこれが、個々人の読み物ではなく、一所に集まった多数の人の耳に聞かせる語り物であったことが、漢籍・仏典から出た漢語を多くまじえて、力強い、リズミカルな、これまでにない日本語・日本文の形式を完成させる、条件となった。物語の基調をなす思想は、「盛者必衰の理」という、仏教的・貴族的無常観であるが、それにもかかわらず、革命的動乱の中の諸階級と人間を、正しく描写し、たんなる末法思想の悲傷におわってはいない。それというのも、活気にみちた民衆社会のまっただ中で、つくられ、語られ、享受せられたからであろう。

民族的新仏教と神社信仰

宗教においても、貴族仏教はおとろえ、武士と民衆を基盤とした、新しい仏教と神道がおこった。平安貴族の浄土信仰は、はじめのうちこそ、現世で極楽の気分にひたるものであったが、一二～一三世紀以降の貴族には、もうそんなことは望めない。浄土信仰の一面であった末法思想のみが、前記のように深刻になる。これに反して、美作の土豪の家から出た法然(一一三三―一二一二年)は、はじめ延暦寺で修業したが、その戒律や教義はわずらわしいのみで、民衆の現実のなやみにこたえる力のないのに失望し、やがて、念仏の

みを唱えれば、他の修業はしなくても、極楽往生できるという、「専修念仏」の教義をとなえ、浄土宗を開いた。弟子の親鸞(しんらん)（出身は不明　一一七三―一二六二年）は、それをさらに発展させ、深めた。彼らの教えは、うちつづく戦乱の中で、生死の問題を深く考えざるをえなかった武士や、搾取と圧制になやむ民衆に信仰され、宮廷でも、女人成仏(にょにんじょうぶつ)*を説くこの教えに帰依する女官が続出したが、宮廷と旧仏教壇からは迫害され、一二〇七年、法然は讃岐に、親鸞は越後に流された。後、ゆるされて法然は京都にかえり、親鸞は常陸にゆき、二十年ほどを東国の農村で生活した。

* 奈良朝までの国家仏教は、個々人の宗教的救済に何の関心もなく、その後の天台・真言二宗は、女はもともと罪深いので、成仏（救われて仏に成る）はできないとした。平安末の浄土信仰に、女人成仏の教義があらわれるが、ただし女人成仏には、きわめてむつかしい条件がついていた。なお、女人は罪深いものとされていたから、僧侶の妻帯は、どの宗派でもゆるされなかった。

東国にいる間に、親鸞は、貧窮と無智のどん底にしばりつけられ、生きるためには狩猟や漁業など、仏教でもっとも重い悪業とする殺生をもしなければならない、民衆の姿を直視した。この現実に仏教者として真正面から立ちむかったとき、親鸞は、自力の修業や知識ではなく、絶対に仏の力（他力）に頼ってのみ、人は救われるという、絶対他力の教義に到達し、浄土真宗を開いた。この信仰では、僧侶が肉食せず結婚もしないという戒律は、無意味になる。彼みずからも妻妾をもっていた。彼の語を弟子が記録した『歎異抄(たんいしょう)』には、「善人なおもて往生をと

ぐ、いわんや悪人をや」という、有名なことばがある。この「悪人」とは、いろいろに解釈されるが、殺生をもあえてする賤民身分のものや、貴族・支配者からは悪人とされる、彼らに反抗する民衆の現実が、親鸞をしてこういう思想にいたらせる契機になったであろう。

浄土信仰の一派には、親鸞と同じころの一遍(いっぺん)(一二三九—八九年)の開いた「時宗(じしゅう)」がある。彼は諸国を遍歴し、街頭で念仏の教えを説き、農民の間に布教した。

またみずから「安房国のせんだら(賤民)の子」と名のった日蓮(一二二二—八二年)——じっさいは安房の土豪の子——は、天台宗から転じて、法華経の信仰こそが唯一の正しい信仰であり、法華の題目(南無妙法蓮華経)を唱えるほかに救われる道はないと、熱烈に主張し、いっさいの他宗派を猛烈に攻撃した。日蓮は、来世における救済のみでなく、現世における救済に強い情熱をもち、そのためには、彼の説く法華経の教(正法)にしたがう政治がおこなわれなければならないとして、正法にしたがわない幕府を、はげしく攻撃した。そのため彼は伊豆や佐渡へ流されたが、少しも屈しなかった。日蓮宗(法華宗)は、商工業者の間に多く信仰せられ、関東地方の地頭の間にも、信者をもった。

この時代に、宋に留学した僧栄西によって臨済(りんざい)宗が、道元によって曹洞(そうとう)宗が、それぞれ開かれた。この二宗は、ともに禅宗で、経典の字句をはなれ(不立文字(ふりゅうもんじ))、自己内心の鍛錬で、精神の解放=悟(さと)りを得るというのであった。栄西は幕府に近づき、その保護をうけ、臨済宗は武士

の間にひろまった。道元は、権力に近づかず、天皇や幕府ら世俗の権威はいっさい否定し、越前の永平寺にこもって、思索を深め、弟子を養成した。彼の著『正法眼蔵』は、独創的な深い哲学的思索を展開しているとして、日本哲学史上で高く評価される。しかし曹洞宗は、やがて密教や民衆の伝統的信仰の要求をとりいれて(それだけ宗祖の意からは遠ざかる)、民間にひろまった。

新仏教各派の熱情的な活動は、もと東大寺にいた高弁(明恵 一一七三―一二三二年)や興福寺の貞慶(解脱 一一五五―一二一三年)ら、旧仏教界のすぐれた僧に、教壇革新の熱意をおこさせたが、旧教壇の大勢は動かせなかった。

武士や農民は、仏教信仰とともに、神社を深く崇拝した。一族の団結を何よりも重んじた彼らは、一族の祖先の神、あるいはその村を守る神を、団結の精神的支柱とした。貞永式目は、前にのべたように、冒頭に、神社崇敬を強調している。武士の出陣・凱旋そのほか大事のさいや、誕生・元服のさいなどには、神社に祈願し、あるいは大事の誓約には、その崇敬する神を、誓約履行の保証とした。農民の間でも、神社は村民の共同連帯の精神的支柱で、神事をおこなうために、「宮座」という組織が、名主百姓の有力者のみを成員としてむすばれた。(後には宮座は全村民に解放される。)

この神社信仰には、教義めいたものはなく、村人の遠い昔からの生活に密着したものである

が、鎌倉時代には、本地垂迹説により、天台宗とむすんだ山王神道、真言宗とむすんだ両部神道および、伊勢の外宮の神官が、内宮に対抗して勢力をはるためにつくった伊勢神道が、おこった。伊勢神道は、神が本地で仏は垂迹であるという。三神道ともに、古来の神社信仰に、密教の呪術をむすびつけている。

美術・工芸上の独創

美術は、依然として仏教美術が中心である。平氏に焼かれた東大寺が、頼朝の後援によって再建され、大仏も、宋から来た仏像師によってつくられた。これが新しい寺院建築と仏像製作の出発点となった。東大寺南大門の金剛力士像を彫った運慶(?―一二二三年)、その子湛慶(一一七三―一二五六年)と弟子の快慶(生没年不詳)は、寺の「堂衆」という、半ば奴隷的な隷属者の仏像師であるが、武士がおこり、奴隷が自立してゆく時代の新興階級の力強さを、その巨大な木像によく表現した。その技法は、奈良時代の彫刻と宋の新しい様式とを研究して、独自の創造をしたものである。

運慶一門のつくった僧侶の肖像彫刻には、写実的な傑作があるが、これは絵画における「似絵」＝肖像画の発達と同じ傾向である。これは、自由な人間の個性の描写ではなく、対象に絶対帰依して、その姿に正確に似せたものをつくろうとする精神である。

絵巻物はこの時代に、もっともさかんになる。高山寺にある「鳥獣人物戯画」は、平安すえから鎌倉初期にかけて何回かに分けて描かれたものであるが、その着想が民衆的で、描法のす

ぐれていることは、当代の最高の傑作であろう。絵巻物に、武士や民衆の生活が精細に描かれることも、前代より多くなった。

工芸では、蒔絵の漆器は宋に輸出され、逆に陶芸は、宋から学んで日本化された。武士の需要により、刀鍛冶に京都の粟田口にいた鎌倉初期の国友、中期の吉光、備前の長船村の光忠・長光父子、鎌倉の正宗などの名工が出た。また当時日本の実用的な刀剣は、宋へ大量に輸出されたが、輸出するほど刀が生産されていたことは、すき・鍬・鎌など鉄製農具の広汎な普及とあわせ考えて、この時代に、製鉄・冶金の技術が進み、普及していたことを示すものである。

以上の文化の諸方面を通じて、日本文化が、ようやく日本的な独自の価値をたかめると同時に、地域的にも社会階層的にもひろがりをもちはじめ、そこに、平安貴族の「国風文化」とはちがった、まさに民族的な文化的共通性というべきものを、つくりはじめたことが、みとめられる。

9 鎌倉幕府の滅亡

―在地武士と農民の進出、モンゴルの来襲―

蒙古兵を組みしく竹崎季長(『蒙古襲来絵巻』)

貞永式目の制定は、鎌倉幕府の確立を示すものであったとはいえ、それで幕府が安定したわけではなかった。京都の公家は、それだけならば、たいして恐れるにはたりなかったが、幕府をささえる有力御家人の統制は容易ではなく、彼らが公家とむすびつく可能性も、たえずあったし、とりわけ非御家人の武士の成長、百姓名主ら民衆のさまざまの形の抵抗が、幕府の基礎を、おびやかしていた。

鎌倉幕府はつねに不安定

承久の乱後まもなく、頼朝以来の幕府の重鎮、三浦氏・千葉氏などの豪族が、北条氏一門の名越氏とくんで、公家からむかえた将軍頼経をたてて、反北条勢力を結集しはじめた。執権時頼は、三浦氏をたくみに挑発して、一二四七年、その一族をほろぼした。この後も、将軍が執権家に反抗の陰謀をめぐらしたり、六波羅探題が叛乱をくわだてたりして、幕政の安定は、よういにえられなかった。その間に北条氏の本家――執権を出す一門で、得宗という――の独裁が強まり、評定衆も、得宗一門で占められ、諸国の守護職も、その一門にしだいに集中せられていった。これにたいする一般御家人の反抗は、たかまらざるをえない。

しかも社会の下部では、幕府勢力の絶頂期で、泰時や時頼のような評判の高い執権の支配下でも、一二三一年(寛喜三)春の「寛喜の大飢饉」をはじめ、大飢饉がひんぴんとおこり、数万人の餓死者が出、また大地震や台風の被害もしばしばあった。飢えた民衆がいたるところにあふ

れ、したがって、その民衆を奴婢として売買することがさかんになり、幕府がしばしば禁令を発してもやまず、盗賊が各地に横行した。たとえば、一二四〇年、人身売買禁止。四四年、奴婢養子・飢饉救助・人身売買の諸法を定む。五〇年、卑賤の輩の帯刀を禁ず。五三年、地頭の非法を戒しめ物価を統制す。五八年、諸国盗賊蜂起す、諸国飢饉と流行病、餓死者多し。六三年、諸国大風。この類の記事は、年表からつぎつぎにひろい出すことができる。

公家と幕府・在地の領主・大名主らの、二重三重の収奪のもとで、どんなに民衆の生活が破壊されており、その抵抗がひろまっていたかを、ここにみることができる。そしてこの一方には、大きな富を蓄積する商人の成長があった。一二五二年、全国の酒造業を禁止し、鎌倉で、酒がめ三万七千余口をうちくだく。六二年、物価と貸金利息を統制する。七〇年、御家人の所領の質入れ・譲渡を禁ずる。このような商業・高利貸資本をおさえるための法令は、年とともにひんぱんになる。それは、幕府の支柱である御家人が、高利貸に年ごとに深く蚕食されるのを、何とか防ごうとしたのである。

鎌倉幕府はこのように、その全盛期においても不安定であり、社会の動揺もはげしかったが、そのことは、鎌倉幕府という封建武士国家のおくれた形態の不安定・動揺であって、当時の日本社会の行きつまりのあらわれではなく、反対に、社会が活気にあふれ、奴隷制の残存物を克服してゆく、歴史の前進過程の反映であった。人身売買に関することが史料の上でさかんに出

くなったということの反映であった。
てくることでさえも、奴隷制の復活・再強化の姿ではなく、奴婢・下人が、よういにえられな

モンゴルの来襲を撃退す

このとき、二度にわたるモンゴルの来襲という、空前の外患がおこった。一二世紀のおわりに、モンゴル族のテムヂンは、諸部族を統一してモンゴル国家をたて、いまの内外蒙古・満州地方を支配下におき、一二〇六年成吉思汗(じんぎすかん)と称し、しだいに宋王朝を圧迫して中国南部においつめた。その後モンゴル族は、西はロシア・小亜細亜から東ヨーロッパにまで侵入し、一二五九年、東では高麗(朝鮮の統一国家)をも完全に征服した。その翌年、忽必烈(くびらい)がモンゴル国王(大汗(だいかん))となり、やがて都を北京にうつし、一二七一年には国号を元(げん)と称した。彼はこの間に朝鮮を根拠地として、日本を征服しようとくわだてた。高麗が倭寇の脅威を彼にうったえたのが、そのきっかけであった。

一二六八年(文永五)、忽必烈の使者が、はじめて大宰府にきて、国交をもとめた。幕府はこのことを朝廷に報告するとともに、その要求は拒否して、使者を送りかえした。その後、忽必烈は何回も国交をもとめてきた。一二七〇年(文永七)の第五回目の使者は、日本がモンゴルに朝貢しなければ、出兵するとの皇帝の意図をつげた。このとき執権北条時宗(一二五一―一二八四年)は、一八歳の青年、だんことしてその要求を拒否し、朝廷の妥協的なたいどをおさえ、西国の守護・地頭に防衛の用意を命じた。モンゴルの方でも、高麗に強制して兵船をつくらせ、兵士を徴し、

一二七四年(文永一一)一〇月はじめ、九百隻の艦隊、三万三千人の兵をもって、対馬・壱岐の両島を占領し、全島を荒廃させた。ついで肥前松浦郡を侵し、同月一八日、博多湾内深く侵入して来た。

肥前の松浦党の武士をはじめ、九州の御家人は、守護の少弐経資(しょうにつねすけ)らの指揮下に、大いに奮戦したが、日本の騎馬武士の個人戦法にたいする元軍の歩兵集団戦法、および日本人の想像さえしたこともない鉄砲のために、日本軍は不利になり、一時は大宰府付近まで退却をよぎなくされた。しかし、元には重大な弱点があった。というのは、元のためにかり出された高麗人には、まったく戦意がなかったし、彼らに強制してつくらせた船はもろかった。元軍は、日本軍を追いつめても、陸地に宿営せず、夜は艦隊にひきあげた。たまたまその夜大暴風雨があり、元の船二百余隻が沈没した。残りの元軍はひきあげ、日本はようやく難をまぬがれた(文永の役)。

幕府は元の再挙に備えて、西国に所領をもつ御家人は、すべて領地にかえらせ、公領・荘園を問わず、非御家人の武士も動員した。この間に、元は南宋をほろぼして中国を統一し、一二七九年(弘安二)には、ふたたび日本に朝貢をうながしてきた。時宗はその要求を拒否し、使者を鎌倉で斬ったのみでなく、積極的に高麗遠征をくわだてた。その準備中の一二八一年(弘安四)、元軍は東路軍四万人と江南軍十万人に分かれて、ふたたび来襲した。日本軍が、先着の東路軍の上陸を阻止しているうちに、江南軍が到着し、閏七月一日、元軍は全力をあげて博多

に攻めてきた。その夜またまた大暴風雨がおこり、四千余隻の元の船艦のうち、沈没をまぬがれたものわずかに二百余隻、兵員の五分の四以上を失って、敗退した(弘安の役)。

勝利の条件と戦争の影響

このとき元軍は、農具までも用意し、長期占領の意図をもっていたが、その内部には前回同様の弱点があり、高麗人や漢人に強制してつくらせた船はもろく、陸戦には無敵の元軍も、海戦では、元にうらみをいだく宋の降将の指揮に頼らざるをえなかった。これに反して日本がわでは、じぶんの領土を守ろうとする、西国武士たちの決意はかたく、時宗の統率力は、公領・荘園を問わず兵船・食糧・武士の動員をあるていど成功させ、よく元軍の上陸をくいとめ、偶然の大暴風雨を、元軍覆滅の機会とすることができた。もしこの来襲が、平安朝の院政や摂関政治下のことであったなら、はたして暴風雨が元の船を沈没させるまで、もちこたえることができたであろうか。また、もし日本が中国大陸と陸つづきであったなら、高麗人や漢人に頼って海を渡るという、元軍の弱点は生ぜず、日本は征服されるのをまぬがれなかったであろう。日本が当時の元軍の海上輸送力では克服できない、島国であるという地理的条件と、当時の日本社会が、無為無能の天皇・貴族の支配からぬけ出して、新興武士階級の活気ある社会をつくりだしていたという歴史的条件とによって、日本は空前の外患を克服できたのであった。

しかし、このときの武士たちの奮戦を、現代的な愛国心と同一視することはできない。彼ら

はじぶんの所領のために奮戦したので、西国に所領のない御家人は、幕府の動員に、必ずしも喜び勇んで応じたわけではない。そして西国の武士たちは、戦後には恩賞をもとめてひしめきあった。だが敵を倒してその所領をうばった戦争ではないから、新たに恩賞としてあたえうる土地はない。幕府は処置にこまった。しかも幕府じしんは、この外患を北条氏一門の勢力拡張に利用し、文永の役の前後に、蒙古襲来に備えるのを名として、中国・北九州の諸国の守護職を、得宗一門に集中した。

さらに後には、論功行賞もいいかげんになった。「奉公」にたいする「恩賞」という、幕府と御家人の関係の基礎が、幕府そのものによって破壊された。御家人・非御家人を問わず、戦争で大打撃をうけた武士たちの、幕府にたいする不満と反感は、たかまらざるをえない。彼らは各自の実力によって、いいかえれば、公領・荘園を侵し、武士相互間で所領を争い、農民を収奪することによって、戦争の打撃から立ち直ろうとした。その立ち直りは、本所・領家や幕府の勢力をしりぞけて、独立の封建領主として成長し、土地と生産民衆を新たな体制にくみこむことに成功するものにのみ、可能であった。というのは、モンゴル来襲のことはなくても、一三世紀の中ごろには、日本社会はそのような新たな体制への転換期にはいっていたから。

農奴制の進展、総領制の解体　このころから、百姓名主の階級分化がしだいに早くなり、上層の一部分は、半ば武士化し、また彼らの一部は、商業・高利貸活動によって、富をつみ土

地を集めた。この層が、一四世紀には、国人、国衆、あるいは地侍などといわれる。その一方では、ふつうの百姓名主は、一町前後の耕地を家族労働で経営する、小農民となる傾向が進んだ。また地頭らに隷属していた下人・所従は、じぶんの農具をもち、三段・五段の田でも占有する、とにもかくにも農民として独立しはじめた。

こうしてひろく成立する自営小農民大衆を、地侍化した名主層が、荘園とは無関係に、村ごとにまとめはじめた。これが発展して、一四世紀には「惣」というかたい結合になる。彼らは、この団結をもって、領主・地頭に抵抗し、しだいに賦役労働を軽くさせ、定額の物納年貢制をかくとくしていった。つまり奴隷または無制限の労働地代を収奪される農奴から、定額の物納地代をとられる農奴へと、農民の地位がたかまるとともに、荘園・公領などの領有関係とは独立に、村民の自主的団結による村が形成されてゆく。

社会の最深部で進行するこの重大な変化に、たくみに対応して、村の指導者層を支配下に組織した領主は発展するが、それができないものには、没落の運命しかない。そして、自主的に団結しはじめた新しい村の指導層をつかむためには、領主は、何らかの形で、村に根をおろさなければならない。ところが、御家人階級における、これまでのような家父長の統制による一族の団結の組織は、この新しい事態に、つぎのような理由で、うまく対処できなかった。

彼らの相続制度では、所領・財産はすべての子が分割相続する権利をもったが、嫡子すなわ

ち家をつぐ者が総領とよばれ、家の所領のもっとも重要な部分を相続し、諸子・一族を統制し、幕府にたいする義務も、総領が一族を代表してはたしていた。このばあい諸子に分与せられる「所領」は、現実の土地そのものではなくて、荘官や地頭の職務にともなう収益権であることが多かったが、地頭・荘官が現実に村に根をおろさなければ、収益を確保できないように、村と村民の状況が変化してきた。したがって所領の内容も、収益権ではなしに、土地と農民にたいする現実の領有・支配権に変化してゆかざるをえない。このように現実の土地を所領としてもった諸子は、嫡子＝家父長にたいする独立性が必然に強まる。反面からいえば、家父長＝総領の統制力は弱くなる。そこで家父長は、なるべく分割相続をさけ、単独相続に進もうとする。一三〜一四世紀を通じて、この傾向が強まった。相続権のなくなった諸子は、嫡子の家臣となるか、反抗して独立するほかない。そうすると、必然的にその相続をめぐる諸子・一族の間の対立と闘争が、激化せざるをえない。総領制の一族の牧歌的な団結は、血で血を洗う闘争にとって代られる。

在地領主と「悪党」

幕府には、この一族の争いを、当事者が満足のいくように裁定することはできない。それは、最後には当事者の実力によってしか決定できない性質を、本来もっている。北条氏の得宗の独裁の強化、それと一族との対立からして、総領制の崩壊過程の集中的な表現であった。所領の争いをてきぱきと裁定できないのでは、幕府の御家人

統制力は、いよいよ弱まらざるをえない。
また、地頭・荘官ら在地の領主は、管下の民衆からとりたてた、本所・領家にたいする年貢を進上せず、自分のものにしようとする。そこで地頭と荘園領主との争いはたえまないが、結局は現地を支配しているものが勝つ。すなわち、地頭が一定額の年貢を本所・領家に納めることを請負い、それを納めたあとは、どれだけの年貢を管内民衆からとろうとも、本所・領家はいっさい介入しないという、「地頭請(うけ)」が一三世紀の中ごろからはじまった。また、「下地中分(したじちゅうぶん)」といって、土地そのものに境界をもうけ、その一半の部分の年貢は荘園領主に納め、他の一半については、地頭の完全支配領有をみとめることも、おこなわれだした。地頭らはそうしておいて、領主に納めるべき年貢も、何のかのと口実をもうけて納めようとしない。このようにして、在地領主の荘園蚕食が進行した。彼らはじょじょに、本所・領家からも幕府からも独立した領主に成長しはじめた。

もちろん、すべての地頭・荘官や御家人が、このような領主化に進んだわけではない。むしろ多くのものは、この時勢の動きについてゆけなかった。御家人の窮乏、所領の質入れや譲渡が、一三世紀中ごろからめだってくる。それは貨幣・商品流通の発展にともない、御家人の生活がぜいたくになったからであると、多くの歴史書には書かれているが、ぜいたくということよりも、旧式の所領——収益権——にあぐらをかいて、現実の村の掌握ができない、つまり社

会の変化にうまく適応できない、というところに、彼らの窮乏の真の原因があった。
元との大戦争による武士の疲弊、恩賞問題を処理できない幕府の権威失墜は、一部の地頭・荘官らの、封建領主化の傾向をいっそう強くし、また領主化できない多くの御家人の没落をはやめた。領主化するものも窮乏してゆくものも、ともに百姓名主にたいする収奪を強めたが、そのことは、百姓名主層の国人・地侍と自営小農民への分化をはやめ、彼らの「惣」の形成をうながし、収奪者への抵抗を発展させた。一四世紀には、地侍や農民たちの、領主の異同にかかわらない地域的結合はひろがり、党をくんで領主に抵抗したので、領主がわからは、彼らは「悪党」とよばれた。非御家人の有力な武士が悪党を組織したばかりでなく、悪党退治を命ぜられた御家人が、やがて「悪党の張本人」になることもあった。そして悪党をとりしまるはずの守護が、反対にこれを保護してじぶんの家来にすることもあり、また守護は、悪党や叛乱者を鎮圧したときには、その土地をうばって自家の領地にしてしまうこともあった。こうしても とは幕府の官職であった守護が、領主化する地頭や悪党を身分階層的に従属させて、上位の封建領主になろうとする傾向が、強くなった。

鎌倉幕府の滅亡

武士を総領制の一族集団として、幕府に臣従させ、それによって全人民を支配するという鎌倉幕府の支配体制は、あらゆるてんで崩壊しはじめた。幕府は御家人の窮乏を救うため、一二九七年(永仁五)、御家人が御家人以外の者に売った所領を無償

でとりもどさせ、今後は所領の質入れ・売買を禁止し、御家人にたいする金銭貸借の訴訟は、いっさいうけつけぬことにした。このいわゆる徳政は、一見御家人救済に役立つかのようであるが、債権者は二度と御家人を相手にしなくなったので、彼らは、かえってこまり、幕府は一年たたぬうちに、徳政令を撤回しなければならなかった。これによって幕府は、もはや施政能力をほとんど喪失していることを、自らばくろした。

幕府の有力者間の対立も激化した。一二八四年には、六波羅探題が執権と対立して殺され、その翌八五年には、かつて執権時頼に味方して三浦氏をほろぼすのに功のあった安達氏が、叛乱をおこしてほろぼされた。すると今度は執権の側近の間に勢力争いがおこり、一二九三年には、安達氏打倒の功をほこった平頼綱(よりつな)父子が、執権のために殺された。

不断の内部争いを通じて、得宗家の専制は強まる一方で、幕府の諸機関は有名無実となった。そのけっかは、得宗家がいっさいの矛盾の焦点になり、公家・社寺から国人、地侍、一般農民にいたるまで、すべての社会階級・階層の反対が執権に集中した。そして、それらのいっさいの反北条氏勢力の結集する中心に、後醍醐天皇(一二八八―一三三九年)があらわれた。

これより先、皇室内部にも、しだいに細ってゆく所領を争って、深刻な対立と分裂が生じていた。すなわち一二五九年、後嵯峨上皇が長子の後深草天皇をしりぞけ、次子の亀山天皇を位につけてから、後深草と亀山の対立が生じ、持明院(じみょういん)に住んだ後深草の系統(持明院統)と、大覚寺(だいかくじ)

に隠居した亀山の系統(大覚寺統)とが、皇位をめぐって深刻に争った。幕府はそれに介入して、一三〇八年、両統が交互に皇位につくことにしたが、幕府の介入が自派に不利な大覚寺統は、反幕的になった。大覚寺統の後醍醐天皇は、一三一八年に即位、ひそかに幕府打倒を志し、側近に北畠親房(一二九三—一三五四年)をはじめ人材を登用した。当時の執権北条高時は、はなはだ暗愚で、政治はいっこうかえりみず、日夜の遊宴にふけり、闘犬に熱中して犬公方とあだ名されていたが、このことは、後醍醐天皇らに討幕の好機会をあたえた。

天皇の計画は、一三二四年(正中一)幕府に知られ、側近の日野資朝らがとらえられ、いったん挫折した(正中の変)。このときは、天皇は関係なしといいのがれ、さらに計画をたて直し、ひそかに皇室・貴族領の荘園の武士や延暦寺・興福寺などにはたらきかけた。ところが一三三一年(元弘一)、またも裏切者の密告により、計画は幕府に知られた。天皇は奈良へにげ、ついで笠置山に入った。河内の金剛山のふもとを根拠として、親の代からその地方の地侍の首領として知られた楠木正成(一二九四—一三三六年)は、まっさきに天皇に味方して兵をあげた。天皇は、まもなく幕府にとらえられ、隠岐島に流された。そのあとに、幕府は持明院統の光厳天皇をたてた。

一たび公然と倒幕の旗が上げられると、近畿・中国の武士をはじめ、北条氏反対の勢力が、つぎつぎに立ち上った。動乱は年ごとにひろまり深まった。地侍にひきいられた民衆も、いたるところに蜂起し、地頭・荘官と、あるいは戦い、あるいは共同して上級の領主に対抗した。

動乱は、幕府にたいする後醍醐天皇らとその味方の武士たちの闘争にとどまらず、じつは、皇室もふくめたすべての旧来の支配者にたいする、民衆蜂起の要素をもちはじめた。

動乱が全国化すると、一三三三年(元弘三)閏二月、後醍醐天皇は、伯耆の有力武士名和長年らにむかえられて、隠岐を脱出した。反幕の勢力は日ごとに強くなった。この形勢をみて、幕府から近畿の叛乱者の追討を命ぜられ、大軍をひきいて上京の途にあった、下野の豪族足利高氏(尊氏 一三〇五―五八年)が叛乱をおこし、五月七日、幕府の六波羅探題をほろぼした。同じころ上野の新田義貞(一三〇二―三八年)は、東国の武士団をひきいて鎌倉に進撃し、五月二二日、北条氏一族をほろぼした。北条氏が勢力をのばしていた九州でも、島津・大友・少弐らの有力な守護によって、九州探題は、あっけなく倒された。鎌倉幕府は完全に滅亡した。

口遊去年八月二條河原落書云々 元年歟

此比都ニハヤル物 夜討強盗謀綸旨 召人早馬虚騒動

生頸還俗自由出家 俄大名迷者 安堵恩賞虚軍

本領ハナルヽ訴訟人 文書入タル細葛 追従讒人禅律僧

可参當所之狀如件

建武三年二月日

京都二条河原の落書（群書類従本『建武年間記』）

後醍醐帝の親政とその失敗

鎌倉が落ちるとすぐ、後醍醐天皇は京都にかえって政権をにぎり、その機関として、早くも一〇月には、天皇親裁のもとに国政を議する記録所、所領関係の訴訟を裁く雑訴決断所、京都を警固する武者所をもうけた。地方にはこれまで通りの国司と守護の制度をのこし、天皇お気にいりの貴族や武士を、それに任命した。翌一三三四年、年号を建武と改めたので、この天皇政治の復活を、学校教科書などでは、「建武の中興」という。

しかし、中興とは皇室史上の一時のことにすぎない。天皇の政治は、封建制の発展という歴史の大勢に逆行したものであった。その論功行賞は、不公平をきわめ、不当に武士の所領を没収し、皇族・貴族の荘園支配の復活をはかるなど、武士たちを失望させたばかりでなく、政権をにぎって一年もたたぬうちに、内裏(皇居)の造営に着手し、そのために重税を課し、紙幣をつくってその通用を強制するなど、民衆にたいする収奪は、まえよりもきびしくなった。期待をうらぎられた民衆の朝廷にたいする不満は、旧幕府にたいするよりもたかまった。皇室中興の政治は、一年とたたぬうちに、おおいがたい破綻をばくろした。当時、京都二条河原の落書にいう、「この頃都にはやる物、夜討、強盗、謀綸旨、召人、早馬、から騒ぎ」と。

大望をいだく足利尊氏は、この情勢をみのがさなかった。彼は下野国の足利を根拠とし、二

ヵ国の守護職を兼ね、一三ヵ国にまたがる多くの地頭職(地頭の権利)をもつ大領主であった。彼は、鎌倉幕府から叛乱鎮定のために上京を命ぜられたとき、すでに北条氏に代って天下を支配しようと望んでおり、入京するまえから、ひそかに諸国の武士と連絡していた。尊氏は、六波羅を占領すると、ただちに「奉行所」(鎌倉幕府の侍所に当る)をもうけ、ぞくぞく上京してくる武士を味方につけ、やがて、朝廷に新設の新田義貞を長官とする武者所と、隠然と対立した。

まもなく尊氏の挙兵の機会がきた。一三三五年(建武二)七月、北条氏の残党が鎌倉に攻めこみ、同地を守っていた尊氏の弟直義を敗走させた。八月、尊氏は征東将軍となり、鎌倉を回復し、そのまま居すわって、京都朝廷に反旗をひるがえした。直義もまた鎌倉にもどり、兄弟で、朝廷の軍事権をにぎる新田義貞を討つために、京都に攻め上り、翌一三三六年一月、京都を占領した。しかし、尊氏兄弟は、まもなく北畠顕家、新田義貞、楠木正成らのために京都を追われ、九州に走り、同地で少弐、大友、島津らの援助をうけ、ふたたび大軍をひきいて、京都に攻め上った。またも全国をおおう大戦乱となった。

こんどは天皇に味方する武士はすくなかった。義貞は天皇に忠義な豪族であったが、たいして有能ではなかったし、楠木正成も、もとのように畿内の地侍を結集して、ねばり強くゲリラ戦を展開することはできなかった。地侍たちも天皇政治には失望していたから。五月、尊氏は義貞・正成らの軍を兵庫の湊川に破り、正成を討死させて、京都に入った。後醍醐天皇は、内

心に再挙を期して、尊氏に降伏した。天皇側近第一の理論家北畠親房が、皇位の神聖と大覚寺統の正統性を説いた『神皇正統記』にさえ、「君は尊くましませど、一人を楽しましめ、万民を苦しむることは、天も許さず神も幸せぬことなれば、政の可否に従いて、御運の通塞あるべくとぞ、おぼえはべる」というように、建武の反動政治は、当然のことながら、わずか三年たらずで失敗した。

足利尊氏の幕府開設と南北朝の抗争

尊氏はただちに持明院統の光明天皇をたて、一一月、鎌倉幕府の貞永式目にならって、「建武式目」一七ヵ条を制定し、京都で幕府を開いた。その幕府では、元弘の乱以来、尊氏にしたがって戦功のもっとも多かった高師直(?―一三五一年)が、「執事」として権勢をふるった。

その一ヵ月後に、後醍醐天皇はまた都を脱出し、大和の吉野にこもり、じぶんこそが正統の天皇であると名のって、形ばかりとはいえ、朝廷をつくった。これより、いわゆる南朝(吉野朝)と北朝(京都朝)との対立戦争がはじまる。南朝は諸国の反足利派の武士に支持されて、なおしばらくは勢力をもったが、一三三八年までに、新田義貞・北畠顕家ら、頼みとする有力武将はつぎつぎに戦死した。この年尊氏は、北朝の天皇から待望の征夷大将軍の称号をえた。南朝の頼みとしたものに、貴族・寺社を本所とする商人の座の経済力があったが、南朝軍が敗北をかさねるにつれて、商人層の支持も弱まる一方であった。後醍醐天皇じしんも、一三三九年(南朝

延元四年、北朝暦応二年）八月、吉野の山中で病死した。

何回失敗しても絶望せず、たとえ島流しにされたり軟禁されたりしても、また脱出して、あくまでもたたかいやめなかった後醍醐帝は、皇室史上に類例のない剛毅不屈の天皇であったが、歴史の大勢をみる目がなかった。古代天皇制の盛時への復古をめざした天皇は、すべての考え方が後ろ向きであり、貴族階級中心で、歴史の大勢に逆行したので、敗北するほかなかったのである。

南北朝の戦争は、後醍醐帝の死後も、まだたたかわれた。しかし対立の主要な内容は、もはや、北朝という王冠をかざった武家幕府にたいする、正統の王朝を名のる一部少数の公家勢力の抵抗ではなく、武士階級内部の対立であった。彼らの中に、急進派と漸進派そのほかさまざまの対立があり、その一方が、しばしば南朝とむすびついたので、――尊氏や直義さえも、ときには南朝とむすんだ――南朝はなおしばらくつづくことができただけである。

急進武士の天皇観と尊氏のたいど

尊氏は漸進派であった。一日も早く全国の支配権をにぎろうとした彼は、在地の武士を直接に組織する新しい体制をつくることなしに、一族そのほか腹心の武士を諸国の守護に任命して、これに、領国内の武士にたいする軍事行賞と、それにともなう土地給与の権限をあたえ、武士の統制と治安維持に当らせた。また、鎌倉には鎌倉府を、奥羽と九州にはそれぞれの探題を置いて、一族をこれに任命し、管内

の守護以下の武士を指揮・統制させた。尊氏はこのような、一門の結合による、鎌倉幕府と大差のない方式で、幕府の権力を固めようとした。

権力者はつねに「秩序」を欲する。南北朝の動乱の歴史を、南朝の立場で書いた『太平記』には、「将軍兄弟(尊氏・直義)も、敬い奉るべき一人の君主を軽んじ給えば、執事そのほか家人(けにん)らも、また将軍を軽んじ候こと、これ因果の道理なり」とあるが、尊氏もこのことを心得ていた。皇室が秩序の最高位にあったという伝統を破壊すれば、封建的秩序の原理が破壊され、したがって幕府にたいする武士たちの忠誠心も破壊されることを、尊氏はおそれた。それゆえ、源頼朝のような「貴種」でもなく、とくに皇室を重んずるわけもなかった尊氏も、北朝をたてたのみでなく、公家の荘園をも、あるていど保護せざるをえなかった。

これに反して執事高師直は、守護の地位も望まず、荘園領主権をまっこうから否定して、完全な封建領主になろうとする、近畿地方の在地の武士たちを、その勢力の基礎としていた。それゆえ『太平記』によれば、師直は、「都に王という人あり、数多の所領をふさげ、内裏・院の御所という所あって、馬より下りるむつかしさよ。もし王なくてかのうまじき道理あらば、木を以て作るか、金を以て鋳(と)かして、生きたる院・国王をば、何方へも流し捨て奉らばや」と豪語したという。また師直の弟師泰(もろやす)は、その部下の武士たちが、恩賞の所領がすくないというのにたいして、「何を少所と歎き給う、其の近辺に寺社・本所の所領あらば、境を越えて知行せ

よ」と命令したという。『太平記』にはこのほかにも、土岐頼遠という有力な武士が、京都市中で光厳院の車と行きあい、下馬を命ぜられるや、「何、院というか、犬というか、犬ならば射って落さん」と、上皇の車に矢を射たとか、伊勢の仁木義長は、神宮領を侵略し、天皇と将軍からその停止を命ぜられると、逆に五十鈴川の魚を取り、神路山で狩をするなど、すこしも神宮を畏敬しなかったとか、武士が天皇や公家の権威をまったく無視した話をのせている。

公家勢力にたいする、師直のように徹底的に非妥協的なたいどは、尊氏にはじゃまであった。尊氏の弟直義は、師直を討とうとし、逆に師直は直義をほろぼそうとした。直義が一時旗色が悪くなり、南朝とむすんだが、やがて形勢逆転して、けっきょく直義が師直一族をほろぼした（一三五一年）。この争いと尊氏・直義の兄弟の勢力争いがむすびつき、尊氏は直義をしりぞけるという目的のみから、師直を支持していたが、師直の死後は、尊氏と直義とが、正面から対立した。直義は師直をほろぼしたのちは、ふたたび北朝とむすびついたので、尊氏はそれに対抗して、一時、南朝とむすび、北朝の崇光天皇を廃し、翌年（一三五二年）二月、直義を鎌倉で殺した。

南朝では、足利氏の内争がここまで激化したのを好機として、宗良親王（?—一三八五年）を征夷大将軍とし、新田氏・楠木氏その他の反足利の武士に頼って、尊氏を攻めた。尊氏はまたも北朝とむすび、前年崇光天皇を廃したのち空位であった天皇の位に、後光厳天皇をたて、二年半にわ

たる一進一退の戦争のあげく、一三五五年(北朝文和四、南朝正平一〇)三月、尊氏が最後的に勝利した。この後の南朝は、たんなる吉野山中の公家集団にすぎない。

在地武士・守護大名と幕府

動乱の間に、在地の領主や国人・地侍らの荘園侵略は、いっそうはげしくなり、彼らの結成する「悪党」は、畿内を中心に、全国いたる所に生じ、大きいものは数百人の隊をくんで、村々を横行した。荘園年貢の横取り・夜討ち・強盗・山賊・海賊、どんなことでも平気でやり、北朝・南朝どちらでも、つごうしだいで、あるいは味方し、あるいは敵対した。

戦争に勝利するためには、この在地の小領主と国人・地侍層を味方にしなければならなかった。したがって漸進派の尊氏といえども、彼らの荘園侵略を、あるていどみとめざるをえなかった。一三五二年、弟直義をほろぼした直後に、尊氏は、近江・美濃・尾張・伊勢・志摩・伊賀・河内・和泉の八ヵ国の荘園について、「半済(はんぜい)」といって、その当年分の年貢の半分を、兵粮という名目で徴集する権限を、守護にあたえた。これは、荘園領主には大打撃であるが、在地の小領主・武士の強い要求によったもので、半済の年貢の一部は、守護自身がとり、大部分は在地の小領主に配分された。これはやがて恒常化され、しだいに諸国荘園におよぼされた。

守護は半済地の設定と配分の権限を得たことにより、その領国の武士にたいする統制力を強め、幕府から独立する傾向も、もちはじめた。彼らはまた、荘園の年貢を請負い(守護請)、あ

るいは守護段銭（たんせん）という、荘園の段別に応じて銭貨で徴集する特別税を、とりたてた。鎌倉幕府の守護は、幕府の地方官であったが、一四世紀後半以後の守護は、領国に根をおろし、在地の小領主・武士と主従関係をむすび、これに領国支配の末端の役人のような役割を果させ、一方では農民の闘争を鎮圧し、他方では農民闘争を利用して荘園領主を蚕食しながら、封建大領主として成長しはじめた。これを守護大名という。

室町幕府は、守護大名制によって、一方では公家・寺社の勢力をおさえ、他方では在地の武士や農民を統制しようとした。しかし守護大名の強化は、それが独立した地方的封建権力となり、幕府の統制を越えようとする必然の傾向をもっていた。したがって幕府は、その成長をおさえるために、一三五七年、武士や守護の荘園侵略を禁止し、公家・寺社の財産を保護するという、封建領主化の方向とは矛盾した法令を出し、その後も同様のことをくりかえした。これは当然に守護および在地の武士の反抗をまねいた。つまり、守護大名が強くなればなるで、中央権力としての幕府は弱められ、またその成長をおさえようとすれば、古い公家勢力の温存をはかる結果となり、守護らには反抗せられる。いずれにしても、室町幕府はつねに不安定であった。

幕府機構の整備・南朝の滅亡　この不安定な基礎の上でも、尊氏はすぐれた政治的手腕をもって、あるいは公家と妥協し、あるいはこれをおさえ、反対諸勢力をかみ合わせ、たく

みに自家の権勢を強めたが、一三五八年に尊氏は病死し、子の義詮が第二代の将軍となった。彼も守護たちの勢力をたがいにつりあわせることで、将軍家の地位をたかめた。ついで、一三六八年、義満（一三五八―一四〇八年）が三代目の将軍となり、足利氏の全盛時代をつくりあげた。彼は執事細川頼之に輔佐せられ、九州の菊池氏や紀伊・河内における南朝方の武士を、あるいはほろぼし、あるいは帰順させ、その後も守護大名をたがいにかみ合わせて、その間に幕府の権力を強めた。

幕府の機構がととのえられたのも、この時期である。すなわち、これまで足利一家の家事主宰者という形であった執事を、幕府の公の機関とし、管領と名づけ、細川、斯波、畠山の三氏の中から、この職を世襲させ、その下に政所（財政）・侍所（警備）・問注所（記録の管理）および評定衆・引付衆（訴訟の審理）を置いた。侍所長官（所司）は、管領につぐ実権をもち、後には、赤松・山名・一色・京極の四家の独占となった。三管領家も四所司家も――これを三管四職という――ともに有力な守護大名で、所司は、通常は自家の有力武将を所司代として、京都に勤務させた。

この職制は、有力守護たちの勢力均衡の上に将軍家をのせて、その安泰をはかるものであるが、そのけっかは、三管四職がたがいに勢力を争い、足利将軍家は存続しても、もともと不安定な幕府体制の動揺を防ぐことはできなかった。この体制の最初の管領細川頼之にしてからが、

斯波氏を先頭とする有力守護たちから、危うく討たれそうになり、領国讃岐に落ちのびねばならなかった（一三七九年）。なおこの前年、義満は京都の室町に、「花御所」といわれる公家風の壮麗な居館兼政庁をつくった。足利氏の政権を室町幕府というのは、このためである。

この間にあって、南朝の勢力はおとろえはてた。後醍醐天皇のつぎの後村上天皇の後には、一三六八年に長慶天皇という天皇が位についたと、後世の歴史家は考証しているが、その即位の年月もわからず、生母もその后妃もその墓も知られていない。そのつぎの後亀山天皇のとき、一三九二年、天皇はついに義満にせまられて退位し、北朝の後小松天皇が唯一の天皇になった。以来その子孫が、歴代の皇位をうけつぎ、いまの天皇におよんでいる。北朝ではこれを「南方降参」といったが、その北朝にも何の実権もなく、幕府の保護に頼るのみであった。

義満、太上天皇を望み、日本国王となる

義満の権威は、この前後にようやく確立した。南朝降伏前の一三九一年（明徳二）、義満は、山陰地方その他の一一ヵ国すなわち日本六六国の六分の一の守護職をもち、「六分一殿」とよばれた大豪族、山名氏清の叛乱を挑発して、これを殺した（明徳の乱）。ついで彼は、前記のように南朝を解体させ、その後一三九九年（応永六）、周防を根拠として六ヵ国の守護職をもつ、大内義弘の叛乱をしずめ、彼を敗死させた（応永の乱）。この後は、ほかの有力守護も、しばらく鳴りをしずめた。

義満はいまや事実上の日本国王になった。彼はこれより先（一三九四年）、将軍職をわずか九

歳の義持にゆずり、みずからは太政大臣になっていたが、やがて太上天皇の号をえようとした。そのうえ彼は、義持の腹ちがいの弟に当る子を「若君」と称し、いったん後崇光院(貞成親王)の養子にし、後小松天皇にせまって若君に譲位させようとした。まさにその譲位が実現しようとする直前に、義満は急死した(一四〇八年五月)。

将軍義持は、異母弟を偏愛した義満に反感をもっていたので、若君への譲位をとどめるのはもとより、故義満に朝廷が太上天皇の号をおくることも、辞退した。こうして、義満上皇と足利統の天皇は、間一髪の偶然で実現しなかった。しかし彼は、中国の明朝と正式の国交を開始したさい(一四〇一年)、明の皇帝のあたえた「日本国王」の称号をよろこんでうけ、彼自身の明帝への書にも「日本国王　臣　源」と署名していた。

幕府の民衆収奪

義満が太上天皇になりたがり、あるいは明帝から国王とせられるのをよろこんだことは、彼が、外からの権威づけを必要としていたからであろう。しかし古代的王朝や外国王朝による権威づけが、いくらなされたとしても、それで室町幕府が安定するわけがなかった。むしろ義満のそのような態度が、かえって幕府の不安定を激化させた。

王朝的権威をもとめた義満は、もはや歴史からとり残されて、必然におとろえる一方の王朝勢力の保護者にならざるをえなかった。たとえば義満は、寺社に荘園を寄進したり、京都の北山に「金閣」という豪奢な別荘をたてて、そこに天皇や公卿をまねいて宴遊にふけったりした。

そのことは、荘園制を日に日に崩壊させつつある歴史の大勢に逆行することを意味し、在地の領主や国人・百姓の負担を増大させ、したがってその反抗をたかめることになった。たとえば、一三九一年、義満は奈良の春日神社に参詣するため、大和の三ヵ郷の農民に臨時の税を課したが、農民はそれに武力で抵抗した。この前後から、畿内・近国では、国人にひきいられた惣の民衆の、領主に対する「強訴(ごうそ)」・「一揆(いっき)」(一致団結の意)といわれる武装蜂起と、集団の逃散が、さかんになる。

また義満は、明の皇帝の「臣」となって、対明貿易の発展をはかったが、そのことは、その貿易の実務に当る京都・堺・博多の大商人を富ませ、幕府の財政をたすけたが、同時に、商人・高利貸が、在地の領主・武士や農民を苦しめるのを、助長することにもなった。そのけっかは社会不安を激化させた。借金棒引きを要求する大規模な民衆蜂起が、幕府・守護大名をゆるがすのは、義満の死後まもなくのことであった。

義満のころからの幕府財政は、その直轄領＝御料所からの収入、京都市中とその近くの酒屋および土倉(どくら)*という大高利貸業者に対する課税、京都への出入口そのほか交通の要地にもうけた関所の通行税——関銭(せきせん)——で、経常費をまかなっていた。御料所は全国各地に六百ヵ所ほどあったらしいが、その数もそこからの収入高も、よくわからない。酒屋・土倉に対する税は、一三七一年に臨時に課せられたのがはじめてで、九三年に、恒常の税とせられた。このことは、

義満の対明貿易と関係があり、貿易の利益を、酒屋・土倉に得させるかわりに、課税を恒常化したものであろう。ところが酒屋・土倉は、その税負担を民衆に転嫁した。それでも財政は困難であったから、幕府は、寺社・本所の所領と武士の所領の別なく、その面積に応じて段銭を課し、またそこの農民の家ごとに、棟別銭を課し、守護にもとくべつの献金をさせた。これらの税も、つまりは一般民衆からとられる。そのうえ民衆は、守護・在地領主・残存する荘園領主からも、それぞれに収奪された。

＊ 土倉とは、質物の保管をする土蔵のこと。転じてその土蔵をもつ質屋・大高利貸をいう。彼らの多くは酒屋そのほかの商業を兼業していた。

惣の発展と土一揆

この二重三重の収奪に抗して、国人や百姓名主の上層の指導のもとに、村々の惣が、一四世紀後半から、近畿地方の商業の発達した地域を先頭にして、ますます発展した。一五世紀には、一村ばかりでなく、数ヵ村あるいは郡をこえた惣の連合もできた。惣には、長(おとな・乙名)・年寄・沙汰人・刀禰などとよばれる執行部があり、全百姓(下人などをのぞく)の参加する寄合という会議をもって、村の公共の事を審議決定し、村の法律を定め、その違反者の処罰の法も定めた。共有の山林原野や水利の共同管理、神社の祭りなどは、惣の重要なしごとであった。さらに有力な惣は、領主にたいする年貢課役の「百姓請」「地下請」といって、一定額の年貢課役を、村民自治機関が徴集して領主に納め、村内に領主の役人

をおかない制度をかちとった。このばあいには、賦役労働は完全に廃止され、その労働力は物または銭に換算して納められた。一般に、労働地代は物納・銭納にとって代られるのが、この時代の大勢であった。

惣は非常のさいには、武装して領主とたたかう、民衆蜂起の組織でもあった。畿内ほどの小農民の成長がなく、自治的な惣は発展できなかった地域でも、上層の百姓名主は地侍化し、領主の異同に関係なく、地域的に結合して「党」・「一揆」を形成した。「惣」や「一揆」の前に、荘園の代官は、とうていかなわなかった。守護でさえも、しばしば村民の強力な抵抗の前に敗退した。たとえば若狭国では、一三五一〜六一年の間に、一五代もの守護が、国人の一揆の反抗をうけて入れ替った。一三六六年に一色範国が守護として入ってきて、ようやく国人の抵抗をくじいた。

山城・大和・近江など、農民の階級分化が進み、商業の発達した地方では、馬借・車借という交通運輸業者とその下の労働者群が成長した。彼らは、関所の新設に反対し、あるいは幕府とむすぶ酒屋・土倉の収奪に反対して、勇敢な大闘争をおこなった。義満の死後一〇年の一四一八年、京都近在の馬借は、徳政——借金棒引き——を要求して京都に乱入した。それを最初として、徳政要求の民衆蜂起がしばしばおこった。

一四二八年（正長一）夏から初秋には、米の端境期にあたって、飢饉がひろまり、社会不安が

深まっていたが、近江の馬借が徳政を要求して蜂起し、つづいて京都市民とそのまわりの農民や馬借が、同様に徳政を要求して、社寺・酒屋・土倉を襲撃し、家屋・倉庫を破壊し、借金の証文を破りすて、質物をほしいままにとりだした。蜂起はたちまち畿内一帯に波及した。このとき大和の神戸郷の百姓は、正長元年より以後は、債務をみとめないとの意味を石にきざんで、徳政を宣言した(口絵写真を参照)。「総じて日本国残りなく御徳政」とまでいわれたこの蜂起は、「凡そ亡国の基これに過ぐべからず、日本開白以来、土民蜂起の是れ初めなり」と、荘園領主である奈良の大乗院の僧正の日記に書かれている。これを土一揆(どいっき、土民の一揆の略語)という。

翌一四二九年正月の播磨国の土一揆は、「国人」の一揆と同盟し、「国中に侍あらしむべからず」とさけんで、守護の大軍と戦った。同年、丹波・伊勢・大和にも土一揆があり、以来、一四三四年まで、毎年のように、畿内・近国のどこかで土一揆がおこった。この後七〜八年はおだやかであったが、嘉吉の乱(後述)をきっかけに、ふたたび土一揆の波がたかまる。

土一揆は、それまでのような一地域の領主・代官を相手の強訴ではなく、幕府・守護大名・荘園領主、およびそれらとむすびつく商業・高利貸業者の全体にたいする、農村と都市の民衆全体の蜂起であった。日本歴史において、勤労民衆の団結と闘争が、はじめて支配階級の権力の頂点に攻撃をかけるにいたった。

律令制下の人民の闘争は、個々人として、口分田を放棄して逃亡し、あるいは正丁や次丁ら徭役の重くかかる家族員をきわめてすくなく申告するなど、戸籍をいつわったり、庸調の品には粗悪品のみを納めたりして、公地公民制＝一種の国家的奴隷制を解体させ、荘園・名田とそこにおける私的奴隷制および農奴制を形成させた。その荘園・名田の百姓・下人の闘争形態は、武装集団として、国司らに対抗するにいたり、その力が古代貴族階級の衰退をさけがたいものにした。そしてそれらの百姓を農奴として、新しい生産関係、農奴制を組織していった大名主・在地の領主らが、武士団を形成して、やがてみずからの政権＝鎌倉幕府をうちたてた。鎌倉時代の農奴的民衆は、領主の異同にかかわらない村落的結合をじょじょに発展させ、しばしば集団逃散をもって領主に対抗し、一揆の実力行動にも立ち上った。農業生産力の発展、農業と手工業との分業の成立、発展、したがって商業・交通の発達が、農奴的民衆の地域的団結をひろげる条件となった。そしていま一五世紀にいたり、土一揆の大衆蜂起は、ついに荘園制と奴隷制の残存物を一掃する。

註

中扉の図版は、群書類従本『建武年間記』、建武三年二月の条に「口遊（くちずさみ）去年八月二条河原落書」としてのせられたもの。全文はながいので一部分を左に抜き書きする。

此比都ニハヤル物　夜討強盗謀綸旨　召人早馬虚騒動　生頸還俗自由出家　俄大名迷者　安堵恩賞虚軍　本領ハナルル訴詔(訟)人　文書入タル細葛　追従讒人禅律僧　下克上スル成出者　器用ノ堪否沙汰モナク　モルル人ナキ決断所　キツケヌ冠上ノキヌ　持モナラハヌ笏持テ　内裏マジハリ珍シヤ(中略)　誰ヲ師匠トナケレドモ　遍ハヤル小笠懸　事新キ風情ナク　京鎌倉ヲコキマゼテ　一座ソロハヌエセ連哥　在々所々ノ歌連歌　点者ニナラヌ人ゾナキ　譜第非成ノ差別ナク　自由狼藉世界也犬田楽ハ関東ノ　ホロブル物ト云ナガラ　田楽ハナヲハヤルナリ　茶香十炷ノ寄合モ　鎌倉釣ニ有鹿ト　都ハイトド倍増ス　町ゴトニ立ツ篝屋ハ　荒涼五間板三枚　幕引マハス役所鞆　其数シラズ満々タリ　諸人ノ敷地不定　半作ノ家是多シ　去年火災ノ空地共　クワ(禍)福ニコソナリニケレ　適ノコル家々ハ　点定セラレテ置去ヌ(中略)　天下一統メヅラシヤ　御代ニ生デテサマザマノ　事ヲ見聞クゾ不思議トモ　京童ノ口ズサミ　十分一ヲモラスナリ。

11　下剋上と戦国争乱

―土一揆・国一揆と戦国大名―

南無阿弥陀仏と書いた蓆旗をおしたてた三河の一向一揆

応仁・文明の乱と下剋上

社会の最下層における大動揺は、社会の最上層の守護大名および足利氏一門内部の、以前からの分裂・抗争に拍車をかけた。一四一六年には、将軍義持の弟義嗣が、関東管領足利持氏の部下の上杉氏憲とむすんで叛乱をおこし、関東の大名や有力武士がこれにくわわり、関東一帯の大乱となった。幕府がようやくこれをしずめると、こんどは、持氏が将軍の地位をねらった。一四二三年、義持は関東の大名に、持氏の討伐を命じ、一時は両者の妥協ができたが、義持の二代後の将軍義教は、一四三九年(永享一一)ついに持氏をほろぼした(永享の乱)。

これより義教は、幕府の職制を無視して独裁権力を強めようとした。それというのも、いたるところの土一揆を、反幕派が利用するという状況のもとでは、権力の集中はさけがたかったのである。しかしそれはそれでまた、有力守護の幕府離反を強めた。足利氏の関東管領がほろびてしまうと、関東の守護大名たちの勢力が強くなった。西国では、九州の大友・菊池・少弐ら反幕派の守護大名が叛乱した。彼らも「内々は土一揆と同心」とうたがわれていた。幕府は大内氏に命じてこれらを平定させたが、そうすると大内氏の勢力が、幕府の統制のおよばぬほど強くなった。もとから独立性の強かった南九州の大守護島津氏も、ますます幕府の統制にしたがわなくなった。そして将軍義教までも、一四四一年(嘉吉一)、播磨の守護赤松満祐から領

国をとりあげようとして、かえって満祐にだまし討ちにされた（嘉吉の乱）。その満祐は、義教のあとをうけた将軍義政（一四三六―九〇年）のさしむけた所司山名持豊（もちとよ）らの軍にほろぼされた。

　そのとき幕府の動揺に乗じて、近江の馬借の蜂起にはじまる、京都の周辺一帯の土一揆が、郷村ごとに隊をくんで、有名な大寺社を占拠してこれを屯営とし、放火・掠奪をきびしくいましめ、秩序整然と、「新将軍の代はじめに徳政をおこなうのは先例である」として、それを要求し、ついに勝利した。民衆は、幕府の危機を利用するほどに政治的に成長してきた。このころから、土一揆はふたたび慢性的になった。近畿地方の村々では、守護や領主の威令はほとんどおこなわれなくなった。一四五四年と五七年の山城の土一揆は、鎮圧にむかった幕府軍と土倉の傭兵とをうち破った。鎮圧軍の兵士の中からも一揆に加わるものがでるしまつである。

　しかも幕府機構の中枢を占める三管四職家の領国でも、家臣の武士が、しばしば土一揆の力を利用して叛乱をおこし、主家の家督相続の争いに介入し、それを激化させた。そのため三管領の中では、斯波・畠山の両氏は、一門の争いで共倒れにひんし、細川氏ひとりが強大になった。そのころ四職の家では、山名氏が強くなり、細川氏と争うにいたった。彼等はともに、斯波氏および畠山氏の、それぞれの内争の対立の一方とむすびつき、そのうえ、将軍義政の弟義視（よしみ）と子の義尚（よしひさ）の将軍職争いがからみ、細川勝元は義視を、山名持豊（一四〇四―七三年）は義尚をもりたて、ついに一四六七年（応仁一）、幕府の重職の家のみならず、大内氏をはじめ諸国の有力守護大名

をもまきこんだ大戦乱、応仁・文明の乱がぼっぱつした。
　戦闘は主として京都でおこなわれた。両軍とも村をすてた百姓や都市下層民をやとって武装させ、これを足軽（歩兵）とし、給与の代りに彼らをして放火掠奪をほしいままにさせたので、京都の大半は荒廃しきった。「汝や知る都は野辺の夕ひばりあがるを見ても落つる涙は」と、市民はなげいた。戦争は一一年もつづいたが、両軍の首領が本気で戦ったのは最初の二、三年で、あとは両軍ともひくにひかれず対峙し、武士・足軽らが、たがいの戦争よりも、市中の掠奪に熱中した。そのうち、めぼしい掠奪物もなくなり、武士たちはこの無意味な戦争にいや気がさして、ぞくぞく郷里にかえった。中には土一揆とむすんで叛乱をおこすものもあった。こうして京都で戦う武士はいなくなり、一四七七年（文明九）、戦争はようやくおわった。
　応仁・文明の大乱は、将軍家および幕府重職の諸家を二分して、つまりは共倒れに近い状態に追いこんだ。乱のおわる四年前に、将軍義政は職を義尚にゆずり、乱後には東山に別荘――銀閣――をいとなみ、公・武とも昼夜の大酒で、明日出仕のための衣も酒手に入質する、というような遊楽にふけった。将軍の権威は地に落ち、細川・山名ら三管四職家もまた、昔日の力をとりもどすべくもなくなった。
　これより、大名・武士たちの領土争奪の戦乱は全国にひろがり、文字通り戦国乱世が、百年以上もつづいた。家臣は主君に叛乱をくりかえし、みごとに主家を乗っ取ったとたんに、また

その従者に乗っ取られるのも、珍しくなかった。大名は将軍を無視し、天皇も影がうすれた。このような旧来の秩序と権威の階層の根底からの変動を、当時の支配者は「下剋上」(下が上に剋つ)といった。この言葉は、すでに鎌倉時代一三世紀の中ごろにみえているが、応仁・文明の乱後は、この事実が社会全体をおおうにいたったのである。

山城国一揆と加賀の一向一揆

「下剋上」の根底には、いたるところで百姓・国人らが領主に反抗し、自立しようとする闘争があった。一四八〇年(文明一二)、前将軍義政の夫人日野富子(一四四〇〜一四九六年)が、京都の出入口の七ヵ所に新関をもうけたのに反対して、大一揆がおこった。民衆は関所をやぶり、統制ある「私徳政」——人民の実力による徳政——をおこない、幕府をも眼中におかなかった。これに呼応して、北大和でも土一揆がおこり、興福寺十三重塔など、有名な建物も焼かれた。さらに一四八五年(文明一七)には、近江、山城、大和一帯の土一揆が、細川・山名ら幕府重職の家来の武士・悪党らの徳政要求と一体になり、大和では「大和国惣百姓等」の名で、興福寺・東大寺・法隆寺そのほかの全荘園領主に、年貢の減免、未納分の徳政を要求し、奈良を四方から包囲した。その結末はわかっていないが、大寺社の領主権の強い直轄領でも、もはやその支配は寸断され、領主を無視した村々の連合がひろがった。

この年末に南山城では、有名な山城の「国一揆」(国人の一揆)が結成された。すなわち畠山氏

一族間の戦争がこの地に波及し、両軍の武士が入ってきたのにたいして、国人は一般農民を結集して立ち上り、両軍の撤退、寺社・本所領の旧主への返還、*新関撤廃の三ヵ条の要求を実現した。それより住民は、有力な国人三六人(あるいは三八人ともいう)の会議を最高決議機関とし、「月行事(つきぎょうじ)」とよぶ月番の執行機関を定め、自治をおこなった。やがて国人らの間に分裂が生じ、国人と一般農民の対立が発展し、一部の国人は、守護として入ってきた伊勢貞宗の家来となり、他は別の大名の家来となったので、山城国一揆の自治は八年で解体した。しかし、国人の支配する村々は生き残った。

* この要求は、あたかも荘園制復活の要求のようにみえるが、主眼は武士の支配を排除することにある。寺社・本所の領主権は、すでに民衆によって弱められていたので、民衆はその方が武士の支配よりもましだと考えた。

近畿地方の一揆は、山城国一揆がほろびた一五世紀後半からおとろえるが、そのころから、近畿地方よりは農村の階級分化のおくれていた、北陸・東海・中国地方で、国人たちの指導のもとに、強力な一揆が、しばしばおこった。その典型的な例は、加賀を中心とする北陸地方の、大規模なねばり強い一向宗(浄土真宗)門徒の一揆(一向一揆)である。

親鸞の浄土真宗は、のちに高田専修寺派、仏光寺派、および開祖の遺骨をまつる京都の大谷廟所=本願寺派に分かれた。一向一揆は本願寺派門徒の一揆である。この派は一四世紀中ごろ、近江から北陸方面に多くの信者をもちはじめ、一五世紀中ごろ、開祖直系の第八代の法主蓮如(れんにょ)

(一四一五―一四九九年)が出て、その努力により、北陸地方の教団は、急速に発展した。蓮如は、法主と門徒は仏の前では対等な「御同朋・御同行」であるという、教祖の教えを実行し、門徒の農民とひざをまじえて語りあい、またわかりやすく教義を説いたかな文字の手紙を、さかんに門徒に送って、これをひきつけた。門徒は、おたがいの信仰を深めあうために、「講」に組織された。それは領主の異同には関係なく、地域にしたがって組織されるというてんで、近畿の村々の惣とにていた。そしてみずからの組織をもった農民たちは、他宗を非難し、しばしば領主の命令にもそむいた。講は民衆の抵抗の組織ともなった。その指導者は国人・地侍たちで、彼らの中には、一郡にわたる大地主もあった。

応仁・文明の乱のさい、加賀の門徒は、守護の富樫政親(とがしまさちか)をたすけて、反対派をほろぼし(一四七四年)、政親が加賀全域を領有した。しかしこの戦争は、実質的には一向宗門徒の武士にたいする勝利であり、門徒は領主への年貢課役も、とかく怠った。蓮如は、他宗をそしるな、守護・地頭に服従せよと、たびたび門徒に指示したが、ききめはなかった。門徒と政親との対立は年ごとにはげしくなり、一四八八年(長享二)、ついに両者は正面衝突した。門徒がわは、政親の一族泰高(やすたか)をおしたて、一三万余人の大軍で、政親をほろぼした。そのあとに泰高が守護となったが、名ばかりで、実権は門徒の有力な国人たちがにぎった。それからやく百年間、加賀一国は「百姓持ち」になった。いいかえれば、百姓の指導者である有力な国人階級の支配が実

現し、講は国人の一般農民を支配する機構ともなった。山城国一揆が、国人の農民支配の組織であったのと同様である。

荘園制一掃され皇室おちぶれる

土一揆は、けっきょく国人・地侍の勢力伸長のふみ台とされ、土一揆の民衆の力を利用した国一揆や、それが宗教の衣をつけた一向一揆も、やがて内部分裂で解体し、村は新しい封建領主の支配下に置かれるようになるが、その果した歴史的役割は大きかった。これらの広い地域をおおう一揆は、当時の民衆闘争の頂上であり、ふもとには、一揆というほどにはいたらないが、年貢未進、逃散、ときには小規模な強訴など、さまざまの形の国人・百姓ら民衆の抵抗が、いたるところでうずまいていた。そしてこのたえまない闘争を通じて、民衆は、公家・寺社ら荘園の本所・領家と武士による、二重三重の支配と収奪の体制を、ますます急速に崩壊させた。

これとならんで、一三世紀以来進行していた、下人らの自営小農民への上昇および、百姓名主の地主と小農民への分化が、いっそう急速に進行し、先進地域では、一六世紀中ごろまでにいちおう完了する。そこでは、自営小農民を主要な構成員とする「村」の形成が進んだ。それよりすこしおくれた地方でも、国人層の村落支配力が強まった。この農村・農民の歴史的な動きに対応して、村落支配者層をひきつけることができたものが、新しい封建大領主＝戦国大名になり、それができなかった守護大名たちと、彼らの上にのっていた室町幕府は、不断の内争

のうちに、急速におとろえていった。したがってまた、幕府の保護とわずかの荘園の収入にたよっていた皇室・公家も、おとろえはてた。

一五世紀のすえから一六世紀の中ごろすぎまでに、各地で、朝廷で定めた年号を用いず、その地方の誰かが勝手に定めた年号(私年号)を用いた例が、いくつか知られている。それは、朝廷が、地方の領主・民衆に、まったく無視されていたことを示している。

ほかの例では、一五〇二年(文亀二)、後柏原(ごかしわばら)天皇は即位大礼をおこなおうとして(二年前に即位していた)、その費用にこまり、管領細川政元に献金を命じたが、政元は、「内裏にも即位大礼の御儀無益也。さようの儀これを行のうと雖も、正体無き者は(教養のない者は)、(天皇を)王とも存ぜざる事也。此分にて御座候と雖も(このままでいても)、愚身は国王と存じ申す者也。然らば一切の大儀とも、末代不相応の事なり」といって、献金をことわった。これにたいして朝廷では反論もできず、「諸家、公武ともに、尤もの旨申す。よって御即位の御沙汰有るべからず」と決定した。ここには、朝廷の窮乏とその権威喪失のほどが、端的に示されている。

つぎの後奈良(ごなら)天皇も、よういに即位式ができなかった。当時朝廷では、毎冬の初雪の日に、雪見の宴をする慣例があったが、後奈良天皇の天文元年(一五三二)の初雪の日には、酒がなくて、ただの雪見だけにおわったという。天皇でもこの通りであったから、まして一般の貴族の窮乏は、はなはだしく、中納言の官をもつ公卿が乞食になりはてたり、関白家が、冬の寒さを

防ぐにたるだけの着物もなかった、というような事実がある。

この間に、新しい戦国大名が、中央の幕府権力とは無縁な地方領主や武士たちの、「切り取り強盗は武士の習い」という、死活の領地争いの中から、成長してきた。

戦国大名の割拠

東国では、駿河の守護今川義忠の食客で、自家固有の領地もなかった武士、伊勢長氏(後の北条早雲 一四三二―一五一九年)が、有力になった。義忠が、領国遠江の国一揆鎮圧のさい討死したことから(一四七六年)、今川氏一門の内争がおこったが、そのとき、長氏はそれを調停した功により、富士郡を領地としてあたえられた。これを出発点とし、彼は関東管領家の勢力争いに乗じて、ちゃくちゃくとその所領をひろげ、一四九五年小田原城を攻略し、ここに根拠をうつし、さらに南関東に勢をのばし、子孫相承けて富強を誇った。

甲信越地方では、越後の守護上杉氏の家臣長尾為景が、しだいに主家をしのぎ、一五〇七年主人を殺した。その子景虎は、一五六一年、主家にせまって家督をゆずらせ、上杉政虎(後輝虎、謙信 一五三〇―一五七八年)と名のり、関東管領と称し、越後および北関東を支配した。甲斐では、守護大名の武田氏が、信虎とその子晴信(信玄 一五二一―一五七三年)の二代の間に、甲斐国全体をかため、さらに南信州と駿河・遠江の一部を領有した。

東海地方では、一五世紀すえから一六世紀中ごろには、今川氏が駿河・遠江の二国の守護として勢力があり、今川氏にややおくれて、三河国松平郷の小領主から出た松平広忠とその子家

康(徳川家康 一五四二―一六一六年)が、進出する。尾張では、越前織田荘(おだのしょう)の小領主の出身で、斯波氏に仕えて尾張の守護代となった織田氏の一族から出た信秀が、最大の勢力をしめていった。その子が信長(一五三四―八二年)である。美濃では山城の商人の出である斎藤道三(どうさん)(一四九四―五五六年)が、守護の土岐氏にとって代った。

近畿地方でも、守護家の争いと下剋上は、他国と同様であったが、ここでは、小さな領主の勢力がほぼ伯仲しており、しかも、土一揆・国一揆の蜂起はおさまっても、一揆の母胎となった国人や農民の村々における力は強く、また商業が発達して、富裕な町人の町が成立して、自治をおこない(後述)、どの小領主も、これらの村や町を圧倒できず、したがって東海・関東や西国のような、大きな大名はでなかった。わずかに近江の浅井氏が勢力をのばした。

北陸では、一向一揆が強く、越前の朝倉氏のほかには、有力な大名は成長しなかった。しかし、一五世紀中ごろから一国を「百姓持ち」にしてきた加賀の一向一揆は、一六世紀になると、一揆内部の国人層と一般百姓との対立が発展し、一五三一年本願寺が派遣して来た武士が、農民を組織して「大一揆」をつくり、国人および国内の寺院の有力僧侶の同盟した「小一揆」と対抗し、ついに大一揆が小一揆をつぶした。このことは農民の勝利というよりも、事実上の大名ともいうべき本願寺の勝利、その加賀国の事実上の領土化となった。

中国地方の東部では、播磨・備前・美作の守護赤松氏は、守護代の浦上氏にとって代られ、

それもまた家臣の宇喜多氏にほろぼされる。中国地方の西半では、一六世紀中ごろまでは、大内氏が、周防・長門・豊前の守護として、対外貿易もおこない、富と権勢を誇っていたが、大内義隆のとき一五五一年、家臣陶隆房（のち晴賢と改名）が叛乱し、義隆父子および彼を頼って京都から逃げてきていた公卿数人を自殺させた。その陶氏も、大内氏の家臣で安芸国の小領主の出である毛利元就（一四九七—一五七一年）にほろぼされた（一五五五年）。元就はこれよりしだいに山陽・山陰の大半を手に入れてゆく。

四国では、阿波・讃岐を根拠にして大勢力をもった幕府の管領家細川氏は、その家臣三好氏に実権をうばわれ、それがまたその家臣の松永氏にうつるという、下剋上をくりかえしているうちに弱くなり、土佐の地侍的な小領主長曾我部元親（一五三九—一五九九年）が、国内の同様の小領主七十余家をつぎつぎにほろぼし、一五八一年には守護の一条氏も追い出し、やがて四国の大半を征服した。

九州では豊後の大友氏、薩摩の島津氏が、旧来の守護大名から新しい戦国大名に成長するのとならんで、守護少弐氏の家来竜造寺氏が主家をしのいで進出した。

当時の最後進地域である奥羽地方には、奴隷主的小領主が各地にいたが、その中で、伊達、南部、最上、葦名の諸氏が、付近の小領主をしたがえ、一六世紀中ごろには、伊達氏がしだいに他を圧していった。

これらの戦国大名たちは、「切り取り強盗は武士の習い」のことわざそのままに、たがいに他領を切り取りあい、昨日は甲と同盟して乙を倒し、今日はまた丙とともに甲を倒すというようにして、主家を乗っ取り、一族を倒し、あるいは奇襲、あるいはだまし討ちで、勢力をきずきあげたが、じぶんが用いたのと同じ手で、いつ誰に倒されるかわからず、油断もすきもならなかった。「男子は家門を出れば三人の敵あり」。いな、家門の中にも敵はいるかもしれない。長曾我部元親の「百ヵ条」には、男がるすで、女ばかりのときは、座頭・商人・舞々などの男は、親類であっても、すべて家に入ってはならない、もしるすの女が病気のときは、親類相談の上、代表一人にかぎり、見舞うことをみとめると定め、武田信玄の「家法」には、たとえ夫婦一所にいるときでも、寸時も刀を忘れてはならない、という。

戦国大名の特徴

戦国大名の領国支配の構造は、年代により、また領国の階級関係により、一様ではない。初期には(後れた地方では後期まで)、以前の守護大名と大差なく、大名は領国の一部分を直轄しているだけで、他の部分は、土着の小領主が領有し、大名はそれらを従属させ、軍役その他の義務を負わせているにすぎなかった。しかし大名は、領国全体を直轄することに力をそそぎ、機会あるごとに、領内の小領主たちの独立性をうばい、これを家臣とし、その領地を大名自身の直轄領とした。たとえその土地をもとの領主に改めて「知行」として恩給しても、以前のような住民支配権は、できるだけ弱めようとした。いいかえれば、純粋の封建領主としての支配を

つらぬこうとした。そのさい大名は、たとえば北条氏がしたように、しばしば農民を小領主たちにけしかけた。本願寺が越前で、「大一揆」を「小一揆」にけしかけたのも、それと同様なやり方である。

こうして、進んだ戦国大名は、全領国の直接支配を実現し、家臣を奉行・組頭・寄親・寄子というような、階層的な軍事組織に編成して、統制した。(この階層の名称は大名により、いろいろある。)この組織は、同時に領民支配の機構ともなった。というのは、一六世紀中ごろまでは、大名の家臣の武士は、上級も下級も、平時はその知行地に住み、上級者は郡・村を管轄する行政官を兼ねたから。最下級の組子は、農民であった。中級の武士においても、兵と農とはまだ十分に分離していなかった。

やがて、不断の戦争は大量の常備軍を必要とした。また戦法において、騎馬武士の単騎戦とならんで、足軽・歩兵の槍隊・弓隊、後には鉄砲隊の集団戦がおこなわれ、後者が年とともに重要性をましてきたことも、常備軍の必要をたかめた。そこで、後述するように、武士・兵士を農村・農業からひきはなして、統治と戦闘を専門とする者の集団に編成して、大名の城下に集まって居住させること――兵農分離――が、一六世紀中ごろから、じょじょに進んだ。

12 自由都市の萌芽

――産業・商業・貿易の発展と都市――

首里城正殿の鐘、「万国津梁」の鐘名がある

鎌倉幕府の滅亡から戦国大名の割拠にいたる、二世紀にわたるたえまない動乱の中で、前記のように奴隷制の遺制は徹底的に清掃され、下では農民の自営小農民化とその地域的結合が進み、上では大土地領有が成長したことは、生産と商品流通をめざましく発展させる基礎条件になった。農業生産力の上昇、手工業と農業の分離、鉱山業の発達、商工業都市の形成、海外貿易の発展は、室町・戦国時代を特色づける。

自営農民の成長と農・漁業の発達

農民が賦役労働をとられることがすくなくなり、年貢・課役の主要な形態が、米そのほかの物納および銭納となったことは、彼らが依然として領主に隷属させられた農奴であったとはいえ、その労働・農業経営を、自分の考え・計画により自由におこなう余地を多くした。これは農民の生産力をたかめようとする努力と創意をしげきし、農業技術を一段と進歩させた。

稲には、早稲(わせ)・中稲(なかて)・晩稲(おくて)という、収穫期のちがう品種ができ、その各々の中でも、地域の気候・地味・水利等の条件を考慮した品種が多数つくられた。牛馬耕は小農民にも普及した。灌漑技術では、水流に装置して、水力で車をまわして揚水する水車の普及が、いちじるしい。一四〇六年に幕府に来た朝鮮使節は、摂津の尼崎付近で、日本の水車のすぐれているのと、三毛作さえもおこなわれているのをみて、驚嘆している。

河川の管理・用水路の開発は、土地が多くの領主等に分割領有されているうちは、発達はおそかったが、一地方をまとめて領有した戦国大名のもとでは、それは、飛躍的に発達した。戦国大名は、戦争のための堅固な城を築く技術を発達させたが、それはまた、灌漑・排水にも応用された。その一方、彼らが広い領国の人民を動員できたことが、大土木工事をも可能にした。武田信玄が、釜無川と笛吹川に、今日もなお信玄堤として有名な堤防をきずき、甲府盆地を開拓したのは、戦国大名の河川管理と耕地開発の代表的な例である。

一五世紀ごろに、若草・若枝を大量に田にしきこんで肥料とする、刈敷がはじまった。そのため、林野は耕地と不可分の重要性をもち、その所有・利用は、しばしば村と村、領主と領主の争いのまとになった。集約農法の発達で、田の米麦二毛作は、下層農民にも可能となり、以前は近畿や山陽にかぎられていたのが、関東地方にもひろまった。大豆・小豆そのほか雑穀の裏作もおこなわれ、畑の二毛作・三毛作もふつうになった。京都のような大消費地の郊外では、売るための野菜の栽培が進んだ。

特用作物では、灯油をとるための、えごま・ごまが、瀬戸内海沿岸でさかんにつくられた。それを大山崎の油座の商人が買い占め、船で山崎に運び、そこで油をしぼった。特用作物で茶・漆・桑のほか、とくに重要なのは、この時代のすえに、棉花の栽培がはじまったことである。一四世紀すえから、朝鮮の綿布が輸入されはじめ、年々増加し、一五世紀中ごろには、綿布は

衣料としての重要性をたかめた。そこでその世紀のすえに、棉花の栽培、綿糸布の生産がおこり、一六世紀を通じて、しだいにひろまった。三河(みかわ)木綿が早くから有名である。染料をつくるための藍の栽培も、同じころにひろがった。

海の魚をとる漁業も、一五世紀には急速に発達した。いわし・たい・ぶりなど魚類に応じた専用の網が発達し、地曳(じびき)網もつくられ、封建時代の漁法の基本ができた。海の魚は塩物にして遠くまで売られた。

採鉱冶金と手工業の発達

鉱業では、鉄は、これまでと同じく砂鉄しかつくれなかったが、銅は、一四世紀から急に生産が増加し、一五世紀には中国に大量に輸出されるようになった。但馬の明延(あけのぶ)銅山や備中の吉岡銅山をはじめ、但馬、美作、備中、備後から産出され、露頭掘りではなく、坑道を掘り進んで鉱石をとり、精錬した。銀は、一六世紀はじめに石見の大森銀山が発見され、博多の貿易業者が二人の精錬工に、朝鮮・中国の灰吹(はいふき)法という進んだ精錬法を学ばせてから(一五三三年)、銀山の開発が急速に進んだ。金も、これまでの砂金のみではなく、鉱石から精錬されるようになった。戦国大名は軍資金を得るために、金山の開発に力をそそいだが、甲斐の武田信玄が開発した黒川金山、はじめは駿河の今川氏のもので後に武田氏の領となった富士金山などは、そのもっとも早いものである。金銀銅の採掘が進んだことは、やがてそれから貨幣が鋳造される前提条件となる。

特用作物や採鉱冶金の発達は、各種手工業の発達と、たがいに表裏の関係にあり、各地に独自の名産がつくられ、地域の分業が進んだ。京都の西陣は、中国から輸入の生糸を用いて高級の絹織物をつくり、その技術は、周防(すおう)の山口、和泉の堺にひろまり、このほか、丹後・美濃・尾張・越前・加賀などでも、絹織物がつくられた。また楮(こうぞ)や雁皮(がんぴ)を原料とし、用途に応じて紙質のちがった紙が、備中・美濃・播磨・大和などの特産物となり、全国の寺院や武家・商人の間に、多くの需要があった。また尾張瀬戸の陶器は、全国にひろまり、河内の金剛山、筑前の博多、大和の奈良の酒は、天下の美酒として遠方にまで知られた。むろん武将や富豪の飲料である。

手工業の中でも重要な意義をもつのは、農具、手工業道具、鍋・釜などの生活用品および刀剣を生産する、鍛冶・鋳物工業である。一四、五世紀までは、地頭・荘官級の在地領主は、その屋敷内に作業場をもうけ、鍛冶師・鋳物師を隷属させ、自家用品を生産し、余ったぶんを市場に出していたが、その当時すでに諸国を巡回する職人があり、京都・堺・鎌倉には、多くの自営職人が集まっていた。戦国大名が成立するころには、農具・利器に対する農民の要求のたかまりを基礎にして、鍛冶・鋳物師の領主からの独立が、ひろくおこなわれた。ただし一部のものは、武器生産者として大名に隷属させられた。町や村の自営職人もふえた。河内・大和・播磨・能登・下野・筑前などに、鉄器の名産地が生れ、筑前芦屋の釜、播磨の鍋など、特定の器

具の名産地もできた。

手工業製品の多様化と地域的特産化は、年ごとに増大する需要を前提としており、その生産者も、農業のかたてまの兼業ではなくて、専業とするものがだんだんふえた。また鍛冶師を典型とするように、主人に隷属する半奴隷的生産から、職人が仕事場と道具を所有し、需要者の注文に応じ、注文主の提供する材料に加工して加工賃を受取る、独立職人の注文生産になり、さらに原材料をも職人が所有し、市場めあての商品生産に進むものもできた。大工・左官・庭師・家具師なども、需要者が、公家・寺社・武家を主とする間は、それに従属せざるをえなかったが、都市が発達し、市民の住宅・店舗の建築需要が多くなるとともに、独立するものが多くなる。こうして社会的分業が、しだいに早く進んでゆく。

商業都市の形成

生産力と社会的分業の発展は、当然に商業の発展とむすびついた。前に(第八章)のべた地方の市場は、不定期から定期になり、それも回数がふえ、八日、あるいは六日、四日ごとに開かれだした。いまも地名に四日市・八日市などとあるのは、中世の定期市場に由来する。やがて常設の市となり、商人が定住して、しだいに町を形成した。琵琶湖の沿岸や淀川すじの町、堺・兵庫・尾道・博多などの古くからの海外交通の要港は、いっそうさかえた。北陸では、敦賀(つるが)・小浜(おばま)のほかに越前の三国湊(みくにみなと)、越後の柏崎(かしわざき)が新たにおこった。柏崎は出羽方面との交通の要港として、一五世紀の後期には、市場町だけで三千軒にたっした

といわれる。このほか伊勢湾の桑名・安濃津(津)も新たにおこった。
　寺社の門前では、奈良の町は前代にひきつづいて発展し、新たに大阪の天王寺の前や、伊勢の神宮前の山田が都市としてさかえ、両者ともに一五世紀中ごろには、数千軒の町になった。
　室町戦国時代に、大名の城下町が新たにおこった。大内氏の城下町山口は、あたり一帯の商業中心地であり、また明との貿易に従事する豪商が繁栄をほこり、応仁・文明の乱をさけて公家のここにうつるものも多く、西国の京都ともいうべき文化的ふんいきをもった。一五世紀中ごろに太田道灌が居城町として開いた江戸には、関東諸国の物資が集まり、城の前には、連日大きな市が開かれた。京都は応仁・文明の乱で焼かれ、またその商業的繁栄の一つの基礎であった荘園領主＝公家がぼつらくし、幕府がおとろえたために、一時おとろえたが、近畿をはじめ各地の商業が発展してくると、その中心として、一六世紀はじめから、以前にまさる繁栄をとりもどしたのみでなく、公家・幕府のぼつらくは、かえって商人・手工業者＝町衆の勢力を強めた。
　大きな市や町では、京都室町の米市場や淀の魚市場のような、特定商品の専門市場ができ、卸問屋と小売商の区別も生じた。問屋・倉元など、もとは荘園領主の物資集積・保管の機関であったものが、独立の大商人・運輸業者となり、また荘園の年貢を請負い、高利貸もした。遠隔地間の取引が発達すると、送金に為替を利用することもはじまった。

大規模な行商もおこり、商人たちは、多数の人夫に商品をかつがせ、数十人の隊を編成し、盗賊にそなえて武装し、遠方まででかけた。このてんで、近江の商人団はとくにめざましかった。

このように発達した国内商業も、一六世紀はじめまでは、まだ領主とむすびついた「座」に独占されていた。

勘合貿易と倭寇

外国貿易は室町時代の初期までは、まったく民間の自由な活動にまかせられていて、平氏のほかは、権力者はみむきもしなかったが、その利益が多くなると、足利義満のときから幕府に統制された。義満以前にも、尊氏が天竜寺造営の費用を得るために、天竜寺船と名づけた貿易船を中国に出したが、それもまだ幕府が貿易を独占あるいは統制しようとするものではなかった。ところが、義満は、朝鮮および明朝*から、倭寇のとりじまりを要求してきたのを機会に、明の皇帝にたいして、前述のように「日本国王　臣　源」と称して、倭寇の禁圧を誓うとともに、日本国王から明皇帝への朝貢という形で貿易をはじめ、これを統制した。

* 中国では、一三六八年、元朝がほろび、明朝がおこり、朝鮮では、一三九二年、李氏が高麗朝をほろぼして朝鮮国をたてた。この当時から、倭寇の朝鮮・中国の沿岸を侵すことが、はげしくなった。

義満は博多の豪商の献策にもとづいて、一四〇四年から、幕府と明の朝廷の双方が、「勘合(かんごう)符(ふ)」という特許状を発行することとし、それをあたえられた船だけが、貿易を許可せられた。

勘合貿易船は、千石積み(一〇〇トン)前後の大きさであった。この貿易は従属国の宗主国への朝貢の形であるから、関税もなく、「日本国王」の使節とその随行者(じつは商人)の滞在費と「朝貢」品の輸送費は、明朝が負担し、「朝貢」品にたいしては、それ以上の価の見返り品を「賜わ」ったし、貿易は朝貢に付属の形式でおこなわれたが、それらすべてをふくめて、一回の取引で元金の五～六倍の利益があった。

輸出入の品目は、日宋貿易時代と大差なかったが、刀剣と硫黄の輸出が多くなった。勘合符をかくとくして貿易船を仕立てたのは、幕府や大内氏・細川氏・天竜寺・相国寺、そのほか有力守護や幕府の保護した大寺社であるが、輸出品を仕入れ、輸入品を売りさばくのは、じつは京都・堺・博多などの大商人で、彼らが利益の大部分をとった。

自由な貿易商人でもあれば海賊でもある倭寇は、あいかわらず、八幡大菩薩の旗をかかげた、八幡船(ばはんせん)とよばれた小さな船で、荒海をもおそれず、幕府の禁令、明朝のとりしまりもはばからず、活躍していた。明の商人にも、自由貿易を望む者は多かったから、勘合符がなくても貿易はできたし、明船の日本来航もしばしばあった。やがて幕府がおとろえ、細川氏・大内氏らも無力になると、一五四九年の遣明船をさいごに、勘合貿易は自然に消滅した。この直後から、明朝でも、明人の自由貿易に対する圧迫を強めたため、明人の中からも海賊が続出し、彼らは倭寇と組んで、一五四〇年から五六年にかけて、華中・華南の海岸一帯で大暴れに暴れた。明

朝はその鎮圧を機会に、いっさいの対日貿易を禁止した。この後、中国方面の倭寇はおとろえるが、冒険的な日本人は、新たにはじまったポルトガル、スペインとの交通にしげきされて、東南アジアに進出する。

室町・戦国時代には、琉球王国との自由な貿易がさかえた。琉球自体には輸出物資はなく、朝鮮・中国および東南アジアと日本との仲介貿易で繁栄した。

日本本土と琉球王国は唇歯の関係

琉球列島の住民は、人種も言語も日本本土のそれの一分枝であり、沖縄本島には、本土の縄文土器系の土器が発見されている。恐らく琉球人と九州南方人との交通は、古くからときどきおこなわれていたであろうが、沖縄社会と本土社会とが恒常的な接触をもつようになったのは、一三世紀ごろである。そのころ沖縄本島には、按司とよばれる族長の支配する部族国家とみられるものが、多数分立していた。その中の、首里ふきんの浦添の按司に、一二世紀のすえに舜天があらわれ、沖縄本島中部地方一帯の支配者となった。舜天は、源為朝がこの地方にいたとき、土地の娘との間に生れた子であるという伝説が、一六世紀すえには成立しているが、これはどこまでも伝説であって、為朝がこの地にきたという事実もない。しかしこのころから、沖縄人と九州人との交通は、ひんぱんになったであろう。

一三世紀中ごろ、舜天の系統の王朝はほろび、一二六〇年、英祖が新王朝をはじめた。この

ころには、沖縄島の南部にも北部にも、その地方の諸部族国家を統一した国家が成立しており、後世、北部の国家を北山(ほくざん)または山北(さんほく)といい、中部の国家を中山(ちゅうざん)といい、南部のそれを南山(なんざん)または山南(さんなん)という。三山はたがいにはげしく勢力を争ったが、中山(すなわち英祖のはじめた王朝)の勢力がもっとも強かった。

一三四九年、中山では、浦添按司に察度(さっと)があらわれ、英祖王朝を倒して、中山王になり、一三七二年はじめて中国の明朝に朝貢した。ついで南山北山も同じく朝貢した。また察度は、日本の商船から大量の鉄塊を買い入れ、農具をつくって人民に分かちあたえたので、大いに人望を得たという。これも事実かどうかはわからない伝説であるが、沖縄社会における鉄器の使用のはじまりに関する伝説は、いずれも、そのことを一三～一四世紀ごろのこととしている。恐らくそのころ日本本土から、鉄器とその生産技術がつたわったのであろう。

やがて一五世紀の前期に、中山王尚巴志(しょうはし)は、南山・北山をほろぼし、沖縄全島の統一王朝をたて、しだいにその勢力を琉球列島の各地にひろげた。この統一王朝のもとで、琉球の文化は急速に発展し、経済的にも、東アジアの各国間の仲介貿易で、空前の繁栄をとげた。日本本土との、互恵対等の交通・貿易がもっとも発展したのも、一五世紀中ごろから一世紀間ほどである。琉球の首里城[註]の正殿にかかげられた(一四五八年)鐘の銘には、日本と琉球とは唇歯の関係であるという一句も見える。琉球は日本から物資のみでなく、かな文字をとりいれ、日用には

日本流の漢字・かなまじり文を用い、また仏教と寺院の建築様式も、日本のものをとりいれた。日琉間の文化的関係は、この後も密接さをますが、貿易は、日本船が直接に東南アジアに渡航し、そこで中国船との出合い貿易もやるようになると、不可避的におとろえた。

自由都市が芽ばえる

幕府が勘合符による貿易統制の力を失ったころは、国内の商業における、幕府および守護大名やその下の小領主と座の独占商人とのむすびつきも、無力になっていた。一方では座を保護した古い領主たちの勢力と威信がなくなり、他方では、村から町から、新しい小商人がぞくぞく出てくるし、手工業の座でも、徒弟が独立して自由営業を要求し、いわば商工業界の下剋上で、座の独占権などは無視した。そして、新興の戦国大名は、領国支配をかためるために、小領主たちの土地人民支配権をうばうのと同様に、その市場支配権もうばい、商人の自由な活動をみとめ、また国内の手工業をさかんにして、領国の経済発展をはかった。戦国大名の、市と座の独占特権を否定し、自由営業をみとめる政策は、楽市・楽座といわれ、一五四九年(天文一八)、近江の佐々木氏がその領国内でおこなったのが最初とされる。これにより、商業でむすばれた経済圏は、小地域から大名領国全体にひろまり、さらにそれら大名の勢力圏をつなぐ広域商業が成長しはじめる。

　商人の経済力がたかまるとともに、商人と手工業者の町は、日本人がこれまで知らなかった、自由都市的な性格をもちはじめた。それは、農村における自治的な惣に対応する。堺・平野・

博多・桑名・大湊・宇治山田などでは、町の豪商が、「会合衆」という惣の「おとな」や「年寄」のような指導機関を形成し、自治をおこなった。京都では市全体の自治機関はなかったが、祇園・清水・北野などの社寺門前町、室町そのほかの市場町が、それぞれに町衆の自治機関をもった。祇園社の氏子となった町の町衆のおこなった祇園祭りは、彼らの団結を強めるとともに、その富を誇示する場でもあった。

堺の盛衰

諸都市の中でも、堺は代表的な自由都市であった。この市は、瀬戸内海沿岸と畿内をむすぶ要港として早くからさかえていた。はじめは相国寺の荘園で、その代官が支配していたが、一四世紀のすえに「地下請」の権利をかくとくし、後には年貢も納めなくなった。市政は納屋貸といわれる大問屋三六人の「会合衆」の合議でおこなわれた。堺は、国内商業のみでなく、明・朝鮮・琉球との貿易、後にはポルトガル・スペインの船および東南アジア諸地域との貿易に進出し、一六世紀中ごろには、日本最富の都市に発展した。また鋳物工業と刀剣の生産では、「堺鍛冶」の名声をもち、織物・醸造・漆器の生産でも有名な、工業都市でもあった。

応仁の乱以後、堺はしばしば諸大名の争奪のまととなったので、一六世紀はじめ、市民は市の三方に濠をめぐらし(一方は海)、浪人武士をやとって、侵略に備えた。それ以来この市の秩序と平和は、誰も侵すことはできなかった。「日本国中戦争あるも、この地にくれば、相敵する

者も、友人の如く談話・往来し、此地において戦うことを得ず」と、この市にきたポルトガル人宣教師は書いている。当時堺の人口は五万人をこえ、一五世紀ヨーロッパ最大の自由都市ヴェニス、ミラノ、パリの人口十万人には及ばないが、ロンドン、ゼノア、バルセロナ等に匹敵し、外人宣教師も、堺をヴェニスと同じような富裕な自由市だと見ていた。

しかし、堺を典型とする都市の自由な発展も、新しい封建大領主＝大名の力が強くなるとともに、一足先にやられた農村の惣と同様に、おさえられた。戦国大名の楽市・楽座や商工業都市育成の政策は、自己の富強をはかる一手段にすぎなかったので、彼らが領国支配を固める過程で、商工業者は城下町に集中させられた。城下町は大名とその家臣団が支配する軍事・政治都市であり、商工業は彼らのために軍需と生活の物資を調達・生産し、彼らが領民から収奪した年貢を売りさばくものとして、利用され統制された。このような町に、市民の自由と自治はありえなかった。堺は、その富の力で、もっともおそくまで自由をまもったが、ついに一五六九年、織田信長に屈服させられる(後述)。

堺の支配階級である会合衆ら大商人と勤労市民の関係は、農村の惣におけるおとな・年寄らと一般農民との間ほどの親しいむすびつきもなく、市民大衆を組織できなかったこと、また堺の富の最大の基礎であった貿易は、輸入は大名や少数富豪の軍需品・ぜいたく品、輸出は工芸的手工業品もあったが、主として銀・銅などで、輸出入とも日本の農村経済とむすびつき、そ

れを発展させる性質のものではなかったために、堺もまわりの農村から孤立しており、しばしばこれと対立さえしたこと、および大名に対抗する都市間の連合が組織できるほどには、まわりに都市が成長していなかったこと(堺は信長に抵抗するために平野市と一時的に共同できただけであった)、以上が、堺ほどの都市も、ついに強大な大名に勝てなかった理由である。

日本の自由都市は、生れたばかりで、十分成長しないうちにつぶされた。しかし、自由都市を生むほどに発展した経済・生産力は、いかなる封建権力者も後退させることはできない。彼らはただそれを、彼らの封建支配に利用し統制できるだけである。彼らがそれを利用できたことが、彼らの領国支配を可能にし、やがて織田信長から豊臣秀吉にいたって、天下統一を可能にする重大な経済的条件の一つであった。

註

一四五八年、琉球王尚泰久の五年、首里城正殿にかけられた鐘の銘。原文は九字一行、いまその二行分を一行に写す。

琉球国者南海勝地而　鍾三韓之秀以大明為
輔車以日域為脣歯在　此二中間湧出之蓬莱
嶋也以舟楫為万国之　津梁異産至宝充(満)十

方刹（中略）　　　銘曰

須弥南畔　世界洪宏　吾王出現　済苦衆生
截流王象　吼月華鯨　泛溢四海　震梵音処
覚長夜夢　輪感天誠　堯風永扇　舜日益明

戊寅六月十九辛（乙カ）亥

大工藤原国善

住相国渓隠叟誌

（右の読み方）

琉球国ハ南海ノ勝地ニシテ、三韓ノ秀ヲ鍾メ、大明ヲ以テ輔車トナシ、日域ヲ以テ脣歯トナス、此ノ二ノ中間ニ在リテ湧出スル所ノ蓬萊島ナリ、舟楫ヲ以テ万国ノ津梁トナシ、異産至宝ハ十方刹ニ充満セリ（中略）銘ニ曰ク

須弥ノ南畔、世界洪宏ナリ、吾王出現シテ、苦シメル衆生ヲ済フ、流ヲ截ツノ王象、月ニ吼ユル華鯨、四海ニ泛溢シ、梵音ノ震フトコロ、長夜ノ夢ヲ覚シ、感天ノ誠ヲ輸ス、堯風永ク扇ギ、舜日益々明カナラン。

（東恩納寛惇『琉球の歴史』による）

13 国民的活力と文化

——文化の民衆化、西洋文明との交渉——

倭寇もの見の図、明の仇十州筆と伝えられる

商人や手工業者は、かつては朝廷・社寺の隷属賤民であったが、その彼らの町が日本一の富を誇り、かつて彼らを隷属させていた、神の子孫と自他ともに信じた皇室・貴族が、あるかなきかにおちぶれるという、社会の最下層から最上層までの大激動とともに、文化の主要な創造者、享受者に大変動を生じ、したがってその様式や内容も変化した。その変動のもっとも基本的な傾向は、古代貴族的なものの没落と、農村・都市の民衆的なものの上昇、そして文化が地域的にも階層的にもひろまり、共通性をふかめた、ということである。いいかえれば前の時代に芽ばえた民族の文化的統一が、さらに前進した。

公家は全く創造力を失う

公家階級の文化的創造としては、南北朝の内乱期に、南朝の北畠親房があらわした、歴史哲学・政治学の書ともいうべき『神皇正統記』がある。この書は冒頭に「大日本は神国なり」といい、日本は天照大神の子孫が永久に統治する国家であり、「三種神器」の継承者が正統の皇統であるとして、南朝の正統性を情熱をこめて主張し、貴族階級の間に根強い末法思想を否認した。親房は儒教の政治思想に学んで、君主の徳および政治の良否が、その運命を定めるとして、歴代天皇の徳と政治を卒直に論評し(その一節は本書一七四頁に引用した)、武家政治が民心を得るかぎり、その存在の理由はあるとの認識ももっていた。これは、日に日におとろえてゆく公家階級の、思索力の最後の燃え上りであった。

公家階級に近い立場にいた京都の神官出身の吉田兼好（一二八三―一三五〇年）の随想録『徒然草』は、ほろびゆく貴族文化にたいするあこがれを底流としながら、一面では、たとえば金銭を求めることを肯定するなど、社会の現実を直視し、それが人間の姿だと肯定するところがあり、当時の世相・人心をよく観察している。兼好は武士階級との接触も、かなりあったらしい。

公家貴族の作品ではないが、南朝に深い同情をこめて、南北朝の内乱を主題にした歴史文学に、南朝滅亡後まもないころに書かれたらしい『太平記』がある。著者は小島法師という僧侶とつたえられるが、死活の闘争をする諸階級の動向と思想が、かなり客観的にえがかれている。「太平記読み」という物語僧によって、武士の間にひろく語られた。

このほかに、またこれ以後、公家階級ないしそれに近い立場の文化的創造に、見るべきものはない。彼らは相変らず和歌をつくったが、「秘伝」の形骸にしがみつくだけであった。ただ彼らの回顧趣味から、当時まではおそらく彼らの階級の間にだけ伝わっていたであろう、『日本書紀』や『源氏物語』その他の古典の写本をつくり、注釈を書いたのは、古典保存の意味をもった。ただ彼らの回顧趣味も「有職」という公家の儀礼の微に入り細をうがったせんぎだてに、最大の関心がそそがれた。

没落期の貴族の思想は、たとえば、応仁・文明乱当時の関白であった一条兼良の著といわれる婦人教育書、『身のかたみ』のつぎのような一節に、端的に知られる。曰く「御男にさしむ

かいて居らるるうちにも、昨日暮れ今日過ぎぬと告ぐる、入相(いりあい)の鐘の音に、諸行無常をしろしめせ。」「さらでだに、女は大六天魔王のけんぞくにて、男の仏道をさまたげんために、女となりて来れるものなり。」このような精神から、文化が創造されるわけもなかった。

室町時代文化の民衆性

室町時代の文化について、三代将軍義満の別荘「金閣」のある北山、また八代将軍義政の別荘「銀閣」のある東山の名を冠して、北山文化とか東山文化とか名づけ、それを武家文化と公家文化の綜合あるいは混合などというのが、通説であるが、私にはその理由がわからない。この時代には、前記のように、公家には何らの文化的創造力もなければ、彼らの伝統的文化の保持すらもできなかった。もちろん一時代の文化が、先行の文化と全く無縁ということはないので、たとえば室町時代文化の一代表である謡曲の題材に古典文学があり、そのうたい方に今様・朗詠などのうたい方がとりいれられているが、このような関係を、公家文化と武家文化との混合とか綜合とかいえば、あらゆる時代の文化には、先行の文化が混在し、綜合されているので、これは室町時代の文化にかぎらない。ただ、金閣の初層・中層が公家の寝殿造りで、上層が武士階級に基盤をもつ禅宗寺院ふうであることなどは、公家風と武家風の混在であるが、それは義満個人の趣味のことで、それをもって、時代の文化を代表させるわけにはいかない。室町・戦国時代の文化の根本的な特徴は、貴族文化と武家文化の混合だの綜合だのではなくて、民衆——このばあい、農村の国人層・都市の会合衆から下

の全階層である——の文化が、あらゆる分野に成長し、そのあるものが、武士階級の間で、洗練されたということである。

たとえば室町幕府全盛期の文化で、最高の価値があるのは、先にもふれた猿楽能(今日はたんに能という)であるが、これは、一一世紀から農村で発達した田楽と、物まね・曲芸などで観衆を笑わせた猿楽とが結合して、演劇の要素をもったものを源流とし、一三〜一四世紀に、神社を本所とする能楽師の座がいくつかできた。そのうち大和の春日神社にぞくする、観世・金春・宝生・金剛の四座がとくに発展し、観世座の観阿弥(一三三三—八四年)とその子世阿弥(一三六三—一四四三年)の父子二代の天才が出て、能楽を芸術として大成させた。彼らは義満に保護され、能は民衆演芸から幕府の式楽になった。それとともに、本来は物まね・写実から出発した能楽が、世阿弥の代には、象徴的な演出・演技となり、観客をいわゆる幽玄の世界にさそうのを主眼とするようになった。それでも世阿弥の著わした能楽論であり、また日本人の最初の演劇芸術論でもある『花伝書』には、能楽はどんな田舎で演じても、その土地にあわせることを何よりも大切にせねばならないと、民衆性を保つことを強調している。

能楽の幕間に演ぜられた狂言も、やはり猿楽から分化してきたもので、当時の民衆の、武士・領主にたいする不満や、領主階級の愚かさや、また民衆社会の中にある矛盾や滑稽を主題にし、日用会話の通りにせりふをいう、わが国の最初の科白劇である。ここに登場する庶民の女性は、

たいてい思慮に富み、はっきりした権利意識をもち、積極的行動的で、また愛情が深い。そこに当時の民衆の理想の女性の姿を見ることができる。

現代では民衆には縁遠い「茶の湯」にしても、その源流の一つは、畿内の茶を栽培する農民が、茶の品評会をやる「茶寄り合い」にある。これが発達して、大勢で茶を味うこと自体を楽しむようになり、その作法ができていった。一方、武士や貴族は各地の茶を飲みわけて、かけをする「闘茶」の遊びにふけったが、ここからも茶を味う集まりが発達し、この両方の喫茶の作法を基礎にして、奈良の生れの村田珠光(じゅこう)(一四二三―一五〇二年)が、義政に召出されて、「侘(わ)び茶」に発展させた。やがて戦国時代末に、堺の商人出の千利休(せんりきゅう)(一五二二―一五九一年)によって、茶道として大成される。

民衆文芸おこる

この時代に新しくおこった文芸に、連歌(れんが)がある。もとは貴族の間で、和歌の上下の句を二人で詠(よ)み合わせて一首にする遊びからおこり、武士や民衆の間にひろまり、五十句・百句と連ねるようになって、和歌からは独立した。数人・十数人が一座になって、受け渡しの微妙な呼吸をつづけながら、際限なく連作されてゆく、この一種の集団的創作方法は、能楽・狂言が主役・脇役・謡・はやしの集団呼吸の一致をもっとも必要とするのと同じで、民衆の寄合や神祭の座の行事など、民衆的な集団生活の発達と、きりはなしては考えられない。

連歌は初期には貴族社会にも及んだが、そこでは一時の流行にとどまり、民衆の中から出た

宗祇(一四二一—一五〇二年)が、全国各地を歩いて、社会各層の人々と交わる中で、文芸として発展させられた。その撰集に『新撰菟玖波集』がある。やがてこれも上流階級の手で、和歌と同様にわずらわしい、形骸化した規則などを重んずるものとされ、当初の自由な民衆性が失われたので、戦国時代に山崎宗鑑(一四六五—一五五三年)が出て、連歌界を革新し、自由な用語と独創の形式を尊重し、『犬筑波集』を編修した。これから、つぎの時代の「俳諧」への道が開かれる。

民衆文芸としては、このほか『閑吟集』の中に民間の歌謡があり、『お伽草子』という短篇の小説も、民衆に愛読された。『閑吟集』の歌には、すなおな明るい人間性にあふれたものがある。『お伽草子』は、現在の子供の絵本にもよく書かれる「一寸法師」のように、身分のきわめて低いものでも、才能や勇気で、貴族にも大名にもなれるという出世物語や、鳥獣虫魚草木を擬人化したこっけい話、あるいは恋物語など、いろいろある。小説としては他愛もないもので、芸術とはいいかねるが、下剋上の時代の民衆の願望や明るい気分が出ている。

地方に文化創造力が生れる

文化の民衆化は、同時にその地方への普及である。いな、むしろ、地方が文化の発祥地であった。足利氏は尊氏以来臨済宗に帰依し、尊氏は天竜寺をつくり、義満も相国寺をつくった。義満は、京都と鎌倉の五大寺を、中国風に「五山」と指定して、大いに保護した。五山の禅僧は、幕府の政治・外交の顧問となり、中国と往復して、中国から朱子学を学び、さかんに漢詩・漢文をつくった。彼らの文章を五山文学というが、

文芸的にも思想的にも、すぐれたところはない。このことは、民衆とのつながりのないところで、高い文化的価値は創造されない時代がきたことを示している。

五山の僧侶のあるものは、中国から水墨画の技法を学び、寺の装飾としたが、それをたんなる中国の模倣から、独創の偉大な美術にまで発展させたのは、雪舟(一四二〇—五〇六年)である。そして雪舟の天才は、五山の温室で育てられたのではない。反対に彼は、将軍義政が召しかかえようとするのをだんことして拒否し、周防の山口や豊後の大分その他の地方でくらし、日本各地を旅行し、また中国に留学して、その天才をみがいた。雪舟につぐ大画家雪村(生没年不詳、一六世紀中ごろに活動)も、同様に地方でその芸術をつくりあげた。これに反して貴族階級の生活と密着していた大和絵は、土佐光信にわずかに余光をとどめた後は、おとろえきった。そして大和絵の色彩感覚は、水墨画の強い線と雄大精密な構図を学ぶことによってはじめて、狩野正信(一四五四—九〇年)の創造した装飾画の中に摂取される。また仏教界の公家ともいうべき南都北嶺の大寺院も、このころは経済的にも弱まり、宗教としても活力を失うとともに、以前に彼らがもった仏画や仏像彫刻の伝統を、継承することもできなくなった。

京都が唯一の文化の中心である時代はすぎ去った。ことに応仁・文明の乱後には、商人の都市堺や、大内氏の城下町で商業も発達した山口は、京都を学んで、それをしのぐ文化の中心地になった。堺では「道裕居士」という人が、南朝の正平一九年(一三六四)の奥付けのある、『論

語集解』(魏の何晏の著)を印刷出版しているが、これがわが国における儒書の出版の最初である。また一五三〇年代にも、『論語』や『医書大全』が、この町の人によって出版せられた。山口には、古典の古写本が多数集められ、ここでも、仏教・儒教の典籍が出版された。下野の足利では、関東管領の執事上杉憲実(一四一〇―六六年)が、足利学校をおこし、儒学その他の研究の全国的中心になった。小田原の北条氏も学問の保護者として知られた。薩摩の島津氏も五山の僧をまねいて、朱子学を家臣の間にひろめようとした。朱子学は、君臣間の大義名分を、やかましくいい、封建領主の要求にぴったりする思想であった。土佐の小領主の吉良氏も、周防大内氏の城下の儒者の系統をひく僧侶をまねいて、朱子学を学んだ。地方の支配層の学問・知識にたいする要求のたかまりにこたえて、『節用集』という辞書の出版もおこなわれた。

地方の小領主・地侍や上層の百姓名主などの子弟に、文字や社会的常識・道徳を教えることがはじまったのも、一四、五世紀である。その教科書として、『庭訓往来』そのほかの往復書簡の形式で、日常交際のあいさつ、土地の物産・民間の行事などの知識が教えられ、『童子教』などの、儒教倫理の教科書もあった。

近代までの日本的生活様式の基本が成る

一四、五世紀に木綿が輸入され、やがてその生産がはじまったことは、前にのべたが、これで、麻、絹、木綿と、二〇世紀以後に人絹・化学せんいが出るまでの、日本人の衣服材料は全部そろった。

また加工食品も、とうふ・みそ・しょうゆなど、今日にいたるまで日本人の常用する必須の食品のたいていのものが、できるようになった。とうふなどの製法は、奈良時代に入唐僧が中国からつたえていたようであるが、集約農業が発達し、大豆の生産が多くなった一五世紀ごろから、一般につくられるようになった。砂糖と油の食用もおこった。酒はもっとも早くから商品になっていたが、室町時代にいっそう商品化が進んだ。煙草はおくれて一六世紀後期に西洋から渡来する。

住宅においても、公家貴族の寝殿造りと禅宗寺院の様式とを合わせた書院造り（しょいんづくり）ができ、それにふさわしい庭園もできた。これも砂糖や油と同様に、まだ民衆には手のとどかない上級武士の住宅であるが、玄関・床（とこ）の間・違棚（ちがいだな）があり、室内に畳をしき、天井に板を張り、ふすまや障子で部屋をくぎる書院造りが、現代の伝統的日本式家屋の基本である。そして書院造りの構造が、床の間の掛軸（かけじく）の形式の芸術（絵と書）、生け花（立花）などを発達させた。つまり衣食住ともに、日本人の現代までつづく生活様式の基本が、一五～一六世紀までに出そろったわけである。これが民衆にまでゆきわたるには、さらに二世紀を要する。

なお夫婦が結婚と同時に同居し、嫁入り婚（よめいり）が民衆の間におこなわれるのも、近畿地方の先進地域では、一五～一六世紀である。後進地域はもっとおくれる。これは単婚家族の小農民の自立と関係があろう。

さいごに宗教についていえば、真言・天台は貴族階級とともにおとろえ、禅宗は、前記のように、寺院の繁栄とその寺院生活の文化への影響はいちじるしいが、宗教として人々の心をとらえる力は弱かった。ひとり一向宗と、日蓮宗が、民衆の心を深くつかんだ。日本仏教史上において、この時期の一向宗ほど、ひろく深く民衆の心からの信仰を得たものはない。そのことは、先にのべた一向一揆および一六世紀に京都とそのふきんで勢力をふるった法華一揆を見ればわかる。一向宗の蓮如に匹敵する法華宗の指導者は、日親(一四〇七―一四八八年)である。

このように、民衆社会が政治的にも経済的にも文化的にも活気にあふれていたとき、日本人は、これまでの文明とはまったく系統のちがった、西洋文明と接触し、一挙にその視野を世界的にひろげ、その物質的・精神的生活を、いっそう豊かな、活気あるものとした。

鉄砲の伝来・日本人の東南アジア進出

一五四三年(天文一二)、ポルトガル人(南蛮人)*が種子島に来航して、鉄砲・弾薬とその製法を伝えた。これが日本と西洋との直接の交渉の発端であるが、たとえこのことがなくても、日本人は、早晩中国の南部か東南アジアのどこかで、西洋人と接触し、ひいては本土にこれをむかえたことであろう。なぜなら、東からは倭寇の日本人がちゃくちゃくと中国沿岸を南方に進んでおり、西からは、同じ地方をめざしてポルトガル人が進んでいたから。ポルトガル人は、一五一〇年にインドのゴアを植民地とし、一五一六年には、中国の西南の海港マカオ(澳門)を占

領して、ここからさらに極東進出をはかっていた。

＊南蛮(なんばん)とは、南方から来た外国人の意で、ポルトガル人および、それよりおくれて来たスペイン人をいう。なおスペイン人の来航と前後して日本に来はじめたイギリス人やオランダ人は、紅毛(こうもう)人といった。

一たび伝来した鉄砲は、たちまち全国にひろまり、ひきつづきさかんに輸入されたのみでなく、日本国内でも生産された。以前から貿易の中心地であるとともに鉄工業ももっていた堺は、鉄砲製造の一中心地ともなった。また近江の国友村の鍛冶工は、足利将軍から貸し下げられた鉄砲を研究して、みずからそれを製作できるようになり、ここもその生産の一中心地となった。すでに一五六三年(永禄六)、毛利氏が出雲の尼子(あまこ)氏の白鹿城(はくろくじょう)を攻めたとき、毛利方の死傷者四五人のうち、鉄砲によるものが三三人もあるというほど、鉄砲は重要な武器となっていた。やがて鉄砲が戦術・兵制を一変させることは、次章でのべる。

南蛮船の来航は年とともに多くなり、九州の諸大名は、貿易の利をもとめて、先を争ってこれを自国領にむかえた。一五七八年(天正六)には、相模の三崎にも南蛮船が入港して、領主北条氏と貿易している。

同時に、日本船が東南アジアの各地にさかんに進出し、日本人の同方面への植民もはじまった。一五七〇年(元亀一)、スペイン人がフィリッピンのマニラを占領したとき、すでにそこには四十人の中国人と二十人の日本人が定住していた。また一五八二年に、スペイン軍はマニラ

の北方カガヤン河の河口に城塞をきずいていた日本人数百人、および日本人と中国人が乗り組んだ日本船一二隻と、激戦したという。日本人のこの方面への進出ぶりが察せられる。台湾でも、マカオでも、コーチシナ(ヴェトナム)でも、シャム(タイ)でも、日本人は貿易し、またそこに定住した。

これは、日本人が権力の何らの保護もうけず、まったくの自力で、しかも集団的に海外に植民するという、民族の最初の経験であった。当時の日本人の進取の気象のさかんなさまがしのばれる。これとともに、航海・造船の技術が発達することは、第一五章でのべる。

キリスト教の伝来と封建領主

ポルトガル船が来航しはじめてまもなく、一五四九年(天文一八)、カトリック教の一派イエズス会(耶蘇会)の宣教師フランシスコ・ザビエルが、マラッカで出あった日本人ヤジロー*を案内者として、布教のために日本へきた。ひきつづいて多くの司祭(バテレン)や修道士(イルマン)がきた。彼らは、本国でも国王とむすびついていたが、それと同様に日本布教に当っても、まず大名とむすびつき、できればこれを信徒とし、大名の保護と援助のもとにその領民を一挙に改宗させようとした。大名たちはポルトガル人との貿易取引の便益を確保するために、宣教師をもよろこんでむかえ、領内の布教を許可し、援助した。当時カトリック教および教徒のことを、「切支丹」(吉利支丹)といった。

* ヤジローはもとは薩摩の武士で、一五四六年、人を殺して、ちょうど山川港に入っていたポルトガル船ににげこみ、

船中でキリスト教に帰依し、マラッカへ行った。そこで、四七年にザビエルに出あい、ゴアへ送られて、イエズス会の教義とポルトガル語を学んだ。

大名の中にも、豊後の大友宗麟・肥前の大村純忠と有馬晴信、摂津の高山右近のように、切支丹になるものがあった。純忠は一五八〇年（天正八）、その領地長崎港とその付近の茂木地区を、イエズス会の領地として寄進した。また、大友・大村・有馬の三侯は、一五八二年にローマ法皇に敬意を表するため、少年使節を遠くローマに派遣した。このころすでに全国の信者の数はやく十五万人、東は美濃から西は薩摩にいたる各地に、二百余の教会堂があったと、イエズス会の報告書はつたえている。もっとも、信徒のかなりの部分をしめた武士や貿易港の商人たちは、高山右近などをのぞいて、どれだけ本当に深い信仰をもっていたか、疑わしい。大村純忠が長崎を教会に寄進したのは、信仰によるのではなく、竜造寺氏が同地をねらっていたので、純忠は長崎を教会領とする方が、敵にうばわれるよりも、そこにおける貿易の利益を確保するのに好都合だと考えたからである。

また当時日本へ来た耶蘇会の宣教師たちは、純粋の宗教的使命感のみで、活動したとは、必ずしもいえない。ザビエルの本国の耶蘇会への手紙の中にも、「日本人の魂を異教の悪魔から救ってローマ法皇のものとする」というだけではなく、「ポルトガル・スペイン王の忠実な臣民とする」のが、じぶんの使命であるといい、また彼は、本国から日本へ来る船の積荷につい

て、何をどれだけもってくるのが、もっとも有利であるかを、こまかに指示したりしている。ここには、ザビエルが、ポルトガルの植民地かくとくと重商主義の尖兵の役割を、意識して果していたことが、示されている。

これとの関連で考えると、長崎が教会領になったことも、たまたま教会が大村氏の寄付をうけて、教会の財源と活動の拠点を確保した、というにとどまらず、ここがポルトガルの植民地となる可能性も、あったとせねばならない。こうして教会が日本の一部の封建領主とむすびつき、教会じしんも、小さな植民地領主化するならば、当然、教会と日本の他の封建領主としょうとつする可能性もまた、生ずる。（げんに後述するように、豊臣秀吉としょうとつする。）

耶蘇会はこのように、そのポルトガル王の尖兵という側面で、日本の領主としょうとつする要素をもっていたと同時に、切支丹の教義そのものに、当時の日本の封建支配と深く対立する要素があった。切支丹は、デウスが天地万物を創造し主宰するとし、デウスのほかに神はなく、「ただ御一体のデウスを万事をこえて御大切に敬い奉るべし」ということを、当時日本で出版された教義問答書『どちりなきりしたん』*でも、もっとも強く説いた。君も親もそのほか地上のいっさいのものは、神の被造物にすぎなく、それらの権力・権威への忠誠・服従よりも、デウスの信仰が重かった。そして神の前ではすべての人間は、君も親も男も女も金持も乞食もみな平等であり、平等の人間としてたがいに愛しあう、「おのれの如くポロシモ（隣人）を思え」と

いう隣人愛が、切支丹の実践道徳の第一原理であった。この人間平等観は、あくまでも宗教上のそれで、現実社会における封建的身分秩序をすこしも否定するものではなく、かえってそれを、万物の主宰者たる神の思召しによるものとして聖化し、忠孝の道徳も強調したが、それもデウスの掟と矛盾しないかぎりのことであった。

* 一五九二年天草で出版されたローマ字本と国字本、一六〇〇年長崎で出版されたローマ字と国字本とが、現存する。

このような教義は、君も民も親も子も、みなキリスト教徒である西欧社会では、封建秩序と矛盾しないが、支配者と人民が信仰を異にする日本では、この教義が人民だけをとらえたばあいには、両者の深刻な対立をひきおこす契機をひそませていた。そして切支丹の信仰が、大名の物質的な利益とむすびつき、あるいは織田信長の場合のように、彼の当面の敵である一向宗に対抗するために切支丹を利用できるうちは、問題はなかったが、一方では、この教えがひろく深く民衆をとらえ、他方では、封建支配者ももはや切支丹を物質的・政治的利益のために利用する必要がなくなったとき、切支丹伝来四十年の後に、切支丹人民と封建支配者との、日本宗教史上に例のない深刻苛烈な対立がはじまる。

14 秩序と権威の再編成

―信長と秀吉の全国統一―

足軽鉄砲隊が騎馬武士に勝利した長篠合戦

応仁・文明の乱以来、政治的統一は、名実ともにまったく失われ、大小の封建領主の地域的分散・割拠の極点に達していた日本社会は、前二章でみたような経済的・文化的発展を基礎にして、一六世紀の中ごろから、しだいに新しい政治的統一に向いはじめた。

織田信長全国統一の道をひらく

戦国の大大名の誰一人として、全国支配を夢見ないものはなかったが、その中で、尾張の織田信長が、つぎつぎに群雄を圧倒していった。信長は一五五一年(天文二〇)、一九歳で父信秀の後をつぎ、領国の国人層をたくみに掌握して力をたくわえ、一五六〇年(永禄三)、東海一の大大名今川義元を、桶狭間(おけはざま)に奇襲して快勝した。それ以来彼は全国支配の自信をもち、「天下布武」の印文のある印判を用いた。

信長はつぎつぎに近隣の大名を倒し、一五六八年(永禄一一)、前将軍の弟足利義昭(よしあき)を擁して京都に入り、将軍義栄(よしひで)を廃して義昭を将軍に立て、自ら実権をにぎり、たちまち畿内の諸領主を征服した。彼はその征服地の小領主や国人層を部下に組織し、直轄領土をひろげ、常備軍を強めた。この年信長は堺市に、銭二万貫の献納を命じた。堺はこれを拒否したので、翌一五六九年、信長は全市を焼き打ちするとおびやかして、ついにこれを屈服させた。

自由な都市はみとめなかった信長ではあるが、商業と商人を利用する必要は、十分に心得て

いた。彼はその支配圏をひろげるにつれて、諸国の関所を廃止し、座の特権をうばい、楽市楽座政策をすすめ、道路を整えるなど、商業の発達をはかり、新興商人を味方につけた。

信長の三大敵

近畿地方と堺のような富裕な都市を手に入れた信長の軍事力・経済力は、他の諸大名をはるかにひきはなした。このとき信長の前には、三つの大敵があった。一つは南都北嶺の大寺社や高野山。これらは、なお近畿地方に古くからの広大な荘園的領地をもち、多数の僧兵をたくわえていた。その上伝統的な聖地としての権威も高かった。この古代以来の大勢力の一掃なしには、信長にもせよ誰にもせよ、天下統一は成就しない。もう一つは信長と同じような大名たち、とくに、近江の浅井、越前の朝倉、甲斐の武田、越後の上杉、中国の毛利の諸氏が、当面の敵であった。そしてさいごは北陸・東海・近畿の各地の一向一揆。これは村々をにぎり、大名支配が村民にまで直接に及ぶのを妨げる力である。しかもこの三勢力は、反信長の一点で同盟し、信長に実権をうばわれて不平満々の将軍義昭とむすびついていた。信長はこれを各個に撃破する。

まず一五七一年(元亀二)、信長は延暦寺をようしゃなく焼き打ちし、その寺領をうばい、寺の味方をした坂本そのほか琵琶湖畔の町々も焼きはらった。かくて古代的勢力の最大の拠点は、一挙にほろぼされた。ついで信長は万全の準備をととのえ、七三年(天正一)四月、将軍義昭をその邸に包囲して降伏させ、義昭に味方した京都の上京(かみぎょう)の町家六千～七千軒も残らず焼きはは

らった。七月、義昭は京都市外の宇治で兵をあげたが、信長は苦もなくこれを破り、将軍職を廃止してしまった。足利氏の幕府はここにほろぼされた。信長は息もつがせず、朝倉氏と浅井氏をほとんど同時にほろぼした。

これより信長は、一方では一向一揆の討伐を進めながら、他方では武田氏と決戦の準備をととのえ、三河の徳川家康と連合して、一五七五年、三河の長篠（ながしの）で、信玄の後をついでいた武田勝頼（かつより）の軍を、決定的にうち破った。このとき信長は、武田方の騎馬軍を防ぐために、馬防柵をもうけ、その背後に三五〇〇人の鉄砲隊を配置し、おしよせた武田勢が柵にはばまれたところを、鉄砲隊が一せいに射撃して、ほとんどぜんめつさせた。

長篠合戦は、精鋭な騎馬武者の大軍も、鉄砲隊を主力とする歩兵集団の敵でないことを証明し、大名の戦術と兵制を一変させるきっかけとなった。その変革は、信長のように、大量の鉄砲・弾薬を調達できる経済力をもち、そのうえ領国の生産力は高く階級分化が進んでいて、多くの領民を農村からきりはなして、歩兵隊を常備できるだけの、経済的・社会的条件をもつことを前提とするが、勝頼にはそうした客観的条件もなかった。そして一五八二年、徳川家康を一方の先鋒とする織田勢のために、武田氏はほろぼされた。

延暦寺や大名たちに対しては、信長は、質的・量的に圧倒的に優勢な兵力を結集するという、慎重な準備の後に、一挙に決戦をいどんで、これを倒すことができたが、広い地域にわたって

男女民衆の団結している一向一揆は、さすがの信長もよういに平定できなかった。信長は一五七一年から伊勢の長島の一向一揆を攻めたが、しばしば大敗し、七四年に、男女老幼を問わず数万人を、「なで斬り」「根斬り」「焼き殺し」にし、いつわって講和してだまし討ちにし、ようやくこれを平定した。

越前では信長は、七三年朝倉氏をほろぼした後に守護代を置いたが、それにたいして農民たちは、「武家を地頭にして手強き仕置にあわんよりは、一向坊主を領主にして、我まま言いて、あいしらわんこと、土民の為には一段とよき国守なり」と考えた。彼らは本願寺のためではなく彼ら自身のために、本願寺派遣の寺侍を首領にし、一五七四年一揆をおこし、織田氏の守護代をうち破った。本願寺は寺侍を守護代に任命したが、織田氏に代って越前を領有しようとした本願寺にも、農民は失望した。そして農民と僧侶・寺侍との対立が深まり、ついに合戦になった。この分裂につけいって、七五年、信長はようやく越前の一向一揆を平定した。このときも男女の首を斬ること無慮四万人という。

安土城の造営
信長の挫折

信長はこれで、彼の覇権をさまたげる三大敵の代表的なものを倒した。まだまだ大阪本願寺は畿内の門徒を支配しており、加賀の一向一揆もあり、古代的勢力では高野山も南都の大寺院も残っており、関東・奥羽・中国・四国・九州の大名には、信長の手は全然及んでいないが、全国支配のかなめの部分は、一応おさえた。後は、

この事業を各地に及ぼし、細部までしあげることである。

信長はそのために、まず足元を固めようとした。長篠合戦と越前の一向一揆平定の翌年、彼は、東海・東山・北陸三道の要衝に当り、琵琶湖に臨む、近江の安土に、七重の天守閣*をもつ、空前の壮大華麗、堅固無比の城を築いた。それは信長の大本営であり、政庁であり、また宮殿でもあった。信長は、ここを中心として、軍事的・商業的交通路をととのえ、商人と手工業者を城下町に集め、またここを文化の中心ともして育てた。彼は一向宗に宗教上で対抗させるため、切支丹を援助し、安土に教会堂をたてる敷地をあたえたりもした。

* 天守閣の「天守」は、「天主」・「殿守」・「殿主」とも書き、城の中枢をしめる櫓で、司令塔、四方を警戒する哨所、また城主の居所を兼ね、その威容を誇示するものである。その名の由来については諸説があって定まらないが、天主教と関係ありとする説の誤りは、明らかである。というのは、「天守」の字は、天主教の伝わる以前から用いられているから。

信長は安土を根拠として、近畿地方を固めるとともに、一五七七年、羽柴秀吉（豊臣秀吉 一五三六―九八年）を中国地方の征服に派遣し、一五八〇年には、みずから大阪本願寺を攻略し、その残党を平げ、また柴田勝家に加賀の一向一揆を平定させた。同年大和の国内の検地をおこない、東大寺・興福寺その他の大寺社の領地も残らず書き出させ、その荘園支配の遺制を根絶し、また最後に残る古代的勢力の牙城高野山にも、討伐の兵をさしむけた。八二年には前記のように徳川

家康に武田氏をほろぼさせた。信長の大業はこうしてちゃくちゃくと進行したが、ここで意外にもぷっつりと断たれた。この年六月二日、信長は秀吉を助けて中国征服を早めようと、安土を出て京都の本能寺にとまっていたとき、深夜、家臣の明智光秀(一五二八─一五八二年)に襲われ、自殺をよぎなくされた。

光秀の叛乱の動機については、いろいろの推測があるが、彼とても野心に燃える戦国の武将、好機を得て信長を殺し、それにとって代ろうとしたのが、真相であろう。戦国武将の間では、君臣の義も肉親の情もなかった。家来が主君を殺すのは、当時もっともありふれたことであった。

本能寺の変を聞いた秀吉は、おりから備中高松城を包囲していたが、ただちに毛利氏と講和して、京都へかけもどり、六月一三日には早くも光秀を山城の山崎付近でうち破った。光秀はその居城である近江の坂本城にひき返す途中、宇治のほとりの小栗栖村で、百姓におそわれて深傷を負い、自殺した。まことに戦国乱世ではあった。

秀吉全国を支配す

秀吉は織田氏の足軽木下弥右衛門の子というが、弥右衛門に果して木下という姓が元からあったかどうか。恐らくは姓もない百姓の青年が、功名心に燃えて村を出て、足軽になったものであろう。その子の藤吉郎(秀吉)も、少年のとき家を出て、各所をさまよったあげく、信長に仕え、しだいに頭角をあらわし、信長が浅井氏をほろぼしたとき、

その旧領をあたえられた。このころから羽柴筑前守秀吉と名のったらしい。

信長の部将のうちで誰よりも早く叛逆者を倒した秀吉は、信長の後嗣をきめる会議でも、先輩の柴田勝家らの説をしりぞけて、信長の孫になるわずか二歳の幼児三法師をたてることに成功した。それには深謀があった。翌一五八三年、勝家および彼が信長の後嗣にたてようとした信長の三男信孝らが、秀吉をのぞこうとしたのを、秀吉はかえって好機として、逆にこれをほろぼした。競争者をおさえた秀吉は、たちまち幼主とその位置を代え、自分が主君になった。

その一方で、秀吉は諸大名を動員し、大阪本願寺のあとに、安土城にまさる壮大華麗な大阪城をきずき、城下には京都・堺の大商人を強制移住させた。

一五八四年、秀吉は徳川家康と尾張の小牧で戦い、形勢不利であったが、機を見て講和することができた。家康が、秀吉と戦うのは長期的には不利であるとみて、あえて秀吉の客将となったのである。秀吉はこれで後方の心配なく、一五八五年には、信長が征服し残した古代的勢力の最後の残存者、高野山と根来寺を征服し、ついで四国の長曾我部氏を屈服させ、三年後には全九州を平定した。このさい、長崎地方もイエズス会から没収した。さらに三年後の一五九〇年(天正一八)、北条氏の本拠小田原を、まる四ヵ月も包囲して攻略し、北条氏をほろぼした。ひきつづいて本年から明年にかけて、奥羽の諸大名も征服した。本能寺の変からわずかに八年で、秀吉は全国平定の大業をなしとげた。

ついで一五九三年(文禄二)、秀吉は蝦夷地(北海道)の松前氏をも従属させた。北海道が、日本の中央政権の支配下に入ったという意味で日本領土になったのは、この年からのことである。北海道地方は、八世紀ごろから蝦夷地として日本人に知られており、八〜九世紀のころ、奥羽地方全土がいちおう天皇政権の版図に入ったころ、渡島の蝦夷(アイヌ人)が朝廷に毛皮をおくったこともあるが、それは偶然の交渉であったとみえ、その後久しく日本の政権と蝦夷地の関係はなかった。一三〜一四世紀から、日本人で、蝦夷地に渡り、江差方面で漁場をひらき、渡島半島で砂金を採取し、あるいはアイヌ人と交易するものが、しだいに多くなった。一四五二年、若狭の武士武田信広が渡島の松前に航し、その地の蠣崎氏の娘のむことなり、付近一帯の蝦夷人を服属させ、その子孫が松前氏を名のった。やがて前記の一五九三年、松前慶広が豊臣秀吉に忠誠を誓い、秀吉から蝦夷地の領主とみとめられたのである。*

* なお、秀吉の死後一五九九年(慶長四)、徳川家康は松前慶広に所領の地図を提出させ、慶広をその地の領主としてみとめた。こうして松前氏も、本土の諸大名と同一地位の一大名として、徳川氏の統制下に入る。

秀吉はまた、日本の南につらなる琉球王国をも服属させるつもりであり、一五九一年の朝鮮遠征(後述)のさい、薩摩の大名島津義久をして、琉球王から兵粮を徴発させているが、秀吉時代には、琉球はなお秀吉からも島津氏からも、完全に独立していた。

全国統一の過程で秀吉は、領主たちの彼にたいする抵抗・帰順・協力の状況に応じて、ある

いはこれをほろぼし、あるいは領地の一部をけずり、または旧領をそのまま領有させ、没収した領地の一部分を秀吉の直轄領とし、大部分は、協力者や有功の部下に恩給した。加藤清正、福島正則、石田三成、小西行長らは、みな地侍や商人などの出身で、羽柴秀吉のころから彼に仕えて功があり、大大名になった。秀吉は、これらの腹心の大名や血縁者を、全国の要地に置き、新附の大名をけんせいさせ、また機会と口実のあるごとに、大名の領地の所替えをおこない、警戒すべき大名は、なるべく遠方の地に移した。所替えはまた、秀吉の権力を大名たちに思い知らせる手段でもあった。秀吉にはもっとも油断のならない徳川家康は、すでに三河・遠江・駿河・甲斐および信濃の一部を領有していたが、秀吉は北条氏をほろぼすと、その翌月には早くも、家康の功を賞するという理由で、彼に北条氏の遺領関東八ヵ国をあたえ、彼の故領五ヵ国ととり替え、江戸に移らせた。敬遠したのである。

秀吉はいまや封建諸王の王となった。その直轄地は、石高(二四七頁参照)でやく二百万石、壱岐・対馬をのぞく全日本の当時の石高一八五〇万石の十分の一以上を独占した。その領地は、近畿・濃尾の経済的にもっとも発達した地方に集中しており、また佐渡・生野・石見の金銀山をはじめ、当時の最良の金銀山を独占し、京都、大阪、堺、博多、長崎そのほか最重要の商業・貿易の中心都市をも直轄した。堺の小西隆佐、博多の神谷宗湛、長崎の村山等安ら、大名をしのぐ富をもつ大商人は、秀吉の御用商人であり経済顧問であった。とくに小西隆佐は秀吉の事

実上の財務長官であった(行長はその子)。これだけの経済的基礎があったので、秀吉は他の大名を圧倒するだけの、直属の軍隊をもつことができた。

秀吉はまた、天皇に接近し、一五八五年、内大臣をへて関白となり、翌八六年には太政大臣をも兼ね、姓を豊臣と改めた。これらの官はたんなる称号にすぎなかったが、名もない百姓出の秀吉には、じぶんをかざるこの称号が必要であった。その翌一五八七年(天正一五)、秀吉は京都に、皇居よりも大規模で豪奢な宮殿=聚楽第をたて、翌年ここに後陽成天皇をむかえ、諸大名を召集し、まず秀吉から天皇に七千石余りの土地を料地としておくり、諸大名をして、御料地をうばわないことを誓わせ、ついで秀吉自身への忠誠を誓わせた。ここには、秀吉が天皇に権威をもたせ、それを自己の王冠として利用する意図が見られる。江戸時代の町人学者中井竹山(一七三〇―一八〇四年)も、秀吉のこのことを、陽に天子を尊び、陰に天子を利用して諸侯にのぞむものと評している。

封建秩序の再編成と天皇権威の復活

赤裸々の実力のみが物をいう、下剋上の大変動期には、朝廷には雪見の宴の酒すらもなく、その権威も地に落ちていたことは、前にのべたが、封建領主の分散割拠が新たな統一に向いはじめた第一段の、一地方を統一した大大名が成立する段階になると、大内義隆、今川義元、毛利元就、上杉謙信、織田信秀などは、天皇の即位費用として少々の献金をしたり、皇居の塀を修理したりして、天皇に近づき、それにより自己を権威づけようとした。

統一がさらに飛躍的に進んだ信長の段階になると、信長は、一五六八年入京したさい、皇居を大々的に修理し、また天皇の生活費として、一年に米一五六石を保証した。その方法は、京都市中の田畑に段別一升の特別税を課し、その収納五二〇石を、上京・下京の市民に三割の高利で強制的に貸しつけ、その利息を天皇がとるのである。この制度は、後に信長が上京を焼きはらったので、実行できなくなった。そこで信長は新たに三〇〇石の年貢の上る土地を、天皇料地とした。これで天皇には大いに感謝され、信長は右大臣の称号をえた。

これにくらべれば、二百万石を直轄する関白・太政大臣秀吉が、七千石を天皇料地としたのも当然であろう。中国の封建皇帝は、「天命」によってその権力を得たとして自己を権威づけ、西洋の封建諸王は、ローマ法皇から神の名によって権威づけられた。そのような思想・信仰のない日本では、実力で天下を取った豊臣秀吉も、国土創造の神の子孫という天皇の権威を回復させ――しかし政治的・経済的実力は全く持てないようにし――それによって自己を権威づけるほかなかった。もはや足利尊氏のときとはちがって、皇室自体の権威は地に落ちていたのが、封建秩序が再編成されたとき、それはまた復活させせられたのである。

太閤検地・村落制・刀狩り・身分制

秀吉はこの一方で、民衆支配と収奪の新しい体制を固めた。そのもっとも基礎的な事業は検地である。検地は戦国大名も信長もおこなったが、秀吉は、一五八二年山崎の合戦の直後に、山城国を検地したのを最初と

して、一五九八年その死にいたるまで、直轄領・大名領をとわず、全国をすみずみまで検地させた。秀吉は後に関白の官を甥の秀次にゆずり、「太閤」(隠居した関白)と称したので、この検地は太閤検地とよばれる。それは、耕地の一筆ごとに面積を測量し、曲尺の六尺三寸平方を一歩とし、三〇〇歩を一段(従来は三六〇歩)、一〇段を一町とした。そして耕地の品位を、上・中・下・下々の四級に分け、各級耕地の年貢賦課の基準となる収穫高を、すべて米に換算して石高を法定し、石高をはかる桝も全国的に一定した。年貢は一律に石高の三分の二を現物で納めるのを原則とし、畑年貢には金納をみとめた。上田一段の平年作の標準租額は、籾で一石六斗(米で八斗)とし、以下各級ごとに二斗を減ずる。

　こうして土地の石高を定めると同時に、その土地の年貢負担者(作人)一人を定め――一地一作人――その者の名を検地帳に登録する。登録されるのは、現実の耕作者であることを原則とし、その者と領主が直接に相対し、中間の搾取者は排除する方針をとった。すなわち地主が土地を小作に出して小作料を取ることも、以前の荘官や「おとな百姓」(村落支配者)が「ひらの百姓」(一般自営農民)を使役し搾取することも禁止された。また「百姓親子ならびに親類、家一つに二世帯住むべからず、別々に家を作るべし」とし、家父長制大家族を単婚小家族に分立させ、それを領主が直接に支配・収奪する原則がたてられた。つまり近畿の先進地帯に成立しつつあった典型的な封建的自営小農民を、上からつくり出そうというのである。

これらの自営小農民の集落の区域を定め、これを行政上の村とし、村民の中から村役人（庄屋・名主・乙名そのほか所によって名称がちがう）を選定し、大名の地方行政官がこれを管轄する。そして百姓で「田畑うち捨て、あるいは商、あるいは賃仕事にまかり出る者あらば、その者は申すに及ばず、地下中御成敗たるべし（全村民が処罰されるべし）」と定めた。

ここにみられるように、検地帳上の作人とされたものは、きびしく土地にしばりつけられ、耕作放棄も離村も許されず、職業の自由もうばわれた。また土地の売買・質入もゆるされなかった。この体制を維持するために、民衆の武装も禁止され、「刀狩り」がおこなわれた。これは織田信長が越前の一向一揆をほろぼした後で、同国を領した柴田勝家がおこなったのが最初で、秀吉も高野山を征服したさい、山内の刀狩りをし、それ以来全国におよぼし、寺院・百姓・町人から、刀・槍・弓・鉄砲そのほかいっさいの武器の類を没収した。その一方、武士は、中間・小者などの奉公人にいたるまで、農民・商工業者になることを禁止し、これを村からきりはなして城下に居住させた。こうして、士・農・工・商の身分・職業・住所の区別が定められ、固定させられ、また兵農分離の原則がうちたてられた。

以上の石高制から兵農分離・身分制にいたる諸原則は、まだ土豪・地侍のいる後進地方では、一挙に完全に実行されるわけにいかず、地侍などの大地主が、多数の下人を隷属させ、家父長制大家族を維持し、また小農民を種々の形で従属させ搾取している地方も多かった。極端な例

では、広い村に検地帳上の作人は一人しかないところもあった。また検地帳では、一人前の百姓(本百姓)とみとめるのは、物納年貢を納めるばかりでなく、領主から労役をも課せられる「役家」百姓――それはしばしば大家族で、隷属者をもつ――にかぎられたので、すべての現実の耕作者が検地帳にのせられているわけではない。現実の耕作者で「帳外れ」の小作人や隷属的農民もいた。しかし太閤検地の諸原則は、当時の農村の階級構造の進化の方向を基礎としたもので、一七世紀の後期――徳川幕府時代の初期までに、ほぼ全国的に実現されてゆく。

商業・貿易の統制

下剋上の闘争で人民がかちとっていた、もろもろの自由は、秀吉の天下統一とともに、制度上はことごとくうばわれた(じっさいには制度のすきまもある)。商工業者も例外ではない。信長も秀吉も、座と関所を廃し、外国貿易を積極的に推進し、秀吉は金座・銀座をもうけて、「天正大判」・「天正小判」といわれる貨幣を鋳造するなど、商業の発展をうながしたが、しかしそれは、彼らを富ませ彼らの全国支配に役立つかぎりにおいてのみのことで、真に自由な商工業の発達をはかったのではない。士農工商の身分制が人々をしばり、職業の自由がないところに、商工業の自由な発達もない。堺や京都の市民の一部が秀吉により大阪に移住を強制されたことに、典型的に見られるように、都市の自治はなく、大名の統制する城下町か、京都のようにそれに准ずるものにされてしまった。貿易港も秀吉の代官に支配された。そして外国貿易においても、秀吉は外国船のもたらした物資は、まず彼が優先的に

買いつけ、残りを大名や商人が買うことをゆるした。日本船の海外渡航は、秀吉は法的に制限はしなかったが、渡航船に秀吉の朱印をおした特許状をあたえて、これを統制する制度は、彼の晩年にはじまった。

不受不施派と切支丹の弾圧

信仰の自由もうばわれた。秀吉は延暦寺・高野山や本願寺でも、その封建領主化を完全におさえると、それ以上は圧迫せず、反対にこれを保護し、延暦寺も復興させ、寺領を寄進した。これも仏教各派を彼の権力に奉仕させるためで、彼に奉仕しない宗派は弾圧された。すなわち一五九五年、秀吉はじぶんがたてた京都の方広寺で、亡父母の供養の大法要をいとなみ、すべての宗派の僧に出仕を命じたが、法華宗の「不受不施派」――他宗の信者の施しを受けず、またこれに施しをしない主義の一派――の僧日奥は、出仕を拒否した。秀吉は「祖師の法度たりと雖も、公儀(秀吉)より仰せ付けられ候儀は格別」で、仏法よりも公儀の命令が重いとして、それにしたがわない日奥を、京都から追放した。

宗教をまったく自己の道具とみなした秀吉が、デウスの掟を至上とする切支丹を迫害するのは、必然のなりゆきであった。彼は一五八七年九州遠征のさい、外人宣教師が九州の一部の大名に強い影響力をもち、長崎が教会領になっているのに驚いた。また彼は博多に滞陣中に、切支丹大名有馬氏の領内で美人をもとめ寝室にはべらせようとしたが、選ばれた女はみな切支丹で、貞潔を何より重んずる教義にしたがい、秀吉の要求をだんことして拒否した。信仰のため

には女でさえも全国最高の支配者に反抗するとは、秀吉にはいままで想像だにできないことであった。彼は切支丹を恐れた。この直後の六月、秀吉は、「日本は神国たるところ、きりしたん国より邪法を授け候儀、はなはだ以て然るべからず候事」と、伝道を禁止し、外人宣教師の国外追放を命じ、同時に長崎地方の教会領は没収した。

この禁令は、貿易には関係ないとくにことわってあり、ポルトガル船の来航はつづいたので、それにのって、宣教師もひそかにやってきた。イエズス会のみでなく、フランシスコ会とドミニコ会の教師も、スペイン船にのってきた。一五九六年(慶長一)スペイン船が土佐の浦戸に漂着し、秀吉の役人の取調べをうけたとき、船員が、スペイン王はまず切支丹で人心をひきつけておいてから、その国を征服すると、じまんした。かねてそのような疑心をいだいていた秀吉は、これより切支丹弾圧を強化し、外人教師や彼らをかくまう日本人教徒を徹底的に探し出し、ことごとく処刑した。

迫害が強まると、大名や武士の切支丹には「ころぶ」(転向する)ものが続出したが、まさにこのころから、切支丹は民衆の間にひろまった。このころには、多数の日本人の宣教師が成長していた。日本語の教義書も、活版印刷で流布していた。彼らは、初期の外人教師が貿易の利で大名をさそったのとはちがって、迫害に抗して信仰そのものを民衆の間に説いた。切支丹は平等の人間どうしの隣人愛にのっとって、民主的な種々の集会と組織をもち、日常生活上でもた

がいにたすけあい、当時の日本人の間では、何の罪の自覚もなく平然とおこなわれていた「間引き」(生児を殺すこと)の非人道なことを自覚させ、捨て子を育て、種々の慈善事業をおこなった。教会そのほかの集会では、女子や子供が腰かけやむしろの席をしめ、男子はそのうしろに立った。ことに切支丹は一夫一婦制と男女の貞操を説いた。

これまでの日本のどの宗教も、こうしたことは教えなかった。後の徳川幕府の教学顧問で、切支丹のはげしい憎悪者林羅山(一五八三—一六五七年)は、切支丹には上下の秩序がないと攻撃し、一夫一婦を説いて愚婦をまどわす、とののしっているが、彼が非難罵倒するてんこそ、切支丹が民心を深くつかんだゆえんであった。そして、天地の主宰者であるデウスの信仰を絶対とする切支丹は、世俗の君主の迫害があればあるほど、その信仰を深め強めるのであった。

朝鮮侵略の失敗

秀吉の領土欲は、際限がなかった。彼は全国平定の業が進むにつれて、琉球・台湾・フィリッピンまでも征服し、朝鮮・明国をもしたがえようと夢想した。南方遠征は空想だけにおわったが、明国征服の計画は、全国統一の直後から具体化した。秀吉はまず明国への通路である朝鮮の服属を要求したが、拒否されたので、一五九二年(文禄一)四月、加藤清正、小西行長を先鋒として朝鮮遠征を開始した。最初のうちは連戦連勝で、先鋒は釜山上陸一ヵ月足らずで首府漢城(ソウル)を占領し、ついで平壌も攻略、清正の軍はさらに北進した。やがて朝鮮海軍の提督李舜臣のために、秀吉の海軍はせんめつせられ、また朝鮮民衆

が随所に蜂起したので、日本軍は食糧の現地掠奪もできなくなり、病死者は続出、将兵の士気はみるみるうちに失われ、翌一五九三年四月、講和交渉がはじまり、やがて事実上の停戦をした。

しかし一五九六年(慶長一)、明の講和使節が秀吉にもたらした明帝の手紙は、秀吉を属国の王とみなしていたので、秀吉は激怒し、翌年一月、ふたたび朝鮮遠征軍を送った。こんどは遠征軍の士気は最初からあがらず、戦況も期待したように進まなかった。そのうち翌一五九八年(慶長三)八月、秀吉は病気になり、幼少の一子秀頼(数え年六歳)の前途の事のみを案じながら、死んだ。遠征軍はそれを好機として本国にひきあげた。

家康、豊臣政権を倒し幕府をひらく

秀吉がこうして無謀な侵略戦争に力を費し、大名統制の体制を十分かためなかったので、豊臣家は、彼の死後たちまち没落した。彼は死にのぞんで徳川家康ら「五大老」(五人の最高顧問)に、秀頼をもりたてることを、くりかえしくりかえし頼みこんでいたが、秀吉自身が主君信長のなきあと幼主をもりたてなかったように、家康らも秀頼をもりたてようとはしなかった。家康はただちに豊臣家の権勢を横領する策をめぐらした。彼は秀吉の子飼いの大名たち、石田三成・小西行長ら官僚型の中央集権派と、加藤清正・福島正則ら武将型の大名独立派との対立をあおり、清正らをだまして味方につけた。こうしておいて三成を挑発し、一六〇〇年(慶長五)ついに戦争をしかけさせ、美濃の関ヶ

原の決戦で、三成方を全滅させた。

この戦争には、豊臣家は直接の関係はなかったが、家康は、うむをいわせず秀頼の領地をけずり、これを摂津・河内・和泉で六五万石をもつ一大名に落してしまい、大阪をのぞく秀吉時代の直轄の都市と鉱山もとりあげてしまった。このとき、家康がほろぼした石田方の大名は九一家、総計六四二万石を没収し、これを味方の諸大名に配分し、また一部を直轄領とした。戦前すでに二四〇万石の最大の大名であった家康の直轄領は、戦後には三百万石、当時の全国総石高の六分の一をしめた。家康は、いまや秀吉以上の実力をもつ天下の支配者となった。ついで一六〇三年(慶長八)、家康は、源頼朝以来の武将のあこがれである征夷大将軍の称号を得て、江戸の家康の政庁は、名実ともに幕府になった。

15 士・農・工・商・えた・非人

——周密な封建支配の網——

徳川家康を祭った久能山東照宮，後水尾天皇筆の神号額

家康は宿望をとげて将軍になったものの、当時、大名たちの間には、「天下は廻り持ち」の思想が強かった。この思想こそ、家康があえて豊臣の天下をうばうことをも合理化したものであったが、いまや家康は、この思想をうちくだかなければならなかった。彼は、わずか二年で将軍職を子の秀忠(ひでただ)にゆずることによって、諸大名たちに、将軍の地位は、徳川氏がこれを世襲するので、だんじて他の家にはまわらせない、との意図を示した。しかも実権は家康がにぎった。

家康、豊臣氏を滅ぼす

七〇歳をすぎて、おのれの余命久しくないのを想わざるをえない家康は、青年秀頼が凡庸でないことを知ると、気が気でなかった。じぶんの目の黒いうちに豊臣家をほろぼしておかなければ、これがいっさいの反徳川勢力の結晶軸になるであろう。家康はこう考えて、一方では、諸大名を秀頼から切りはなすために、あらゆる術策を用い、他方では、秀頼の財力を弱めるために、亡父の供養を名として、多数の大寺社を復興させた。その寺の一つ、方広寺の鐘の銘に、家康の側近の僧崇伝(すうでん)らがいいがかりをつけたのを、家康はたちまち利用して豊臣家を責めた。銘文中に「国家安康」とあるのは、家康を分断すれば国安しというのろいであり、「君臣豊楽子孫殷昌」とあるのは、実は、「豊臣ヲ君トシ、子孫ノ殷昌ヲ楽シム」という意味をひそめたもの、とこじつけたのである。家康はこうして挑発に挑発をかさね、ついに一六一四年(慶長一

九）一一月、豊臣方に戦端を開かせた。

家康みずから諸軍を指揮して大阪城を攻めたが、秀吉の富と権勢をそそいだ天下の堅城は、よういに攻略できない。家康はいつわって講和した（大阪冬の陣）。その講和条件に、大阪城の外濠を埋めるとあったが、家康は大人数を動員して、あっというまに内濠までも埋めてしまい、さらに二の丸をも破壊して、本丸をはだかにしてしまった。豊臣方は、だまされたと歯ぎしりし、勝敗を度外視してふたたび戦いをはじめたが、はだかの城は一たまりもなく落され、秀頼と生母淀君は自殺し、豊臣家はほろびた（一六一五年、元和元年五月、大阪夏の陣）。

大名・朝廷・寺社の統制と江戸の建設・家康の神格化

家康は勢に乗じてこの翌月、諸大名に命じて、一国には一城を残して、他はことごとく破壊させ、七月、「武家諸法度」と「禁中竝公家衆諸法度」を発布した。前者は諸大名に、文武にはげむことその他の心得を示すとともに、徒党および幕府の許可のない結婚を禁じ、城の新造はいっさいみとめず、その修理も幕府の許可を受けさせ、幕府に参勤する義務等を命じた。武家諸法度は、この後しばしば改定され、大名の義務がいっそうくわしく定められる。

「禁中竝公家衆諸法度」は、「天子御芸能、学問第一の事なり」として、天皇を政治から完全にきりはなすことを眼目とし、皇族・公家の席次、年号制定のしかたまで、こまかに朝廷を統制した。なお家康は、皇室の料地として一万石を定め、一般の宮廷貴族の料地も少しずつあた

えた。またこの年までに、これも一種の封建領主の側面をもつ、仏教各派の寺院を統制する法規もととのえられた。それにより寺院は、学問第一とすべきこと、本寺の末寺統制、寺院の新築禁止が令せられた。この前後に、高野山の僧の二派の対立を利用して、寺領を両派に分割し、また本願寺の内部対立を利用して、その東西両本願寺への分裂を固定させるなど、たくみに大寺院の勢力を分割し、弱めた。

この間に、幕府の首都、江戸の建設もほぼおわった。家康が江戸に入ったころには、町らしいものもなく、いまの日比谷（ひびや）あたりまで波がうちよせ、浅草あたりでは、海苔がとられていた。家康は、江戸の下町に縦横に堀を通して排水をはかり、低湿地を埋めたて、上水道をひき、彼が東海の大名であったときからの御用商人たちを、江戸に移住させ、城下町の商工業の管理・統制にあたらせた。一六〇三年、将軍となった翌月から、家康は、江戸市街の大拡張をはじめ、三百の町を新たにつくり、また一六〇六～〇七年には、五層の天守閣をもつ壮大な江戸城を築いた。この空前の大土木工事には、全国の大名が動員された。幕府の命ずる工事をおこなう「助役（すけやく）」は、戦時の軍役（ぐんやく）とならぶ、大名の重大な義務とされた。

このようにして、あらゆる方面で幕府の基礎をかためていった家康は、豊臣家をほろぼし、大名・天皇・寺社の統制の大綱をつくった翌年（一六一六）病死した。その遺志により、天皇は死んだ家康に「東照大権現（とうしょうだいごんげん）」の神号をおくった。人の死後ただちにこれを神とすることは、豊

臣秀吉が豊国大明神とされたのが古来の最初で、秀吉は、おのれを神とすることで、子孫を守ろうとしたが、その望は空しかった。家康は豊臣家をほろぼすと、ただちに朝廷をして秀吉の神号を取消させた。そして自分の死後は神となり、二百五十余年にわたり、「東照神君」「権現様」「神祖」として、幕府を権威づけるものとなった。

幕府の経済軍事力

家康の死後も、徳川将軍家はゆるがなかった。幕府は、五代将軍綱吉の初世にいたるまで、一七世紀を通じて、多くの大名を、叛乱の意図があるとか、乱行とかの口実で、とりつぶし、その領地を他の大名らに配分し、その一部を幕府の直轄領＝天領とした。その没収高は、二代将軍秀忠以来のぶんのみで、一千万石をこえ、天領は、一七世紀のすえには、およそ七百万石、当時の全国の総石高二千八百万石の四分の一をしめた(最大の大名前田家でも、百二万石ほど)。天領は、幕府のひざもとの関東地方、米産地として重要な北陸地方、商工業の中心地である近畿地方に多く、これについでは、関東と近畿をつなぐ東海地方に多かった。東海道の駿府、東山道の甲府などの軍事的要地、大阪・京都・長崎・堺その他の商工業の重要都市、佐渡・生野・伊豆その他の重要鉱山も、幕府が直轄した。

家康はまた、諸大名の貨幣鋳造を禁止し、その権を幕府が独占し、貨幣鋳造のために一六〇一年、金座・銀座をもうけ、大判(一〇両)・小判(一両)・一分判(一両の四分の一)の慶長判金と丁銀・豆板銀の二種の銀貨をつくった。こうして急速に発達しつつある貨幣流通も、幕府の全国

支配権確立に利用された。さらに、京都・長崎その他の豪商を御用商人または顧問として、商業貿易をさかんにおこない、幕府が巨利をもうけ、大名には貿易の利を得させないようにし、またさかんに鉱山を開発した。家康の蓄積した金銀は、秀吉をはるかにしのいだ。

この広大で豊かな天領を物的基礎として、幕府は強力無比の大兵力をもった。幕府に直属(直参)の武士のうち、将軍に謁見する資格のあるものを旗本、その資格のないものを御家人といい、一七世紀末で、前者は五千余人、後者は一万七千余人いた。旗本は、元来は「知行所」として土地を給与せられる小領主であったが、三代将軍家光のころから、幕府はなるべく知行所をとりあげ、米で禄をあたえる政策を進めたので、知行所をもつものは、幕臣の一割ほどの上層旗本だけになった。しかも知行所人民にたいする領主＝旗本の支配権は制限し、たいていの旗本は、その知行所から、幕府の定めた率の現物年貢を徴集するだけのものとされ、知行所持ちも、その土地をはなれて江戸に住まわされた。御家人の禄は、最初から米であたえられた。旗本・御家人の禄は世襲されるので、これを家禄とも世禄ともいう。彼らは、その禄高に応じて、一定の軍役人数を出す義務があったが、一七世紀中ごろに定められた幕臣の軍役人数の総計はやく六万人、したがって、幕府直属の総兵力は八万人をこえ、三十家や四十家の大名の連合軍をも、容易に制圧できる力をもった。

大名と幕府の関係

家康以来のさかんな大名とりつぶし、それ以上にはげしい所替え、領地の再配分を通じて、かつては家康と肩をならべた大名が、その実力で領有した領地もふくめてすべて大名の領地は、幕府から知行としてあたえられたものとみなされるようになり、大名の代が替れば、相続者は、その知行目録を幕府に提出し、その相続を改めて将軍から承認されねばならなかった。そして大名は、知行をあたえられる代償として、将軍に忠節をつくし、参勤・軍役・助役その他の義務をはたし、武家諸法度そのほか幕府の法令にしたがわねばならなかった。参勤については、一六三五年(寛永一二)家光のとき改定せられた武家諸法度以来、大名は一年交代で江戸に出仕し(一年は領国に居る)、妻子は人質同然に、つねに江戸に住まわせておかねばならないとする、「参勤交代(さんきんこうたい)」制がおこなわれた。これにより幕府の大名統制はいちだんと強化されたが、大名とその家臣たちは、江戸と領国との二重生活、多数の家臣をしたがえた戦時編成の行軍隊形による江戸―領国間の往復旅行*の重い負担に苦しまねばならなかった。その負担は人民に転嫁される。

* この大名の隊列=「大名行列」は、すべて戦時の行軍の形式をとり、大名の宿泊する旅宿を「本陣(ほんじん)」という。

なお、このころから、大名とは一万石以上の領地をもつ封建領主をさし、一万石未満で大名に准ずる領主を、交代寄合(こうたいよりあい)といった。

大名のうち関ヶ原戦争以前から徳川家に従属していたものを「譜代(ふだい)」といい、それ以後に従

属したものを「外様」という。幕府はたびたびの所替えで、加藤・福島ら多くの外様の有力大名をつぶし、残るものも、なるべく辺境あるいは軍事的経済的に重要でない地方に置き、譜代は関東・近畿および東海・東山地方に配置し、また全国の要所要所に、徳川氏一門の大名(親藩)を置き、とくに、尾張国、紀伊国、および常陸国の水戸には、家康直系の子孫を置き、「御三家」として特別の待遇をした。このようにして幕府は、親疎・大小の大名をたくみに配置し、相互にけんせいさせあった。

大名が土地を領有しその住民を支配している小国家を、「藩」という。ただしこれは幕府の法制上の名称ではなく、江戸時代の儒学者が、中国の封建王朝において、皇帝から領地をあたえられた領主が、皇帝を守るための藩鎮＝垣根などとよばれたことになぞらえて、大名国家を「藩」と称したものである。大名の藩内統治については、幕府は、どの時代の武家諸法度でも、質素倹約にせよとか、人材を選べとか、あるいは「万事江戸の法度に応じ」て政治をせよとか、一般的に指示するだけで、藩主の独裁をみとめていた。しかし藩政がいちじるしく乱れたさいには、幕府が干渉し、ときにはその藩主をとりつぶした。

幕藩体制 幕府が全大名・朝廷・寺社および直属家臣団を支配する職制は、家康の代にはまだ制度としてととのわず、「家老」・「年寄」――主家に古くから仕える経験豊かな者の意――とよばれる重臣たちが家康を輔佐し、また家康が随時登用した僧侶・学者・商人・外

国人の顧問や実務担当者があるだけで、すべて家康が独裁専決した。しかし家康の死後は、将軍を最高絶対の権力者としながら、その権力は法と機構により運用されるように、しだいに制度がととのえられ、三代将軍家光の時代に、ほぼその制度は完成した。

執政の重職には、大老(一人)、老中(四人)、若年寄(四人)の三役がある。大老は臨機必要のさいに置く幕府の統轄者で、通常は、老中が政務の全般およびとくに天皇・大名の統制にあたり、政策の決定は老中の合議により、その執行には、毎月交代の月番老中があたった。若年寄は、老中の指揮を受け、幕臣を統制する。老中には大目付(四～五人)が、若年寄には目付(一六人)が直属し、各々大名・幕臣を監察した。老中の下で、寺社奉行が、寺社・神官僧侶を支配し、兼ねて関東八ヵ国以外の天領の人民の訴訟を裁き、江戸町奉行が、江戸の市政・警察・司法にあたり、勘定奉行が、幕府財政および関東地方の天領の人民の訴訟をつかさどった。この三奉行のそれぞれの管下の訴訟が他の管轄にまたがるばあい、または単独で裁決しがたい重大事件の裁判には、老中の主宰のもとで、三奉行そのほか必要に応じて関係高官が合議した。この合議体を評定所という。幕府の最高司法機関である。

地方人民の支配と警備のためには、幕府は京都に所司代(大名より任ず)を置いて、天皇および近畿以西の大名を監視させ、駿府と大阪に城代を、甲府城に勤番を置き、軍事・警備にあたらせ、京都・大阪をはじめ直轄諸都市には奉行を、その他の天領には郡代、または代官を置き、

管内の行政・司法をつかさどらせた。

これらの中央・地方の諸職のうち、老中・若年寄・寺社奉行・所司代・城代は譜代大名から、その他は旗本から任命し、外様大名は幕政には全然参加させなかった。またこの施政機構は、戦時にはただちに軍事機構に転用されるが、平時にも、上層旗本から編成した大番・書院番・小姓組番の三番役が、将軍の親衛隊となり、そのほか、鉄砲・弓・槍などの陸軍各部隊と船手(海軍)その他の常備軍に、旗本・御家人が編成されていた。

諸藩の機構も、幕府のそれを縮小したようなもので、藩主大名の下に譜代の門閥が、家老・年寄などの執政・参政の重職をしめ、家臣団の統制、財政、藩主直轄領の支配、軍事その他部門の諸職があった。諸藩士の禄も幕臣の禄と同様に、知行所をあたえられる高禄者と、米禄をあたえられるものとがあったが、一七世紀中に、知行所持はごく少数の門閥にかぎられ、その知行所人民支配権もほとんどなくなった。彼らも藩主の城下に集住した。

以上のような統治の機構をもって、幕府と諸藩*が、北海道南部から九州の島々にいたる各地を分割領有し、人民を支配している国家体制を、幕藩体制という。この体制が、以前のいかなる封建国家ともちがう第一の点は、徳川将軍が、たんに日本最大の封建領主であるばかりでなく、諸大名・天皇・寺社その他のいっさいの封建領主にたいしても、名実ともに最高の支配者として君臨していることである。第二は、将軍と大名は、彼らと人民との中間の小領主・もと

の国人層などをほとんど完全に解消させ、これを土地からきりはなして城下に住まわせ、家臣団に編成し、幕府と藩庁が、直接に自営小農民と商工業者を支配収奪している、ということである。第三にもっとも重要なことは、つぎにのべるように、幕府・諸藩の人民支配ほど、水ももらさぬ周密な体制は、以前のどの時代にもなかったことである。

* 藩の数は、一七世紀末には二四〇、江戸時代後期の一八一三年(文化一〇)には二五五、そして一八六九年(明治二)、藩主を藩知事に任命したときが二八四藩。後年になるにしたがって藩の数がふえるのは、主として大藩の分家が独立の小藩になるためである。

生きぬよう死なぬよう収納せよ

幕藩体制の眼目である農民支配と収奪については、家康の信任をうけて天領の農民収奪体系の基礎をつくった本多正信(ほんだまさのぶ)が、「百姓は天下の根本なり。これを治るに法あり、まず一人一人の田地の境目(さかいめ)をよくたて、さて一年の入用・作食(さくじき)をつもらせ、その余を年貢に収むべし。百姓は財の余らぬように、不足なきように収むること、道なり」と書いているが、ここに当時の封建支配の根本原則が、ずばりと表現されている。「百姓は天下の根本なり」とは、幕藩体制は、将軍・大名の生産農民にたいする直接の収奪を根本としているということである。すでに太閤検地が、直接生産者と領主との中間搾取者——土豪的大地主ら——をなくし、彼らの下の隷属農民を小農民として自立させ、これを本百姓として領主が直接に収奪する体制を目標としていたが、この政策は、一七世紀を通じて、幕

府・諸藩ともに積極的に推進した。この百姓の一筆一筆の土地の区劃を明らかにし、その石高を定め、その中から、百姓の食料および種籾など年間の最低必要経費をのぞいた全部を年貢として収納するのが、百姓を治める正しい方法であると、本多正信は説いたのである。年貢の率は、五公五民ないし六公四民で、太閤検地の二公一民よりは低率のようであるが、検地のしかたで、じっさいの農民の負担は、七公三民にもなった。幕府諸藩は、表向きの率はどうあれ、「百姓は財の余らぬよう、不足なきよう」にとりたてる、あるいは徳川家康の言葉とつたえられる、いっそうろこつな表現では、「百姓は死なぬよう生きぬよう収納申し付ける」のであった。

百姓の全余剰生産物と余剰労働どころか、必要部分にまで食いこむこの苛酷な収奪をするために、秀吉の時代にあらましできていた村落制・五人組制が、一七世紀中ごろまでに完成された。当時の村は、通例は五〇〜六〇戸の本百姓の集落を行政上の村とし、関東では名主、関西では庄屋、そのほか所によって乙名などともよばれた村長と、組頭(村内の小部落の長)および本百姓の代表という意味の「百姓代」があり、これを地方(村方)三役とした。これらの村役人は、その村の最上層百姓たち数家の持ち廻りか世襲であった。彼らは領主の村落支配の末端役人であるが、同時に彼らも領主から支配され収奪されているので、状況によっては、*領主にたいして村民の利害の代表者となることもあった。

* この状況というのは、村内の百姓の階層分化が発展しておらず、村役人層と一般百姓の階級的対立が弱いばあい、

または村役人が村民大衆からつきあげられたばあいなどである。

年貢は、村を単位にかけられ、村内に年貢未納があれば、領主は村役人の責任を問うた。もちろん現実の年貢負担者は、個々の百姓である。彼らは、近隣五〜六戸をもって「五人組」をつくらされ、組員の年貢の未納はもとより、逃亡そのほかの犯罪にも、全組員が連帯責任を負わされ、近隣たがいに監視しあうことを義務づけられた。また、後にのべる切支丹とりしまりと関連して、村民各人について詳細な戸籍がつくられた。居住の自由、職業の自由、耕地の売買の自由もなく、その相続のための分割も制限され、さらにその耕地に、自由に有利な作物をつくることもゆるされなかった。

村には、本百姓のほか、「水呑」・「小前」などとよばれる農民がいた。彼らは富農・地主の小作人や奉公人である。また後進地域には、なお名子・被管(官)などとよばれる、半奴隷的な前代の隷属者も残っていた。これらの農民は、村の公共のことに参与する権利も、村の共有林野の用益権もなかった。しかし、検地帳外のものである彼らは、領主からみれば、存在しないも同様であったから、彼らの直接の主人・雇主・地主からの束縛をのがれることができれば、どこに移り住んでどんな職業につこうと、領主は問題にしなかった。

このような農民支配体制の確立を示すものは、一六四九年(慶安二)の幕府の検地条例と、「諸国郷村へ仰せ出され」(慶安ふれ書)という法令である。前者は、太閤検地では、六尺三寸平方を

一歩としていたのを、六尺一分平方に改め、くわしく検地のしかたを定めた。後者は、農民の生活のあり方をこまかに指示したもので、幕府諸藩が農民の人格を全然無視し、これをたんなる年貢生産の道具としか見なかったことを、端的にあらわしている。たとえばつぎのようにいう。

「百姓は分別もなく末の考もなきものに候故、秋になり候えば、米・雑穀をむさと妻子にも食わせ候。いつも正月二月三月じぶんの心をもち、食物を大切に仕るべく候につき、雑穀専一に候（中略）……飢饉の時を存じ出し候えば、大豆の葉・あずきの葉・ささげの葉・いもの落葉など、むさと捨て候儀は、もったいなき事に候。」「男は作をかせぎ、女房は苧・機をかせぎ、夕なべを仕り、夫婦ともにかせぎすべし。然らば、みめかたちよき女房なりとも、夫の事をおろそかに存じ、大茶をのみ、物まいり・遊山好きする女房を離別すべし。」「田畑をも多く持ち申さず、身上なりかね候ものは、子ども多く候わば、人にもくれ、また奉公をも致させ、年中の口すぎのつもりを、よくよく考え申すべき事。」

身分制と家父長制が全社会をおおう

これほどに非人間的な封建搾取体制をまもるために、全社会に厳重な身分制がしかれた。将軍・大名・武士は、「士」という貴族身分、農民・手工業者・商人は、平民身分であるが、その中でも農・工・商の序列があるとされた。さらにこの下に、えた・ひにんなどとよばれる賤民身分までもつくられた。武士身分に

も、上は将軍から、下は諸藩の足軽・小者にいたるまで、二〇級をこえる身分があり、大名の一人一人にも、家格の上下があった。そして足軽でも、百姓・町人(工と商)に無礼のことがあるとみとめたときには、これを斬り捨てる権利をもった。百姓町人のそれぞれの間にも、何級もの身分の上下があった。同じ身分のものどうしなら、年齢の上下で差別した。身分により、住所も職業も服装も制限され、結婚も身分のちがうものはできなかった。

人民の一部分を賤民とすることは、古代天皇制の成立以来、どの時代にもあったが、律令制がくずれてからは、特定の人々を子孫永久に賤民身分として固定させることは、なくなっていた。ことに個人の実力がものをいった一五、六世紀には、貴族と賤民の社会的差別は厳然とあっても、個々人の身分の変動ははげしかった。やがて封建秩序が確立され、将軍天皇大名武士ら貴族の身分・家がらが固定されると、その対極としての賤民身分も固定されだした。

賤民とされたものは子々孫々まで賤民であり、その住所も特定の場所に限定され、職業も、皮革業そのほか特定の手工業・遊芸・労役にかぎられた。大名によっては、農業を兼ねることをみとめた所もあるが、ふつうには賤民は農業に従事することをゆるされず、あるいは大きく制限されていた。大閤検地のころから、このような賤民制があらわれはじめる。そのころの土佐の長曾我部氏の検地帳に、すでに特定の場所が、特定の職業にしばりつけられている賤民の部落として、固定されている。一七世紀中には、この制度は、近畿地方をはじめ関東地方以西

の各藩にひろくおこなわれ、やがて奥羽地方の諸藩にも移植されてゆく。

身分制とならぶ幕藩体制の支柱は、家父長制家族制度である。士農工商のどの身分でも父・夫である家長は、法律上にも道徳上にも、子や妻にたいする専制君主となり、女性は男性の完全な隷属物とせられた。ことに将軍以下武士階級では、家がらが固定し、父の禄を長男が単独で相続する家督相続制がおこなわれたので、家族員の生活は、絶対的に、家長が祖先からうけつぎ、主君から保証される家禄に依存したことが、家父長権力の基礎となり、「先祖」が子孫をしばる力となった。武士階級では、女子は絶対に家督相続者になれないので、その地位はとくにみじめであった。娘のうちは父に従い、結婚すれば夫に従い、夫死しては家督相続者たる子に従う、この三従は、武家の女性には文字通りあてはまる。

この武家の家族制度が、百姓町人にもおよぼされることは、「慶安ふれ書」で、働きの悪い女房は離別せよ、子どもが多ければ他人にくれてしまえと命じているのをみても、わかるであろう。しかし夫婦親子がともに苦労を分けあって働いている、百姓町人の実生活では、家長の世禄で生活している武士の家族ほどには、家長専権はなかった。

武士階級の人民支配の網が、これほどまで周密につくられてゆく過程は、同時に切支丹の根絶と、鎖国の完成する過程でもあった。そして両者は不可分の一体となり、幕藩封建体制が完成せられる。

16　鎖国と封建制

――国民的活力の密封――

銅版の踏絵．聖母もキリストも顔は完全にすりへっている

家康の時代には、幕府の財力を強化するために、海外貿易は積極的に奨励された。

貿易の全盛　家康は、一六〇〇年豊後の臼杵(うすき)に漂着したオランダ船の高級船員ヤン・ヨーステン(オランダ人)と航海長ウィリアム・アダムス(イギリス人)を、対西洋関係の顧問としたほどである。アダムスは日本に永住し、家康から三浦半島に領地をもらって、三浦按針(あんじん)と名のった(按針は航海士の意)。これがきっかけで、オランダ船・イギリス船の来航もはじまった。家康は、両国船が日本のどの港に入港することも承認し、ついで平戸に両国の商館を設けることをゆるした。また前後して、フィリッピンのスペイン政庁との通交、東南アジア諸国との朱印船貿易もはじまった。朱印船とは、幕府から、朱印をおした渡航免状を下付されて、東南アジア各地に渡航して貿易した船をいう。一六〇四年(慶長九)から、日本船の海外渡航が全面的に禁止される一六三五年までに、朱印状は三五五隻以上の船にあたえられている。また家康は、秀吉の侵略により絶たれていた朝鮮との通交も回復した(ただし朝鮮貿易は、対馬の宗氏が、朝鮮政府の許可した一定数の船を朝鮮の釜山に出して、そこでおこなった。朝鮮商船の来航はない)。また彼は明朝との国交回復ももとめたが、これは成功しなかった。それにもかかわらず、明国の貿易船は日本にさかんに来るようになった。

これらの貿易における西洋船・中国船から輸入の最主要品は、中国産の生糸と絹織物で、金・

鉛・薬種・香料がこれにつぎ、時計・ガラス器具・毛織物そのほか西洋の工業製品も、ぜいたく品として多少は入った。これにたいする最大の輸出品は銀である。朱印船の輸入品も、東南アジアの各地で中国船から買い集めた生糸が、最も重要なもので、現地産の鹿皮その他の獣皮、鉛、金、香料がこれにつぎ、それらを買いつける銀が輸出品の最大のものであった。ほかに銅、鉄、硫黄、樟脳などの天然産物、なべ・やかんその他の鉄器、扇・傘などの紙製品、および麦と麦粉などが輸出された。

家康は、これらの貿易の利を最大限に占めようと、京都・堺・長崎その他の豪商を御用商人とし、また秀吉と同様に、外国船のもたらす品は、幕府が優先買付けをおこない、その残りを一般商人や大名たちに買わせせた。幕府は日本国内の生糸の時価が上ると、手持品をどっと売り出して大もうけした。一六〇四年、家康は、京都・堺・長崎の指定商人たちに、「糸割符仲間(いとわっぷなかま)*」というギルドをつくらせ、これが入港の外国船と交渉して糸価を決定した後、はじめて他の商品の取引をゆるした。後には、江戸と大阪の特定商人もこれに加った。幕府はこの仲間の独占を保護する代りに、多額の税金をとった。

＊　割符とは、割りつけ・分配の意。輸入の糸を仲間員に所定の比率で配分するので、この名称ができた。

糸割符仲間の制度は、幕府が貿易の利益を最大限に占めようとするものであるが、最初は貿易を制限するものではなかった。また日本からの海外渡航船に朱印状をあたえるのも、最初は、

これが海賊船でないことを、日本の支配者として証明するもので、渡航の制限や統制を意味してはいなかった。しかし家康の死後は、切支丹のとりしまりと大名統制との関連もあって、幕府は朱印状を、角倉(すみのくら)、末吉(すえよし)、茶屋(ちゃや)、そのほかの幕府御用商人や、幕府と特別の関係あるものにたいしてのみ発行し、これを貿易の統制・制限の手段に変えてしまう。

海外植民者一万人、日本船で太平洋横断

朱印船で海外に渡航したものは、のべ七万人以上と推定され、ほかにポルトガル・スペインの船やオランダ船で渡航した者も多く、その中からは渡航先に定住するものもあった。一六世紀中ごろ、ポルトガルとの通交がはじまってから、一七世紀中ごろの鎖国にいたる一世紀たらずの間に、一万人ほどの日本人が、台湾・ルソン・安南・カンボジャ・シャム・マライ・ジャワその他の各地に植民した。彼らは一定の区域に「日本町」を形成し、その多くは、その地方の支配者から、あるていどの自治をゆるされていた。ルソンのマニラ郊外のディラオとサンミゲル、安南のフェフオ、シャムのアユチャなどの日本町はかなり大きく、サン・ミゲルには一時は三千人もおり、アユチャには千五百人ほどいた。一六二一年(元和七)にアユチャの日本町の長となった、山田長政(ながまさ)は、シャム王国のために軍功をたて、リゴールの太守に封ぜられたが、後(一六三〇年)、王にねたまれて殺された。長政のような政治的軍事的活動をしたものは、例外中の例外で、ほとんど全部の在留日本人は、朱印船貿易のための集荷や種々の雑役に従事し、中にはオランダ人の下で奴

隷的に働くものもあった。

海外交通の発展は、日本の造船術・航海術を飛躍的に進歩させた。室町時代の明との勘合貿易船は、百トン(千石積み)前後であったが、朱印船は二百〜三百トンがふつうで、中には八百トンの大船もあった。肥後の池田与右衛門(よえもん)は、ポルトガル船で実地に習得した航海術・天体観測術等を著書にした(『元和航海記』一六一六年)。羅針盤や航海図や各種の天測航海器機も、さかんに使用された。当時の日本の造船・航海術を、もっともみごとに示すのは、伊達政宗の家来支倉常長(はせくらつねなが)(六右衛門　一五七一—一六二二年)らの太平洋横断である。

常長は、家康の内意を受けた主君から、スペイン領メキシコとの貿易開始のために、スペイン国王およびローマ法皇のもとに派遣せられた。彼は、幕府海軍の船大工が建造した西洋型帆船(長さ十八間幅五間半、乗組員百八十余人)で、一六一三年(慶長一八)一〇月二八日(陰暦九月一五日)、陸奥の「月浦(つきのうら)」を出帆、九〇日かかって太平洋を横断し、翌年一月二五日、メキシコ西海岸のアカプルコに上陸した。有名な勝海舟らの軍艦咸臨丸(かんりん)の太平洋横断に先立つこと二二五年、しかも咸臨丸はオランダ製の汽船であるが常長の船は日本製である。常長の上陸後、乗組員はまた太平洋を横断して帰国し、船はのちフィリッピン政庁に寄贈された。

航海には、同乗したスペイン人ビスカイーノの指導があったとはいえ、これは海舟の航海にまさるともおとらない偉大な事業であった。当時の日本人の雄大な気象と、航海・造船術の発

達のさまを、想見させるものがある。常長は上陸地からメキシコ東岸に出て、大西洋をスペインに渡り、ローマに行き、帰りも太平洋を横断し、七年の大旅行ののち帰国した。日本人の最初のアジア・アメリカ・欧州三大陸往復の壮挙である。不幸にして、その間に日本の国情は変化して、スペインを敵視するようになっていたために、貿易の目的は達せられなかった。

日本人のこの志気と航海・造船術が抑圧されなかったなら、その後の日本の文明は、どんなにか早くまた豊かに発達したことであろう。

切支丹と民衆生活

海外交通貿易の発展とともに、外人宣教師のくる者も多く、切支丹は、家康の時代にもっともさかんになり、奥羽から蝦夷地(北海道)にまでもひろまった。関ヶ原戦争後には、切支丹信徒は全国で七〇万〜七五万人にたっし、日本人の司祭や助祭も多数できていた。こうして切支丹は日本人の生活に深く根づいた。天草島のイエズス会の学校その他から、日本語の教義書が印刷出版されたばかりでなく、『伊曾保物語』(イソップ寓話の翻訳)や『平家物語』などの日本文学書も出版された。日本語＝ポルトガル語の対訳辞書も編纂された。(それは国語研究にとって、現代の最も貴重な資料の一つである。)教会をかざる油絵・銅版画の技法、教会音楽もつたえられた。切支丹はこうして日本人の宗教的および哲学的精神に、これまでにない広さと深さをあたえ、文学・音楽・医術・天文学・地理学などの芸術と学問の世界にも、広い展望がひらけかけた。

家康は、切支丹の思想が彼の専制支配のじゃまであることは、十分承知していたが、貿易の利益にひかれて、最初のうちは切支丹に寛大であった。しかし、新教徒であるオランダ人は、対日貿易を独占しようとして、しばしば幕府に、ポルトガル・スペインは、布教の後に日本を征服する意図があると、ざん言したので、家康の切支丹警戒心は強くなった。ことにオランダや中国の船が来航しはじめると、もはや貿易上にポルトガル・スペインを必ずしも必要としないので、貿易のために切支丹に寛大である必要もなくなった。

一六一二年(慶長一七)、駿府城内の家康の側近にも切支丹がいることが発覚して、家康は大いに驚き、かつ恐れ、駿府・京都をはじめ直轄領の切支丹を厳禁し、その翌一六一三年末、全国的に切支丹を禁止した。その禁令文には、切支丹は邪法をすすめて日本をうばわんとするものとし、また切支丹が神道と仏法を排撃することを非難したほか、迫害された切支丹の壮絶な殉教ぶりを指摘して、それこそ邪法のしょうことしているが、切支丹の民衆をとらえる力の強さに、家康らは名状しがたい不安と恐怖をいだいたことが、禁教の真の最大の理由であろう。ポルトガルやスペインが日本国をうばうと本気に信じていたなら、この禁令のわずか二ヵ月半前に、支倉常長をスペイン王とローマ法皇のもとに派遣することもありえなかったろう。

切支丹禁圧より鎖国へ　これより、伴天連の追放、教会堂破壊からはじまって、切支丹迫害は、年ごとに残忍苛酷になった。ことに家康の死(一六一六)の直後から、切支丹迫害は言語に

絶した。大阪夏の陣で、豊臣方に大勢の切支丹がいたことが、家康の死により不安を感じていた幕府の、切支丹恐怖をいちだんとつのらせた。この年、幕府は重ねて切支丹禁制を令するとともに、中国船を除く外国船は、平戸と長崎の外には、入ることを禁じた。宣教師の潜入路を断つのと、大名が貿易の利を得る機会を断つのと、一石二鳥をねらったのであろう。ついで一六二三年(元和九)、幕府は日本船のフィリッピン渡航とフィリッピンからのスペイン船の来航を禁止した。

鎖国への歩みは急速になる。一六三一年(寛永八)、異国渡航には朱印状のほかに老中の奉書(将軍の命令を奉じて出した文書)を要するとし、二年後の一六三三年には、奉書船以外のいっさいの日本船の外国渡航を禁止したのみでなく、五年以上外国に居留した日本人の帰国をも禁止した。その者は切支丹かもしれないから。さらに二年後の一六三五年(寛永一二)、幕府はついに、いっさいの日本船と日本人の外国渡航を厳禁するとともに、海外からの日本人の帰国もいっさいゆるさず、その禁を犯して帰る者は死刑にすると定めた。

幕府は全日本の最高支配者でありながら、在外日本人を民族同胞として保護する責任は、夢にも思ったことがなかった。およそ封建領主にとって、年貢を出す領民以外のものは、存在しないにひとしいので、外国居留日本人を、自国民とする観念は、彼らには萌芽すらありえなかった。それゆえ、いま日本人民の切支丹との接触のどんな小さな可能性も絶とうとした幕府は、

在外日本人が、なつかしの故郷にかえるのも禁止するほどの、反民族的なことも、平然とできたのである。

鎖国においては、外国人の来航を禁止あるいは制限するよりも、日本人の海外往来をいっさい禁止する方が、より重要な側面である。この意味で、島原の乱以前の一六三五年に、鎖国はそのもっとも重要な、本質的なてんで完成されたといえる。これと同時に、ポルトガル人は平戸から長崎港内の人工の小さな島＝出島に移され、ここにだけ居留し、特定の商人や遊女らのほかの日本人との接触は、いっさい厳禁された。

切支丹の迫害は、いたる所で兇悪残忍をきわめていた。信徒は恐るべき拷問で、転向改宗を強要された。しかし多数の信徒は、俵詰め・火あぶり・深い穴へのつるし下げ・ふみつぶし、そのほかのどんな拷問にも、信仰をすてなかった。一六一四年から三五年までに、二十八万人もの切支丹が、転向を拒否して殺されたという。これほどにも堅固な信仰を、人民がもってということが、支配者の恐怖をいっそう強めた。

この時期に、「寺請証文」といって、百姓町人武士の別なく、今日生れた赤ん坊まで、すべての人が、仏教のどれかの寺の檀那になり、寺からその者は当寺の檀那であり、切支丹ではないことの証明をうけねばならない制度が、おこなわれた。また長崎では、一六二八～二九年ごろから、奉行か住民にキリストやマリアの像を踏みつけさせ、切支丹かどうかをためす「踏絵」

がおこなわれ、一六三五年から、全国に及ぼされた。

島原・天草の乱

九州には切支丹が多かったが、それにたいする迫害もきびしかった。肥前島原は、もと切支丹大名有馬氏の領地で、領民にも切支丹が多かったが、鎖国直前の同地方の領主松倉重政は、棄教しない信徒の首を竹鋸で引き切るというような、考え得るかぎりのざんこくな方法で処刑した。たまたま一六三四年以来凶作がつづき、農民は飢え死にしかかったが、重政はようしゃなく年貢をとりたて、その納められない者は、切支丹でなくても、それと同様の拷問にかけて殺した。島原から、せまい海をへだてた天草島は、もとは切支丹大名小西行長の領地で、今は唐津藩主寺沢広高が領有していたが、ここでも切支丹迫害、凶作に飢える農民の迫害は、島原とまったく同様であった。

一六三七年(寛永一四)一〇月、たえきれなくなった島原の民衆が、まず武装蜂起した。つづいて天草の人民も立った。小西氏の遺臣益田好次の子で、数え年一六歳の少年時貞(天草四郎)が、両地の民衆の首領にえらばれ、好次ら切支丹の浪人武士たちが参謀になった。一時は天草島と島原の大部分を民衆が占領したが、やがて幕府から追討の大軍がさしむけられると、両地の人民、女・子供を合わせて三万七千人が、島原の南端に近く海に臨んだ廃城、原城にたてこもった。城内の高い所には、木製の十字架が立てられ、城壁には十字架や聖像をえがいた旗がかかげられた。しかし、たてこもったのは切支丹だけではない、仏教徒もたくさんいた。松倉・

寺沢の苛政に抗するすべての人民が、信仰のちがいをこえて団結したのである。
討伐軍は最初は板倉重昌を大将として、板倉の家兵と九州諸大名の兵で、原城を攻めたが、抜けず、重昌は、翌一六三八年正月元日に戦死した。そのすぐあとに、幕府きっての知恵者といわれた老中松平伊豆守信綱が、総指揮官として到着し、十二万四千人の大軍で、原城を包囲し、兵粮攻めにした。それでも一揆の民衆は降伏しない。攻めあぐんだ信綱は、オランダ軍艦に頼んで、海上から城を砲撃してもらった。その砲撃は正月一一日から二五日までつづいた。原城の人民は、矢文を信綱の陣中に放って、痛烈に彼の反民族性を責めた。「徒らなる城攻めして、数多の人命を失うは、まことにせんなき事に候わずや。もしまた急に攻めんとならば、日本国中に武夫の何程も候わんに、オランダ人の加勢を乞うこと、如何なる事に候や」と。また別の矢文は、「堂々たる官兵、天主に敵せず、外人のたすけを受く。誰か信綱を智恵者といわぞ」という。
いかに英雄的な人民軍でも、完全に包囲された小さな城の中では、食糧も兵器もつきはてて、戦闘能力を失うときが、いつかはくる。それに乗じて幕府は総攻撃をかけた。二月二八日、天草四郎をはじめ幹部ことごとく戦死し、城は落ちた。生き残った者は、一歳の乳児もその母も、幕府軍によってようしゃなく惨殺された。これが武士道である！
幕府はこの後、切支丹は草の根を分けてもさがし出し処刑した。寺請証文のほかに、すべて

の日本人は、宗旨および出生・結婚・住所変更・死亡は必ず寺にとどけ、「宗旨人別帳」に記載されねばならないことになった。寺は戸籍役場兼思想警察となった。このことが僧侶を徹底的にだらくさせ、仏教の宗教的生命を完全に失わせてしまったことは、すでにその当時、最大の思想家の一人熊沢蕃山(一六一九―九一年)が端的に批判している。曰く「吉利支丹請にて、不義無道の出家世にはびこり、仏法の実は亡びたり」と。

鎖国の完成

島原の乱の翌一六三九年(寛永一六)、ポルトガル人の来航は禁止された。以来西洋人の中では、オランダ人のみが、日本との貿易をつづけることになった。(イギリス人はこの以前にすでに、商業上の競争でオランダ人に敗れて、日本を去っていた。)そのオランダ人も、二年後には、平戸から、出島のポルトガル人のあとにうつされた。中国人は、なおしばらく日本人との自由な接触をゆるされていたが、これも一六八八年(元禄一)には、長崎市外につくられた「唐人屋敷」にとじこめられ、一般日本人社会から隔離された。唐人の中にも切支丹がいるかもしれないから。またこの前後に、医薬と航海技術に関するもの以外の洋書の輸入は禁止された。対日貿易を独占したオランダ船と唐船の貿易額は、この後数年は、飛躍的に増大するが、やがて幕府によってその来航船数も貿易額も制限される。

いまや日本と何らかの通交のある国は、オランダ・中国のほかは朝鮮と琉球のみになった。朝鮮王と琉球王は、徳川将軍の代替りごとに、祝賀使節を幕府におくり、幕府はその使節をて

いちょうにもてなすのが、慣例であったが、それ以外の日常的なあるいは通商上の関係はなく、後には幕府は、この二国を「通信の国」(友好の信義を通ずる国)といい、オランダ・中国を「通商の国」といった。(朝鮮と対馬藩の貿易は、幕府の関係することではない。)

琉球は幕府との関係では、右のように朝鮮なみの外国であったが、実は一六〇九年(慶長一四)以来、薩摩藩の属国であった。この年島津家久は、大軍を琉球に遠征させた。遠征軍はたちまち琉球人の抵抗をやぶり、国王尚寧(しょうねい)をとりこにして鹿児島につれてきた。その翌一六一〇年、家久は尚寧をともなって徳川家康および二代将軍秀忠に謁し、幕府から琉球を島津氏の属国とすることをみとめられた。一六一三年、薩摩藩は琉球の「法度」を定め、その内政外交を監督し、莫大な貢納をとりたてる体制をつくり、また奄美以北を藩領とした。

しかし琉球王は、一方では中国の明朝(後には清朝)にも朝貢し、その年号を用い、これに臣従していた。家康はこの状態を利用して、琉球を介して明との貿易をはかったが、成功しなかった。その後幕府の鎖国政策が進むにつれ、幕府は琉球が薩摩藩ないし日本人の対外密貿易の基地になることを警戒した。

鎖国の直接目的は、切支丹の根絶にあったが、幕藩封建体制の確立が、これを可能にした。家康の時代は、幕府の財力を豊かにするために、切支丹をがまんしても貿易の利をもとめたが、幕府の全国支配の機構がかたまり、天領も飛躍的に増大してくると、貿易の魅力よりも切支丹

の恐ろしさが強くなった。一六三五年、日本人の外国往来の完全禁止と武家諸法度の改定による参勤交代制の制定が、同年であったのは偶然ではない。

貿易事情も変化していた。幕府は、切支丹とは無関係なオランダ船・唐船から、生糸その他の従来の輸入品を買うことができる。朱印船が東南アジアからもってきた鹿皮・鉛などの軍需品は、幕府の支配体制がかたまったいまは、幕府には以前ほど重要ではなくなった。このさいなお外国船の自由な来航や、日本船・日本人の海外渡航・往復をゆるしておけば、それが切支丹を媒介する危険はあるし、また幕府と御用商人が貿易を独占することもさまたげられ、一般商人や大名が利益を得て強力になる可能性もある。この危険と可能性を根絶するために、幕府は日本人の海外往復を徹底的に禁止し、来航外国船を制限し、厳重に鎖国したのである。

鎖国の大害

鎖国の日本歴史にとっての利害如何は、しばしば史論上の好題目とされるが、人民あるいは民族の利害からいえば、鎖国は百害あって一利もないことは、あまりにも明白である。鎖国によって国内の長期の平和が保たれたなどともいわれるが、それは幕藩体制下の封建専制の永続すなわち日本社会の政治的停滞と、社会の安定とをとりちがえたものである。秀吉が長崎の教会領を没収して以来スペイン人やポルトガル人が日本に領土をもとめたこともなければ、日本人切支丹が外人宣教師の侵略の手先になる危険性が、万に一つもあったわけではない。ことに秀吉の弾圧以後の切支丹は、外人宣教師が日本の封建領主とむすびつ

いていたのではなく、人民の間にひろまり、宗教として純化されていたので、切支丹が外国の手先になることはありえなかった。むしろ彼らこそ愛国者であったことは、島原の民衆が、オランダの加勢をこう幕府を非難した矢文にも知られる。また、鎖国により、国内の商業の発達がうながされたというにいたっては、経済発達の法則の初歩も知らないものである。さらに、鎖国により民族の独特の文化が形成されたともいわれるが、その「独特」性は、世界から孤立した、閉鎖的社会に独特の、畸型性であった。日本人が海外諸国と往復し、また外国人がさかんに来日し、外国文化と在来の日本文化との交渉がさかんにおこなわれてこそ、積極的な意味で民族独特の、同時に世界性をもった、民族文化が発達したであろう。

鎖国は、日本社会を停滞させ、「島国根性」といわれる、排他的な、視野のせまい日本人をつくる一大原因となり、当時の日本人が成長させていた雄大な気象を密封してしまった。

どの文化史の本にも書かれているように、戦国時代のすえから鎖国以前の日本文化には、以前にも以後にもない明るさや、濶達、雄大というべき精神があらわれていた。そのような特色は、しばしば信長や秀吉の個人の性格や好みによって説明されているが、それは見当ちがいで、万里の海外とも自由に往来した時代、人間が身分制でがんじがらめにされていない社会が、いわゆる「安土・桃山文化」の特色をつくりだした。そして、幕藩体制がかたまり鎖国がおこなわれるとともに、明るさや雄大さや自由なのびのびしたところが、失われた。

鎖国の大害は、来日西洋人と一般日本人との接触を断ったことよりも、日本人の海外渡航・貿易を徹底的に禁止したことにおいて、いっそう深刻である。この禁止が、日本人の精神をいじけさせたことは、前に一言したが、これは社会経済上にも、日本の進歩発達を大きくさまたげた。当時の日本と東南アジア各地との貿易は、それ自体としては、輸出入ともたいした発展性があったとは思えないが、それでも、輸出品には各種の手工業製品があり、日本の工業生産を発達させるうえに役立ったにちがいない。さらにまた支倉常長一行の太平洋横断に示されるような、造船・航海術の発達のテンポをみれば、海外渡航がひきつづき自由であれば、日本人は、東南アジアにとどまらず、メキシコにもヨーロッパにも行くようになったであろう。そうすれば、国内の大衆の生活とむすびつき、農業・工業生産の発達をしげきするような貿易の新展開も、ありえたであろう。鎖国はこのような道を、完全にふさいでしまった。

幕藩封建体制の確立が、鎖国を可能かつ必然にし、また鎖国が、幕藩封建体制を完成し、いっそうかためた。そして幕府が厳重な鎖国をして、切支丹の根絶をはかったこと、その反面、寺請証文・宗旨人別帳の制度で、寺院を思想警察化したことは、人民の精神生活に対する封建的支配の貫徹にほかならなかった。これにより、日本人の哲学的・思想的成長、とりわけ、将軍や天皇をも超えた高い価値の認識と人間平等観の成長が、いちじるしくさまたげられた。切支丹がそのような思想への道をわずかに開いたところで、とざされてしまった。

年表

一　本表は、有史以後にかぎった

二　記事は、文意の通ずることをむねとし、文法は必ずしも統一していない

三　時代区分については、本文の冒頭を参照

紀年	年号	事項
五七		倭奴国王、後漢に朝貢、金印を受ける
一〇七		倭国王帥升ら、生口を後漢に献上　「をうける
二三九		耶馬台国女王卑弥乎、魏に朝貢、親魏倭王の号
三七二		倭王旨、百済王から七支刀をうける
四二一		倭王讃、宋に朝貢、以後連続五代の倭王朝貢す
四七九		新羅遠征途上の蝦夷人兵士叛乱すという
五三八		此頃、百済より仏教伝来す
五六二		任那の「官家」、新羅に滅ぼされるという
五九三		聖徳太子と蘇我氏の施政始まる〇四天王寺建立
六〇四		憲法一七条制定
六〇七		小野妹子を隋に遣わす〇法隆寺建立
六二六		長雨大凶作、全国に餓死者多く社会不安
六四五	大化　一	蘇我氏滅ぶ〇大化改新始まる。古代天皇制確立
六六三		日本軍、白村江で大敗、以後朝鮮から手を引く
六七二		壬申の乱
七〇一	大宝　一	大宝律令制定(七一八年修正、養老律令)
七一〇	和銅　三	平城京に都を定める
七一二	五	『古事記』成る〇七二〇年『日本書紀』成る
七二三	養老　七	墾田三世一身法公布(七四三年、永世私財とす)

朝鮮政権

百済 ──(633年)
高句麗 ──(668年)
新羅 ──

中国政権

後漢 二二〇年 ｜ 三国 二八〇年 ｜ 晋（西晋 三一六 東晋）｜ 四二〇年 南北朝 五八一年 ｜ 五八九年 隋 六一八年

備考

BC二七　ローマ帝制となる
一三五　インドのカニシカ王仏教保護
二二六　ササン朝ペルシャ興る
三一三　ローマ皇帝キリスト教公認
三九五　ローマ帝国東西に分裂
四七六　西ローマ帝国滅亡
五二九　ユスティニアヌス法典
五七一？　マホメット誕生
六二九　玄奘のインド旅行
六四一　サラセン、ササン朝ペルシャを滅ぼし大帝国建設
六九八　渤海の建国(~九二六)
此頃、イスラム教徒インドへ侵入
七一二　唐の玄宗帝即位。大唐文化の盛期

西暦	年号	日本
七三〇	天平 二	奈良の若草山で行基を中心に連日民衆の大集会
七四一	天平 一三	国分寺の制を定む(七五二年東大寺大仏開眼)
七五四	天平勝宝 六	唐僧鑑真ら、遣唐使の帰国船に乗り来日す
七六六	天平神護 二	僧道鏡法王となり、三年後天皇になろうとす
七八〇	宝亀 一一	公民の義務兵役制廃止、七九二年諸国軍団廃止
七九四	延暦 一三	平安京に遷都　「宗を伝える
八〇五	二四	最澄、唐より天台宗を伝え、翌年、空海、真言
八五八	天安 二	藤原良房摂政となる(皇族外の摂政の初め)
八九四	寛平 六	遣唐使の派遣を停止　「敗
九〇二	延喜 二	初めて荘園整理令発布、最後の班田制実施、失
九三六	承平 六	藤原純友の乱(九四一年鎮定)
九三九	天慶 二	平将門の乱(翌年鎮定)、古代天皇制の衰退
九八八	永延 二	尾張の郡司・百姓、国守と抗争
一〇一六	長和 五	藤原道長、摂政となる(この前後藤原氏の全盛)
一〇六二	康平 五	前九年の役終る。源氏東国で勢を得る
一〇八六	応徳 三	白河上皇、院政を始める〇後三年の役
一一五六	保元 一	保元の乱〇三年後の平治元年、平治の乱
一一六七	仁安 二	平清盛、太政大臣となる。平氏政権を独占
一一八〇	治承 四	源頼朝、伊豆で平氏打倒の挙兵〇戦乱全国化す
一一八五	文治 一	平氏滅亡〇頼朝、守護地頭を置き武家政権成る
一一九二	建久 三	頼朝、征夷大将軍となり、鎌倉幕府名実備わる
一二一九	承久 一	将軍源実朝殺され、北条氏、幕府権力をとる

朝鮮：新羅 ― 九一八年 ― 九三五年 ― 高麗

中国：唐 ― 九〇七年 ― 五代 ― 九六〇年 ― 北宋 ― 一一二七年 ― 南宋／金

世界：
- 七六八　フランク王国にシャールマン大帝即位
- 八六二　ルス族の長ルーリックの建国(ロシア帝国の起原)
- 九六二　神聖ローマ帝国成る
- 一一世紀中頃、宋で活版印刷発明
- 一〇九六　西欧諸王のアラブ遠征十字軍始まる
- 一二〇六　蒙古ジンギス汗即位
- 一二一五　イギリス王、マグナ・カルタに署名

西暦	年号	事項
一二二一	承久三	承久の乱。幕府の天皇制に対する圧倒的優位確立
一二二四	元仁一	浄土真宗の開祖親鸞、『教行信証』を著作
一二三一	寛喜三	諸国大飢饉、餓死者多し。以後災害凶作多し
一二三二	貞永一	貞永式目(関東御成敗式目)制定
一二五二	建長四	幕府、酒商を禁じ、鎌倉で酒壷三万七千余を破る
一二五三	五	日蓮、鎌倉で法華宗を説く
一二七四	文永一一	蒙古来襲(文永の役)。七年後再来襲(弘安の役)
一二七五	建治一	紀州阿弖河荘の農民、集団で逃散
一二九七	永仁五	徳政令発布(高利貸資本の武家侵蝕)
一三二四	正中一	後醍醐天皇、倒幕をはかる(正中の変)
一三三三	元弘三 正慶二	鎌倉幕府滅び、後醍醐の親政(建武中興)始まる
一三三五	建武二	足利尊氏、政権かくとくのため挙兵
一三三六	建武三 延元一	尊氏、京都に幕府を開く。南北朝の対立
一三六四	貞治三 正平一九	堺で『論語集解』出版(儒書出版の初め)
一三九二	明徳三 元中九	南朝解体。皇位は北朝系統のみで世襲
一三九七	応永四	将軍義満、金閣を建てる。室町幕府の全盛
一四〇四	一一	明朝との勘合貿易始まる
一四二八	正長一	近畿に土一揆蜂起、以後約半世紀、各地で蜂起する
一四五八	長禄二	琉球王城の鐘銘に、日琉は唇歯の関係という
一四六七	応仁一	応仁の乱始まる(〜七七)、戦国時代となる
一四八五	文明一七	山城の国一揆、自治開始(一四九三年解体)

麗　一三九二年　朝　鮮

一二三四年　一二七九年　元　一三六八年

一二四一　ハンザ同盟の端緒○此頃蒙古人欧州に侵入
一二六〇　フビライ汗即位
一二六五　イギリス国会開く
一二七二　十字軍終る
一三一八　ロシア大公、モスクワに遷都
一三二一　ダンテ死す。此頃イタリアのルネサンス始まる
一三三七　英・仏の百年戦争始まる○此頃、倭寇の活動さかんになる
一四〇三　朝鮮で金属活字発明(世界最初)
一四四六　朝鮮、諺文を作製
一四五三　東ローマ帝国滅亡○グーテンベルヒ、聖書を印刷
一四九二　コロンブス、アメリカ発見
一四九八　ヴァスコ・ダ・ガマインド航路開発始まる
一五一七　ルーテルの宗教改革

一四八八　長享二　加賀の一向一揆、国中を支配す(約一世紀間)
一五四三　天文一二　ポルトガル人種子島に渡来、鉄砲を伝える
一五四九　一八　ザビエル、キリスト教(切支丹)を伝える
一五六八　永禄一一　織田信長近畿を支配、翌年、堺市の自治を奪う
一五七三　天正一　信長、室町幕府を滅ぼす
一五八二　一〇　本能寺の変〇豊臣秀吉、信長の遺業をつぐ〇秀吉、山城国を検地す(太閤検地の初め)
一五八七　一五　秀吉、九州平定〇切支丹宣教師を追放
一五八八　一六　刀狩〇士農工商の身分制〇二年後、全国平定
一五九二　文禄一　秀吉、朝鮮遠征、五年後に再征、両度とも敗北
一六〇〇　慶長五　関ヶ原の戦、徳川家康の制覇〇切支丹の全盛
一六〇三　八　家康、征夷大将軍となり幕府を江戸に開く
一六〇九　一四　薩摩藩、琉球王国を征し、これを属国とす
一六一三　一八　支倉常長、日本製船で太平洋横断〇切支丹厳禁
一六一五　元和一　大阪夏の陣〇朝廷・大名・寺院の法度制定
一六三五　寛永一二　海外渡航・帰国を全面禁止〇参勤交代制制定
一六三七　一四　島原・天草の乱(〜三八)
一六三九　一六　ポルトガル人を追放〇切支丹禁制を強化す「成
一六四一　一八　平戸のオランダ人を長崎出島に移す。鎖国の完
一六四九　慶安二　検地条令〇慶安御触れ書〇幕藩体制確立
一六九三　元禄六　町人文学者井原西鶴死す(五一歳)

朝　鮮

明　一六四二年

一五二一　マゼラン世界周航
一五二四〜五　ドイツ農民戦争
一五四〇　耶蘇会ローマ法皇に公認さる
一五八一　オランダ人、スペインから独立宣言
一五八八　イギリス、スペイン艦隊を破る。絶対主義の全盛
一六〇〇　イギリス東インド会社設立
一六〇二　オランダ東インド会社設立
一六〇四　フランス東インド会社設立
一六二〇　イギリス清教徒北アメリカに植民
一六一六　シェークスピア死す
一六四九　イギリス革命、共和制
一六六〇　イギリス王政復活
一六六一　フランス、ルイ一四世親政、典型的な絶対主義

西暦	年号	事項
一六九四	元禄七	俳諧発句の大成者松尾芭蕉死す(五〇歳)
一七〇七	宝永四	革命思想家安藤昌益生れる(歿年不詳)
一七〇八	五	数学者関孝和死す(六六歳)
一七一六	享保一	将軍吉宗、享保改革＝幕藩体制の再強化をはかる
一七二一	六	初めて百姓徒党の禁令〇商工業・学問思想出版すべて新規を禁ず(幕藩体制の矛盾深化)
一七二二	七	江戸町人人口五二万人。此頃大阪約四〇万人
一七三三	一八	初めて江戸の町人打こわし。諸国百姓一揆漸増
一七六七	明和四	田沼意次、幕府の実権をとる(～八六)〇幕政批判により山県大弐ら死罪、竹内式部流刑
一七七一	八	連年凶作、社会不安。此年お蔭参り大流行
一七七四	安永三	杉田玄白ら『解体新書』翻訳。蘭学の基礎成る
一七八三	天明三	全国大飢饉、八四・八七年も同様。大阪・江戸諸国の一揆・打ちこわし激甚
一七八九	寛政一	老中松平定信、寛政の改革開始。明年異学の禁
一七九二	四	ロシア使節ラックスマン、根室に来て通商を求む〇幕府、国防を論じた林子平を罰す
一七九八	一〇	本居宣長、『古事記伝』を完成(国学の大成)
一八〇四	文化一	ロシア使節レザノフ、長崎に来て通商を求む
一八一四	一一	伊能忠敬の日本全国実測地図完成す
一八二五	文政八	異国船は発見次第、二念無く打ち払いを令す
一八三六	天保七	連年飢饉、本年激甚、明年大塩の乱、幕府諸藩

朝鮮

清

- 一六八四　ライプニッツ、微分を発明
- 一六八八　イギリス名誉革命
- 一六八九　ロシア、ピョートル大帝の独裁成る〇露・清ネルチンスク条約
- 一七六二　ルソー『社会契約論』出る
- 一七六四　ワット、蒸気機関発明、イギリス産業革命進行
- 一七七六　アメリカ合衆国独立宣言
- 一七八一　カント『純粋理性批判』出る
- 一七八九　フランス大革命おこる
- 一八〇四　ナポレオン、皇帝となる
- 一八三六　朝鮮の革命思想家丁茶山死ぬ(七三歳)
- 一八三〇年代　イギリスのチャーチスト運動
- 一八四〇　清国と英国の阿片戦争

西暦	年号	日本	朝鮮	清
		大動揺		
一八三九	一〇	幕府、蘭学者高野長英らを弾圧（蛮社の獄）	朝鮮	清
一八四一	一二	幕府の天保の改革始まる。水戸・薩摩・長州・肥前・土佐その他諸藩、前後して藩政改革		
一八四二	一三	外国船に薪水給与令（阿片戦争の影響）		
一八五三	嘉永　六	アメリカ使節ペリー、浦賀で友好通商を強要		
一八五四	安政　一	日米和親条約調印。鎖国破れ、幕府独裁破綻す		
一八五八	五	米・露・蘭・英・仏との通商航海条約に調印、翌年実施、幕府、反対派を大弾圧（安政大獄）		
一八六〇	万延　一	桜田門外の変。尊王攘夷の志士、政局に進出		
一八六一	文久　一	ロシア軍艦、対馬の芋崎を占拠、島民抵抗す		
一八六二	二	坂下門の変、尊攘派、倒幕を志す〇生麦事件		
一八六三	三	長州藩外艦砲撃〇薩英交戦〇八・一八政変、尊攘派を京都から追放〇幕政大改革		
一八六四	元治　一	禁門の変〇英仏米蘭四国艦隊、下関攻撃〇水戸天狗党の挙兵	鮮	
一八六六	慶応　二	薩長両藩の反幕連合成る〇大阪・江戸・諸国の大うちこわし一揆、反幕勢力を強める		
一八六七	三	王政復古宣言、絶対主義天皇制の創出		
一八六八	明治　一	天皇政権、内乱に勝利。国際的に承認される		
一八六九	二	東京（前年、江戸を改称）を首都とす〇大名の領主権を半ば奪う（版籍奉還）		

一八四二　清・英の南京条約
一八四八　フランス二月革命〇『共産党宣言』出る　「運動
一八五〇〜六四　太平天国革命
一八五七〜五八　インド人兵士の叛乱
一八五八　ロシア、清国から黒竜江左岸を割取る（アイグン条約）、二年後ウスリー地方を取る　「約
一八六〇　英仏と清国の北京条約
一八六一　アメリカ南北戦争（〜六五）
ロシア、農奴解放
一八六四　第一インタナショナル結成
一八六七　マルクス『資本論』第一巻
一八六九　スエズ運河開通

西暦	明治	日本	朝鮮	清	世界
一八七一	明治四	廃藩置県。絶対主義統一国家成立	朝鮮	清	一八七一　普仏戦争 パリ・コンミューン ドイツ帝国成立
一八七二	五	国民徴兵制・義務教育制制定〇東京・横浜間の鉄道開通〇福沢諭吉『学問のすすめ』出始める〇琉球国王を琉球藩王とする			一八七二　ドイツ・ロシア・オーストリア三国皇帝同盟
一八七三	六	地租改正発令〇政府内の征韓論派敗退、官僚独裁固まる〇民衆蜂起空前の激化			
一八七四	七	板垣退助ら民選議院設立建白〇台湾侵略〇佐賀の乱			
一八七五	八	樺太・千島交換条約成立、琉球を除く日本の領域確定す〇日本軍艦、朝鮮江華島砲台を砲撃す			
一八七六	九	朝鮮に不平等な修好通商条約を強要〇秩禄処分強行で士族叛乱〇地租軽減要求の大一揆			
一八七七	一〇	西南戦争(士族最後の最大の叛乱)			一八七七　英領インド帝国成立〇ロシア・トルコ戦争
一八七八	一一	近衛砲兵第一大隊の兵士叛乱す			一八七八　ドイツ、社会主義鎮圧法
一八七九	一二	琉球藩を廃して沖縄県とす。清国と領土権を争う			
一八八〇	一三	自由民権運動の全国組織「国会期成同盟」成る			
一八八一	一四	国会開設の詔出る〇自由党結成			
一八八二	一五	改進党結成〇朝鮮京城で兵士・民衆の反日蜂起	鮮		一八八二　ドイツ・オーストリア・イタリア三国同盟
一八八四	一七	自由党解散〇秩父事件〇日本公使、朝鮮親日派にクウデターを行わせ失敗			
一八八五	一八	内閣制施行			一八八五　インド国民会議結成
一八八七	二〇	愛国諸勢力、井上外相の条約改正案を葬る〇自由民権諸派の統一戦線、保安条例に敗れる〇中			

西暦	年	事項
		江兆民の『三酔人経綸問答』出る
一八八九	二二	大日本帝国憲法発布○市町村制を定める
一八九〇	二三	第一回帝国議会開会○教育勅語発布○最初の資本主義的な恐慌おこる
一八九四	二七	治外法権を廃した日英通商航海条約成立(五年後に実施)○日清戦争開始(～九五)
一八九五	二八	下関で日清講和条約調印○三国干渉
一八九七	三〇	金本位制施行○労働組合期成会結成○此頃産業資本主義確立、四大財閥形成の端緒
一八九八	三一	大隈・板垣の憲政党内閣成立(最初の政党内閣)
一九〇〇	三三	治安警察法実施○立憲政友会結成○中国義和団鎮圧の帝国主義連合軍の主力を出す
一九〇一	三四	社会民主党結成、即日禁止○八幡製鉄所開業
一九〇二	三五	第一次日英同盟条約
一九〇四	三七	日露戦争開始○幸徳秋水ら平民社、反戦運動○第二インタ大会で片山潜、プレハノフと握手
一九〇五	三八	第二次日英同盟条約○桂・タフト密約○日露講和条約成立○講和条約反対の民衆、東京全市の警察焼き打ち○日米帝国主義の対立生ず
一九〇六	三九	鉄道国有法施行○南満州鉄道株式会社創立
一九〇七	四〇	恐慌、近代的独占体の形成進む
一九一〇	四三	幸徳事件○朝鮮併合、朝鮮民族抵抗

朝鮮　　鮮　　日本の半植民地

清

一八八九　第二インタナショナル結成
一八九四　朝鮮東学党の乱
一八九五～九九　資本主義列強の中国分割闘争激化
一八九八　米西戦争
一八九九～九〇二　南阿戦争
此頃、先進資本主義列強帝国主義段階に入る
一九〇〇　露清対日密約
一九〇五　ロシア第一革命
孫文、東京で中国革命同盟会を結成
一九〇七　英・仏・露の三国協商成立
朝鮮王、万国平和会議に密使を送り日本を訴う
一九一一　中国辛亥革命勝利
一九一二　中華民国成立　「る
一九一四　第一次世界大戦おこ

年	年号	事項
一九一一	明治四四	第三次日英同盟条約○関税自主権獲得○青鞜社結成
一九一二	大正　一	友愛会創立○第一次護憲運動おこる
一九一三	二	大正政変○立憲同志会(後の憲政会)結成
一九一四	三	シーメンス事件で政変○第一次大戦に参戦
一九一五	四	中国に二一ヵ条要求
一九一八	七	米騒動○ロシア革命干渉シベリア出兵(〜一九二二)○政友会内閣成立
一九一九	八	朝鮮民族独立蜂起○ヴェルサイユ条約成立○新婦人協会結成
一九二〇	九	戦後恐慌○最初のメーデー示威行進○友愛会、日本労働総同盟に改組 此頃、独占資本主義確立
一九二二	一一	ワシントン会議、九ヵ国条約と海軍軍縮協定成立○全国水平社・日本農民組合・日本共産党、それぞれ結成
一九二三	一二	関東大震災、朝鮮人大虐殺、社会主義者虐殺
一九二四	一三	護憲三派内閣成立(政党内閣期始まる)
一九二五	一四	男子普選法公布○治安維持法公布実施○ラジオ放送開始○総同盟分裂、日本労働組合評議会結成
一九二六	昭和　一	単一無産政党成らず、諸党分立
一九二七	二	金融恐慌○中国革命干渉山東出兵○東方会議
一九二八	三	普選法による初の総選挙○日本共産党員ら一斉検挙(三・一五事件)○関東軍、張作霖を爆殺

日　本　の　植　民　地

中　華　民　国

一九一七　ロシア社会主義大革命勝利

一九一八　第一次大戦終るドイツ革命おこる

一九一九　コミンテルン結成　中国、五・四運動(反帝反封建革命の新段階開始)

一九二〇　国際連盟成立

一九二一　中国共産党結成○インド民族運動激化

一九二二　イタリア、ムッソリーニ、ファッショ政権樹立

一九二五　中国、五・三〇事件

一九二六　中国、国共合作、北伐開始

一九二七　中国、国共分裂

一九二八　ソ連第一次五ヵ年計画発足　不戦条約成立、日本も参加

一九三二　アメリカ大統領にルーズベルト当選

一九三三　ナチス政権成立

年	昭和	事項
一九二九	四	資本主義世界大恐慌おこる
一九三〇	五	金輸出解禁、恐慌深化○政府、軍部に抗してロンドン海軍条約を成立させ、浜口首相狙撃される
一九三一	六	中国東北地方(満州)侵略戦争開始
一九三二	七	上海事変○「満州国」をつくる○五・一五事件、政党内閣期終る
一九三三	八	国際連盟脱退○京大滝川事件
一九三五	一〇	天皇機関説禁止
一九三六	一一	二・二六事件○日独防共協定成立
一九三七	一二	中国全面侵略戦争開始○人民戦線事件
一九三八	一三	国家総動員法制定○張鼓峯で日ソ軍衝突
一九三九	一四	ノモンハン事件○欧州戦争始まる
一九四〇	一五	仏印進駐○日独伊三国軍事同盟成立○大政翼賛会結成、天皇制ファシズム体制完成
一九四一	一六	日ソ中立条約成立○太平洋戦争開始
一九四四	一九	米空軍の本土空襲始まる
一九四五	二〇	米軍、広島・長崎に原爆投下○ソ連、対日宣戦○ポツダム宣言を受諾して降伏
		事実上の米軍単独占領下に、天皇制ファシズムと軍国主義の解体、民主化の諸指令出る○共産党・社会党・自由党・進歩党その他の政党活動大いにおこる○生産荒廃、悪性インフレ高進

日本の植民地	三八度線以北は
	三八度線以南は

中華民国

年	世界
一九三四	中国共産党長征開始
一九三六	スペイン内乱○中国、西安事件、抗日民族統一戦線結成
一九三八	英仏独伊ミュンヘン会談
一九三九	欧州戦開始
一九四〇	フランス政府、対独降服
一九四一	ドイツ、ソ連を奇襲
一九四二	ドイツ軍、スターリングラードで大敗
一九四三	イタリア降伏○カイロ宣言
一九四五	ドイツ降伏○国際連合成立○東欧の人民民主主義革命○ヴェトナム民主共和国宣言
一九四六	ソ連新五ヵ年計画 インドネシア独立宣言 フィリッピン、ヨルダン独立
一九四七	トルーマン宣言、冷戦開始 アメリカ、マーシャルプラン発表○コミンフォルム結成○

西暦	昭和	日本
一九四六	昭和二一	日本国憲法制定(明年実施)○農地改革開始○労働運動・農民運動の大高揚
一九四七	二二	占領軍総司令官、ゼネスト禁止○衆・参両議院第一回総選挙、社会党首班内閣成立
一九四八	二三	米政府、日本を反共の防壁として再建の方針をとる○公務員の罷業権・団体交渉権を奪う
一九四九	二四	占領軍、「経済安定九原則」を強行、対米従属の国家独占資本主義復興の軌道設定○三鷹事件・松川事件
一九五〇	二五	米軍、日本基地より朝鮮戦争開始○共産党を半非合法化○日本再軍備開始○レッド・パージ
一九五一	二六	サンフランシスコ講和条約日米安全保障条約締結○産業活動、戦前水準突破○民間放送開始
一九五二	二七	講和・安保両条約発効○東京の血のメーデー○破壊活動防止法反対ゼネスト(法案成立)
一九五三	二八	テレビ放送始まる○内灘基地反対運動全国化す
一九五四	二九	第五福竜丸、米水爆実験の死の灰を被る○日米MSA協定成立○自衛隊発足○中央集権警察復活○教育二法成立
一九五五	三〇	最初の日本母親大会と原水爆禁止世界大会(以後毎年開催、参加者激増)
一九五六	三一	憲法調査会設置法成立(憲法改定準備の具体化)

〜一九四八	一九四八〜
ソ連軍が占領	朝鮮民主主義
米軍が占領	大韓
	中華人民

インド、パキスタン独立

一九四八　ビルマ独立

中国革命の勝利確実となる

北朝鮮のソ連軍撤兵

一九四九　NATO成立○ソ連原爆所有○中華人民共和国成立○インドネシア連邦共和国成立

一九五〇　中ソ同盟条約成立

NATO　欧州軍創設決定

一九五一　イラン民族運動発展

一九五二　欧州防衛協同体条約○エジプト対英従属条約破棄

一九五三　朝鮮休戦協定

一九五四　米国ビキニで水爆実験○ジュネーヴのソ・中・仏・米・英五ヵ国会議

ヴェトナム休戦協定「国会議

一九五五　アジア・アフリカ諸

一九五六　ソ連共産党二〇回大会、スターリン批判○ハンガリア暴動○英仏軍のスエズ侵

		○公選教育委員を任命制に改める○沖縄県民、プライス勧告に反対○日ソ国交回復、国際連合に加入	入、失敗
一九五七	三二	岸首相、蒋介石の中国本土進攻を激励○首相訪米、「日米新時代」を宣伝	一九五七　ガーナ共和国独立、アフリカ諸民族相次いで独立○ソ連人工衛星を打ち上げる
一九五八	三三	警察官職務執行法改定案反対の国民運動勝利す○売春防止法施行	一九五八　アメリカ人工衛星打ち上げ
一九五九	三四	日米安保条約改定反対のため「安保改定阻止国民会議」結成	一九五九　キューバ人民革命勝利○ソ連、月にロケットを命中させる
一九六〇	三五	安保改定反対運動、空前の大国民闘争に発展○アイク米大統領の訪日阻止○日米安保改定条約、参議院を通過せず自然成立○岸内閣辞職、同じ自民党の池田内閣成立	一九六〇　ソ連、アメリカのU2型スパイ機を撃墜 南朝鮮の学生・市民、李承晩政権を倒す

人民共和国

民国

共和国